

DB/SA の設計項目の整理方針（36 条、8 条(竜巻)）

本資料は、DB と SA の設計項目を合わせて説明することの前作業として、共通 1 2 資料 2 の記載見直しの方向性を「8 条（竜巻）」及び「36 条」の設計方針を例に示すものである。

なお、今回提出する内容は、2/9 に実施したヒアリングにおけるコメントに対して資料構成の見直し等の再整理を行ったものである。

整理状況は以下のとおり。

- ✓ DB 設備の設計方針と SA 設備の設計方針の紐づけの考え方の全体整理を実施（別添参照）
- ✓ 2024 年 12 月 12 日提出「SA の要求事項の整理（要求事項と DB 設計の関係整理）」の添付 1 の構成に合わせて 36 条共通 12 資料 2 の構成見直した。なお、後述の関係性の再整理により引き続き精度上げが必要なため、継続して精査を進める。（添付 2 参照）
- ✓ 「36 条」の設計方針のうち竜巻に関する設計方針については、2/9 ヒアリングにおけるコメントを一部反映し再整理した。（緑色セル）（添付 2 参照）

（対応事項）

- ・ 36 条-14（常設 SA の位置的分散等）の位置づけを冒頭宣言とし、具体の設計を 36 条-15 以降で展開
- ・ 36 条-23（可搬型 SA の位置的分散等）の位置づけを冒頭宣言とし、具体の設計を 36 条-24 以降で展開
- ・ 36 条-45～50（悪影響防止）と 36 条-91,92,121,122（環境条件に対する設計）の関係性整理（別添参照）
- ・ 屋内外に保管する可搬型ホース、屋内外に跨って設置される情報把握計装設備の屋外アンテナの設計説明分類の見直し
- ・ SA の発生と関連性がない事象によって常設 SA 設備が損傷した場合に修理により復旧する方針の紐づけ先を「非安重設備損傷時の修理等」に関する設計方針へ変更

（未対応事項）

- ・ 36 条-15（非安重兼用内の SA 設備の修理等（位置的分散等））の要求を 36 条-94（非安重兼用内の SA 設備の修理等（環境条件等））に預ける整理
- ・ 36 条-15（非安重兼用内の SA 設備の修理等）の設計項目の表現方法
- ・ 接続口の位置的分散に関する設計の紐づけ先の精査
- ・ 資料 2 における DB 設備の基本設計方針との紐づけの考え方の記載の詳細化
- ✓ 「8 条（竜巻）」に関する設計方針は、上述の「36 条」の設計方針の紐づけ先見直しに合わせて設計方針全体を再整理したものである。（添付 1 参照）
- ✓ これら以外の事象及び設計方針については継続して作業中であるが、設計項目の全体を俯瞰することを目的として参考情報として記載している。（灰色セル）

別添 : DB 設備の基本設計方針との紐づけの考え方

添付 1 : 基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開 (第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻))

添付 2 : 基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開 (第三十六条 重大事故等対処設備)

以 上

DB 設備の基本設計方針との紐づきの考え方

DB 設備の基本設計方針との紐づきの考え方を以下に示す。

1. 「多様性，独立性，位置的分散」に関する設計方針

(1) 常設 SA 設備の「多様性，独立性，位置的分散」(36 条-14～21)

- ・ 「多様性，独立性，位置的分散」に関する設計は，想定する環境条件に対しても SA 設備の機能を維持するために実施する設計対応であることを踏まえ，想定する環境条件に対する設計方針が展開されている屋内及び屋外の設備設計に関する設計方針に関連付けて整理することを基本とする。
- ・ 上記の考え方に基づくと，36 条-16～21 に記載されている「～健全性を確保する設計とする。」には「環境条件に対する耐性確保」の観点に加え，「多様性，独立性，位置的分散」の観点を含むものと整理できることから，「36 条-14（常設 SA 設備の「多様性，独立性，位置的分散」）」は後述の「36 条-15～21」に記載する設計の冒頭宣言の位置づけとし，設計基準の設計方針との紐づけは「36 条-16～21」において行う。
- ・ なお，「36 条-15（非安重と兼用する内的 SA 設備の修理等）」については「多様性，独立性，位置的分散」と「環境条件等」で同じ要求が課されているため，「環境条件等」で考慮している外部衝撃等と同じ現象については「環境条件等」の基本設計方針へ冒頭宣言として展開した上で，36 条の環境条件に関する設計方針から同じ事象の DB 設備の設計方針（例：竜巻-4（非安重の修理等））に紐づける整理とする。また，「多様性，独立性，位置的分散」において考慮している「航空機墜落」については「36 条-15（非安重と兼用する内的 SA 設備の修理等）」から同じ航空機墜落に対する DB 設備の設計方針（航空-3（非安重の修理等））に紐づける整理とする。【添付 1 及び 2 において未反映事項（2/15 時点）】
- ・ 「多様性，独立性，位置的分散」のうち「多様性，独立性」については，SA 設備が有する機能と代替元の DB 設備の機能との関係，配置情報を前提として説明すべき内容であることから，重大事故等対処設備の機能説明とリンクする「36 条-16」を紐づけ元とする。
- ・ 「位置的分散」については，上記の考え方に基づき「36 条-16～21」を紐づけ元として同じ事象の DB 設備の設計方針に紐づける整理とする。
- ・ DB 設備の設計方針には同じ屋内の設計であっても設備の特徴から複数の設計方針に展開されている場合がある。（例：竜巻-14（屋内配置設計），竜巻-17（気圧差影響），竜巻-18（開口影響））この場合，屋内設計の主たる設計方針が展開されている基本設計方針に紐づける。（例：竜巻-14（屋内配置設計））
- ・ また，DB 設備の設計方針には同一の現象に対して複数の機能喪失の観点が想定され，これらの観点ごとに設計方針が展開されている場合がある。（例：火山-11（静的負荷），火山-22（閉塞）等）この場合，機能喪失の観点が「位置的分散」の設計に関係があるかを考察し適切な基本設計方針に紐づける。

(検討事項)

「位置的分散」に関する設計に関連する設計全て（竜巻であれば竜巻-14,17,18 の全て）に紐づけた上で，第 8 条（竜巻）の共通 12 資料 2 において代表説明を竜巻-14 に預けるといった整理方法もある。

- ・ なお，「位置的分散」には代替元の DB 設備との位置的分散及び相互分散の観点があるものの，上記の考え方は両観点共通である。

(2)可搬型 SA 設備の「多様性, 独立性, 位置的分散」(36 条-23~33)

(1)と同じ考え方で DB 設備の設計方針に関連づける。

(3)接続口の「位置的分散」(36 条-35~43)【紐づけの考え方整理中(2/15 時点)】

- ・ (1)と同じ考え方で DB 設備の設計方針に関連づける。
- ・ 整理にあたっては、「36 条-41」の要求が接続口へアクセスするための建屋境界の扉に対して適用される認識の下, 屋外の設備設計に関する設計方針に関連付けて整理する。

(検討事項)

建屋境界の扉に対する設計であることから, 建屋に対する設計方針に紐づける整理方法もある。

(参考: 36 条-41)

接続口は, 複数のアクセスルートを踏まえて自然現象, 人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。

2. 「悪影響防止」に関する設計方針(36 条-45~51) (別紙参照)

- ・ 「悪影響防止」に関する各基本設計方針の要求の観点以下のとおり分担し, 各々の観点から関連する DB 設備の基本設計方針への紐づけを行う。(別紙 補足②)

36 条-45: 外部衝撃等を要因として SA 設備が損傷することによる他の設備へ悪影響防止(波及的影響相当)及び 36 条-46 への冒頭宣言

36 条-46: 36 条-47~50 の冒頭宣言

36 条-47: 系統的な影響防止(電氣的影響含む)

36 条-48: 放水砲による悪影響防止

36 条-49: 内部発生飛散物としての悪影響防止

36 条-50: 竜巻による飛来物となることによる悪影響防止

- ・ 「36 条-45」で展開する外部衝撃等を要因として SA 設備が損傷することで他の設備へ悪影響を与えない設計は, SA 設備自体が外部衝撃等に対して構造的な健全性を維持することで達成する。この設計方針は, 環境条件に対する設計と同じであることから 36 条の悪影響防止に関する設計方針(36 条-45)から 36 条の環境条件に関する設計方針(36 条-91,92,121,122)へ冒頭宣言として展開した上で, 36 条の環境条件に関する設計方針(36 条-91,92,121,122)から同じ事象の DB 設備の設計方針に紐づける整理とする。(別紙 補足①)

- ・ SA 設備自体が外部衝撃等に対して構造的な健全性を維持することができず, 屋外アンテナのように予備品により復旧する設備や屋外保管の可搬型 SA 設備のように予備(1n)を期待して機能維持を図る設備については, 当該設備自体が構造的に損傷することとなる。これによる他設備への悪影響を防止する設計は波及的影響防止の設計と同じであるため, 「36 条-45」から DB 設備の波及的影響防止に関する基本設計方針に紐づける。(例: 竜巻-4(非安重の修理等)) (別紙 補足④)

- ・ 「36 条-47,48」の観点での設計は, 重大事故等への対処に関する機能説明(システム設計)と合わせての説明が必要であることから, DB 設備の設計として系統的な悪影響防止の設計要求を課している「安有-14(周辺機器等からの悪影響)」に紐づけた上で「個別条文(第3Gr)」と合わせて説明する。

- ・ 36条-49の設計は、第16条（安有）に直接該当する設計方針があることから、これと紐づける。（安有-14（周辺機器等からの悪影響）,29（内部発生飛散物））
- ・ 36条-50で展開するSA設備が飛散物となることで他の設備へ悪影響を与えない設計は、竜巻-29（固定・固縛）の設計方針が可搬型SA設備の飛散防止も含めた設計として展開されていることから、これに直接紐づける。（別紙 補足⑤）

3. 「環境条件等」に関する設計方針（別紙参照）

(1)常設SA設備が損傷した場合に修理による復旧を図るケースの紐づけ方の考え方

- ・ 想定する外部衝撃等がSAの発生の要因とならない場合、当該事象発生後の一定期間の範囲においてSAが発生することを想定し、SA設備の機能を回復させることで重大事故等への対処に必要な機能を確保できる特徴を考慮した設計対応を行う。
- ・ 具体的には、屋外 機器・配管の情報把握計装設備（屋外アンテナ）は、竜巻による風荷重に対して構造強度を確保する設計を行ったうえで、飛来物による衝撃荷重に対しては竜巻がSAの発生の要因とならないことを考慮し、損傷時には予備品を用いた修理を行うことにより必要な機能を回復する設計とする。
- ・ 風荷重に対する構造強度の確保はDB設備の設計と同じ設計であることから、「36条-92（屋外常設SA）」から「竜巻-19（屋外設計）」に紐づける。
- ・ 飛来物による衝撃荷重に対して修理の対応を行うことは、以下に示す考え方のおり解釈し、DB設備の設計方針のうち非安重設備が機能喪失した場合の代替措置及び修理により機能を確保する設計方針が展開されている「竜巻-4（非安重の修理等）」に紐づける。（別紙 補足③－1）

（考え方）

想定する外部衝撃等がSAの発生の要因とならない場合（竜巻、想定破損による蒸気漏えい）、SA設備の機能が要求される状態にないため、当該事象が発生している状態は通常運転時と同等（もしくは安全性に影響の無い範囲で逸脱している状態）と考えることができる。

SA設備の機能が要求されている状態にないため、設計基準における非安重設備の機能喪失状態と同様の状態と考え、SA設備が当該事象によって損傷した場合には修理の対応により機能復旧を図ることで重大事故等への対処に必要な機能を維持できる。

(2)可搬型SA設備の相互分散による予備（1n）を考慮し機能維持を図るケースの紐づけ方の考え方

- ・ 想定する外部衝撃等がSAの発生の要因とならない場合、相互に分散して保管する予備（1n）を期待し重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計は、設備自体に耐性を確保する設計とは異なるものの、1. に示したとおり「位置的分散」を図る設計が健全性確保の手段の1つであるとの考え方のもと、設備の防護方針に紐づける整理とする。
- ・ 具体的には、屋外 機器・配管の可搬型中型移送ポンプは竜巻による風荷重に対して固定・固縛の措置を行ったうえで、飛来物による衝撃荷重に対しては竜巻がSAの発生の要因とならないことを考慮し、相互に100m以上の離隔を確保した位置に保管する予備（1n）を期待し必要な機能を維持する設計とする。
- ・ 風荷重に対する固定・固縛の措置は、風荷重に対して耐えるという観点でDB設備の設計と同じ設計であることから、「36条-122（屋外可搬型SA）」から「竜巻-19（屋外設計）」に紐づける。
- ・ 飛来物による衝撃荷重に対して予備（1n）を期待することは、「位置的分散」を図る設計が健全性確保の

手段の1つであるとの考え方のもと「36条-122（屋外可搬型 SA）」から「竜巻-19（屋外設計）」に紐づける。（別紙 補足③-2）

(3)固定・固縛に関する設計の紐づけ方の考え方

- ・ 固定・固縛に関する設計は、「風荷重に対して健全性を確保するための観点」及び「飛散物となって他設備へ悪影響を与える観点」がある。
- ・ 「風荷重に対して健全性を確保するための観点」は環境条件に対する健全性確保の設計であることから「36条-122（屋外可搬型 SA）」から「竜巻-19（屋外設計）」に紐づける。
- ・ 「飛散物となって他設備へ悪影響を与える観点」は2. で整理したとおりであり「36条-50（飛散物の影響）」から「竜巻-29（固定・固縛）」に紐づける。
- ・ なお、紐づけ先の共通12資料2では、固定・固縛に関する設計の主を「竜巻-29」とし、「竜巻-19（屋外設計）」における固定・固縛の設計は「代表以外」とする。

4. 「操作性・アクセス性」に関する設計方針

- ・ 「操作性・アクセスルートの確保」は、外部衝撃等による影響によって操作又はアクセスする空間を確保する観点の設計であることから操作場所又はアクセスルート（空間）に対する波及的影響を防止する観点と整理し、波及的影響に対する設計方針を展開しているに紐づけて整理する。
- ・ また、火山及び外部火災は、ばい煙が操作場所又はアクセスルート（空間）へ影響する可能性があることから、ばい煙に対する設計方針を展開している「火山-52」、「外火-50」にも紐づける。
- ・ 波及的影響を防止する観点の設計が具体的に展開されていない場合であっても、アクセスルート（空間）を確保する観点から考慮すべき事象に対しては、最も関連性が高い設計方針に紐づけて整理する。
- ・ 溢水等の内部ハザードに関する考え方は追而

以上

No.	事象	事象に対する健全性の確保と悪影響防止の考慮	36条でのリンク	外的SA設備									内的SA設備						可搬型SA	
				SA設備	屋内常設SA			屋外常設SA			屋内常設SA			屋外常設SA			屋内	屋外		
					DB設備	新設	変更	非変更	新設	変更	非変更	新設	変更	非変更	新設	変更			非変更	
																				SA設備 (具体例)
凝縮器	主配管	主配管	屋外アンテナ	ダクト	なし	廃ガス貯留槽 臨界用インターロック	主配管	主配管 常用電源	なし	ダクト	モニタリングポスト ガスモニタ 気象観測設備 受電開閉設備	可搬型排風機 可搬型ホース	可搬型中型移送ホブ 車庫 可搬型ホース (コンテナ)							
1	電巻	健全性確保 (自ら耐える)	36条 環境条件 ↓ 8条	(補足①) 自ら耐えることで悪影響を防止できる対象は36条の悪影響の方針を36条の環境条件に照らした上で、36条の環境条件から8条と紐づける	○ 36条-91 ↓ 電巻14 (屋内)	○ (風荷重のみ) 36条-92 ↓ 電巻19 (屋外)	○ 36条-92 ↓ 電巻19 (屋外)	—	○ 36条-91 ↓ 電巻14 (屋内)	(○) 36条-91 ↓ 電巻14 (屋内)	非変更であり、結果として守られている設備になるため他の記号と区別するために() 表記とした。	○ 36条-92 ↓ 電巻19 (屋外)	—	○ 36条-121 ↓ 電巻14 (屋内)	○ (風荷重のみ) 36条-122 ↓ 電巻19 (屋外)					
		悪影響防止 (自ら耐えることが悪影響防止につながる)	36条 悪影響 ↓ 36条 環境条件 ↓ 8条	36条-45 ↓ 36条-91 ↓ 電巻14 (屋内)	36条-45 ↓ 36条-92 ↓ 電巻19 (屋外)	—	36条-45 ↓ 36条-91 ↓ 電巻14 (屋内)	36条-45 ↓ 36条-91 ↓ 電巻14 (屋内)	—	36条-45 ↓ 36条-92 ↓ 電巻19 (屋外)	—	36条-45 ↓ 36条-121 ↓ 電巻14 (屋内)	36条-45 ↓ 36条-122 ↓ 電巻19 (屋外)							
		健全性確保 (自ら耐えられない)	36条 環境条件 ↓ 8条	(補足②) 悪影響防止に関する設計のうち、外部衝撃等によってSA設備が構造的に損傷し周辺設備へ波及的影響を及ぼさない観点を「36条-45」が担い、飛散物となって悪影響を及ぼさない観点を「36条-50」が担うものとして整理	△ (衝突荷重に対して損傷するが予備品により復旧) 36条-92 ↓ 電巻4 (修理)	(補足③-1) 電巻がSAの発生の要因とならないことを踏まえ、屋外アンテナは設計基準における設計基準事故の発生に関連しない非変更設備損傷時の対応 (修理) と同様の位置づけと整理できる。	(補足④) 健全性を確保することで (結果として) 他設備へ悪影響を与えない設計とすることを基本とするが、健全性を確保できず復旧措置や予備を期待して機能維持を図る設計としている場合、当該設備は損傷状態に至ることになる。この場合、他設備への悪影響防止の観点での設計対応が必要となることから、同じ観点が開示されている「波及的影響の防止」の設計方針に紐づけて	—	—	—	—	× 36条-94 (修理) ↓ 電巻4 (修理)	(補足③-2) 電巻がSAの発生の要因にならないことを踏まえ、相互に分散した予備を期待する設計は、屋外設備自体に耐性を確保する設計とは異なるものの、屋外設備の防護手段の一つとして解釈する場合は電巻19に紐づける	△ (衝突荷重に対して位置分散した予備を期待) 36条-122 ↓ 電巻19 (屋外)						
		悪影響防止 (自ら耐えられない影響を考慮)	36条 悪影響 ↓ 8条	36条-45 ↓ 電巻21 (波及)	—	—	—	—	—	—	—	—	36条-45 ↓ 電巻21 (波及)	36条-45 ↓ 電巻21 (波及)						
		悪影響防止 (飛来物とならないための悪影響防止)	36条 悪影響 ↓ 8条	—	—	—	—	—	(補足⑤) 可搬型SA設備が飛散物となる影響については、「電巻29 (固定固縛)」の設計方針が可搬型SA設備の飛散防止も含めた設計として展開されていることから直接紐づける。	—	—	—	—	○ (風荷重に対して屋内保管で飛散防止) 36条-50 ↓ 電巻29 (固定固縛)	○ (風荷重に対して固縛等で飛散防止) 36条-50 ↓ 電巻29 (固定固縛)					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
1	第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 竜巻 (1) 防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は、事業指定(変更許可)を受けた想定される竜巻(以下「設計竜巻」という。)が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 【8条(竜巻)-2~5,7~12】 定義	冒頭宣言に当たる8条(その他)基本設計方針No.1,3~7,9を受けた設計						
			「設計項目の考え方」及び「説明グループの考え方」の凡例 赤字 : 重大事故等対処設備に関わる設計項目の考え方 青字 : 前回からの変更箇所 (冒頭宣言及び定義(用語の定義)であり、具体的設計は基本設計方針No.2~5,7~12に展開する。)						
2	設計竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する建物・構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する建物・構築物、系統及び機器を対象とする。竜巻防護対象施設及びそれらを収容する建屋(以下「竜巻防護対象施設等」という。)は、竜巻に対し、機械的強度を有すること等により、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 【8条(竜巻)-13,27】 定義	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.1を受けた設計						
			(冒頭宣言及び定義(用語の定義)であり、具体的設計は基本設計方針No.13,27に展開する。)						
3	また、その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言 【8条(竜巻)-21,23】 定義	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.1を受けた設計						
			(冒頭宣言及び定義(用語の定義)であり、具体的設計は基本設計方針No.21,23に展開する。)						
4	竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.1を受けた設計						
			設計説明分類共通 (屋内 機器・配管)	—	システム設計	(8条(竜巻)-4) 竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に代替設備により必要な機能を確保する設計	<8条(竜巻)-4代表以外> ・防護対象施設等以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の代替措置に係るシステム設計は、施設共通的な事項となるため、16条-27で説明する。	—	—
					配置設計	(8条(竜巻)-4) 竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<8条(竜巻)-4代表以外> ・修理に係る系統構成については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	—	—
					構造設計	(8条(竜巻)-4) 竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計		—	—
			建物・構築物	追而	システム設計	(36条-15) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の修理に係る系統構成については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	精査中		
4	電巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、電巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは電巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	建物・構築物	追而	システム設計	(36条-94) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合は修理に係る系統構成については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	-	-	
					配置設計	(36条-15) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合は修理に係る配置設計については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	-	-	
					構造設計	(36条-94) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合は修理に係る構造設計については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	-	-	
					構造設計	(36条-15) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合は修理に係る構造設計については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	-	-	
					構造設計	(36条-94) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合は修理に係る構造設計については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	-	-	
					構造設計	(36条-15) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合は修理に係る構造設計については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	-	-	
			屋外 機器・配管	追而	システム設計	(36条-15) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に代替設備により必要な機能を確保する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合は代替措置に係るシステム設計は、施設共通的な事項となるため、16条-27で説明する。	-	-	
			システム設計	(36条-94) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に代替設備により必要な機能を確保する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合は工程停止に係るシステム設計は、16条-**で説明する。	-	-			
			システム設計	(36条-15) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に関連する工程の停止により必要な機能を確保する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合は工程停止に係るシステム設計は、16条-**で説明する。	-	-			
			システム設計	(36条-94) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に関連する工程の停止により必要な機能を確保する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合は修理に係る系統構成については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	-	-			
			システム設計	(36条-15) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合は修理に係る系統構成については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	-	-			
			システム設計	(36条-94) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合は修理に係る系統構成については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	-	-			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	精査中		
4	竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	屋外 機器・配管	追而	配置設計	(36条-15) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の修理に係る配置設計については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	-	-	
						(36条-94) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	-	-		
						(36条-15) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の修理に係る構造設計については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	-	-	
						(36条-94) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	-	-		
						(36条-15) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に代替設備により必要な機能を確保する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の代替措置に係る構造設計は、施設共通的な事項となるため、16条-27で説明する。	-	-	
			(36条-94) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に代替設備により必要な機能を確保する設計	-	-					
			屋内 機器・配管	追而	システム設計	(36条-15) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に代替設備により必要な機能を確保する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の代替措置に係るシステム設計は、施設共通的な事項となるため、16条-27で説明する。	-	-	
						(36条-94) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に代替設備により必要な機能を確保する設計	-	-		
						(36条-15) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に関連する工程の停止により必要な機能を確保する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の工程停止に係るシステム設計は、16条-**で説明する。	-	-	
						(36条-94) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に関連する工程の停止により必要な機能を確保する設計	-	-		
(36条-15) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の修理に係る系統構成については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	-				-				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	精査中		
4	竜巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	機能要求①	屋内 機器・配管	追而	システム設計	(36条-94) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の修理に係る系統構成については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	-	-	
			配置設計	(36条-15) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の修理に係る配置設計については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	-	-			
			構造設計	(36条-94) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の修理に係る構造設計については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	-	-			
			構造設計	(36条-15) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の修理に係る構造設計については、第16条(安有)の保守・修理に係る説明と共通するため、16条-23で説明する。	-	-			
			構造設計	(36条-94) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の代替措置に係る構造設計は、施設共通的な事項となるため、16条-27で説明する。	-	-			
			構造設計	(36条-94) 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に代替設備により必要な機能を確保する設計	<36条-15代表以外> <36条-94代表以外> ・内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設が損傷した場合の代替措置に係る構造設計は、施設共通的な事項となるため、16条-27で説明する。	-	-			
			屋外 機器・配管	36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ	構造設計 36条(No. 92)	(36条-92(45)) 建屋内外に跨って設置する情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外部(屋外アンテナ)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・飛来物による衝撃荷重に対して竜巻が重大事故等の発生を要因とならないことを踏まえ、速やかに予備品等による復旧措置を行える構造 ・風荷重に対して変形が生じない構造は、(8条(竜巻)-19「屋外 機器・配管」の構造設計(36条-92))で展開する。	【36条-92代表】説明Gr1 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、竜巻により機能喪失する場合、速やかに予備品等による復旧措置を行うことについては、外部衝撃からの防護に係る設計方針であるため、説明Gr1にて説明する。	-	<予備品等による復旧措置> ⇒竜巻により機能喪失する場合、予備品等による復旧措置を行うことを説明 【補足重事07添付4】情報把握設備屋外アンテナの竜巻飛来物損傷時の予備品を用いた復旧について	
5	また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No. 1を受けた設計						-	-
								(運用要求のため)	-	
6	なお、使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、竜巻により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破損を与えない設計とする。	冒頭宣言 【8条(竜巻)-22】							(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 22に展開する。)	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方 精査中	既認可からの変更点
7	(2) 防護設計に係る荷重の設定 竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻は事業指定(変更許可)を受けた最大風速100m/sとし、設計荷重は、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(竜巻)」という。)を設定する。	定義 評価要求	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No. 1及び8条(その他)基本設計方針No. 17を受けた設計					
			— (基本設計方針No. 15~17, 19, 21, 22, 34, 35に係る設計条件 (最大風速100m/s)による設計荷重(竜巻) の設定)					
8	風圧力による荷重及び気圧差による荷重は、設計竜巻の特性値に基づいて設定する。	定義	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No. 1を受けた設計					
			— (基本設計方針No. 15, 17, 19, 21, 22, 34, 35に係る設計条件 (風荷重及び気圧差荷重の設定)) (※ 評価条件は第1回申請と同じ)					
9	飛来物による衝撃荷重としては、事業指定(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行0.2m、質量135kg、最大水平速度51m/s、最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。	定義	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No. 1を受けた設計					
			— (基本設計方針No. 15, 19, 21, 22, 31, 34, 35に係る設計条件 (設計飛来物及び飛来物衝撃荷重の設定)) (※ 評価条件は第1回申請と同じ)					
10	さらに、設計飛来物に加えて、竜巻の影響を考慮する施設の設定状況及びその他環境状況を考慮し、評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。	定義	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No. 1及び8条(火山)基本設計方針No. 17~21を受けた設計					
			— (基本設計方針No. 19に係る設計条件 (設計飛来物以外の極小飛来物の設定)) (※ 評価条件は第1回申請と同じ)					
11	鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、固定、隔障又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。	冒頭宣言 【8条(竜巻)-29】 定義	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No. 1を受けた設計					
			— (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 29に展開する。)					
12	また、設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は、飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない。	定義	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No. 1を受けた設計					
			— (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 14~20に展開する。)					
13	(3) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 a. 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 竜巻に対する防護設計において、竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して機械的強度を有する建屋により保護すること、竜巻防護対策設備を設置すること等により、安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 【8条(竜巻)-14~20】 定義	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No. 2を受けた設計					
			— (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 14~20に展開する。)					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方			
14	建屋内の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して竜巻防護対象施設を収納する建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.13を受けた設計 基本設計方針No.17, 18の設計条件(建屋内の竜巻防護対象施設の配置)							
			屋外 機器・配管	— (施設共通の基本設計方針のため)	配置設計	(8条(竜巻)-14) 建屋内外に跨って接続する配管等の屋内部は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置する又は地中構造物の内部に設置する設計 ・設置する建屋の構造設計は、8条(竜巻)-15, 16「建物・構築物」の構造設計(8条(竜巻)-15, 16)で展開する。	<8条(竜巻)-14代表以外> <36条-91代表以外> ・防護対象施設を建屋内に設置することにより外部からの衝撃から防護する設計方針は外部衝撃に対する共通の設計方針であることから、Gr1「屋内 機器・配管」の8条(竜巻)-14を代表として説明する。		<建屋内の竜巻防護対象施設の防護> ⇒竜巻防護対象施設に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【【補足外竜巻33】建屋開口部の調査結果について】	
				36条B⑦ 屋外の常設重大事故等 対処設備(屋外ダクト)		(36条-91(45)) 建屋内外に跨って接続するダクト等の屋内部は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置する又は地中構造物の内部に設置する設計 ・設置する建屋の構造設計は、8条(竜巻)-15, 16「建物・構築物」の構造設計(36条-91)で展開する。		<建屋内の重大事故等対処設備の防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【【補足外竜巻07(添付3)】建屋開口部の調査結果について】		
			屋内 機器・配管	— (施設共通の基本設計方針のため)	配置設計	(8条(竜巻)-14) 屋内に設置する竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置する又は地中構造物の内部に設置する設計 ・設置する建屋の構造設計は、8条(竜巻)-15, 16「建物・構築物」の構造設計(8条(竜巻)-15, 16)で展開する。	【8条(竜巻)-14代表】説明Gr1 【36条-91代表】 【36条-121代表】 ・防護対象施設を建屋内に設置することにより外部からの衝撃から防護する設計は外部衝撃に対する防護にかかる設計であるため、説明Gr1にて説明する。 また、当該設計は外部事象に対して共通の設計方針であるため、8条(竜巻)-14「屋内 機器・配管」を代表として説明する。		<建屋内の竜巻防護対象施設の防護> ⇒竜巻防護対象施設に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【【補足外竜巻33】建屋開口部の調査結果について】	
				36条C4) 屋内の常設重大事故等 対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備		(36条-91(45)) 屋内に設置する常設重大事故等 対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置する又は地中構造物の内部に設置する設計 ・設置する建屋の構造設計は、8条(竜巻)-15, 16「建物・構築物」の構造設計(36条-91)で展開する。	<8条(竜巻)-14代表以外> ・屋外 機器・配管 <36条-91代表以外> ・屋外 機器・配管 ・廃棄物管理施設 8条(竜巻)-14代表以外 ・屋内 機器・配管		<建屋内の重大事故等対処設備の防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【【補足外竜巻07(添付3)】建屋開口部の調査結果について】	
				36条C⑩ 屋内の可搬型重大事故等 対処設備		(36条-121(45)) 屋内に保管する可搬型重大事故等 対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置する設計 ・設置する建屋の構造設計は、8条(竜巻)-15, 16「建物・構築物」の構造設計(36条-121)で展開する。				
			屋内 機器・配管	36条C①) 常設重大事故等対処設備	配置設計	(36条-20) 屋内に設置する常設重大事故等 対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り位置的分散を図る設計	【36条-20代表】説明Gr1 建屋内の常設重大事故等対処設備を設計基準事故に対処するための設備と可能な限り位置的分散を図ることについては、外部衝撃に対する機能確保の手段の一つであるため、説明Gr1にて説明する。 【36条-24代表】説明Gr1 【36条-30代表】 建屋内の可搬型重大事故等対処設備を以下に示す事項を考慮して設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管する設計とすることについては、外部衝撃に対する機能確保の手段の一つであるため、説明Gr1にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管する設計 ・100m以上の離隔距離を確保した複数の保管場所に位置的分散して保管する設計			
				36条C②) 可搬型重大事故等対処設備		(36条-24) 屋内に保管する可搬型重大事故等 対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管する設計				
						(36条-30) 屋内に保管する可搬型重大事故等 対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置で建屋内に保管する設計 ・100m以上の離隔距離を確保した複数の保管場所に位置的分散して保管する設計	【36条-40代表】説明Gr1 接続口を適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計については、外部衝撃に対する機能確保の手段の一つであるため、説明Gr1にて説明する。 <8条(竜巻)-14代表以外> ・屋外 機器・配管 <36条-50代表以外> ・屋内 機器・配管 <36条-91代表以外> ・屋外 機器・配管 ・廃棄物管理施設 8条(竜巻)-14代表以外 ・屋内 機器・配管			
						(36条-40) 接続口は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
			設計説明分類(下蔵は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方			
15	竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.13を受けた設計 No.7~9から展開される設計条件(最大風速100m/sによる設計荷重(竜巻)の設定)を考慮							
			建物・構築物	・8条(竜巻)A① 竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・36条A② 設計荷重(竜巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物 ・36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等 ・36条A④ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	(8条(竜巻)-15) 主排気筒管理建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・周辺に竜巻防護対策設備を設置することで設計荷重(竜巻)の影響を防止する設計	<8条(竜巻)-15代表以外> <36条-91代表以外> <36条-121代表以外> ・防護対象施設の周辺に竜巻防護対策設備を設置することにより設計荷重(竜巻)の影響を受けない配置設計は、8条(竜巻)-31「竜巻防護対策設備」の構造設計(8条(竜巻)-31)に合わせて説明Gr1で説明する。	-	-	
					(36条-91(45)) 重大事故等対処設備を収納する建屋のうち主排気筒管理建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・周辺に竜巻防護対策設備を設置することで設計荷重(竜巻)の影響を防止する設計		-	-		
					(36条-121(45)) 重大事故等対処設備を収納する建屋のうち主排気筒管理建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・周辺に竜巻防護対策設備を設置することで設計荷重(竜巻)の影響を防止する設計		-	-		
				・8条(竜巻)A① 竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・36条A② 設計荷重(竜巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物 ・36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等 ・36条A④ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 8条(竜巻) (No.15-1) 36条 (No.91-2, No.121-2)	(8条(竜巻)-15) 竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計 ※8条(竜巻)-14「屋外 機器・配管」の配置設計(8条(竜巻)-14)及び8条(竜巻)-14「屋内 機器・配管」の配置設計(8条(竜巻)-14)で展開するとして竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計	【8条(竜巻)-15代表】説明Gr1 【36条-91代表】 【36条-121代表】 ・防護対象施設を収納する建屋が設計荷重(竜巻)に対して構造健全性を維持する設計は、外部衝撃に対する防護に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。 また、当該設計は防護対象を収納する建屋に共通の設計方針であるため、8条(竜巻)-15「建物・構築物」を代表として説明する。 <36条-50代表以外> <36条-166代表以外> ・建物・構築物 <廃棄物管理施設 8条(竜巻)-15代表以外> ・建物・構築物	-	-	
					(36条-91(45)) 屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計		-	-		
					(36条-121(45)) 屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計 ※8条(竜巻)-14「屋外 機器・配管」の配置設計(36条-91)及び8条(竜巻)-14「屋内 機器・配管」の配置設計(36条-121)で展開するとして竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計		-	-		
					評価 8条(竜巻) (No.15-1) 36条 (No.91-2, No.121-2)	(8条(竜巻)-15) 竜巻防護対象施設を収納する建屋は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・風荷重に対して主要な構造部材の転倒、過大な変形及び脱落が生じない構造を確保できていること		-	-	
					(36条-91(45)) 屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・風荷重に対して主要な構造部材の転倒、過大な変形及び脱落が生じない構造を確保できていること		-	-		
					(36条-121(45)) 屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・風荷重に対して主要な構造部材の転倒、過大な変形及び脱落が生じない構造を確保できていること		-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方			
16	また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.13を受けた設計 No.7,9から展開される設計条件(最大風速100m/sによる設計荷重(竜巻)の設定)を考慮							
			建物・構築物	・8条(竜巻)A① 竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等 ・36条A⑤ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	(8条(竜巻)-16) 主排気筒管理建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して影響を受けない設計	<8条(竜巻)-16代表以外> <36条-91代表以外> <36条-121代表以外> ・竜巻防護対象設備の配置により飛来物の衝突を防止できる配置設計は、8条(竜巻)-31「竜巻防護対策設備」の構造設計(8条(竜巻)-31)②に合わせて説明Gr1で説明する。	-	-	
					(36条-91(45)) 屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する主排気筒管理建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して飛来物防護板を設置することで影響を受けない設計		-	-		
					(36条-121(45)) 屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する主排気筒管理建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して飛来物防護板を設置することで影響を受けない設計		-	-		
				構造設計 8条(竜巻) (No.16-1) 36条 (No.91-3, No.121-3)	(8条(竜巻)-16) 竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さ有する設計 ※8条(竜巻)-14「屋外 機器・配管」の配置設計(8条(竜巻)-14)及び8条(竜巻)-14「屋内 機器・配管」の配置設計(8条(竜巻)-14)で展開するとして竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計	【8条(竜巻)-16代表】説明Gr1 【36条-91代表】 【36条-121代表】 ・設計飛来物の衝突に対し建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない設計は、外部衝撃に対する防護に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。 また、当該設計は防護対象を収納する建屋に共通の設計方針であるため、8条(竜巻)-16「建物・構築物」を代表として説明する。	-	-		
					(36条-91(45)) 屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さ有する設計 ※8条(竜巻)-14「屋外 機器・配管」の配置設計(36条-91)及び8条(竜巻)-14「屋内 機器・配管」の配置設計(36条-91)で展開するとして竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計		-	-		
					(36条-121(45)) 屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さ有する設計 ※8条(竜巻)-14「屋外 機器・配管」の配置設計(36条-121)で展開するとして竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計		-	-		
				評価 8条(竜巻) (No.16-1) 36条 (No.91-3, 121-3)	(8条(竜巻)-16) 竜巻防護対象施設を収納する建屋は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さ有すること。	【8条(竜巻)-16代表】説明Gr1 【36条-91代表】 【36条-121代表】 ・設計飛来物の衝突に対し建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない設計は、外部衝撃に対する防護に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。 また、当該設計は防護対象を収納する建屋に共通の設計方針であるため、8条(竜巻)-16「建物・構築物」を代表として説明する。	<36条-91代表以外> ・屋内 機器・配管 <廃棄物管理施設 8条(竜巻)-15代表以外> ・建物・構築物	-	<屋根スラブの貫通、裏面剥離> ⇒竜巻より防護すべき施設を収納する建屋の屋根スラブの貫通、裏面剥離について説明【補足外竜巻25]屋根スラブの貫通及び裏面剥離評価について】	
					(36条-91(45)) 屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さ有すること。		-	-		
					(36条-121(45)) 屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さ有すること。		-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	精査中		
16	また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	屋内 機器・配管	8条(竜巻)C① 竜巻防護対象施設を収納する建屋(地下タンク室)	配置設計	(8条(竜巻)-16) 竜巻防護対象施設を収納する建屋のうちタンク室は、竜巻防護対策設備の設置により飛来物の影響を防止する設備の範囲について、設計情報(配置情報)を示す。	<8条(竜巻)-16代表以外> ・竜巻防護対策設備の配置により飛来物の衝突が防止できる配置設計は、8条(竜巻)-31「竜巻防護対策設備」の構造設計(8条(竜巻)-31)②に合わせて説明Gr1で説明する。	-	-	
				36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	構造設計 36条(No. 91-7)	(36条-91(45)) 屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する地中構造物(重油貯蔵所等)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して、地中構造物(重油貯蔵所等)の構造部材である壁が貫通及び裏面剥離が生じない厚さ有する設計	<36条-91 代表以外> ・防護対象を収納する建屋の構造部材が設計飛来物の衝突に対し貫通及び裏面剥離が生じない設計は共通の設計方針であることから、Gr1「建物・構築物」の8条(竜巻)-16を代表として説明する。	-	-	
					評価 36条(No. 91-7)	(36条-91(45)) 屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する地中構造物(重油貯蔵所等)は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して、地中構造物(重油貯蔵所等)の構造部材である壁が貫通及び裏面剥離が生じない厚さ有すること。		-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方			
17	塔槽類廃ガス処理設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差による荷重に対して構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とする。	評価要求	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No. 13を受けた設計 No. 7, 8から展開される設計条件(最大風速100m/sによる設計荷重(竜巻)の設定)を考慮 No. 14から展開される設計条件(建屋内の竜巻防護対象施設の配置)を考慮							
			屋内 機器・配管	8条(竜巻)C② 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	システム設計	(8条(竜巻)-17) 塔槽類廃ガス処理設備等のうち外気と接続されている配管、ダクトは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・外気と繋がっており気圧差が影響する範囲	【8条(竜巻)-17】説明Gr1 【36条-91】 ・配管、ダクト等で外気と接続されており気圧差が影響する範囲(設計条件)のシステム設計は、外部衝撃に対する防護に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。	-	-	
				(36条-91(45)) 屋内に設置する常設重大事故等対処設備(気圧差が生じる設備)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・外気と繋がっており気圧差が影響する範囲				-	-	
				(8条(竜巻)-17) ガラス固化体貯蔵設備のうち外気と接続されている取納管は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・外気と繋がっており気圧差が影響する範囲		<8条(竜巻)-17代表以外> ・ガラス固化体貯蔵設備で気圧差が影響する範囲(設計条件)のシステム設計は、Gr1廃棄物管理施設の「屋内 機器・配管」の8条(竜巻)-17を代表として説明する。		-	-	
				構造設計 8条(竜巻) (No. 17-1) 36条 (No. 91-8)	(8条(竜巻)-17) 塔槽類廃ガス処理設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・気圧差による荷重に対して構成する主要部材が安全機能に影響を及ぼすような変形が生じない構造	【8条(竜巻)-17】説明Gr1 【36条-91】 ・屋内 機器・配管の外気と繋がっている竜巻防護対象施設の気圧差による荷重に対する構造設計は、外部衝撃に対する防護に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。	-	-		
				(36条-91(45)) 屋内に設置する常設重大事故等対処設備(気圧差が生じる設備)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・気圧差による荷重に対して構成する主要部材が重大事故等への対処に必要な機能に影響を及ぼす変形が生じない構造				-	-	
				評価 8条(竜巻) (No. 17-1) 36条 (No. 91-8)	(8条(竜巻)-17) 塔槽類廃ガス処理設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価して説明する。 ・気圧差による荷重に対して構成する主要部材が安全機能に影響を及ぼすような変形が生じないこと			-	<評価対象部位><建屋内の施設で外気と繋がっている施設の竜巻の影響を考慮する施設><強度評価の代表性> ⇒評価対象部位の選定、建屋内の施設で外気と繋がっている施設の竜巻の影響を考慮する施設及び強度評価の代表性を説明 【【補足外竜巻05】構造強度評価における評価対象部位の選定について】 【【補足外竜巻22】建屋内の施設で外気と繋がっている施設の竜巻の影響を考慮する施設について】 【【補足外竜巻21】建屋内の施設で外気と繋がっている施設の強度評価の代表性について】	
				(36条-91(45)) 屋内に設置する常設重大事故等対処設備(気圧差が生じる設備)は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価して説明する。 ・気圧差による荷重に対して構成する主要部材が重大事故等への対処に必要な機能に影響を及ぼす変形が生じないこと				-	強度評価部位 代表性 評価範囲	
				構造設計 8条(竜巻) (No. 17-2)	(8条(竜巻)-17) ガラス固化体貯蔵設備の取納管は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・気圧差による荷重に対して構成する主要部材が安全機能に影響を及ぼす変形が生じない構造	<8条(竜巻)-17代表以外> ・ガラス固化体貯蔵設備の気圧差による荷重に対する構造設計は、Gr1廃棄物管理施設の「屋内 機器・配管」の8条(竜巻)-17を代表として説明する。		-	-	
				評価 8条(竜巻) (No. 17-2)	(8条(竜巻)-17) ガラス固化体貯蔵設備の取納管は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価して説明する。 ・気圧差による荷重に対して構成する主要部材が安全機能に影響を及ぼすような変形が生じないこと			-	<評価対象部位><建屋内の施設で外気と繋がっている施設の竜巻の影響を考慮する施設><強度評価の代表性> ⇒評価対象部位の選定、建屋内の施設で外気と繋がっている施設の竜巻の影響を考慮する施設及び強度評価の代表性を説明 【【補足外竜巻05】構造強度評価における評価対象部位の選定について】 【【補足外竜巻22】建屋内の施設で外気と繋がっている施設の竜巻の影響を考慮する施設について】 【【補足外竜巻21】建屋内の施設で外気と繋がっている施設の強度評価の代表性について】	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
			設計説明分類(下段は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方			
18	開口部等からの設計飛来物の侵入により、建屋内に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は、設計飛来物の衝突による影響に対して、強度の確保等により機能が損なわれることを防止する設計、配置上の考慮又は竜巻防護対策設備を設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.13を受けた設計 No.14から展開される設計条件(建屋内の竜巻防護対象施設の配置)を考慮							
			屋外 機器・配管	— (施設共通の基本設計方針のため) 36条B⑨ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	(8条(竜巻)-18) 建屋内に設置する竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・建屋内の竜巻防護対象施設の配置情報と建屋の開口部及び内壁の配置情報、竜巻防護対策設備の配置を踏まえ、建屋内の竜巻防護対象施設に対する設計飛来物の衝突を防止する設計を配置設計にて説明する。 ・設置する建屋の設計は、8条(竜巻)-15,16「建物・構築物」の構造設計(8条(竜巻)-15,16)で展開する。 ・竜巻防護対策設備の設計は、8条(竜巻)-31「竜巻防護対策設備」の構造設計(8条(竜巻)-31)で展開する。	<8条(竜巻)-18代表以外> <36条-91代表以外> ・建屋に収納する竜巻防護対象施設の配置と建屋開口部の配置等により設計飛来物の侵入及び衝突を防止する設計は、8条(竜巻)-18「屋内 機器・配管」を代表として説明する。		<建屋内の竜巻防護対象施設の防護> ⇒竜巻防護対象施設に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【【補足外竜巻33】建屋開口部の調査結果について】	
						(36条-91(45)) 屋内に設置する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・建屋等内の重大事故等対処設備の配置情報と建屋の開口部及び内壁の配置情報の位置関係を踏まえ、設計飛来物の侵入経路を考慮し、設計飛来物が衝突しない位置に設置する設計 ・設置する建屋の設計は、8条(竜巻)-15,16「建物・構築物」の構造設計(36条-91)で展開する。 ・竜巻防護対策設備の設計は、8条(竜巻)-31「竜巻防護対策設備」の構造設計(36条-91)で展開する。		<建屋内の重大事故等対処設備の防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【【補足重事07(添付3)】建屋開口部の調査結果について】		
			屋内 機器・配管	— (施設共通の基本設計方針のため)	配置設計	(8条(竜巻)-18) 建屋内に設置する竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・建屋内の竜巻防護対象施設の配置情報と建屋の開口部及び内壁の配置情報、竜巻防護対策設備の配置を踏まえ、建屋内の竜巻防護対象施設に対する設計飛来物の衝突を防止する設計を配置設計にて説明する。 ・設置する建屋の設計は、8条(竜巻)-15,16「建物・構築物」の構造設計(8条(竜巻)-15,16)で展開する。 ・竜巻防護対策設備の設計は、8条(竜巻)-31「竜巻防護対策設備」の構造設計(8条(竜巻)-31)②で展開する。	【8条(竜巻)-18代表】 【36条-91代表】 ・建屋に収納する竜巻防護対象施設の配置と建屋開口部及び竜巻防護対策設備の配置等により設計飛来物の衝突を防止する設計は、外部衝撃に対する防護に係る設計であるため、説明G11にて説明する。 当該設計は建屋内の防護対象に共通の設計方針であるため、8条(竜巻)-18「屋内 機器・配管」を代表として説明する。		<建屋内の竜巻防護対象施設の防護> ⇒竜巻防護対象施設に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【【補足外竜巻33】建屋開口部の調査結果について】	
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	配置設計	(36条-91(45)) 屋内に設置する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・建屋等内の重大事故等対処設備の配置情報と建屋の開口部及び内壁の配置情報の位置関係を踏まえ、設計飛来物の侵入経路を考慮し、設計飛来物が衝突しない位置に設置する設計 ・設置する建屋の設計は、8条(竜巻)-15,16「建物・構築物」の構造設計(36条-91)で展開する。 ・竜巻防護対策設備の設計は、8条(竜巻)-31「竜巻防護対策設備」の構造設計(36条-91)で展開する。		<建屋内の重大事故等対処設備の防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【【補足重事07(添付3)】建屋開口部の調査結果について】			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					精査中	既認可からの変更点	精査中	
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方				
19	安全冷却水系の冷却塔等の屋外の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とする。また、設計飛来物の衝突による影響に対して安全機能を損なうおそれのある場合には、竜巻防護対策設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.13を受けた設計 No.7~10から展開される設計条件(最大風速100m/sによる設計荷重(竜巻)の設定)を考慮								
			建物・構築物	8条(竜巻)A② 屋外の竜巻防護対象施設 36条A② 設計荷重(竜巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構築物 36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計 8条(竜巻) (No.19-1) 36条 (No.92-1)	(8条(竜巻)-19) 建屋及び主排気筒は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対して主要な構造部材の転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計 ・設計飛来物の衝突に対し貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有すること ・建屋の設計は、8条(竜巻)-15,16「建物・構築物」の構造設計(8条(竜巻)-15,16)で展開する。 ・主排気筒の設計は、8条(竜巻)-21「建物・構築物」の構造設計(8条(竜巻)-21)①で展開する。	<8条(竜巻)-19代表以外> <36条-92代表以外> 防護対象施設である建屋及び主排気筒が設計荷重(竜巻)に対して構造健全性を維持する設計は共通の方針であることから、建物の設計は8条(竜巻)-15,16「建物・構築物」、排気筒の設計は8条(竜巻)-21「建物・構築物」を代表に説明Gr1で説明する。	・建屋の扉交換	-		
			建物・構築物	8条(竜巻)A② 屋外の竜巻防護対象施設 36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 8条(竜巻) (No.19-1) 36条 (No.92-1)	(8条(竜巻)-19) 建屋及び主排気筒は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対して主要な構造部材の転倒、過大な変形及び脱落が生じない構造を確保できていること ・設計飛来物の衝突に対して構造部材が貫通及び裏面剥離が生じない壁厚を有すること					
			建物・構築物	8条(竜巻)A② 屋外の竜巻防護対象施設 36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 8条(竜巻) (No.19-1) 36条 (No.92-1)	(8条(竜巻)-19) 建屋及び主排気筒は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対して主要な構造部材の転倒、過大な変形及び脱落が生じない構造を確保できていること ・設計飛来物の衝突に対して構造部材が貫通及び裏面剥離が生じない壁厚を有すること					<評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明【【補足外竜巻05】構造強度評価における評価対象部位の選定について】
			屋外 機器・配管	36条C① 常設重大事故等対処設備	配置設計	(36条-20) 常設重大事故等対処設備(第1貯水槽及び第2貯水槽)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り位置的分散を図る設計	【36条-20代表】説明Gr1 常設重大事故等対処設備を設計基準事故に対処するための設備と可能な限り位置的分散を図ることについては、外部衝撃に対する機能確保の手段の一つであるため、説明Gr1にて説明する。 【36条-24代表】説明Gr1 【36条-31代表】 【36条-32代表】 可搬型重大事故等対処設備を以下に示す事項を考慮して設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管する設計とすることについては、外部衝撃に対する機能確保の手段の一つであるため、説明Gr1にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管する設計 ・100m以上の離隔距離を確保した複数の保管場所に位置的分散して保管する設計 ・屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管する設計				
			屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備		(36条-24) 可搬型重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管する設計					
			屋外 機器・配管	36条B⑤ 屋外の可搬型重大事故等対処設備		(36条-31)④ 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管する設計 ・100m以上の離隔距離を確保した複数の保管場所に位置的分散して保管する設計					
			屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備		(36条-32) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管する設計					
			屋外 機器・配管	36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備		(36条-122(45)) 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・飛来物による衝撃荷重に対して竜巻が重大事故等の発生要因とならないことを踏まえ、固縛等の措置を講じた上で互いに100m以上の離隔を確保して保管する予備を期待し必要な機能を維持する設計 ・固縛等の措置は「(8条(竜巻)-19「屋外機器・配管」の構造設計(36条-122))」に基づく ・相互離隔の措置は「(8条(竜巻)-19「屋外機器・配管」の配置設計(36条-31))」に基づく	【36条-122代表】説明Gr1 屋外にのみ保管する可搬型重大事故等対処設備は、竜巻が重大事故等の発生要因とならないことを踏まえ、設計荷重(竜巻)のうち風荷重に対して固縛等の措置(8条(竜巻)-19「屋外機器・配管」の構造設計(36条-122))を講じることで転倒及び飛散防止を図り、飛来物による衝撃荷重に対して互いに100m以上の離隔を確保して保管する予備(8条(竜巻)-19「屋外機器・配管」の配置設計(36条-31))を期待し必要な機能を維持することについては、外部衝撃に対する機能確保の手段の一つであるため、説明Gr1にて説明する。 【36条-41代表】説明Gr1 接続口を屋外からのアクセス性を考慮した異なる複数箇所に設置する設計とすることについては、外部衝撃に対する機能確保の手段の一つであるため、説明Gr1にて説明する。 ※接続口は、「屋外機器・配管」で説明する。				
			道	道		(36条-41) 接続口は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・屋外からのアクセス性を考慮した異なる複数箇所に設置する設計					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			設計説明分類(下蔵は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	精査中		
19	安全冷却水系の冷却塔等の屋外の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とする。また、設計飛来物の衝突による影響に対して安全機能を損なうおそれのある場合には、竜巻防護対策設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	屋外 機器・配管	8条(竜巻)B① 屋外の竜巻防護対象施設	構造設計 8条(竜巻) (No. 19-2)	(8条(竜巻)-19)① 冷却塔及び安全冷却水系の配管は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対して主要な構成部材が安全機能を及ぼす変形が生じない構造	【8条(竜巻)-19代表】説明Gr1【36条-92代表】 ・屋外の防護対象施設について設計荷重(竜巻)に対して構造健全性を維持する設計は、外部衝撃からの防護に係る設計方針であるため、説明Gr1にて説明する。 <8条(竜巻)-19代表以外> <36条-92 代表以外> ・建物・構築物 <8条(竜巻)-21代表以外> <36条-45代表以外> ・屋外 機器・配管 <36条-92 代表以外> ・屋外 機器・配管 ・屋内 機器・配管	-	-	
					評価 8条(竜巻) (No. 19-2)	(8条(竜巻)-19) 冷却塔及び安全冷却水系の配管は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対して主要な構成部材の変形が生じない構造を確保できていること		<評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明【【補足外竜巻05】構造強度評価における評価対象部位の選定について】 <配管に対する飛来物の影響> ⇒配管に設計飛来物が衝突した際の対象設備の機能への影響について説明【【補足外竜巻35】配管に対する設計飛来物の衝突影響評価について】		
				8条(竜巻)B① 屋外の竜巻防護対象施設	構造設計 8条(竜巻) (No. 19-3)	(8条(竜巻)-19)② 周辺に飛来物防護ネットを設置している冷却塔及び配管は、防護ネットを通過する飛来物である砂利に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・防護ネットを通過する飛来物である砂利による衝撃荷重に対して貫通を生じない厚さを有すること ・竜巻防護対策設備の配置・設計は、8条(竜巻)-31「竜巻防護対策設備」の構造設計(8条(竜巻)-31)②で展開する。		-	-	
					評価 8条(竜巻) (No. 19-3)	(8条(竜巻)-19) 周辺に飛来物防護ネットを設置している冷却塔及び配管は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・防護ネットを通過する飛来物である砂利に対して貫通を生じない厚さを有すること		-	<評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明【【補足外竜巻05】構造強度評価における評価対象部位の選定について】 <砂利の影響> ⇒飛来物防護ネットを通過する砂利等の影響について説明【【補足外竜巻20】砂利等の極小飛来物による竜巻防護対象施設への影響について】	
			36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ	構造設計 36条(No. 92-C)	(36条-92(45))① 建屋内外に跨って設置する情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外部(屋外アンテナ)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して主要な構成部材が安全機能を及ぼす変形が生じない構造 ・飛来物による衝撃荷重に対する設計は(8条(竜巻)-4「屋外機器・配管」の構造設計(36条-92))で展開する。		-	-		
			36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ	評価 36条(No. 92-C)	(36条-92(45)) 建屋内外に跨って設置する情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外部(屋外アンテナ)は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・風荷重に対して主要な構成部材の変形が生じない構造を確保できていること		-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			設計説明分類 (下議は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	精査中		
19	安全冷却水系の冷却塔等の屋外の竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とする。また、設計飛来物の衝突による影響に対して安全機能を損なうおそれのある場合には、竜巻防護対策設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	屋外 機器・配管	36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計 36条(No.122-1)	(36条-122(45)) 屋外の可搬型重大事故等対処設備(車両)及び可搬型ホースを収納するコンテナは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して固縛装置により固縛することで転倒、飛散を防止する構造	<36条-122代表以外> 屋外の可搬型重大事故等対処設備(車両)及び可搬型ホースを収納するコンテナについては設計荷重(竜巻)のうち風荷重に対して固縛装置により固縛することで転倒、飛散を防止する設計及び 屋外の可搬型重大事故等対処設備(可搬型発電機等)及び可搬型ダクト等を収納するコンテナについて設計荷重(竜巻)のうち風荷重に対して固定装置により固定することで転倒、飛散を防止する設計は、飛来物となることの防止に関する設計と同じであるため8条(竜巻)-29「屋外 機器・配管」を代表に説明Gr1で説明する。	-	-	
			評価 36条(No.122-1)	(36条-122(45)) 屋外の可搬型重大事故等対処設備(車両)及び可搬型ホースを収納するコンテナは、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・風荷重に対して固縛装置の構成部材の破断が生じない構造を確保できていること	-	<固縛装置の評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明【【補足重事07(添付2)固縛装置の評価対象部位について】】				
			構造設計 36条(No.122-2)	(36条-122(45)) 屋外の可搬型重大事故等対処設備(可搬型発電機等)及び可搬型ダクト等を収納するコンテナは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して設備自体を固定することで転倒、飛散を防止する構造	-	-				
			評価 36条(No.122-2)	(36条-122(45)) 屋外の可搬型重大事故等対処設備(可搬型発電機等)及び可搬型ダクト等を収納するコンテナは、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・風荷重に対して固定部の構成部材の変形、破断が生じない構造を確保できていること	-	<固縛装置の評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明【【補足重事07(添付3)固縛装置の評価対象部位について】】				
20	竜巻防護対策設備の基本設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.4 竜巻防護対策設備」に示す。	冒頭宣言 【8条(竜巻)-30】	屋外 機器・配管	8条(竜巻)B① 屋外の竜巻防護対象施設 36条B② 屋外の重大事故等対処設備 36条B③ 屋外の常設重大事故等対処設備(屋外ダクト)	配置設計	(8条(竜巻)-19) 竜巻防護対策設備によって防護する竜巻防護対象施設は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・冷却塔及び配管は、設計飛来物による衝撃荷重に対して飛来物防護ネットを設置する設計 ・冷却塔及び配管の風荷重及び防利に対する設計は、(8条(竜巻)-19「屋外 機器・配管」の構造設計②)で展開する。 ・建屋内外に跨って接続するダクト等の屋外部は、設計荷重(竜巻)に対して飛来物防護板を設置する設計 ・竜巻防護対象設備の配置・設計は、8条(竜巻)-31「竜巻防護対策設備」の構造設計(8条(竜巻)-31)②で展開する。	<8条(竜巻)-19代表以外> <36条-92代表以外> ・竜巻防護対策設備の配置により屋外に設置する防護対象への飛来物の衝突を防止できる配置設計は、(8条(竜巻)-31「竜巻防護対策設備」の構造設計②)に合わせて説明Gr1で説明する。	-	-	
			(36条-92(45)) 建屋内外に跨って接続するダクト等の屋外部(常設重大事故等対処設備)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・建屋内外に接続するダクト等の屋外部は、設計荷重(竜巻)に対して飛来物防護板を設置する設計 ・竜巻防護対象設備の配置・設計は、8条(竜巻)-31「竜巻防護対策設備」の構造設計(8条(竜巻)-31)②で展開する。	-	-					
			冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.13を受けた設計							
			- (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.30に展開する。)							

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	精査中		
21	竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、当該施設の倒壊又は転倒により、周辺の竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して、必要な機能を維持する設計とする。	評価要求	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No.3を受けた設計 No.7~9から展開される設計条件(最大風速100m/sによる設計荷重(竜巻)の設定)を考慮							
			建物・構築物	8条(竜巻)A③ 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼすおそれのある設備	配置設計	(8条(竜巻)-21) 転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対し転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設の配置情報(設計情報)	<8条(竜巻)-21代表以外> <36条-92代表以外> ・設計荷重(竜巻)で竜巻防護対象施設に対し倒壊又は転倒により波及的影響を及ぼし得る施設の設計条件は、8条(竜巻)-21「建物・構築物」の構造設計(8条(竜巻)-21)①に合わせて説明G1で説明する。	-	-	
						(36条-92(45)) 転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対し転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設の配置情報(設計情報)		-	-	
					構造設計 8条(竜巻)(No.21-1) 36条(No.92-●)	(8条(竜巻)-21)① 波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設(北換気筒、建屋)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対して、倒壊又は転倒を防止できる設計	【8条(竜巻)-21 代表】 【36条-92代表】 ・竜巻防護対象施設に対し波及的影響を及ぼし得る施設が、設計荷重(竜巻)に対し倒壊又は転倒を防止できる構造設計は、外部衝撃の防護対象設備等に係る設計であるため、説明G1にて説明する。 また当該設計は、8条(竜巻)-21「建物・構築物」を代表に説明G1で説明する。	-	-	
						(36条-92(45)) 波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設(北換気筒、建屋)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対して、倒壊又は転倒を防止できる設計	<8条(竜巻)-22代表以外> ・建物・構築物 <廃棄物管理施設 8条(竜巻)-18代表以外> ・建物・構築物	-	-	
			評価 8条(竜巻)(No.21-1) 36条(No.92-●)	(8条(竜巻)-21) 波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設(北換気筒、建屋)は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対して倒壊又は転倒しない強度を有すること		-	<評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明【【補足外竜巻05】構造強度評価における評価対象部位の選定について】			
				(36条-92(45)) 波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設(北換気筒、建屋)は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対して倒壊又は転倒しない強度を有すること		-	-			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方		
21	竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、当該施設の倒壊又は転倒により、周辺の竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して、必要な機能を維持する設計とする。	評価要求	建物・構築物	36条A15 アクセスルート	配置設計	(36条-154) 屋外のアクセスルートは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・屋外のアクセスルートは竜巻に対して迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。	【36条-154代表】説明Gr1【36条-156代表】 ・屋外のアクセスルートは竜巻に対して迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計は、外部衝撃に対する防護に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。 ・屋内のアクセスルートは竜巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計は、外部衝撃に対する防護に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。	-	-
				36条A17 アクセスルート		(36条-166) 屋内のアクセスルートは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。		-	-
				36条A19 アクセスルート	構造設計 (No.166-2)	(36条-166) 屋内に設置することでアクセシビリティを確保するとしてアクセシビリティを確保する建屋等は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 ・設置する建屋の設計は、8条(竜巻)-15,16「建物・構築物」構造設計(36条-91)で展開する。	<36条-166代表以外> ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計荷重(竜巻)に対して、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計は、外部衝撃に対する防護に係る設計であるため説明Gr1にて説明する。 また、当該設計は防護対象を収納する建屋に共通の設計方針であるため、8条(竜巻)-15「建物・構築物」を代表として説明する。	-	-
				36条A15 アクセスルート	評価 (No.166-2)	(36条-166) 屋内に設置することでアクセシビリティを確保するとしてアクセシビリティを確保する建屋等は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを評価にて説明する。 ・風荷重に対して建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 ・設置する建屋の設計は、8条(竜巻)-15,16「建物・構築物」構造設計(36条-91)で展開する。		-	-
			36条A19 アクセスルート	構造設計 (No.166-3)	(36条-166) 屋内に設置することでアクセシビリティを確保するとしてアクセシビリティを確保する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有する設計。 ・設置する建屋の設計は、8条(竜巻)-15,16「建物・構築物」構造設計(36条-91)で展開する。		-	-	
			36条A19 アクセスルート	評価 (No.166-3)	(36条-166) 屋内に設置することでアクセシビリティを確保するとしてアクセシビリティを確保する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して以下を考慮した設計とすることを評価にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有する設計。 ・設置する建屋の設計は、8条(竜巻)-15,16「建物・構築物」構造設計(36条-91)で展開する。		-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請							
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
21	竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、当該施設の倒壊又は転倒により、周辺の竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して、必要な機能を維持する設計とする。	評価要求	屋外 機器・配管	8条(竜巻)B② 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼすおそれのある設備 追而	配置設計	(8条(竜巻)-21) 転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対し転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設の配置情報(設計情報)	<8条(竜巻)-21代表以外> <36条-45代表以外> ・竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に対し倒壊又は転倒により波及的影響を及ぼし得る施設の設計条件は、8条(竜巻)-21「建物・構築物」を代表に説明Gr1にて説明する。	-	-	
						(36条-45) 屋外に設置する内の事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備(モニタリングポスト等)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対し転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設の配置情報(設計情報)		-	-	
						(36条-45) 建屋内外に跨って接続する情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対し転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設の配置情報(設計情報)		-	-	
					構造設計 8条(竜巻) (No. 21-2)		(8条(竜巻)-21) 波及的影響を及ぼし得る施設である換気設備(ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備)の排気系は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対し倒壊又は転倒を防止できる構造	<8条(竜巻)-21代表以外> ・設計荷重(竜巻)に対し倒壊又は転倒を防止できる構造設計は、8条(竜巻)-19「屋外 機器・配管」を代表に説明Gr1で説明する。	-	-
					評価 8条(竜巻) (No. 21-2)		(8条(竜巻)-21) ある換気設備(ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備)の排気系は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対して倒壊又は転倒しない構造強度を有していること		-	<評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明【補足外竜巻05】構造強度評価における評価対象部位の選定について】
				屋内 機器・配管	9条(竜巻)C② 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼすおそれのある配管等 36条C⑤ 波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	システム設計	(8条(竜巻)-21) 建屋内外に跨って接続する配管等は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・竜巻防護対象施設と繋がっている波及的影響を及ぼし得る施設(機能的影響)の系統範囲	【8条(竜巻)-21】説明Gr1 【36条-92】 ・設計荷重(竜巻)で竜巻防護対象施設に対し波及的影響を及ぼし得る施設の設計条件は外部衝撃からの防護にかかる設計方針であるため、説明Gr1にて説明する。 また、当該設計は共通の設計方針のため、8条(竜巻)-21「屋内 機器・配管」を代表として説明する。	-	-
							(36条-92(45)) 建屋内外に跨って接続するベント管等は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・重大事故等対処設備と繋がっている波及的影響を及ぼし得る施設(機能的影響)の系統範囲		-	-
					構造設計 8条(竜巻) (No. 21-3) 36条 (No. 92-3)		(8条(竜巻)-21) 建屋内外に跨って接続する配管等は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・構成する主要部材が安全機能に影響を及ぼす変形が生じない構造	<8条(竜巻)-21代表以外> <36条-92代表以外> ・設計荷重(竜巻)に対して機能的影響を及ぼす変形が生じない構造設計は、8条(竜巻)-19「屋外 機器・配管」を代表に説明Gr1で説明する。	-	-
							(36条-92(45)) 建屋内外に跨って接続するベント管等は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・構成する主要部材が重大事故等への対処に必要な機能に影響を及ぼす変形が生じない構造		-	-
					評価 8条(竜巻) (No. 21-3) 36条 (No. 92-3)		(8条(竜巻)-21) 建屋内外に跨って接続する配管等は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・構成する主要部材が安全機能に影響を及ぼす変形が生じないこと		-	<評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明【補足外竜巻05】構造強度評価における評価対象部位の選定について】
							(36条-92(45)) 建屋内外に跨って接続するベント管等は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・構成する主要部材が重大事故等への対処に必要な機能に影響を及ぼす変形が生じないこと		-	-
				屋外 機器・配管	追而	システム設計	(36条-157) 屋外のアクセシビリティを確保するためのホイールローダは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・障害物を除去するためのホイールローダを予備を含めて配備する設計。	【36条-157】説明Gr1 ・ホイールローダは予備を含めた保有数を配備することは重大事故に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。	-	追而

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方		
21	竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、当該施設の倒壊又は転倒により、周辺の竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、当該施設が機能喪失に陥った場合に竜巻防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して、必要な機能を維持する設計とする。	評価要求	屋外 機器・配管	36条B② ホイールローダ	構造設計	(36条-157) 屋外のアクセス性を確保するためのホイールローダは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・障害物を除去するためのホイールローダは十分な容量を有する設計	【36条-157】説明Gr1 ・屋外アクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダを配備することは外部衝撃に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。	-	-
22	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	評価要求	建物・構築物	8条(竜巻)A④ 使用済燃料キャスクを収納する建屋	構造設計 8条(竜巻) (No. 22-1)	(8条(竜巻)-22) 使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対し倒壊又は転倒を防止できる構造	<8条(竜巻)-22 代表以外> ・建物・構築物のうち使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計荷重(竜巻)に対する構造設計は、8条(竜巻)-21「建物・構築物」を代表に説明Gr1で説明する。	-	-
23	b. 竜巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における竜巻被害状況及び再処理施設の配置から、竜巻随伴事象として火災、溢水及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 【8条(竜巻)-24~26】	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No. 6を受けた設計 No. 7, 8から展開される設計条件(最大風速100m/sによる設計荷重(竜巻)の設定)を考慮						
24	竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計又は火災の感知・消火等の対策により竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災による影響は外部火災及び内部火災に対する防護設計に包絡されるため、「3.3.3 外部火災」の「(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No. 3を受けた設計 - (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No. 24~26で展開する。)						
25	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水による影響は溢水に対する防護設計に包絡されるため、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」の「6.3.4 その他の溢水」に基づく設計とする。	定義	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No. 23を受けた設計 - (溢水に係る具体の設計については、12条(溢水)基本設計方針No. 21に展開する。)						
26	竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、外部電源喪失が生じたとしても非常用内電源系統等の安全機能を確保する設計とし、非常用内電源系統による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	定義	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No. 23を受けた設計 - (非常用内電源系統に係る具体の設計については、29条(保安電源)に展開する。)						
27	c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び竜巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言 【8条(竜巻)-28, 29】	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No. 2を受けた設計 -						
28	・設計竜巻の特性値、竜巻と同時に発生する自然現象等について、定期的な新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと	運用要求	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No. 27を受けた設計 - (運用要求) (※第1回申請と同じ)						
29	・資機材等の固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び回避を行うこと	運用要求	建物・構築物	36条A② 設計荷重(竜巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物	配置設計	(36条-50) 屋内に収納することで飛来物となる影響の防止を図るとした重大事故等対応設備を収納する主排気筒管理建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・風荷重に対して飛来物防護板を設置することで影響を受けない設計	<36条-50以外> ・防護対象施設の周辺に竜巻防護対策設備を設置することにより設計荷重(竜巻)の影響を受けない配置設計は、8条(竜巻)-31「竜巻防護対策設備」の構造設計(8条(竜巻)-31)に合わせて説明Gr1で説明する。	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請				既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料			
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方			説明グループの考え方		
29	・資機材等の固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び回避を行うこと	運用要求	建物・構築物	36条A② 設計荷重(竜巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構築物	構造設計 (No. 50-1)	(36条-50) 屋内に収納することで飛来物となる影響の防止を図るとした重大事故等対処設備を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計	<36条-50代表以外> ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計荷重(竜巻)に対して、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計は、外部衝撃に対する防護に係る設計であるため説明Gr11にて説明する。 また、当該設計は防護対象を収納する建屋に共通の設計方針であるため、8条(竜巻)-15「建物・構築物」を代表として説明する。	-	-		
					評価 (No. 50-1)	(36条-50) 屋内に収納することで飛来物となる影響の防止を図るとした重大事故等対処設備を収納する建屋は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対し倒壊又は転倒を防止できること		-	-		
			屋内 機器・配管	36条C③ 屋内の重大事故等対処設備	配置設計	(36条-50) 屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮して飛来物となる影響の防止を図る設計とすることを配置設計にて説明する。 ・外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管する設計。	<36条-50代表以外> ・防護対象施設を建屋内に設置することにより外部からの衝撃から防護する設計方針は外部衝撃に対する共通の設計方針であることから、Gr1「屋内 機器・配管」の8条(竜巻)-14を代表として説明する。	-	-		
			屋外 機器・配管	36条B④ 屋外の重大事故等対処設備	構造設計 36条(No. 50-3)	(36条-50) 屋外の可搬型重大事故等対処設備(車両)及び可搬型ホースを収納するコンテナは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮して飛来物となる影響の防止を図る設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して固縛装置により固縛することで転倒、飛散を防止する構造	【36条-50代表】Gr1 ・竜巻に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は竜巻により飛来物とならないよう風荷重を考慮し必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを固縛・固定する設計は、外部衝撃に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。 また、当該設計は共通の設計方針のため、8条(竜巻)-29「屋外 機器・配管」を代表として説明する。	-	-		
					評価 36条(No. 50-3)	(36条-50) 屋外の可搬型重大事故等対処設備(車両)及び可搬型ホースを収納するコンテナは、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・風荷重に対して固縛装置により固縛することで転倒、飛散を防止できること	<36条-122代表以外> ・屋外 機器・配管 <8条(竜巻)-29代表以外> <36条-92代表以外> <36条-122代表以外> 設計説明分類共通(屋外 機器・配管)	-	-		
					構造設計 36条(No. 50-4)	(36条-50) 屋外の可搬型重大事故等対処設備(可搬型発電機等)及び可搬型ダクト等を収納するコンテナは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮して悪影響防止を図る設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して固定部の構成部材の変形、破断が生じない構造		-	-		
					評価 36条(No. 50-4)	(36条-50) 屋外の可搬型重大事故等対処設備(可搬型発電機等)及び可搬型ダクト等を収納するコンテナは、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・風荷重に対して固定部の構成部材の変形、破断が生じないこと		-	-		
					設計説明分類共通(屋外 機器・配管)	- (施設共通の基本設計方針のため)	構造設計 (運用)	(8条(竜巻)-29) 鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計(運用)にて説明する。 ・竜巻に対して、鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、資機材等が飛来物とならないよう固縛又は固定する設計。	<8条(竜巻)-29代表以外> <36条-92代表以外> <36条-122代表以外> ・竜巻に対して資機材等が飛来物とならない場合には、外部衝撃に対する共通の設計方針であることから、36条-50「屋外 機器・配管」を代表として説明する。	-	-
								(36条-92(45)) 鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計(運用)にて説明する。 ・竜巻に対して、鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、資機材等が飛来物とならないよう固縛又は固定する設計。		-	-
								(36条-122(45)) 鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計(運用)にて説明する。 ・竜巻に対して、鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、資機材等が飛来物とならないよう固縛又は固定する設計。		-	-
			36条D① 飛来物防護板	構造設計	(36条-50) 主排気筒管理建屋内の可搬型重大事故等対処設備の飛来物となる影響の防止を図る観点で設置する竜巻防護対策設備の設計は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮して悪影響防止を図る設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突しないよう、重大事故等対処設備を囲むように竜巻防護対策設備を設置する設計。	<36条-50代表以外> ・設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突しないよう、重大事故等対処設備を囲むように竜巻防護対策設備を設置する設計は、外部衝撃に対する共通の設計方針であることから、8条(竜巻)-31「竜巻防護対策設備」を代表として説明する。	-	-			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	精査中		
29	資機材等の固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を行うこと	運用要求	竜巻防護対策設備	36条D1) 飛来物防護板	構造設計 (No. 50-6)	(36条-50) 主排気筒管理建屋内の可搬型重大事故等対処設備の飛来物となる影響の防止を図る観点で設置する竜巻防護対策設備の設計は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮して悪影響防止を図る設計とすることを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する設計。 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、竜巻防護対策設備内への侵入を防止する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。 ・支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラーメン・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計。 ・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。	<36条-50代表以外> ・主排気筒管理建屋内の可搬型重大事故等対処設備の飛来物となる影響の防止を図る観点で設置する竜巻防護対策設備の設計については、外部衝撃に対する共通の設計方針であることから、8条(竜巻)-31「竜巻防護対策設備」を代表として説明する。			
			評価 36条(No. 50-6)	(36条-50) 主排気筒管理建屋内の可搬型重大事故等対処設備の飛来物となる影響の防止を図る観点で設置する竜巻防護対策設備の設計は、以下の観点で構造健全性を維持できていることを評価にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保できていること ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置されていること ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、竜巻防護対策設備内への侵入を防止できること ・防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えないこと ・支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラーメン・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有すること ・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保できていること ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設けていること。						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	精査中		
34	(1) 飛来物防護板 飛来物防護板は、防護板(鋼材)とそれを支持する支持架構又は建屋に支持される防護板(鉄筋コンクリート)で構成し、以下の設計とする。 a. 防護板は、設計飛来物の貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。 b. 支持架構は、設計荷重(竜巻)に対し、防護板(鋼材)を支持できる強度を有する設計とする。 c. 飛来物防護板は、竜巻防護対象施設の安全機能(排気機能)に影響を与えない設計とする。 d. 飛来物防護板は、設計荷重(竜巻)により、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	評価要求 機能要求②	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No. 30, 32, 33を受けた設計 No. 7~9から展開される設計条件(最大風速100m/sによる設計荷重(竜巻)の設定)を考慮							
			竜巻防護対策設備	8条(竜巻)D② 飛来物防護板 36条D② 飛来物防護板	構造設計 8条(竜巻)(No. 34-1)	(8条(竜巻)-34) 飛来物防護板(鉄筋コンクリート)は、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・防護板は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する。 ・設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する。 ・竜巻防護対象施設の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を設ける。 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間からの設計飛来物の侵入を防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を設置する。 ・防護板は、設計飛来物の衝突により、防護板の脱落による波及的影響を与えない設計とする。 飛来物防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・防護板は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する。 ・設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する。 ・竜巻防護対象施設の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を設ける。 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間からの設計飛来物の侵入を防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を設置する。 ・防護板は設計荷重(竜巻)に対し、防護板の脱落による波及的影響を与えない設計とする。 支持架構は設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えない構造強度を確保する。	【8条(竜巻)-34 代表】説明Gr1 【36条-91 代表】 【36条-92 代表】 【36条-121 代表】 ・飛来物防護板が、設計荷重(竜巻)に対し竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないための構造設計は、外部衝撃に対する防護にかかる設計であるため、説明Gr1にて説明する。 また、当該設計は外部事象に対して共通の設計方針であるため、8条(竜巻)-34「竜巻防護対策設備」を代表として説明する。	<飛来物防護ネットの構造、評価> ⇒飛来物防護ネットの独自構造について説明 【補足外竜巻16】防護ネット及び防護板の健全性について		
			構造設計 36条(No. 91-9)	(36条-91(45)) 飛来物防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対し、 重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわない よう以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保すること。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が 重大事故等対処設備 に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置すること。 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間からの設計飛来物の侵入を防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、竜巻防護対象設備内への侵入を防止すること。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えないこと。 ・支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラーメン・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有すること。		<飛来物防護ネットの構造、評価> ⇒飛来物防護ネットの独自構造について説明 【補足外竜巻16】防護ネット及び防護板の健全性について				
防護板(鉄筋コンクリート)は、設計荷重(竜巻)に対し、 重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわない よう以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・飛来物防護板は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保すること。 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設けること										

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方		
34	(1) 飛来物防護板 飛来物防護板は、防護板(鋼材)とそれを支持する支持架構又は建屋に支持される防護板(鉄筋コンクリート)で構成し、以下の設計とする。 a. 防護板は、設計飛来物の貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。 b. 支持架構は、設計荷重(竜巻)に対し、防護板(鋼材)を支持できる強度を有する設計とする。 c. 飛来物防護板は、竜巻防護対象施設の安全機能(排気機能)に影響を与えない設計とする。 d. 飛来物防護板は、設計荷重(竜巻)により、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	評価要求 機能要求②	竜巻防護対策設備	8条(竜巻)D② 飛来物防護板 36条D② 飛来物防護板	構造設計 36条(No. 92-4)	(36条-92(45)) 飛来物防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対し、 重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう 以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保すること ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が 重大事故等対処設備 に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置すること ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、竜巻防護対策設備内への侵入を防止すること ・防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えないこと ・支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラーメン・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有すること	【8条(竜巻)-34 代表】説明Gr1 【36条-91 代表】 【36条-92 代表】 【36条-121 代表】 ・飛来物防護板が、設計荷重(竜巻)に対し竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないための構造設計は、外部衝撃に対する防護にかかる設計であるため、説明Gr1にて説明する。 また、当該設計は外部事象に対して共通の設計方針であるため、8条(竜巻)-34「竜巻防護対策設備」を代表として説明する。		
						防護板(鉄筋コンクリート)は、設計荷重(竜巻)に対し、 重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう 以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・飛来物防護板は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保すること ・飛来物防護板は、 重大事故等対処設備 の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設けること			
						構造設計 36条(No. 121-5)	(36条-121(45)) 飛来物防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対し、 重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう 以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保すること ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が 重大事故等対処設備 に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置すること ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、竜巻防護対策設備内への侵入を防止すること ・防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えないこと ・支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラーメン・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有すること		
					評価 8条(竜巻)(No. 34-1)	(8条(竜巻)-34) 飛来物防護板(鉄筋コンクリート)は、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう以下を考慮した設計とすることを評価にて説明する。 ・防護板は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保すること ・防護板は、設計飛来物の衝突により、防護板の脱落による波及的影響を与えない設計とする ・飛来物防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう、以下の構造となっていること ・防護板は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保すること ・防護板は設計荷重(竜巻)に対し、防護板の脱落による波及的影響を与えない設計とする ・支持架構は設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えない構造強度を確保する	【8条(竜巻)-34 代表】説明Gr1 【36条-91 代表】 【36条-92 代表】 【36条-121 代表】 ・設計荷重(竜巻)に対する飛来物防護板の構造設計については、外部衝撃に対する防護にかかる設計であるため、説明Gr1にて説明する。 また、当該設計は外部事象に対して共通の設計方針であるため、8条(竜巻)-34「竜巻防護対策設備」を代表として説明する。		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						既認可からの変更点	精査中 関連する個別補足説明資料			
			設計説明分類 (下議は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	精査中					
	(1) 飛来物防護板 飛来物防護板は、防護板(鋼材)とそれを支持する支持架構又は建屋に支持される防護板(鉄筋コンクリート)で構成し、以下の設計とする。 a. 防護板は、設計飛来物の貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。 b. 支持架構は、設計飛来物の貫通に対し、防護板(鋼材)を支持できる強度を有する設計とする。 c. 飛来物防護板は、竜巻防護対象施設の安全機能(排気機能)に影響を与えない設計とする。 d. 飛来物防護板は、設計荷重(竜巻)により、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	評価要求 機能要求②	竜巻防護対策設備	8条(竜巻)D② 飛来物防護板 36条D② 飛来物防護板	評価 36条(No. 91-9)	(36条-91) 防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対し、重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう以下を考慮した設計とすることを評価にて説明する。 ・ 防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していること ・ 防護板(鋼材)の取付ボルトは、設計荷重(竜巻)に対して、防護板(鋼材)が脱落しない強度を有していること ・ 支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できるよう、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落が生じない強度を確保できていること ・ 防護板(鉄筋コンクリート)は、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有していること	【8条(竜巻)-34 代表】 説明Gr1 【36条-91 代表】 【36条-92 代表】 【36条-121 代表】 ・ 設計荷重(竜巻)に対する飛来物防護板の構造設計については、外部衝撃に対する防護にかかる設計であるため、説明Gr1にて説明する。 また、当該設計は外部事象に対して共通の設計方針であるため、8条(竜巻)-34「竜巻防護対策設備」を代表として説明する。	-	-				
				評価 36条(No. 92-4)	(36条-92) 防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対し、重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう以下を考慮した設計とすることを評価にて説明する。 ・ 防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していること ・ 防護板(鋼材)の取付ボルトは、設計荷重(竜巻)に対して、防護板(鋼材)が脱落しない強度を有していること ・ 支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できるよう、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落が生じない強度を確保できていること ・ 防護板(鉄筋コンクリート)は、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有していること	-							
				評価 36条(No. 121-5)	(36条-121) 防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対し、重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう以下を考慮した設計とすることを評価にて説明する。 ・ 防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していること ・ 防護板(鋼材)の取付ボルトは、設計荷重(竜巻)に対して、防護板(鋼材)が脱落しない強度を有していること ・ 支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できるよう、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落が生じない強度を確保できていること ・ 防護板(鉄筋コンクリート)は、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有していること					-			
e. 飛来物防護板は、竜巻以外の自然現象及び人為事象により、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。		(竜巻以外の自然現象及び人為事象に係る具体的設計は、6条(地震)、8条(その他)基本設計方針No. 18~25、26~32にて展開する。)											
f. 異なる建屋又は基礎に設置された飛来物防護板で互いに近接する場合は、防護板同士が衝突しない離隔距離を確保する設計とすること。	要求事項 機能要求②	竜巻防護対策設備	8条(竜巻)D② 飛来物防護板 36条D⑥ 飛来物防護板	構造設計 8条(竜巻)(No. 34-2)	(8条(竜巻)-34) ・ 異なる建屋又は基礎に設置された飛来物防護板で近接する場合は、地震時の相対変位により支持架構又は防護板同士が衝突し防護板が脱落することを防止するため、離隔距離を確保する構造とすることを構造設計にて説明する。	【8条(竜巻)-34代表】 説明Gr1 【36条-91 代表】 【36条-92 代表】 【36条-121 代表】 ・ 地震時の相対変位により支持架構又は防護板同士が衝突しない離隔距離を確保する設計は、外部衝撃に対する防護にかかる設計であるため、説明Gr1にて説明する。 また、当該設計は竜巻防護対策設備特有の設計であるため、8条(竜巻)-34「竜巻防護対策設備」を代表として説明する。	-	-					
			構造設計 36条(No. 91-9)	(36条-91) ・ 異なる建屋又は基礎に設置された飛来物防護板で近接する場合は、地震時の相対変位により支持架構又は防護板同士が衝突し防護板が脱落することを防止するため、離隔距離を確保する構造とすることを構造設計にて説明する。	-								
			構造設計 36条(No. 92-4)	(36条-92) ・ 異なる建屋又は基礎に設置された飛来物防護板で近接する場合は、地震時の相対変位により支持架構又は防護板同士が衝突し防護板が脱落することを防止するため、離隔距離を確保する構造とすることを構造設計にて説明する。					-				
			構造設計 36条(No. 121-5)	(36条-121) ・ 異なる建屋又は基礎に設置された飛来物防護板で近接する場合は、地震時の相対変位により支持架構又は防護板同士が衝突し防護板が脱落することを防止するため、離隔距離を確保する構造とすることを構造設計にて説明する。						-			
			評価 8条(竜巻)(No. 34-2)	(8条(竜巻)-34) ・ 地震時の相対変位により支持架構又は防護板同士が衝突しない離隔距離を確保できていることを評価で確認する。							-		
			評価 36条(No. 91-9)	(36条-91) ・ 地震時の相対変位により支持架構又は防護板同士が衝突しない離隔距離を確保できていることを評価で確認する。								-	
			評価 36条(No. 92-4)	(36条-92) ・ 地震時の相対変位により支持架構又は防護板同士が衝突しない離隔距離を確保できていることを評価で確認する。									-
			評価 36条(No. 121-5)	(36条-121) ・ 地震時の相対変位により支持架構又は防護板同士が衝突しない離隔距離を確保できていることを評価で確認する。									

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
			設計説明分類(下段は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方			
35	<p>(2) 飛来物防護ネット 冷却塔周りに設置する飛来物防護ネット(補助防護板を含む。)は、防護ネット及び防護板(鋼材)とそれらを支持する支持架構で構成し、以下の設計とする。</p> <p>a. 防護ネットは、設計飛来物の運動エネルギーを吸収できる強度を有する設計とする。</p> <p>b. 防護ネットは、飛来物の衝突によりたわみが生じた場合でも、竜巻防護対象施設に衝突しない離隔距離を確保する設計とする。</p> <p>c. 防護ネット(補助防護板を含む。)は、設計飛来物の通過及び貫通を防止できる設計とする。</p> <p>d. 支持架構に直接設置する防護ネットは、ネットと支持架構の隙間を設計上考慮する飛来物の大きさ以下とするため、鋼製の補助防護板を設置する設計とする。</p> <p>e. 防護板(鋼材)は、設計飛来物の貫通を防止できる設計とする。</p> <p>f. 支持架構は、設計荷重(竜巻)に対し、防護ネット及び防護板(鋼材)を支持できる強度を有する設計とする。</p> <p>g. 飛来物防護ネットは、内包する冷却塔の冷却能力に影響を与えない設計とする。</p> <p>h. 飛来物防護ネットは、設計荷重(竜巻)により、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。</p>	<p>評価要求 機能要求②</p>	冒頭宣言に当たる8条(竜巻)基本設計方針No. 30, 32, 33を受けた設計 No. 7~9から展開される設計条件(最大風速100m/sによる設計荷重(竜巻)の設定)を考慮						<p>精査中</p>	<p>精査中</p>
			竜巻防護対策設備	8条(竜巻)D③ 飛来物防護ネット	構造設計 8条(竜巻)(No. 35-1)	<ul style="list-style-type: none"> 飛来物防護ネットは、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう、以下の構造となっていることを構造設計にて説明する。 防護ネットは設計飛来物の運動エネルギーを吸収することができるよう、破断しない強度を確保する。 防護ネットは設計飛来物の衝突に対してたわみが生じたとしても竜巻防護対象施設に衝突しない離隔距離を設ける。 防護ネットは設計飛来物の衝突に対して通過及び貫通を防止できる構造とする。 防護ネット(支持架構に直接設置)は、ネットと支持架構の隙間を設計上考慮する飛来物の大きさ以下となるよう鋼製の補助防護板を設置する。 防護ネットを構成する部材は、設計荷重(竜巻)に対して、脱落による波及的影響を与えない構造強度を確保する。 防護板は、離隔距離を確保できない箇所など防護ネットが設置できない箇所に設置する。 防護板は、設計飛来物の衝突に対して貫通が生じない厚さを確保する。 防護板は、設計荷重(竜巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板の脱落による波及的影響を与えない設計とする。 支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護ネット及び防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えない構造強度を確保する。 防護ネットおよび防護板は、設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する。 設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を設置する。 飛来物防護ネットは、冷却塔の冷却能力に影響を与えない構造とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 8条(竜巻)-35 代表 説明Gr1 飛来物防護ネットが、設計荷重(竜巻)に対し竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないための構造設計は、外部衝撃に対する防護にかかる設計であるため、説明Gr1にて説明する。 また、当該設計は外部事象に対して共通の設計方針であるため、8条(竜巻)-35「竜巻防護対策設備」を代表として説明する。 	<p><飛来物防護ネットの構造、評価> ⇒飛来物防護ネットの独自構造について説明 【【補足外竜巻16】防護ネット及び防護板の健全性について】</p>		
			評価 8条(竜巻)(No. 35-1)	<ul style="list-style-type: none"> 飛来物防護ネットは、設計荷重(竜巻)に対し、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないことを評価にて確認する。 防護ネットは設計飛来物の運動エネルギーを吸収することができるよう、破断しない強度を有する。 防護ネットは設計飛来物の衝突に対して通過及び貫通を防止できる構造強度を有する。 防護ネットは設計飛来物の衝突に対してたわみが生じたとしても竜巻防護対象施設に衝突しない離隔距離を設ける。 防護ネットを構成する部材は、設計荷重(竜巻)に対して、脱落による波及的影響を与えない構造強度を有する。 防護板は、設計飛来物の衝突に対して貫通が生じない厚さを有する。 防護板は、設計荷重(竜巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板の脱落による波及的影響を与えない構造強度である。 支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護ネット及び防護板(鋼材)を支持し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えない構造強度を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 8条(竜巻)-35 代表 説明Gr1 飛来物防護ネットが、設計荷重(竜巻)に対し竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないための構造設計は、外部衝撃に対する防護にかかる設計であるため、説明Gr1にて説明する。 また、当該設計は外部事象に対して共通の設計方針であるため、8条(竜巻)-35「竜巻防護対策設備」を代表として説明する。 	<p><飛来物防護ネットの構造、評価、許容限界> ⇒飛来物防護ネットの衝突、シャックル許容限界、設計裕度、ワイヤロープ、補助ネットの影響、独自構造、解析の保守性について説明 【【補足外竜巻10】シャックルの許容限界について】 【【補足外竜巻11】飛来物のオフセット衝突について】 【【補足外竜巻12】ネットの設計裕度の考え方について】 【【補足外竜巻13】ワイヤロープの変形を考慮したネットシステムのたわみについて】 【【補足外竜巻14】ワイヤロープの初期張力について】 【【補足外竜巻15】補助ネットの影響について】 【【補足外竜巻31】防護板及び架構の解析手法の保守性について】 【【補足外竜巻37】解析プロセスの妥当性について】</p> <p><竜巻防護対象施設の機能への影響> ⇒飛来物防護ネットを設置する冷却塔の機能への影響について説明 【【補足外竜巻30】飛来物防護ネットによる冷却塔の冷却機能への影響について】</p>				
<p>(竜巻以外の自然現象及び人為事象に係る具体的設計は、6条(地震)、8条(その他)基本設計方針No. 18~25, 26~32にて展開する。)</p>										
	<p>i. 飛来物防護ネットは、竜巻以外の自然現象及び人為事象により、竜巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。</p>									

項目番号	基本設計方針	要求種別	設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	第2回申請					
					設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
1	第1章 共通項目 9. 設備に対する要求 9.2 重大事故等対処設備 9.2.1 重大事故等対処設備に対する設計方針 再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び再処理施設を設置する事業所(再処理事業所)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、重大事故等対処設備を設けるとともに、必要な運用上の措置等を講ずる設計とする。	冒頭宣言【36条 2, 3, 4, 5, 6, 7】								「設計項目の考え方」及び「説明グループの考え方」の凡例 ：竜巻に係る設計項目 ：追而 青字：前回からの変更箇所
2	重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が發揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を發揮するために必要な系統(供給源から供給先まで、経路を含む。)で構成する。	冒頭宣言【36条 8, 45, 52, 59, 69, 140】				冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 1を受けた冒頭宣言				
3	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対処を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言【36条 51, 69】				冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 1を受けた冒頭宣言				
4	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響による機能喪失の要因となる事象(以下「外的事象」という。)を要因とする重大事故等に対処するものについて、常設のものと同搬型のものがあり、以下のとおり分類する。	定義【用語の定義】				冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 1を受けた定義(用語の定義)				
5	常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であって耐震重要施設に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であって常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	定義【用語の定義】				冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 1を受けた定義(用語の定義)				
6	なお、「再処理施設の技術基準に関する規則」第43条(放射性物質の漏えいに対処するための設備)については、再処理施設において液体状、固体状及び気体状の放射性物質に関する閉じ込め機能の喪失が発生した場合においても、放射性物質の漏えいは発生が想定されないことから、放射性物質の漏えいに対処するための設備は設置しない。	冒頭宣言【第43条】				冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 1を受けた冒頭宣言				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請								
			設計説明分類 (正蔵は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
7	重大事故等対処設備は、設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。 重大事故等対処設備の維持管理に当たっては、保安規定に基づく要領に従い、施設管理計画における保全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、重大事故等対処設備を構成する設備、機器のうち、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全避難通路(照明設備)等の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。 再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び再処理施設を設置する事業所(再処理事業所)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な運用上の措置等を講ずることを保安規定に定めて、管理する。 なお、重大事故等対処設備並びに核物質防護及び保障措置の設備は、設備間において相互影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言【36 条174～178】 冒頭宣言【36 条45】 運用要求									
8	9.2.2 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象を考慮する。	冒頭宣言【36 条9～13】 冒頭宣言【36 条14, 23, 35】									
9	共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。	冒頭宣言【36 条14, 15, 23, 35】 冒頭宣言【36 条16, 25, 36】									
10	共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を想定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言【36 条14, 15, 23, 35】 冒頭宣言【36 条17, 20, 24, 26, 27, 28, 30～33, 37, 38, 40, 41】									
11	共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を想定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	冒頭宣言【36 条14, 15, 23, 35】 冒頭宣言【36 条20, 24, 30～33, 40, 41】									
12	共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	冒頭宣言【36 条14, 15, 23, 35】 冒頭宣言【36 条17, 18, 19, 21, 24, 27, 28, 29, 31, 32, 38, 39, 42】									
13	共通要因のうち事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象の地震、火山の影響を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言【36 条14, 15, 23, 35】 冒頭宣言【36 条18, 19, 28, 29, 42, 43】									

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
13	共通要因のうち事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象の地震、火山の影響を考慮する。また、内的事象として配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言【36条14,15,23,35】 冒頭宣言【36条18,19,28,29,42,43】				<p>—</p> <p>(冒頭宣言であり、『位置的分散に関する』具体の設計は基本設計方針No.14,15,23,35に展開する。)</p> <p>(冒頭宣言であり、『共通要因に対する耐性に関する』具体の設計は基本設計方針No.18,19,28,29,42,43に展開する。)</p>			
14	a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言【36条15~22】				<p>冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,9,10,11,12,13を受けた冒頭宣言</p> <p>—</p> <p>(冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.15~22に展開する。)</p>			
15-1	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求機能要求① 冒頭宣言【36条174~178】	屋外 機器・配管	追而	システム設計	<p>内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。</p> <p>・機能喪失した場合に代替設備により必要な機能を確保する設計</p> <p>以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-4</p>			記載内容については調整のため追而 【未修正事項】 ・全事象共通の記載内容への修正 ・環境条件へまどめる整理
				追而	システム設計	<p>内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。</p> <p>・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計</p> <p>以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-4</p>	-		追而
				追而	システム設計	<p>内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。</p> <p>・機能喪失した場合に修理により必要な機能を確保する設計</p> <p>以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-4</p>	-		追而
				追而	配置設計	<p>内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。</p> <p>・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計</p> <p>以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-4</p>	-		-
				追而	構造設計	<p>内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。</p> <p>・機能喪失した場合に代替設備により必要な機能を確保する設計</p> <p>以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-4</p>	-		追而
				追而	構造設計	<p>内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。</p> <p>・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計</p> <p>以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-4</p>	-		-
			屋内 機器・配管	追而	システム設計	<p>内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。</p> <p>・機能喪失した場合に代替設備により必要な機能を確保する設計</p> <p>以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-4</p>	-		追而

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
15-1	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 冒頭宣言【36 条174～178】	屋内 機器・配管	追而	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-4	-	-
			追而	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に関連する工程の停止により必要な機能を確保する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-4	-	追而	
			追而	配置設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-4	-	-	
			追而	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に代替設備により必要な機能を確保する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-4	-	追而	
			追而	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-4	-	-	
(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 174～178に展開する。)								
15-2	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 9～14を受けた設計 - (運用要求のため)					
16	重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言【36 条22】 設置要求 機能要求① 機能要求②	屋内 機器・配管		システム設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り独立性を図る設計 以上の設計は、重大事故等対処設備が有する機能と代替元の設計基準事故に対処するための設備の機能との関係を基に説明すべき内容であることから、以下のSA基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するSA条文基本設計方針No.》 38条-●(第3Gr(追而)) 39条-●(第3Gr(追而)) 40条-●(第3Gr(追而)) 41条-●(第3Gr(追而)) 42条-●(第3Gr(追而)) 43条-●(第3Gr(追而)) 44条-●(第3Gr(追而)) 45条-●(第3Gr(追而)) 46条-●(第3Gr(追而)) 47条-●(第3Gr(追而)) 48条-●(第3Gr(追而)) 49条-●(第3Gr(追而)) 50条-●(第3Gr(追而)) 51条-●(第3Gr(追而))		
					配置設計			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下歳は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
16	重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言【36条22】 設置要求 機能要求① 機能要求②	屋内 機器・配管		構造設計	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。</p> <p>・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り多様性を図る設計</p> <p>以上の設計は、重大事故等対処設備が有する機能と代替元の設計基準事故に対処するための設備の機能との関係を基に説明すべき内容であることから、以下のSA基本設計方針と合わせて説明する。</p> <p>《関連するSA条文基本設計方針No.》</p> <p>38条-● (第3Gr (追而)) 39条-● (第3Gr (追而)) 40条-● (第3Gr (追而)) 41条-● (第3Gr (追而)) 42条-● (第3Gr (追而)) 43条-● (第3Gr (追而)) 44条-● (第3Gr (追而)) 45条-● (第3Gr (追而)) 46条-● (第3Gr (追而)) 47条-● (第3Gr (追而)) 48条-● (第3Gr (追而)) 49条-● (第3Gr (追而)) 50条-● (第3Gr (追而)) 51条-● (第3Gr (追而))</p>			
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 22に展開する。)						
17	常設重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言【32条、33条、34条、35条】 設置要求	屋内 機器・配管		配置設計	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備は、地震に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。</p> <p>・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り位置的分散を図る設計</p> <p>以上の設計は、地震に対する屋内設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。</p> <p>《関連するDB条文基本設計方針No.》</p> <p>33条-●●</p>			
					配置設計	<p>常設重大事故等対処設備(第1貯水槽及び第2貯水槽)は、地震に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。</p> <p>・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り位置的分散を図る設計</p> <p>以上の設計は、地震に対する屋外設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。</p> <p>《関連するDB条文基本設計方針No.》</p> <p>33条-●●</p>			
					配置設計	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備は、津波に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。</p> <p>・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り位置的分散を図る設計</p> <p>以上の設計は、津波に対する屋内設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。</p> <p>《関連するDB条文基本設計方針No.》</p> <p>34条-●●</p>			
					配置設計	<p>常設重大事故等対処設備(第1貯水槽及び第2貯水槽)は、津波に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。</p> <p>・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り位置的分散を図る設計</p> <p>以上の設計は、津波に対する屋外設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。</p> <p>《関連するDB条文基本設計方針No.》</p> <p>34条-●●</p>			
					配置設計	<p>屋内に設置する常設重大事故等対処設備は、火災に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。</p> <p>・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り位置的分散を図る設計</p> <p>以上の設計は、火災に対する屋内設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。</p> <p>《関連するDB条文基本設計方針No.》</p> <p>35条-●●</p>			
					配置設計	<p>常設重大事故等対処設備(第1貯水槽及び第2貯水槽)は、火災に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。</p> <p>・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り位置的分散を図る設計</p> <p>以上の設計は、火災に対する屋外設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。</p> <p>《関連するDB条文基本設計方針No.》</p> <p>35条-●●</p>			
(冒頭宣言であり、具体的設計は第32条～第35条に展開する。)									
18	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条179, 183, 184～190, 191】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.12, 13, 14を受けた冒頭宣言						
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 179, 183, 184～190, 191に展開する。)						
19	また、溢水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか又は溢水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。	設置要求 冒頭宣言【36条22】	屋内 機器・配管	36条C① 常設重大事故等対処設備	配置設計	<p>常設重大事故等対処設備は設計基準事故に対処するための設備と可能な限り位置的分散を図ることを配置設計にて説明する。</p>	<36条-19 代表以外> ・共通方針であること ・G+2再処理施設の「屋外機器・配管」の36条-23を代表として説明する。		
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 22に展開する。)						
20	常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言【36条22】 設置要求	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.10, 11, 14を受けた設計 冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.10, 11, 14を受けた冒頭宣言						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (主査は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
20	常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言【36条22】 設置要求	屋内 機器・配管		配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り位置的分散を図る設計 以上の設計は、外部衝撃に対する屋内設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-14	設計基準の設計方針との紐づけの考え方の記載は未修正のため追而(以下同じ)		
			屋外 機器・配管		配置設計	常設重大事故等対処設備(第1貯水槽及び第2貯水槽)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り位置的分散を図る設計 以上の設計は、外部衝撃に対する屋外設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19			
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.22に展開する。)						他事象分の記載については追而
21	周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対して、回転羽の損壊により飛散物を発生させる回転機器について回転体の飛散を防止する設計とし、常設重大事故等対処設備が機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言【36条22】 設置要求	屋内 機器・配管		配置設計				
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.22に展開する。)						
22	環境条件に対する健全性については、「9.2.4 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条69】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.12,14を受けた設計 冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.12,14を受けた冒頭宣言						
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.69に展開する。)						
23	b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言【36条24~34】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8~13を受けた冒頭宣言						
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.24~34に展開する。)						
24	可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.10,11,12,23を受けた設計						
			屋外 機器・配管		配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する屋外設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19			
					配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準事故に対処するための設備(屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・航空機墜落による火災に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋外 機器・配管			
					配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図る設計は、飛来物防護板等を設置する建屋内の外部火災防護対象施設が航空機墜落による火災に対して外部火災防護対象施設の性能維持に必要な温度以下とすることで安全機能を損なわない設計に關連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-42			
					配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は航空機墜落による火災に対して複数の保管場所に位置的分散して保管する設計は、飛来物防護板等を設置する建屋内の外部火災防護対象施設が航空機墜落による火災に対して外部火災防護対象施設の性能維持に必要な温度以下とすることで安全機能を損なわない設計に關連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-42			
		配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管すること及び異なる場所にも保管する設計は、屋外の外部火災防護対象施設が航空機墜落による火災に対して屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで安全機能を損なわない設計に關連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-40						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (正蔵は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
24	可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	設置要求	屋内 機器・配管		配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管する設計は、屋外の外部火災防護対象施設が航空機墜落による火災に対して屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで安全機能を損なわない設計に關連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-40		
					配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は航空機墜落による火災に対して複数の保管場所に位置的分散して保管する設計は、屋外の外部火災防護対象施設が航空機墜落による火災に対して屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで安全機能を損なわない設計に關連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-40		
					配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準事故に対処するための設備(屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・航空機による衝撃荷重に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋外 機器・配管		
					配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図る設計は、航空機による衝撃荷重に対して同時に2系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(航空機)-4		
					配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は外部衝撃に対して複数の保管場所に位置的分散して保管する設計は、航空機による衝撃荷重に対して同時に2系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置することにより施設の安全性を確保する設計に關連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(航空機)-4		
					配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管すること及び異なる場所にも保管する設計は、航空機による衝撃荷重に対して同時に2系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置することにより施設の安全性を確保する設計に關連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(航空機)-4		
					配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は外部衝撃に対して複数の保管場所に位置的分散して保管する設計は、航空機による衝撃荷重に対して同時に2系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置することにより施設の安全性を確保する設計に關連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(航空機)-4		
					配置設計	36条C② 可搬型重大事故等対処設備 屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる場所に保管する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する屋内設備の機能確保の手段の一つであるため以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-14	-	-
					配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・航空機墜落による火災に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋内 機器・配管		
					配置設計	可搬型重大事故等対処設備は設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図る設計は、飛来物防護板等を設置する建屋内の外部火災防護対象施設が航空機墜落による火災に対して外部火災防護対象施設の性能維持に必要な温度以下とすることで安全機能を損なわない設計に關連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-42		
					配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は航空機墜落による火災に対して複数の保管場所に位置的分散して保管する設計は、飛来物防護板等を設置する建屋内の外部火災防護対象施設が航空機墜落による火災に対して外部火災防護対象施設の性能維持に必要な温度以下とすることで安全機能を損なわない設計に關連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-42		
					配置設計	可搬型重大事故等対処設備は設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図る設計は、航空機による衝撃荷重に対して同時に2系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置することにより施設の安全性を確保する設計に關連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(航空機)-4		
					配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は外部衝撃に対して複数の保管場所に位置的分散して保管する設計は、航空機による衝撃荷重に対して同時に2系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置することにより施設の安全性を確保する設計に關連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(航空機)-4		
25	重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言【36条34】 設置要求① 機能要求②	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.9,23を受けた設計					
			屋外 機器・配管		システム設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り独立性を図る設計 以上の設計は、重大事故等対処設備が有する機能と代替元の設計基準事故に対処するための設備の機能との関係を基に説明すべき内容であることから、以下のSA基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するSA条文基本設計方針No.》 38条-●(第3Gr(追而)) 39条-●(第3Gr(追而)) 40条-●(第3Gr(追而)) 41条-●(第3Gr(追而)) 42条-●(第3Gr(追而)) 43条-●(第3Gr(追而)) 44条-●(第3Gr(追而)) 45条-●(第3Gr(追而)) 46条-●(第3Gr(追而)) 47条-●(第3Gr(追而)) 48条-●(第3Gr(追而)) 49条-●(第3Gr(追而)) 50条-●(第3Gr(追而)) 51条-●(第3Gr(追而))		
				配置設計				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
25	重大事故等における条件に対して可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言【36条34】 設置要求 機能要求① 機能要求②	屋外 機器・配管		構造設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り多様性を図る設計 以上の設計は、重大事故等対処設備が有する機能と代替元の設計基準事故に対処するための設備の機能との関係を基に説明すべき内容であることから、以下のSA基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するSA条文基本設計方針No.》 38条-●(第3Gr(追而)) 39条-●(第3Gr(追而)) 40条-●(第3Gr(追而)) 41条-●(第3Gr(追而)) 42条-●(第3Gr(追而)) 43条-●(第3Gr(追而)) 44条-●(第3Gr(追而)) 45条-●(第3Gr(追而)) 46条-●(第3Gr(追而)) 47条-●(第3Gr(追而)) 48条-●(第3Gr(追而)) 49条-●(第3Gr(追而)) 50条-●(第3Gr(追而)) 51条-●(第3Gr(追而))			
			屋内 機器・配管		システム設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り独立性を図る設計 以上の設計は、重大事故等対処設備が有する機能と代替元の設計基準事故に対処するための設備の機能との関係を基に説明すべき内容であることから、以下のSA基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するSA条文基本設計方針No.》 38条-●(第3Gr(追而)) 39条-●(第3Gr(追而)) 40条-●(第3Gr(追而)) 41条-●(第3Gr(追而)) 42条-●(第3Gr(追而)) 43条-●(第3Gr(追而)) 44条-●(第3Gr(追而)) 45条-●(第3Gr(追而)) 46条-●(第3Gr(追而)) 47条-●(第3Gr(追而)) 48条-●(第3Gr(追而)) 49条-●(第3Gr(追而)) 50条-●(第3Gr(追而)) 51条-●(第3Gr(追而))			
					配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り多様性を図る設計 以上の設計は、重大事故等対処設備が有する機能と代替元の設計基準事故に対処するための設備の機能との関係を基に説明すべき内容であることから、以下のSA基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するSA条文基本設計方針No.》 38条-●(第3Gr(追而)) 39条-●(第3Gr(追而)) 40条-●(第3Gr(追而)) 41条-●(第3Gr(追而)) 42条-●(第3Gr(追而)) 43条-●(第3Gr(追而)) 44条-●(第3Gr(追而)) 45条-●(第3Gr(追而)) 46条-●(第3Gr(追而)) 47条-●(第3Gr(追而)) 48条-●(第3Gr(追而)) 49条-●(第3Gr(追而)) 50条-●(第3Gr(追而)) 51条-●(第3Gr(追而))			
(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.34に展開する。)									
26	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	設置要求	屋外 機器・配管	追而	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図ることを配置設計にて説明する。	<36条-26 代表以外> ・屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は設計基準に準拠するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図ることについては共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内 機器・配管」の36条-23を代表として説明する。	-	追而
			屋内 機器・配管	36条C② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図ることを配置設計にて説明する。	<36条-26 代表以外> ・屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は設計基準に準拠するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図ることについては共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内 機器・配管」の36条-23を代表として説明する。	-	-
				追而	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図ることを配置設計にて説明する。	<36条-26 代表以外> ・屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は設計基準に準拠するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図ることについては共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内 機器・配管」の36条-23を代表として説明する。	-	追而
27	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に示す地震により、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置をするとともに、「3.1 地震による損傷の防止」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液化又は揺り込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	設置要求 機能要求①	建物・構築物	36条A① 屋外の保管場所	構造設計	屋外の保管場所は地震(1.0Ss)に対して必要な機能を損なわないように地盤改良を行うことを構造設計にて説明する。	【36条-27】説明Gr1 ・屋外の保管場所は地震(1.0Ss)に対して必要な機能を損なわないように地盤改良を行うことについては、外部衝撃の防護対象設備に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。	-	-
			屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図ることを配置設計にて説明する。	<36条-27 代表以外> ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は設計基準に準拠するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図ることについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-23を代表として説明する。	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請							
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
27	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に示す地震により、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の措置をすることにより、「3.1 地震による損傷の防止」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。	設置要求 機能要求①	屋外 機器・配管	36条B③ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は地震(1.0Ss)に対して必要な機能を損なわない複数の保管場所に位置的分散して保管することを配置設計にて説明する。	<36条-27 代表以外> ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は地震(1.0Ss)に対して必要な機能を損なわない複数の保管場所に位置的分散して保管することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-31を代表として説明する。	-	-	
			36条B③ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 27-1)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は地震(1.0Ss)に対して当該設備又は当該設備を収納するものを固縛し、固縛装置を固縛することにより、固縛強度を有することを構造設計にて説明する。	<36条-27 代表以外> ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は地震(1.0Ss)に対して当該設備又は当該設備を収納するものを固縛することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-182を代表として説明する。	-	-		
			36条B③ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 27-1)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は地震(1.0Ss)に対して当該設備又は当該設備を収納するものを固縛し、固縛装置が固縛できる構造強度を有することを評価にて説明する。	<36条-27 代表以外> ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は地震(1.0Ss)に対して当該設備又は当該設備を収納するものを固縛することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-182を代表として説明する。	-	-		
			36条B③ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 27-2)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は地震(1.0Ss)に対して当該設備又は当該設備を収納するものを固定することを構造設計にて説明する。	<36条-27 代表以外> ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は地震(1.0Ss)に対して当該設備又は当該設備を収納するものを固定することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-182を代表として説明する。	-	-		
			36条B③ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 27-2)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は地震(1.0Ss)に対して当該設備又は当該設備を収納するものを固定し、固定装置が固定できる構造強度を有することを評価にて説明する。	<36条-27 代表以外> ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は地震(1.0Ss)に対して当該設備又は当該設備を収納するものを固定することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-182を代表として説明する。	-	-		
28	また、事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、「3.2 津波による損傷の防止」に示す津波による影響を受けない位置に設置する設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、津波による影響を受けない位置に据付けられることとし、使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付けられる場合は、津波に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。また、「9.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う設計とする。	冒頭宣言【36条179,183,184~190,191】 冒頭宣言【196~211】 冒頭宣言【第34条】 冒頭宣言【第35条】 設置要求 運用要求	屋外 機器・配管	36条B④ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付けられる可搬型重大事故等対処設備は津波の影響を受けない位置に予備を保管することを配置設計にて説明する。	【36条-28 代表】説明Gr1・使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付けられる可搬型重大事故等対処設備は津波の影響を受けない位置に予備を保管することについては、外部衝撃の防護対象設備に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。 <36条-120代表以外> ・屋外 機器・配管	-	-	
			36条B⑤ 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は津波に対して据付け後において津波の影響により退避が必要と判断された場合には、津波の影響を受けない位置に移動させることを配置設計にて説明する。	【36条-28 代表】説明Gr1・可搬型重大事故等対処設備は津波に対して据付け後において津波の影響により退避が必要と判断された場合には、津波の影響を受けない位置に移動させることについては外部衝撃の防護対象設備に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。 <36条-120代表以外> ・屋外 機器・配管	-	-		
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 179, 183, 184~190, 191に展開する。)							
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 196~211に展開する。)							
			(冒頭宣言であり、具体的設計は第34条に展開する。)							
			(冒頭宣言であり、具体的設計は第35条に展開する。)							
(運用要求のため)										

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下欄は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
29	溢水、化学薬品漏えい、火災、内部発生飛散物及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 12, 13, 23を受けた設計						
			屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図ることを配置設計にて説明する。	<36条-29 代表以外> ・可搬型重大事故等対処設備は設計基準に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図ることについては共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内 機器・配管」の36条-23を代表として説明する。	-	-
				36条B② 可搬型重大事故等対処設備		可搬型重大事故等対処設備は位置的分散を考慮し複数の場所に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-29 代表以外> ・可搬型重大事故等対処設備は位置的分散を考慮し複数の場所に保管することについては共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内 機器・配管」の36条-29を代表として説明する。	-	-
				36条B② 可搬型重大事故等対処設備		屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は重大事故等への対処において迅速に対応できるよう、建屋内の複数のアクセスルート上に保管することを配置設計にて説明する。	【36条-29】説明Gr2 ・屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は重大事故等への対処において迅速に対応できるよう、建屋内の複数のアクセスルート上に保管することについては、溢水/化学薬品の防護対象設備に係る設計であるため、説明Gr2にて説明する。	-	-
			屋内 機器・配管	36条C② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図ることを配置設計にて説明する。	<36条-29 代表以外> ・可搬型重大事故等対処設備は設計基準に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図ることについては共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内 機器・配管」の36条-23を代表として説明する。	-	-
				36条C② 可搬型重大事故等対処設備		可搬型重大事故等対処設備は位置的分散を考慮し複数の場所に保管することを配置設計にて説明する。	【36条-29 代表】説明Gr2 ・可搬型重大事故等対処設備は位置的分散を考慮し複数の場所に保管することについては、溢水/化学薬品の防護対象設備に係る設計であるため、説明Gr2にて説明する。 <36条-26 代表以外> ・屋外 機器・配管 ・屋内 機器・配管 <36条-29 代表以外> ・屋外 機器・配管	-	-
30	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 8, 10, 11, 23を受けた設計						
			屋内 機器・配管	36条C② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置で建屋内に保管する設計 ・100m以上の離隔距離を確保した複数の保管場所に位置的分散して保管する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する屋内設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-14	-	-	
						屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・航空機墜落による火災に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋内 機器・配管	-	-	
				36条C② 可搬型重大事故等対処設備		可搬型重大事故等対処設備は設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図る設計は、飛来物防護板等を設置する建屋内の外部火災防護対象施設が航空機墜落による火災に対して外部火災防護対象施設の性能維持に必要な温度以下とすることで安全機能を損なわない設計に関連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-42	-	-	
				36条C② 可搬型重大事故等対処設備		屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は航空機墜落による火災に対して複数の保管場所に位置的分散して保管する設計は、飛来物防護板等を設置する建屋内の外部火災防護対象施設が航空機墜落による火災に対して外部火災防護対象施設の性能維持に必要な温度以下とすることで安全機能を損なわない設計に関連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-42	-	-	
						可搬型重大事故等対処設備は設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備と可能な限り位置的分散を図る設計は、航空機による衝撃荷重に対して同時に2系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置することにより施設の安全性を確保する設計に関連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(航空機)-4 屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は外部衝撃に対して複数の保管場所に位置的分散して保管する設計は、航空機による衝撃荷重に対して同時に2系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置することにより施設の安全性を確保する設計に関連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(航空機)-4	-	-	
31	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 8, 10, 11, 12, 23を受けた設計						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
31	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	屋外 機器・配管	36条B⑤ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管する設計 ・100m以上の離隔距離を確保した複数の保管場所に位置的分散して保管する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する屋外設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-19	-	-
						屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準事故に対処するための設備(屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・航空機墜落による火災に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋外 機器・配管		
						屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準事故に対処するための設備(屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・航空機による衝撃荷重に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋外 機器・配管		
				36条B⑤ 屋外の可搬型重大事故等対処設備		屋外の可搬型重大事故等対処設備は設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管すること及び異なる場所にも保管する設計は、屋外の外部火災防護対象施設が航空機墜落による火災に対して屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで安全機能を損なわない設計に關連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-40	-	-
				36条B⑤ 屋外の可搬型重大事故等対処設備		屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は航空機墜落による火災に対して複数の保管場所に位置的分散して保管する設計は、屋外の外部火災防護対象施設が航空機墜落による火災に対して屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで安全機能を損なわない設計に關連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-40	-	-
						屋外の可搬型重大事故等対処設備は設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管すること及び異なる場所にも保管する設計は、航空機による衝撃荷重に対して同時に2系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置することにより施設の安全性を確保する設計に關連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(航空機)-4		
32	また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 10, 11, 12, 23を受けた設計					
			屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する屋外設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(電巻)-19	-	-
						屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準事故に対処するための設備(屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・航空機墜落による火災に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋外 機器・配管		
						屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準事故に対処するための設備(屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・航空機による衝撃荷重に対して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-23 屋外 機器・配管		
					配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管する設計は、屋外の外部火災防護対象施設が航空機墜落による火災に対して屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで安全機能を損なわない設計に關連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-40		
			配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管する設計は、航空機による衝撃荷重に対して同時に2系列破損しないよう十分な離隔距離をとって配置することにより施設の安全性を確保する設計に關連することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(航空機墜落)-4				
33	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物的事象、森林火災、塩害、航空機墜下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言【36条34】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 10, 11, 23を受けた冒頭宣言					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請							
			設計説明分類 (下籤は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
33	屋外に保管する可燃型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言【36条34】					— (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 34に展開する。)			
34	環境条件に対する健全性については、「9.2.4 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条69】					冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 23, 25, 33を受けた冒頭宣言			
							— (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 69に展開する。)			
35	c. 可燃型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可燃型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	冒頭宣言【36条36～44】					冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 8, 9, 10, 11, 12, 13を受けた冒頭宣言			
							— (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 36～44に展開する。)			
36	接続口は、重大事故等における条件に対して、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。また、建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求 冒頭宣言【36条44】	屋内 機器・配管	追而	配置設計	接続口は適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-36 代表以外> ・共通方針であること ・Gr2再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-35を代表として説明する。	—	追而	
							— (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 44に展開する。)			
37	地震に対して接続口は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置する設計とする。	設置要求	屋内 機器・配管	追而	配置設計	接続口は適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-37 代表以外> ・共通方針であること ・Gr2再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-35を代表として説明する。	—	追而	
				追而		接続口は地震(1.0s)に対して必要な機能を損なわない建屋等内に隣接しない位置の異なる複数の場所に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-37 代表以外> ・共通方針であること ・Gr2再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-26を代表として説明する。	—	追而	
38	地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言【33条、34条、35条】 設置要求	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 10, 12, 35を受けた設計 冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 10, 12, 35を受けた冒頭宣言							
			屋内 機器・配管		配置設計	屋内に設置する接続口は、地震に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り位置的分散を図る設計 以上の設計は、地震に対する屋内設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 33条-●●				
					配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は、津波に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り位置的分散を図る設計 以上の設計は、津波に対する屋内設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 34条-●●				
					配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は、火災に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計基準事故に対処するための設備と可能な限り位置的分散を図る設計 以上の設計は、火災に対する屋内設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 35条-●●				
			— (冒頭宣言であり、具体的設計は第33条～第35条に展開する。)							
39	溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可燃型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	屋内 機器・配管	追而	配置設計	接続口は適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-39 代表以外> ・共通方針であること ・Gr2再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-35を代表として説明する。	—	追而	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (正蔵は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
40	接続口は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言【36条44】 設置要求	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 10, 11, 35を受けた設計 冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 10, 11, 35を受けた冒頭宣言					
			屋内 機器・配管	迫而	配置設計	接続口は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する屋内設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-14	-	迫而
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 44に展開する。)					
41	接続口は、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 10, 11, 35を受けた設計					
			屋内 機器・配管		配置設計	接続口は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・屋外からのアクセス性を考慮した異なる複数箇所に設置する設計 以上の設計は、屋外から屋内へアクセスにおける外部衝撃に対する信頼性確保手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19		
					配置設計	航空機墜落による火災に対して接続口は屋外からのアクセス性を考慮した異なる複数箇所に設置する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-35 屋内 機器・配管		
					配置設計	航空機による衝撃荷重に対して接続口は屋外からのアクセス性を考慮した異なる複数箇所に設置する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-35 屋内 機器・配管		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下蔵は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
42	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する接続口は、「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条 179, 183, 184~ 190, 191】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 12, 13, 35を受けた設計						
			— (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No. 179, 183, 184~190, 191に展開する。)						
43	接続口は、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることを防止するため、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言【36条44】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 13, 35を受けた設計						
			— (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No. 44に展開する。)						
44	環境条件に対する健全性については、常設重大事故等対処設備として、「9.2.4 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条69】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 35, 36, 40, 43を受けた設計						
			— (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No. 69に展開する。)						
45	(2) 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言【36条 91, 92, 121, 122】 設置要求	屋外 機器・配管	追而	配置設計	屋外に設置する内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備(モニタリングポスト等)は、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計荷重(電巻)に対し転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設の配置情報(設計情報)	設計基準の基本設計方針との紐づけの考え方の記載については未修正のため追而。	—	追而
			屋外 機器・配管	追而	配置設計	建屋内外に跨って接続する情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、設計荷重(電巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計荷重(電巻)に対し転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設の配置情報(設計情報)			
			— (電巻に対して健全性を確保することにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計は、環境条件にて電巻を考慮した設計と同一であることから、具体の設計は基本設計方針No. 91, 92, 121, 122に展開する。)						
記載ルールに則った記載に修正予定									
46	重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)、内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言【36条47~50】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.45を受けた設計						
			— (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No. 47~50に展開する。)						
47	系統的な影響について、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生時(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	建物・構築物	追而	システム設計	重大事故等対処設備は弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることをシステム設計にて説明する。	<36条-47 代表以外> ・共通方針であることから、G3再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-47を代表として説明する。	—	追而
				追而		重大事故等対処設備は重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることをシステム設計にて説明する。	<36条-47 代表以外> 上記と同じ。	—	追而
				追而		重大事故等対処設備は他の設備から独立して単独で使用可能なことをシステム設計にて説明する。	<36条-47 代表以外> 上記と同じ。	—	追而
				追而		重大事故等対処設備は安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することをシステム設計にて説明する。	<36条-47 代表以外> 上記と同じ。	—	追而

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下益は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
47	<p>系統的な影響について、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	機能要求①	屋外 機器・配管	追而	システム設計	上記と同じ。	<36条-47 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而			<36条-47 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而			<36条-47 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而			<36条-47 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	システム設計	上記と同じ。	【36条-47 代表】説明Gr3 ・重大事故等対処設備は弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることについては、屋内 機器・配管の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而
				追而			【36条-47 代表】説明Gr3 ・重大事故等対処設備は重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることについては、屋内 機器・配管の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而
				追而			【36条-47 代表】説明Gr3 ・重大事故等対処設備は他の設備から独立して単独で使用可能なことについては、屋内 機器・配管の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而
				追而			【36条-47 代表】説明Gr3 ・重大事故等対処設備は安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することについては、屋内 機器・配管の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而
48	<p>可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	運用要求	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.46を受けた設計						
			- (運用要求のため)						
49	<p>重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	機能要求①	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.46を受けた設計						
			建物・構築物	追而	構造設計	重大事故等対処設備は回転機器が無いことを構造設計にて説明する。	<36条-49 代表以外> ・共通方針であることから、Gr7再処理施設の16条を代表として説明する。	-	追而
			屋外 機器・配管	追而	システム設計	重大事故等対処設備は重大事故等への対処時には駆動しないことから回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生が生じないことをシステム設計にて説明する。	<36条-49 代表以外> ・共通方針であることから、Gr7再処理施設の「屋内 機器・配管」の36条-49を代表として説明する。	-	追而
				追而	構造設計	重大事故等対処設備は回転機器が無いことを構造設計にて説明する。	<36条-49 代表以外> ・共通方針であることから、Gr7再処理施設の16条を代表として説明する。	-	追而
				追而		重大事故等対処設備は誘導電動機による回転数を制御する機構を有することを構造設計にて説明する。	<36条-49 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而		重大事故等対処設備は調速器により回転数を監視し、回転数が上限値を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することを構造設計にて説明する。	<36条-49 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
	追而		重大事故等対処設備は筐体により回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止することを構造設計にて説明する。	<36条-49 代表以外> 上記と同じ。	-	追而			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
49	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	屋内 機器・配管	追而	システム設計	重大事故等対処設備は重大事故等への対処時には駆動しないことから回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生が生じないことをシステム設計にて説明する。	【36条-49 代表】説明Gr7・重大事故等対処設備は重大事故等への対処時には駆動しないことから回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生が生じないことについては、屋内 機器・配管の安全機能を有する施設と共通的な設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而
				追而	構造設計	重大事故等対処設備は回転機器が無いことを構造設計にて説明する。	<36条-49 代表以外>・共通方針であることから、Gr7再処理施設の16条を代表として説明する。	-	追而
				追而		重大事故等対処設備は誘導電動機による回転数を制御する機構を有することを構造設計にて説明する。	<36条-49 代表以外>上記と同じ。	-	追而
				追而		重大事故等対処設備は調速器により回転数を監視し、回転数が上限値を超えた場合は回転機器を停止する機構を有することを構造設計にて説明する。	<36条-49 代表以外>上記と同じ。	-	追而
				追而		重大事故等対処設備は筐体により回転羽根の損壊に伴う飛散物の発生を防止することを構造設計にて説明する。	<36条-49 代表以外>上記と同じ。	-	追而
50	重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求 運用要求	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 46を受けた設計						
			建物・構築物	36条A② 設計荷重(竜巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構築物	配置設計	屋内に収納することで飛来物となる影響の防止を図るとした重大事故等対処設備を収納する主排気筒管理建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・風荷重に対して飛来物防護板を設置することで影響を受けない設計 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 以上の設計は、設計基準の資機材等を固定・固縛し飛散防止を図る設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-29	-	-	
				36条A② 設計荷重(竜巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構築物	構造設計 (No. 50-1)	屋内に収納することで飛来物となる影響の防止を図るとした重大事故等対処設備を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 以上の設計は、設計基準の資機材等を固定・固縛し飛散防止を図る設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-29	-	-	
				36条A② 設計荷重(竜巻)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構築物	評価 (No. 50-1)	以上の設計は、設計基準の資機材等を固定・固縛し飛散防止を図る設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-29	-	-	
			屋外 機器・配管	36条B⑥ 屋外の重大事故等対処設備	構造設計 (No. 50-3)	屋外の可搬型重大事故等対処設備(車両)及び可搬型ホースを収納するコンテナは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮して飛来物となる影響の防止を図る設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して固縛装置により固縛することで転倒、飛散を防止する構造 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 以上の設計は、設計基準の資機材等を固定・固縛し飛散防止を図る設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-29	-	-	
				36条B⑥ 屋外の重大事故等対処設備	評価 (No. 50-3)	以上の設計は、設計基準の資機材等を固定・固縛し飛散防止を図る設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-29	-	-	
				36条B⑥ 屋外の重大事故等対処設備	構造設計 (No. 50-4)	屋外の可搬型重大事故等対処設備(可搬型発電機等)及び可搬型ダクト等を収納するコンテナは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮して悪影響防止を図る設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して固定部の構成部材の変形、破断が生じない構造 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 以上の設計は、設計基準の資機材等を固定・固縛し飛散防止を図る設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-29	-	-	
	36条B⑥ 屋外の重大事故等対処設備	評価 (No. 50-4)	以上の設計は、設計基準の資機材等を固定・固縛し飛散防止を図る設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-29	-	-				
	屋内 機器・配管	36条C③ 屋内の重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮して飛来物となる影響の防止を図る設計とすることを配置設計にて説明する。 ・外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管する設計 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 以上の設計は、設計基準の資機材等を固定・固縛し飛散防止を図る設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-29	-	-			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請								
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
50	重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求 機能要求① 評定要求 運用要求	竜巻防護対策設備	36条D① 飛来物防護板	構造設計	主排気筒管理棟屋内の可搬型重大事故等対処設備が飛来物となることを防止する観点で設置する竜巻防護対策設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突しないように、重大事故等対処設備を囲むように竜巻防護対策設備を設置する設計。 以上の設計は、設計基準の資機材等を固定・固縛し飛散防止を図る設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-29			-		
			36条D① 飛来物防護板	構造設計 (No. 50-6)	主排気筒管理棟屋内の可搬型重大事故等対処設備が飛来物となることを防止する観点で設置する竜巻防護対策設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する設計。 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、竜巻防護対策設備内への侵入を防止する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。 ・支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラーメン・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計。 ・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。 以上の設計は、設計基準の資機材等を固定・固縛し飛散防止を図る設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-29			-			
			36条D① 飛来物防護板	評価 (No. 50-6)					-		
			-								-
(運用要求のため)											
51	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。	機能要求① 機能要求② 冒頭宣言【36条52, 59】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 3を受けた設計 冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 3を受けた冒頭宣言								
			建物・構築物	追而	システム設計	MOX燃料加工施設と共用する重大事故等対処設備は共用しても重大事故等への対処に必要な十分な個数を有することをシステム設計にて説明する。	<36条-51 代表以外> ・共通方針であることから、Gr3再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-51を代表として説明する。	-	追而		
				追而	構造設計	MOX燃料加工施設と共用する重大事故等対処設備は共用しても重大事故等への対処に必要な十分な容量を有することを構造設計にて説明する。	<36条-51 代表以外> 上記と同じ。	-	追而		
				追而		MOX燃料加工施設と共用する重大事故等対処設備はMOX燃料加工施設との重大事故の重量を想定した場合においても、必要な遮へい機能を確保することを構造設計にて説明する。	【36条-51 代表】説明Gr3・MOX燃料加工施設と共用する重大事故等対処設備はMOX燃料加工施設との重大事故の重量を想定した場合においても、必要な遮へい機能を確保することについては、建物・構築物の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而		
			屋外 機器・配管	追而	システム設計	MOX燃料加工施設と共用する重大事故等対処設備は共用しても重大事故等への対処に必要な十分な個数を有することをシステム設計にて説明する。	<36条-51 代表以外> ・共通方針であることから、Gr3再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-51を代表として説明する。	-	追而		
				追而	構造設計	MOX燃料加工施設と共用する重大事故等対処設備は共用しても重大事故等への対処に必要な十分な容量を有することを構造設計にて説明する。	<36条-51 代表以外> 上記と同じ。	-	追而		
			屋内 機器・配管	追而	システム設計	上記と同じ。	【36条-51 代表】説明Gr3・MOX燃料加工施設と共用する重大事故等対処設備は共用しても重大事故等への対処に必要な十分な個数を有することについては、屋内機器・配管の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而		
				追而	構造設計		【36条-51 代表】説明Gr3・MOX燃料加工施設と共用する重大事故等対処設備は共用しても重大事故等への対処に必要な十分な容量を有することについては、屋内機器・配管の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而		
			-								
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 52, 59に展開する。)								
52	9.2.3 個数及び容量 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言【第38条～第51条】 冒頭宣言【36条53～58】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 2, 51を受けた冒頭宣言								
			-								
(冒頭宣言であり、『個数及び容量の基本設計方針に関する』具体的設計は第38条～第51条に展開する。)											
(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 53～58に展開する。)											

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
53	「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。	定義【設計条件】						冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 52を受けた定義
54	常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】						冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 52を受けた冒頭宣言
55	常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】						冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 52を受けた冒頭宣言
56	常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】						冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 52を受けた冒頭宣言
57	常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】						冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 52を受けた冒頭宣言
58	一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】						冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 52を受けた冒頭宣言
59	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言【第38条～第51条】 冒頭宣言【36条60～68】						冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 2, 51を受けた冒頭宣言
60	「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンペ容量、計測器の計測範囲等とする。	定義【設計条件】						冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 59を受けた定義

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請				
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方
61	可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 59を受けた冒頭宣言				
			— (冒頭宣言であり、『個数及び容量の基本設計方針に関する』具体の設計は第38条～第51条に展開する。)				
62	可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 59を受けた冒頭宣言				
			— (冒頭宣言であり、『個数及び容量の基本設計方針に関する』具体の設計は第38条～第51条に展開する。)				
63	可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 59を受けた冒頭宣言				
			— (冒頭宣言であり、『個数及び容量の基本設計方針に関する』具体の設計は第38条～第51条に展開する。)				
64	また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 59を受けた冒頭宣言				
			— (冒頭宣言であり、『個数及び容量の基本設計方針に関する』具体の設計は第38条～第51条に展開する。)				
65	可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 59を受けた冒頭宣言				
			— (冒頭宣言であり、『個数及び容量の基本設計方針に関する』具体の設計は第38条～第51条に展開する。)				
66	ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。	冒頭宣言【第38条～第51条】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 59を受けた冒頭宣言				
			— (冒頭宣言であり、『個数及び容量の基本設計方針に関する』具体の設計は第38条～第51条に展開する。)				
67	また、安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 59を受けた冒頭宣言				
			— (冒頭宣言であり、『個数及び容量の基本設計方針に関する』具体の設計は第38条～第51条に展開する。)				
68	可搬型重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 59を受けた冒頭宣言				
			— (冒頭宣言であり、『個数及び容量の基本設計方針に関する』具体の設計は第38条～第51条に展開する。)				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (王冠は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
69	9.2.4 環境条件等 (1)環境条件 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。	冒頭宣言【36条70, 138, 139】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 2, 3, 22, 34, 44を受けた冒頭宣言					
			— (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No. 70, 138, 139に展開する。)					
70	重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。	冒頭宣言【36条71～77】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 69を受けた冒頭宣言					
			— (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No. 71～77に展開する。)					
71	荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時又は連鎖して発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	冒頭宣言【36条73】 冒頭宣言【36条78～82, 111(常設重大事故等対処設備)、36条112～115(可搬型重大事故等対処設備)】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 70を受けた冒頭宣言					
			— (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No. 78～82, 111, 112～115に展開する。)					
72	自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。	冒頭宣言【36条83, 85, 86, 90～95, 99～103, 108(常設重大事故等対処設備)、36条116, 118, 120～125, 127～130, 134(可搬型重大事故等対処設備)】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 70を受けた冒頭宣言					
			— (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No. 83, 85, 86, 90～95, 99～103, 116, 118, 120～125, 127～130に展開する。)					
73	自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言【36条83, 85, 86, 91, 92, 94, 108(常設重大事故等対処設備)、36条116, 118, 121～123, 134, 135(可搬型重大事故等対処設備)】 定義【設計条件】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 70, 71を受けた冒頭宣言 冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 70, 71を受けた定義					
			— (定義のため)					
			— (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No. 83, 85, 86, 91, 92, 94, 108, 116, 118, 121, 122, 123, 134, 135に展開する。)					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (上巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
74-1	人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を適定する。	冒頭宣言【36条101, 104, 105(常設重大事故等対処設備)、36条129, 131, 132(可搬型重大事故等対処設備)】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 70を受けた冒頭宣言					
			— (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No. 101, 104, 105, 129, 131, 132に展開する。)					
74-2	なお、これらの自然現象及び人為事象については、設計基準対象の施設について考慮する「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」に示す条件を考慮する。	定義【設計条件】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 70を受けた定義					
			— (定義のため)					
75	重大事故等の要因となるおそれとなる事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象の地震及び火山の影響(降下火砕物による積載荷重)を考慮する。	冒頭宣言【36条84~86, 108(常設重大事故等対処設備)、36条117, 118, 134, 135(可搬型重大事故等対処設備)】	— (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No. 84~86, 108, 117, 118, 134, 135に展開する。)					
76	また、内的事象として、配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言【36条109, 136】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 70を受けた冒頭宣言					
			— (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No. 109, 136に展開する。)					
77	周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。	冒頭宣言【36条85~89, 106, 107, 110(常設重大事故等対処設備)、36条118, 119, 133, 137(可搬型重大事故等対処設備)】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 70を受けた冒頭宣言					
			— (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No. 85~89, 106, 107, 110, 118, 119, 133, 137に展開する。)					
78	a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求 設置要求	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 71を受けた設計					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
78	a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における 温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できる よう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求 設置要求	建物・構築物	追而	配置設計	対処を実施する建屋内の重大事故時環境を配置設計にて説明する。	【36条-78代表】説明Gr3・対処を実施する建屋内の重大事故時環境は建物・構築物の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而
				追而	構造設計 (No. 78-1)	常設重大事故等対処設備は内部流体圧力及び内部流体温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない構造とすることを構造設計にて説明する。	<36条-78 代表以外> ・共通方針であることか ら、Gr3再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-78を代表として説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 78-1)	常設重大事故等対処設備は内部流体圧力及び内部流体温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう十分な強度を有することを評価にて説明する。		-	追而
				追而	構造設計 (No. 78-2)	常設重大事故等対処設備は環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。		-	追而
				追而	評価 (No. 78-2)	常設重大事故等対処設備は環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而
				追而	構造設計 (No. 78-3)	常設重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。		-	追而
				追而	評価 (No. 78-3)	常設重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而
				追而	構造設計 (No. 78-4)	常設重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。		-	追而
				追而	評価 (No. 78-4)	常設重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而
			屋外 機器・配管	追而	構造設計 (No. 78-5)	上記と同じ。	<36条-78 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 78-5)			-	追而
				追而	構造設計 (No. 78-6)			-	追而
				追而	評価 (No. 78-6)			-	追而
				追而	構造設計 (No. 78-7)			-	追而
				追而	評価 (No. 78-7)			-	追而
				追而	構造設計 (No. 78-8)			-	追而
				追而	評価 (No. 78-8)			-	追而

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請									
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料			
78	a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求 設置要求	屋内 機器・配管	追而	構造設計 (No. 78-9)	上記と同じ。	【36条-78 代表】説明Gr3 ・常設重大事故等対処設備は内部流体圧力及び内部流体温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない構造とすることは屋内 機器・配管の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而			
				追而	評価 (No. 78-9)							
				追而	構造設計 (No. 78-10)					【36条-78 代表】説明Gr3 ・常設重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることは屋内 機器・配管の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 78-10)							
				追而	構造設計 (No. 78-11)					【36条-78 代表】説明Gr3 ・常設重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることは屋内 機器・配管の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 78-11)							
				追而	構造設計 (No. 78-12)					【36条-78 代表】説明Gr3 ・常設重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることは屋内 機器・配管の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 78-12)							
79	常設重大事故等対処設備のうち、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及び有機溶媒等による火災又は爆発の発生を想定する機器については、瞬間的に上昇する内部流体温度及び内部流体圧力の影響により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 71を受けた設計									
			屋内 機器・配管	追而	構造設計 (No. 79-1)	常設重大事故等対処設備は内部流体圧力及び内部流体温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない構造とすることを構造設計にて説明する。	【36条-79代表】説明Gr3 ・常設重大事故等対処設備は内部流体圧力及び内部流体温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない構造とすることは屋内 機器・配管の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而			
			屋内 機器・配管	追而	評価 (No. 79-1)					常設重大事故等対処設備は内部流体圧力及び内部流体温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう十分な強度を有することを評価にて説明する。	-	追而
80	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 71を受けた設計									
			建物・構築物	追而	構造設計 (No. 80-1)	常設重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-80 代表以外> ・共通方針であることから、Gr3再処理施設の「屋内 機器・配管」の36条-80を代表として説明する	-	追而			
				追而	評価 (No. 80-1)					常設重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。	-	追而
				追而	構造設計 (No. 80-2)	常設重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	-	追而				
				追而	評価 (No. 80-2)	常設重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。	-	追而				
				追而	構造設計 (No. 80-3)	常設重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	-	追而				
				追而	評価 (No. 80-3)	常設重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。	-	追而				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請										
			設計説明分類 (下蔵は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料				
80	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	屋外 機器・配管	追而	構造設計 (No. 80-4)	上記と同じ。	<36条-80 代表以外> 上記と同じ。	-	追而				
				追而	評価 (No. 80-4)				追而				
				追而	構造設計 (No. 80-5)				追而				
				追而	評価 (No. 80-5)				追而				
				追而	構造設計 (No. 80-6)				追而				
				追而	評価 (No. 80-6)				追而				
			屋内 機器・配管	追而	構造設計 (No. 80-7)	上記と同じ。	【36条-80代表】説明Gr3 ・常設重大事故等対処設備は環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とするは屋内 機器・配管の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而				
				追而	評価 (No. 80-7)				追而				
				追而	構造設計 (No. 80-8)				【36条-80代表】説明Gr3 ・常設重大事故等対処設備は環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とするは屋内 機器・配管の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而		
				追而	評価 (No. 80-8)						追而		
				追而	構造設計 (No. 80-9)						【36条-80代表】説明Gr3 ・常設重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とするは屋内 機器・配管の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 80-9)								追而
冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 71を受けた設計													
81	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	建物・構築物	追而	構造設計 (No. 81-1)	常設重大事故等対処設備は内部流体圧力及び内部流体温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない構造とすることを構造設計にて説明する。	<36条-81 代表以外> ・共通方針であることから、Gr3再処理施設の「屋内 機器・配管」の36条-81を代表として説明する	-	追而				
				追而	評価 (No. 81-1)				追而				
				追而	構造設計 (No. 81-2)				常設重大事故等対処設備は環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	-	追而		
				追而	評価 (No. 81-2)						追而		
				追而	構造設計 (No. 81-3)				常設重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	-	追而		
				追而	評価 (No. 81-3)						追而		
				追而	構造設計 (No. 81-4)				常設重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	-	追而		
				追而	評価 (No. 81-4)						追而		
			屋外 機器・配管	追而	構造設計 (No. 81-5)	上記と同じ。	<36条-81 代表以外> 上記と同じ。	-	追而				
				追而	評価 (No. 81-5)				追而				
				追而	構造設計 (No. 81-6)				追而				
				追而	評価 (No. 81-6)				追而				
				追而	構造設計 (No. 81-7)				追而				
				追而	評価 (No. 81-7)				追而				
追而	構造設計 (No. 81-8)	追而											
追而	評価 (No. 81-8)	追而											

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下蔵は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
81	同一棟屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	屋内 機器・配管	追而	構造設計 (No. 81-9)	上記と同じ。	【36条-81代表】説明Gr3 ・常設重大事故等対処設備は内部流体圧力及び内部流体温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない構造とすることは屋内 機器・配管の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 81-9)			-	追而
				追而	構造設計 (No. 81-10)			-	追而
				追而	評価 (No. 81-10)			-	追而
				追而	構造設計 (No. 81-11)			-	追而
				追而	評価 (No. 81-11)			-	追而
				追而	構造設計 (No. 81-12)			-	追而
				追而	評価 (No. 81-12)			-	追而
82	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	機能要求①	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 71を受けた設計						
			屋内 機器・配管	追而	構造設計	常設重大事故等対処設備は汽水による腐食を考慮してコンクリート構造とすることを構造設計にて説明する。	【36条-82】説明Gr3 ・常設重大事故等対処設備は汽水による腐食を考慮してコンクリート構造とすることは建物・構築物の重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	構造設計	常設重大事故等対処設備は汽水による腐食を考慮して耐食性材料で構成することを構造設計にて説明する。	<36条-82 代表以外> ・共通方針であることか、Gr3再処理施設の「屋外機器・配管」の36条-115を代表として説明する。	-	追而
83	地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言【第33条】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72, 73を受けた冒頭宣言						
			- (冒頭宣言であり、具体の設計は第33条に展開する。)						
84	また、事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条 179, 183, 184~ 190, 191】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 75を受けた冒頭宣言						
			- (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No. 179, 183, 184~190, 191に展開する。)						
85	さらに、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う設計とする。	冒頭宣言【第33条】 冒頭宣言【36条 179, 183, 184~ 190, 191】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72, 73, 75, 77を受けた冒頭宣言						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請							
			設計説明分類 (上総は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
85	さらに、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う設計とする。	冒頭宣言【第33条】 冒頭宣言【36条179, 183, 184～190, 191】				— (冒頭宣言であり、具体的設計は第33条に展開する。) (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 179, 183, 184～190, 191に展開する。)				
86-1	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 冒頭宣言【36条174～178】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72, 75, 77を受けた設計 冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72, 73, 75, 77を受けた冒頭宣言							
			建物・構築物	追而	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保することをシステム設計にて説明する。	<36条-86 代表以外> ・共通方針であることから、Gr7再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-15を代表として説明する。	—	追而	
				追而	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保することを構造設計にて説明する。		—	追而	
			屋外 機器・配管	追而	システム設計	上記と同じ。	<36条-86 代表以外> 上記と同じ。	—	追而	
				追而	構造設計			—	追而	
			屋内 機器・配管	追而	システム設計	上記と同じ。	<36条-86 代表以外> 上記と同じ。	—	追而	
				追而	構造設計			—	追而	
			— (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 174～178に展開する。)							
			— (運用要求のため)							
			86-2	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	— (運用要求のため)				
87	溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して、機能を損なわない高さへの設置、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 77を受けた設計							
			建物・構築物	追而	配置設計 (No. 87-1)	常設重大事故等対処設備は被水に対して機能喪失高さが溢水高さよりも高い位置になるように設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	—	追而	
				追而	評価 (No. 87-1)	常設重大事故等対処設備は被水に対して機能喪失高さと溢水高さを比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。		—	追而	
				追而	配置設計 (No. 87-2)	常設重大事故等対処設備は被水に対して影響を受けない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	—	追而	
				追而	評価 (No. 87-2)	被水に対して影響を受ける範囲内にある常設重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。		—	追而	
				追而	配置設計 (No. 87-3)	常設重大事故等対処設備は蒸気に対して蒸気影響を受けない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	—	追而	
				追而	評価 (No. 87-3)	常設重大事故等対処設備の設置場所の蒸気影響を評価にて説明する。		—	追而	
				追而	配置設計 (No. 87-4)	常設重大事故等対処設備は没液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高い位置になるように設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の13条を代表として説明する。	—	追而	
				追而	評価 (No. 87-4)	常設重大事故等対処設備は没液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。		—	追而	
				追而	配置設計 (No. 87-5)	常設重大事故等対処設備は被液に対して影響を受けない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	—	追而	
				追而	評価 (No. 87-5)	被液に対して影響を受ける範囲内にある常設重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。		—	追而	
				追而	配置設計 (No. 87-6)	常設重大事故等対処設備は腐食性ガスに対して腐食性ガスの影響を受けない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	—	追而	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請							
			設計説明分類 (上巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
87	溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して、機能を損なわない高さへの設置、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	建物・構築物	追而	評価 (No. 87-6)	常設重大事故等対処設備の設置場所の腐食性ガスによる影響を評価にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	-	追而	
				追而	構造設計 (No. 87-1)	常設重大事故等対処設備は没水に対して機能喪失高さが溢水高さよりも高いことを構造設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> ・共通方針であることから、G2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
				追而	評価 (No. 87-1)	常設重大事故等対処設備は没水に対して機能喪失高さと溢水高さを比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。			-	追而
				追而	構造設計 (No. 87-3)	常設重大事故等対処設備は蒸気に対して溢水源から漏えいした蒸気の直接噴出及び拡散による影響を受け、蒸気曝露試験又は机上評価によって健全性が確認されている条件(温度及び湿度)を超えない耐蒸気性を有することを構造設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。		-	追而
				追而	評価 (No. 87-3)	常設重大事故等対処設備は蒸気に対して溢水源から漏えいした蒸気の直接噴出及び拡散による影響を受け、蒸気曝露試験又は机上評価によって健全性が確認されている条件(温度及び湿度)を超えない耐蒸気性を有することを評価にて説明する。			-	追而
				追而	構造設計 (No. 87-4)	常設重大事故等対処設備は没液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高いことを構造設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> ・共通方針であることから、G2再処理施設の13条を代表として説明する。		-	追而
				追而	評価 (No. 87-4)	常設重大事故等対処設備は没液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。			-	追而
			屋外 機器・配管	追而	配置設計 (No. 87-7)	常設重大事故等対処設備は没水に対して機能喪失高さが溢水高さよりも高い位置になるように設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> ・共通方針であることから、G2再処理施設の12条を代表として説明する。		-	追而
				追而	評価 (No. 87-7)	常設重大事故等対処設備は没水に対して機能喪失高さと溢水高さを比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。			-	追而
				追而	配置設計 (No. 87-8)	常設重大事故等対処設備は被水に対して影響を受けない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。		-	追而
				追而	評価 (No. 87-8)	被水に対して影響を受ける範囲内にある常設重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。			-	追而
				追而	配置設計 (No. 87-9)	常設重大事故等対処設備は蒸気に対して蒸気影響を受けない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。		-	追而
				追而	評価 (No. 87-9)	常設重大事故等対処設備は蒸気に対して蒸気影響を受けない位置に設置することを評価にて説明する。			-	追而
				追而	配置設計 (No. 87-10)	常設重大事故等対処設備は没液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高い位置になるように設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> ・共通方針であることから、G2再処理施設の13条を代表として説明する。		-	追而
				追而	評価 (No. 87-10)	常設重大事故等対処設備は没液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。			-	追而
				追而	配置設計 (No. 87-11)	常設重大事故等対処設備は被液に対して影響を受けない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。		-	追而
				追而	評価 (No. 87-11)	被液に対して影響を受ける範囲内にある常設重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。			-	追而
				追而	配置設計 (No. 87-12)	常設重大事故等対処設備は腐食性ガスに対して腐食性ガスの影響を受けない位置に設置することことを評価にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。		-	追而
				追而	評価 (No. 87-12)	常設重大事故等対処設備は腐食性ガスに対して腐食性ガスの影響を受けない位置に設置することことを評価にて説明する。			-	追而
				追而	構造設計 (No. 87-7)	常設重大事故等対処設備は没水に対して機能喪失高さが溢水高さよりも高いことを構造設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> ・共通方針であることから、G2再処理施設の12条を代表として説明する。		-	追而

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下級は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
87	溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して、機能を損なわない高さへの設置、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	屋外 機器・配管	追而	評価 (No. 87-7)	常設重大事故等対処設備は没水に対して機能喪失高さと溢水高さを比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-87 代表以外> ・共通方針であることから、G2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而
				追而	構造設計 (No. 87-9)	常設重大事故等対処設備は蒸気に対して溢水源から漏えいした蒸気の直接噴出及び拡散による影響を受け、蒸気曝露試験又は机上評価によって健全性が確認されている条件(温度及び湿度)を超えない耐蒸気性を有することを構造設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 87-9)	常設重大事故等対処設備は蒸気に対して溢水源から漏えいした蒸気の直接噴出及び拡散による影響を受け、蒸気曝露試験又は机上評価によって健全性が確認されている条件(温度及び湿度)を超えない耐蒸気性を有することを評価にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	構造設計 (No. 87-10)	常設重大事故等対処設備は没液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高いことを構造設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> ・共通方針であることから、G2再処理施設の13条を代表として説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 87-10)	常設重大事故等対処設備は没液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	配置設計 (No. 87-13)	常設重大事故等対処設備は没水に対して機能喪失高さが溢水高さよりも高い位置になるように設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> ・共通方針であることから、G2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 87-13)	常設重大事故等対処設備は没水に対して機能喪失高さと溢水高さを比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	配置設計 (No. 87-14)	常設重大事故等対処設備は被水に対して影響を受けない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 87-14)	被水に対して影響を受ける範囲内にある常設重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	配置設計 (No. 87-15)	常設重大事故等対処設備は蒸気に対して蒸気影響を受けない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 87-15)	常設重大事故等対処設備は蒸気に対して蒸気影響を受けない位置に設置することを評価にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	配置設計 (No. 87-16)	常設重大事故等対処設備は没液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高い位置になるように設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> ・共通方針であることから、G2再処理施設の13条を代表として説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 87-16)	常設重大事故等対処設備は没液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	配置設計 (No. 87-17)	常設重大事故等対処設備は被液に対して影響を受けない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 87-17)	被液に対して影響を受ける範囲内にある常設重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	配置設計 (No. 87-18)	常設重大事故等対処設備は腐食性ガスに対して腐食性ガスの影響を受けない位置に設置することことを評価にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 87-18)	常設重大事故等対処設備は腐食性ガスに対して腐食性ガスの影響を受けない位置に設置することことを評価にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	構造設計 (No. 87-13)	常設重大事故等対処設備は没水に対して機能喪失高さが溢水高さよりも高いことを構造設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> ・共通方針であることから、G2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 87-13)	常設重大事故等対処設備は没水に対して機能喪失高さと溢水高さを比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	-	追而

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (上段は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
87	溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して、機能を損なわない高さへの設置、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	屋内 機器・配管	追而	構造設計 (No. 87-19)	常設重大事故等対処設備は被水に対して被水試験により確認をしたコーキングの水密処理により被水防護措置を講ずる設計又は「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防滴機能を有することを構造設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 87-19)	常設重大事故等対処設備は被水に対して被水試験により確認をしたコーキングの水密処理により被水防護措置を講ずる設計又は「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防滴機能を有することを評価にて説明する。		-	追而
				追而	構造設計 (No. 87-15)	常設重大事故等対処設備は蒸気に対して溢水源から漏えいした蒸気の直接噴出及び拡散による影響を受け、蒸気曝露試験又は机上評価によって健全性が確認されている条件(温度及び湿度)を超えない耐蒸気性を有することを構造設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 87-15)	常設重大事故等対処設備は蒸気に対して溢水源から漏えいした蒸気の直接噴出及び拡散による影響を受け、蒸気曝露試験又は机上評価によって健全性が確認されている条件(温度及び湿度)を超えない耐蒸気性を有することを評価にて説明する。		-	追而
				追而	構造設計 (No. 87-16)	常設重大事故等対処設備は没液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高いことを構造設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の13条を代表として説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 87-16)	常設重大事故等対処設備は没液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。		-	追而
				追而	構造設計	常設重大事故等対処設備は、蒸気により機能喪失する場合、速やかに予備品等による復旧措置を行うことを構造設計にて説明する。	【36条-87 代表】説明Gr2・常設重大事故等対処設備は、蒸気により機能喪失する場合、速やかに予備品等による復旧措置を行うことから、再処理施設の「屋内・機器配管」でGr2にて説明する。	-	追而
			溢水対策設備	追而	システム設計 (No. 87-10)	・緊急遮断弁は、制御建屋に設置する地震計からの信号に対して、作動する機構又は弁の感震機構により系統を隔離することをシステム設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。		追而
				追而	評価 (No. 87-10)	・地震計及び緊急遮断弁は、地震を検知し、緊急手段弁が流路を閉止する機能を有することを評価にて説明する。 ・地震計及び緊急遮断弁は基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を有することを評価にて説明する。			追而
				追而	システム設計 (No. 87-11)	・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)は、蒸気の漏えいを検知し、自動で漏えい蒸気を隔離することをシステム設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。		追而
				追而	評価 (No. 87-11)	・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)の機能評価 ・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)及びターミナルエンド防護カバーは配置条件、耐震性、環境温度への耐性及び圧力に対する強度を有することを評価にて説明する。			追而
				追而	システム設計 (No. 87-12)	・漏えい検知及び制御室等からの手動遠隔隔離ができることをシステム設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。		追而
				追而	評価 (No. 87-12)	・漏えい検知器及び液位計に対して、検知及び制御室からの手動遠隔操作により漏えい箇所を早期に隔離できることを評価にて説明する。			追而
				追而	配置設計 (No. 87-9)	・壁、防水扉、水密扉、水密ハッチ、堰及び床ドレン逆止弁は溢水防護区域外の溢水に対して、溢水の流入防止又は重大事故等対処設備の没水を防止することを配置設計にて説明する。 ・溢水防護対象設備の周辺の堰は、重大事故等対処設備が没水しないように設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。		追而
	追而	評価 (No. 87-9)	・壁、防水扉、水密扉、水密ハッチ、堰及び床ドレン逆止弁は、基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性、溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対する強度を有することを評価にて説明する。			追而			
	追而	配置設計 (No. 87-10)	・緊急遮断弁は、溢水防護建屋内又は建屋間に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。		追而			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
87	溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して、機能を損なわない高さへの設置、被水防護及び液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	溢水対策設備	追而	評価 (No. 87-10)	・地震計及び緊急遮断弁は、地震を検知し、緊急手段弁が流路を閉止する機能を有することを評価にて説明する。 ・地震計及び緊急遮断弁は基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を有することを評価にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。		追而
				追而	配置設計 (No. 87-11)	・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)は、蒸気の漏えいを検知し、自動で漏えい蒸気を隔離するための配置とすることを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。		追而
				追而	評価 (No. 87-11)	・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)の機能評価 ・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)及びターミナルエンド防護カバーは配置条件、耐震性、環境温度への耐性及び圧力に対する強度を有することを評価にて説明する。			追而
				追而	配置設計 (No. 87-13)	・止水板及び蓋は、スロッシング量を低減することを配置設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。		追而
				追而	評価 (No. 87-13)	・止水板及び蓋は、スロッシング水荷重に対する強度、耐震性及び火災荷重及び環境条件への耐性を有することを評価にて説明する。			追而
				追而	構造設計 (No. 87-9)	・壁、防水層、水密層、水密ハッチ、堰及び床ドレン逆止弁は溢水防護区域外の溢水に対して、溢水の流入を防止することを構造設計にて説明する。 ・壁、防水層、水密層、水密ハッチ、堰及び床ドレン逆止弁は、水位・水圧及びSsの地震力に対する耐性を有することを構造設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。		追而
				追而	評価 (No. 87-9)	・壁、防水層、水密層、水密ハッチ、堰及び床ドレン逆止弁は、基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性、溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対する強度を有することを評価にて説明する。			追而
				追而	構造設計 (No. 87-10)	・地震計及び緊急遮断弁は、地震により溢水原を隔離して溢水量を低減することを構造設計にて説明する。 ・地震計及び緊急遮断弁は、基準地震動Ssによる地震力に対して、耐震性を有することを構造設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。		追而
				追而	評価 (No. 87-10)	・地震計及び緊急遮断弁は、地震を検知し、緊急手段弁が流路を閉止する機能を有することを評価にて説明する。 ・地震計及び緊急遮断弁は基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を有することを評価にて説明する。			追而
				追而	構造設計 (No. 87-11)	・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)は、蒸気漏えいに対して自動で検知し、漏えい蒸気を隔離することを構造設計にて説明する。 ・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)及びターミナルエンド防護カバーは蒸気漏えいに対して、環境温度への耐性及び圧力に対する強度を有することを構造設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。		追而
				追而	評価 (No. 87-11)	・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)の機能評価 ・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)及びターミナルエンド防護カバーは配置条件、耐震性、環境温度への耐性及び圧力に対する強度を有することを評価にて説明する。			追而
				追而	構造設計 (No. 87-12)	・漏えい検知器及び液位計は、溢水の発生を検知することを構造設計にて説明する。 ・手動遠隔操作又は現場操作を行う設備は、漏えい箇所を早期に隔離することを構造設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。		追而
				追而	評価 (No. 87-12)	・漏えい検知器及び液位計に対して、検知及び制御室からの手動遠隔操作により漏えい箇所を早期に隔離できることを評価にて説明する。			追而
				追而	構造設計 (No. 87-13)	・止水板及び蓋は、スロッシング量を低減することを構造設計にて説明する。 ・止水板及び蓋は、スロッシング水荷重に対する強度、耐震性及び火災荷重及び環境条件への耐性を有することを構造設計にて説明する。	<36条-87 代表以外> 上記と同じ。		追而
				追而	評価 (No. 87-13)	・止水板及び蓋は、スロッシング水荷重に対する強度、耐震性及び火災荷重及び環境条件への耐性を有することを評価にて説明する。			追而

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請								
			設計説明分類 (工鑑は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
88	火災に対して常設重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づき設計とすることにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言【第35条】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 77を受けた冒頭宣言								
			— (冒頭宣言であり、具体的設計は第35条に展開する。)								
89-1	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 冒頭宣言【36 条174～178】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 77を受けた設計 冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 77を受けた冒頭宣言								
			建物・構築物	追而	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設と兼用する常設重大事故等対処設備は関連する工程の停止又は代替設備により必要な機能を確保することをシステム設計にて説明する。	<36条-89 代表以外>説明Gr7・共通方針であることか、Gr7再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-15を代表として説明する。	—	追而		
				追而	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保することを構造設計にて説明する。	<36条-89 代表以外>上記と同じ。	—	追而		
			屋外 機器・配管	追而	システム設計	上記と同じ。	<36条-89 代表以外>上記と同じ。	—	追而		
				追而	構造設計		<36条-89 代表以外>上記と同じ。	—	追而		
			屋内 機器・配管	追而	システム設計	上記と同じ。	<36条-89 代表以外>上記と同じ。	—	追而		
				追而	構造設計		<36条-89 代表以外>上記と同じ。	—	追而		
			— (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 174～178に展開する。)								
			89-2	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 77を受けた設計					
						— (運用要求のため)					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
90	津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言【第34条】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた冒頭宣言					
			(冒頭宣言であり、具体的設計は第34条に展開する。)					
91	屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.45,72,73を受けた設計					
			建物・構築物	追而	配置設計 (No.91-1)	<p>屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、降水に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水することにより、雨水が重大事故等対処設備を収納する建屋等に侵入することを防止する設計。 <p>以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20</p>	-	追而
			36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	<p>屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する主排気筒管理建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風荷重に対して飛来物防護板を設置することで影響を受けない設計 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に含まれる。 <p>以上の設計は、設計基準の主排気筒管理建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-15</p>	-	-	
				配置設計	<p>屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する主排気筒管理建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計飛来物による衝撃荷重に対して飛来物防護板を設置することで影響を受けない設計 <p>以上の設計は、設計基準の主排気筒管理建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-16</p>	-	-	
			36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No.91-2)	<p>屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風荷重に対して建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に含まれる。 	-	-	
			36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No.91-2)	<p>以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-15</p>	-	-	
			36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No.91-3)	<p>屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計飛来物による衝撃荷重に対して建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有する設計 	-	-	
			36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No.91-3)	<p>以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-16</p>	-	-	
			36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No.91-5)	<p>屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、設計荷重(火山)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合には設計荷重(火山)に対して、建屋の構造部材が倒壊、破損が生じない設計とするため、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計 ・積雪単独の堆積荷重が降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重の7,150N/m²を大きく下回るため、積雪荷重は火山の設計に包絡される。 	-	-	
			36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No.91-5)	<p>以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-12</p>	-	-	
			36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	<p>屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、降下火砕物による閉塞に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、降下火砕物が外気取入口から建屋内へ侵入し難い構造となるよう外気取入口に外気を下方向から吸い込む構造の防雪フードを設ける設計 <p>以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-23</p>	-	<建屋の外気取入口> ⇒建屋の外気取入口の構造について補足説明する。 【【補足重事07(添付9)】建屋の外気取入口の構造について】	
			36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	<p>屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、降下火砕物による閉塞に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、降下火砕物が外気取入口から建屋内へ侵入し難い構造となるよう外気取入口に外気を下方向から吸い込む構造の防雪フードを設ける設計 <p>以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-31</p>	-	<建屋の外気取入口> ⇒建屋の外気取入口の構造について補足説明する。 【【補足重事07(添付9)】建屋の外気取入口の構造について】	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下欄は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
91	屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	建物・構築物	36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、降下火砕物による腐食に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、降下火砕物が外気取入口から建屋内へ侵入し難い構造となるよう外気取入口に外気を下方向から吸い込む構造の防雪フードを設ける設計 以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-47	-	<建屋の外気取入口> ⇒建屋の外気取入口の構造について補足説明する。 【補足重事07(添付9)】建屋の外気取入口の構造について
			36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、降下火砕物による大気汚染に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、降下火砕物が外気取入口から建屋内へ侵入し難い構造となるよう外気取入口に外気を下方向から吸い込む構造の防雪フードを設ける設計 以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-52	-	<建屋の外気取入口> ⇒建屋の外気取入口の構造について補足説明する。 【補足重事07(添付9)】建屋の外気取入口の構造について	
			36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、降下火砕物による絶縁低下に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、降下火砕物が外気取入口から建屋内へ侵入し難い構造となるよう外気取入口に外気を下方向から吸い込む構造の防雪フードを設ける設計 以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-59	-	<建屋の外気取入口> ⇒建屋の外気取入口の構造について補足説明する。 【補足重事07(添付9)】建屋の外気取入口の構造について	
			36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、降下火砕物による閉塞に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、外気取入口及び排気口を降下火砕物の層厚と積雪深の組合せを考慮しても、閉塞しない位置に設置する設計 ・積雪に対する外気取入口及び排気口高さについては、降下火砕物との組み合わせを考慮することから、火山に対する設計と合わせて説明する。 以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-23	-	<建屋の外気取入口> ⇒建屋の外気取入口の構造について補足説明する。 【補足重事07(添付9)】建屋の外気取入口の構造について	
			36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、降下火砕物による腐食に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等については、短期での腐食が発生しないよう、建屋の外表面に外壁塗装及び屋上防水を施工する設計 以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-41	-	<建屋等の腐食> ⇒外壁塗装及び屋上防水について具体的に説明し、建屋の腐食に対する設計方針を補足説明する。 【補足重事07(添付9)】腐食に対する設計について	
			36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、凍結に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・凍結に対する耐久性を確保するため、鉄筋コンクリート造とする設計。 以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18	-	-	
			36条A③ 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、高温に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・高温に対する耐久性を確保するため、鉄筋コンクリート造とする設計。 以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-19	-	-	
			追而	構造設計	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、降水に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・貫通部の止水処理及び開口部の高さを確保することにより、降水が当該建屋等に侵入することを防止する設計。 以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20	-	追而	
			追而	構造設計	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋は、降水に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・降水による短期での腐食が発生しないよう、建屋の外壁塗装及び屋上防水を施工する設計。 以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20	-	追而	
			36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	配置設計	転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対し転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設の配置情報(設計情報) 以上の設計は、設計基準の波及的影響を及ぼし得る施設(機械的影響)の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21	-	-	
36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 91-●)	波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設(北換気筒、建屋)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対して、倒壊又は転倒を防止できる設計。 以上の設計は、設計基準の波及的影響を及ぼし得る施設(機械的影響)の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21	-	-				
36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 91-●)	転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対し転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設の配置情報(設計情報) 以上の設計は、設計基準の波及的影響を及ぼし得る施設(機械的影響)の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21	-	-				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下級は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
91	屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	屋外 機器・配管	— (施設共通の基本設計方針のため)	システム設計	建屋内外に跨って接続するダクト等の屋外部は、凍結に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・換気設備において給気加熱を行う設計。 以上の設計は、設計基準の屋外ダクトの設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18	—	—
			36条B⑦ 屋外の常設重大事故等対処設備 (屋外ダクト)	配置設計	建屋内外に跨って接続するダクト等の屋内部は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置する又は地中構造物の内部に設置する設計 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 以上の設計は、設計荷重(竜巻)に対して屋内設置により防護する竜巻防護対象設備の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-14	—	<建屋内の重大事故等対処設備の防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【補足重事07(添付3)建屋開口部の調査結果について】	
			36条B⑦ 屋外の常設重大事故等対処設備 (屋外ダクト)	配置設計	建屋内外に跨って接続するダクト等の屋内部は、設計荷重(火山)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・火山及び積雪に対して機械的強度を有する建屋等内に設置する設計 ・積雪単独の堆積荷重が降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重の7.150N/m ² を大きく下回るため、積雪荷重は火山の設計に包絡される。 以上の設計は、設計荷重(火山)に対して屋内設置により防護する降下火砕物防護対象施設の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-11	—	—	
			36条B⑦ 屋外の常設重大事故等対処設備 (屋外ダクト)	配置設計	建屋内外に跨って接続するダクト等の屋内部は、凍結に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・鉄筋コンクリート造の建屋等内に設置する設計。 以上の設計は、設計基準の屋外ダクトの設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18	—	—	
			36条B⑦ 屋外の常設重大事故等対処設備 (屋外ダクト)	配置設計	建屋内外に跨って接続するダクト等の屋内部は、高温に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・鉄筋コンクリート造の建屋等内に設置する設計。 以上の設計は、設計基準の屋外ダクトの設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-19	—	—	
			追面	配置設計	建屋内外に跨って接続するダクト等の屋内部は、降水に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・外壁塗装及び屋上防水を施工された建屋等内に設置する設計。 以上の設計は、設計基準の屋外ダクトの設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20	—	追面	
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備 外部衝撃から防護するために必要な設備	システム設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備(気圧差が生じる設備)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・外気と繋がっており気圧差が影響する範囲 以上の設計は、設計基準の気圧差が生じる設備の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-17	—	—	
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備 外部衝撃から防護するために必要な設備	システム設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、積雪に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・気体廃棄物の廃棄施設の換気設備、制御建屋中央制御室換気設備、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備、非管理区域換気空調設備、緊急時対策建屋換気設備の給気側には給気加熱を行うための給気ユニットを設置、又は排気の再循環ラインの設置、第1、第2非常用ディーゼル発電機、緊急時対策建屋用発電機の給気側には給気加熱を行うための加熱器を設置することにより、雪の取り込みに対して閉塞しない設計。 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-22	—	—	
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備 外部衝撃から防護するために必要な設備	システム設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による閉塞に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系、非管理区域換気空調設備の給気系、緊急時対策建屋用発電機の給気系、制御建屋中央制御室換気設備の給気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の給気系、緊急時対策建屋換気設備の給気系及び安全空気圧縮装置の給気系は、降下火砕物に対してフィルタを設置する設計 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-24	—	—	
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備 外部衝撃から防護するために必要な設備	システム設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による塵埃に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系、非管理区域換気空調設備の給気系、緊急時対策建屋用発電機の給気系、制御建屋中央制御室換気設備の給気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の給気系、緊急時対策建屋換気設備の給気系及び安全空気圧縮装置の給気系は、降下火砕物に対してフィルタを設置する設計 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-32	—	—	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請								
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
91	屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	屋内 機器・配管	36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	システム設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による腐食に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系、非管理区域換気空調設備の給気系、緊急時対策建屋用発電機の給気系、制御建屋中央制御室換気設備の給気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の給気系、緊急時対策建屋換気設備の給気系及び安全空気圧縮装置の給気系は、降下火砕物に対してフィルタを設置する設計 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-48					
					システム設計	制御室内の居住性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による大気汚染に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・制御建屋中央制御室換気設備の給気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の給気系及び緊急時対策建屋換気設備の給気系は、降下火砕物に対してフィルタを設置する設計 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-53					
					システム設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による絶縁低下に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系、非管理区域換気空調設備の給気系、緊急時対策建屋用発電機の給気系、制御建屋中央制御室換気設備の給気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の給気系、緊急時対策建屋換気設備の給気系及び安全空気圧縮装置の給気系は、降下火砕物に対してフィルタを設置する設計 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-60					
					システム設計	制御室内の居住性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による大気汚染に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・制御建屋中央制御室換気設備は、空気を再循環できるようフィルタユニット、送風機及びダンパを設置する系統構成とすることをシステム設計にて説明する。 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-54	-		追而		
					システム設計	制御室内の居住性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による大気汚染に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・緊急時対策建屋換気設備は、空気を再循環できるようフィルタユニット、送風機及びダンパを設置する系統構成とすることをシステム設計にて説明する。 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-54					
					システム設計	制御室内の居住性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による大気汚染に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、空気を再循環できるようフィルタユニット、送風機及びダンパを設置する系統構成とすることをシステム設計にて説明する。 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-56					
					システム設計	36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	システム設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による閉塞に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・給気系のフィルタには差圧指示計を取付け、フィルタ前後の圧力損失を計測し、フィルタの交換時期を把握することで適切にフィルタの交換又は清掃を行い、降下火砕物による閉塞を防止する設計 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-26	-		
					システム設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による摩耗に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・給気系のフィルタには差圧指示計を取付け、フィルタ前後の圧力損失を計測し、フィルタの交換時期を把握することで適切にフィルタの交換又は清掃を行い、降下火砕物による閉塞を防止する設計。 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-34					
					システム設計	(施設共通の基本設計方針のため)	システム設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、凍結に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・屋内に設置する常設重大事故等対処設備は、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備、制御建屋中央制御室換気設備、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備、非管理区域換気空調設備、緊急時対策建屋換気設備の給気系には給気加熱を行うための給気ユニットを設置する設計。 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18	-		
					配置設計	36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置する又は地中構造物の内部に設置する設計 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に含まれる。 以上の設計は、設計荷重(竜巻)に対して屋内設置により防護する竜巻防護対象設備の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-14	-		<建屋内の重大事故等対処設備の防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【【補足事項07(添付3)】建屋開口部の調査結果について】

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方			
91	屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	屋内 機器・配管	36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備(建屋開口の影響を受ける設備)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して重大事故等対処設備の配置情報と建屋開口部及び内壁の配置情報の位置関係を踏まえ、設計飛来物の侵入経路を考慮し、設計飛来物が衝突しない位置に設置する設計 以上の設計は、設計飛来物による衝撃荷重に対して建屋開口等の配置を考慮し、影響を受けない位置に設置するにより防護する竜巻防護対象設備の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-18		-	<建屋内の重大事故等対処設備の防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【補足重事07(添付3)建屋開口部の調査結果について】	
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(火山)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・火山及び積雪に対して機械的強度を有する建屋等内に設置する設計 ・積雪単独の堆積荷重が降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重の7.150N/m ² を大きく下回るため、積雪荷重は火山の設計に包絡される。 以上の設計は、設計荷重(竜巻)に対して屋内設置により防護する竜巻防護対象設備の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-11		-	-		
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は、積雪に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・給気加熱を行うための給気ユニットが設置される建屋等内に収納する設計。 以上の設計は、積雪に対して屋内設置により防護する設計基準の外部事象防護対象施設の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-22		-	-		
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による閉塞に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・緊急時対策建屋用発電機の給気系及び安全空気圧縮装置の給気系は、降下火砕物用フィルタの追加設置が可能なスペースを確保する設計 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-25	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による閉塞に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・緊急時対策建屋用発電機の給気系及び安全空気圧縮装置の給気系は、降下火砕物用フィルタの追加設置が可能なスペースを確保する配置する設計 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-33		-	-
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による閉塞に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・給気系のフィルタは、降下火砕物により閉塞しないよう、フィルタの交換又は清掃が可能なスペースを確保する設計 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-26	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による閉塞に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・給気系のフィルタは、降下火砕物により閉塞しないよう、フィルタの交換又は清掃が可能なスペースを確保する設計 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-34		-	-
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	配置設計	制御室内の居住性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による大気汚染に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・制御建屋中央制御室換気設備は、外気との連絡口を遮断できるよう、外気取入口及び大気放出口近傍にダンパを設置する設計 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-54	配置設計	制御室内の居住性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による大気汚染に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・緊急時対策建屋換気設備は、外気との連絡口を遮断できるよう、外気取入口及び大気放出口近傍にダンパを設置する設計 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-54		-	-
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	配置設計	制御室内の居住性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による大気汚染に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、外気との連絡口を遮断できるよう、外気取入口及び大気放出口近傍にダンパを設置する設計 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-56	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は、凍結に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・鉄筋コンクリート造の建屋等内に設置する設計。 以上の設計は、凍結に対して屋内設置により防護する設計基準の外部事象防護対象施設の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18		-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	設計説明分類 (下蔵は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	第2回申請		既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
						設計項目の考え方	説明グループの考え方				
91	屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	屋内 機器・配管	36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備,外部衝撃から防護するために必要な設備	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は、高温に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・鉄筋コンクリート造の建屋等内に設置する設計。 以上の設計は、高温に対して屋内設置により防護する設計基準の外部事象防護対象施設設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-19		-	-		
			追而	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は、降水に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・外壁塗装及び屋上防水を施工された建屋等内に設置する設計。 以上の設計は、降水に対して屋内設置により防護する設計基準の外部事象防護対象施設設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20		-	追而			
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備,外部衝撃から防護するために必要な設備	構造設計 (No. 91-6)	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する地中構造物(重油貯蔵所等)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 以上の設計は、設計基準の地中構造物の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-15		-	-			
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備,外部衝撃から防護するために必要な設備	評価 (No. 91-6)						-	-
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備,外部衝撃から防護するために必要な設備	構造設計 (No. 91-7)	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する地中構造物(重油貯蔵所等)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して、地中構造物(重油貯蔵所等)の構造部材である壁が貫通及び裏面剥離が生じない厚さ有する設計 以上の設計は、設計基準の地中構造物の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-16		-	-			
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備,外部衝撃から防護するために必要な設備	評価 (No. 91-7)						-	-
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備,外部衝撃から防護するために必要な設備	構造設計 (No. 91-8)	屋内に設置する常設重大事故等対処設備(気圧差が生じる設備)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・気圧差による荷重に対して構成する主要部材が重大事故等への対処に必要な機能に影響を及ぼす変形が生じない構造 以上の設計は、設計基準の気圧差が生じる設備の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-17		-	-			
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備,外部衝撃から防護するために必要な設備	評価 (No. 91-8)						-	-
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備,外部衝撃から防護するために必要な設備	構造設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による閉塞に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系、非管理区域換気空調設備の給気系、緊急時対策建屋用発電機の給気系及び安全空気圧縮装置の給気系の給気フィルタは、降下火砕物による閉塞を防止するため、交換又は清掃のために取り外しができるよう、ボルトで固定する設計 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-26		-	<フィルタの閉塞> ⇒フィルタ捕集容量やフィルタ閉塞時間等を補足説明する。 【補足重事07(添付8)】閉塞に対する設計方針			
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備,外部衝撃から防護するために必要な設備	構造設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する換気設備の給気系は、降下火砕物による閉塞に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系、非管理区域換気空調設備の給気系、緊急時対策建屋用発電機の給気系及び安全空気圧縮装置の給気系の給気フィルタは、降下火砕物による閉塞を防止するため、交換又は清掃のために取り外しができるよう、ボルトで固定する設計 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-34		-	<摺動部の摩擦> ⇒構造図等を用い、駆動部の構造について具体的に説明し、摩擦に対する設計方針を補足説明する。 【補足重事07(添付6)】摩擦に対する設計について			
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備,外部衝撃から防護するために必要な設備	構造設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備(緊急時対策建屋用発電機及び安全空気圧縮装置)は以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・緊急時対策建屋用発電機の給気系及び安全空気圧縮装置は、フィルタを通過した降下火砕物が設備内部に侵入した場合でも、摺動部に摩擦し難い材料を使用することで摩擦し難い設計 以上の設計は、設計基準の降下火砕物の流路となる設備の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-36		-	<流路となる設備の腐食> ⇒塗装、腐食し難い金属の使用又は防食処理について具体的に説明し、腐食に対する設計方針を補足説明する。 【補足重事07(添付7)】腐食に対する設計について			
			36条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備,外部衝撃から防護するために必要な設備	構造設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備のうち降下火砕物を含む空気の流れとなる常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・降下火砕物を含む空気の流れとなる常設重大事故等対処設備は、短期での腐食が発生しないよう、降下火砕物が接触する可能性のある部材に塗装、腐食し難い金属の使用又は防食処理(アルミニウム溶射)を施す設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-49		-	<絶縁低下> ⇒盤の絶縁低下に対する設計方針及び空気を取り込む機構についての考え方を写真なども用い補足説明する。 【補足重事07(添付10)】絶縁低下に対する設計について			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下級は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
91	屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	竜巻防護対策設備	36条D② 飛来物防護版	構造設計	屋内の常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する竜巻防護対策設備の設計は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突しないように、重大事故等対処設備を囲むように竜巻防護対策設備を設置する設計。 以上の設計は、設計基準の竜巻防護対策設備の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-31			-
			36条D② 飛来物防護版	構造設計 (No. 91-9)	主排気筒管理建屋内の常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する竜巻防護対策設備の設計は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する設計 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、竜巻防護対策設備内への侵入を防止する設計 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計 ・支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラーメン・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計 ・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計 ・飛来物防護版は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計			-	
			36条D② 飛来物防護版	評価 (No. 91-9)	以上の設計は、設計基準の竜巻防護対策設備の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-34			-	
			36条D② 飛来物防護版	構造設計 (No. 91-10)	重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設である竜巻防護対策設備(飛来物防護版)の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設である竜巻防護対策設備(飛来物防護版)については、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合等には設計荷重(火山)に対して、倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、構造部材が倒壊、転倒及び脱落が生じないよう、構造部材が十分な厚みを有する設計。			-	
			36条D② 飛来物防護版	評価 (No. 91-10)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-14			-	
			36条D② 飛来物防護版	構造設計	重大事故等対処設備を収納する建屋等の外気取入口に設置する竜巻防護対策設備の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等の外気取入口に設置する竜巻防護対策設備は、降下火砕物が外気取入口から建屋内へ侵入し難い構造となるよう外気を下方向から吸い込む構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-23			<建屋の外気取入口> ⇒建屋の外気取入口の構造について補足説明する。 【補足重事07(添付9)建屋の外気取入口の構造について】	
			36条D② 飛来物防護版	構造設計	重大事故等対処設備を収納する建屋等の外気取入口に設置する竜巻防護対策設備の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等の外気取入口に設置する竜巻防護対策設備は、降下火砕物が外気取入口から建屋内へ侵入し難い構造となるよう外気を下方向から吸い込む構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-31				
			36条D② 飛来物防護版	構造設計	重大事故等対処設備を収納する建屋等の外気取入口に設置する竜巻防護対策設備の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等の外気取入口に設置する竜巻防護対策設備は、降下火砕物が外気取入口から建屋内へ侵入し難い構造となるよう外気を下方向から吸い込む構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-47				
			36条D② 飛来物防護版	構造設計	重大事故等対処設備を収納する建屋等の外気取入口に設置する竜巻防護対策設備の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等の外気取入口に設置する竜巻防護対策設備は、降下火砕物が外気取入口から建屋内へ侵入し難い構造となるよう外気を下方向から吸い込む構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-59				
			36条D② 飛来物防護版	構造設計	重大事故等対処設備を収納する建屋等の外気取入口及び排気口に設置する竜巻防護対策設備の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等の外気取入口及び排気口に設置する竜巻防護対策設備は、外気取入口及び排気口を降下火砕物の層厚と積雪深の組合せを考慮しても、閉塞しない位置に設置する設計とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-23			<建屋の外気取入口> ⇒建屋の外気取入口の構造について補足説明する。 【補足重事07(添付9)建屋の外気取入口の構造について】	
					構造設計	竜巻防護対策設備の設計は、以下を考慮した設計。 ・竜巻防護対策設備は、短期での腐食が発生しないよう、降下火砕物が接触する可能性のある部材に塗装若しくは腐食し難い金属を使用する設計とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-43			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
91	屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	設計説明分類共通(屋外 機器・配管)	設計説明分類共通(屋外 機器・配管)	構造設計(運用)	鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計(運用)にて説明する。 ・竜巻に対して、鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、資機材等が飛来物とならないように固縛又は固定する設計。 以上の設計は、設計基準の資機材等が飛来物とならない設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-29		-	-
(運用要求のため)									
冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 45, 72, 73を受けた設計									
92	屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	建物・構築物	36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	システム設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・主排気筒は、風量(吹き上げ高さ)を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-29		-	<主排気筒の閉塞> ⇒構造図等を用い、閉塞に対する設計を補足説明する。 【【補足重事07(添付8)】閉塞に対する設計方針】
			36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	配置設計	転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対し転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設の配置情報(設計情報) 以上の設計は、設計基準の波及的影響を及ぼし得る施設(機能的影響)の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21		-	-	
			36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 92-1)	波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設(北換気筒、建屋)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対して、倒壊又は転倒を防止できる設計。 以上の設計は、設計基準の波及的影響を及ぼし得る施設(機能的影響)の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21		-	-	
			36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 92-1)				-	-
			36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 92-2)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備(主排気筒)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、構造部材が十分な厚みを有する設計 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有する設計 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 以上の設計は、設計基準の主排気筒の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19		-	-	
			36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 92-2)				-	-
			36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 92-●)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備(建屋)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して、建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有する設計 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19		-	-	
			36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 92-2)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の常設重大事故等対処設備は降下火砕物及び雪が堆積しやすい構造及び配置状況の場合には設計荷重(火山)に対して、構造部材が倒壊、破損が生じないよう、構造部材が十分な厚みを有する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-13		-	-	
			36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 92-2)				-	-
			36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備(主排気筒)は、積雪に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・雪が侵入したとしても雪を排出できる構造とする設計。 以上の設計は、設計基準の主排気筒の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-22		-	-	
			36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・主排気筒は、降下火砕物が主排気筒内に侵入した場合でも、主排気筒底部から異物の排出が可能なよう、異物の排出ラインを設ける設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-29		-	<主排気筒の閉塞> ⇒構造図等を用い、閉塞に対する設計を補足説明する。 【【補足重事07(添付8)】閉塞に対する設計方針】	
			36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・主排気筒は、異物の排出ラインにアクセスできるよう、主排気筒底部に人がアクセスできるマンホールを設ける設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-29		-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
92	屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	建物・構築物	36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・主排気筒は、異物が溜まる空間を確保できるよう、主排気筒に接続する排気ダクト及び配管より低い位置に主排気筒底部を設ける設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-29	-	<主排気筒の外気取入口> ⇒構造図等を用い、閉塞に対する設計を補足説明する。 【補足重事07(添付7)閉塞に対する設計方針】
			36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・建屋等は、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、短期での腐食が発生しない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-42	-	<建屋等の腐食> ⇒塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水について具体的に説明し、腐食に対する設計方針を補足説明する。 【補足重事07(添付7)腐食に対する設計について】	
			36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・主排気筒は、降下火砕物が接触する可能性のある部材に塗装若しくは腐食し難い金属を使用することを構造設計にて説明する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-42	-	-	
			屋外 機器・配管	36条B⑧ 屋外の常設重大事故等対処設備 (屋外ダクト)	配置設計	建屋内外に跨って接続するダクト等の屋外部は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・飛来物防護板を設置することで影響を受けない設計 以上の設計は、設計基準の屋外ダクトの設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19	-	-
			36条B⑧ 屋外の常設重大事故等対処設備 (屋外ダクト)	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外ダクトは、降下火砕物が接触する可能性のある部材に塗装若しくは腐食し難い金属を使用することを構造設計にて説明する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-42	-	-	
			36条B⑧ 屋外の常設重大事故等対処設備 (屋外ダクト)	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の常設重大事故等対処設備のうち屋外ダクトは、竜巻防護対策設備に覆われており、降下火砕物が直接堆積せず、竜巻防護対策設備に堆積する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-13	-	-	
			36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	構造設計 (No. 92-●)	建屋内外に跨って接続する情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 以上の設計は、設計基準の屋外の防護対象施設の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19	-	-	
			36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	構造設計 (No. 92-●)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外に設置する常設重大事故等対処設備のうち屋外ダクトは、竜巻防護対策設備に覆われており、降下火砕物が直接堆積せず、竜巻防護対策設備に堆積する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-42	-	-	
			36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	構造設計	建屋内外に跨って接続する情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・飛来物による衝撃荷重に対して竜巻が重大事故等の発生の要因とならないことを踏まえ、速やかに予備品等による復旧措置を行える構造 以上の設計は、外部衝撃に対する屋外設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4	-	<予備品等による復旧措置> ⇒竜巻により機能喪失する場合、予備品等による復旧措置を行うことを説明 【補足重事07(添付4)情報把握設備屋外アンテナの竜巻飛来物損傷時の予備品を用いた復旧について】	
			36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	構造設計	屋内外から屋外に設置される常設重大事故等対処設備のうち屋外部分(情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ)は以下を考慮した設計。 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、降下火砕物が接触する可能性のある部材に塗装若しくは腐食し難い金属を使用することを構造設計にて説明する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-42	-	-	
			屋内 機器・配管	36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	システム設計	建屋内外に跨って接続するベント管等は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・重大事故等対処設備と繋がっているベント管等の系統範囲 以上の設計は、設計基準の波及的影響を及ぼし得る施設(機能的影響)の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21	-	-
			36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	構造設計 (No. 92-3)	建屋内外に跨って接続するベント管等は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・構成する主要部材が重大事故等への対処に必要な機能に影響を及ぼす変形が生じない構造 以上の設計は、設計基準の波及的影響を及ぼし得る施設(機能的影響)の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21	-	-	
屋内 機器・配管	36条C⑤ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	評価 (No. 92-3)	建屋内外に跨って接続するベント管等は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・重大事故等対処設備と繋がっているベント管等の系統範囲 以上の設計は、設計基準の波及的影響を及ぼし得る施設(機能的影響)の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21	-	-			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下記は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
92	屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	竜巻防護対策設備	36条D② 飛来物防護板	構造設計	屋外の常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する竜巻防護対策設備の設計は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突しないように、重大事故等対処設備を囲むように竜巻防護対策設備を設置する設計。 以上の設計は、設計基準の竜巻防護対策設備の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-31			-
			36条D③ 飛来物防護板	構造設計 (No. 91-4)	屋外の常設重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する竜巻防護対策設備の設計は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する設計 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、竜巻防護対策設備内への侵入を防止する設計 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計 ・支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラーメン・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計 ・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計 以上の設計は、設計基準の竜巻防護対策設備の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-34			-	
			36条D③ 飛来物防護板	評価 (No. 91-4)					-
			36条D③ 飛来物防護板	構造設計 (No. 92-5)	竜巻防護対策設備(飛来物防護板)の設計は、以下を考慮した設計。 ・竜巻防護対策設備(飛来物防護板)については、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合等には設計荷重(火山)に対して、倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、構造部材が倒壊、転倒及び脱落が生じないよう、構造部材が十分な厚みを有する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-14			-	
			36条D③ 飛来物防護板	評価 (No. 92-5)					-
			36条D③ 飛来物防護板	構造設計	竜巻防護対策設備の設計は、以下を考慮した設計。 ・竜巻防護対策設備は、短期での腐食が発生しないよう、降下火砕物が接触する可能性のある部材に塗装若しくは腐食し難い金属を使用する設計とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-43			<飛来物防護板の腐食> ⇒塗装若しくは腐食し難い金属の使用又は外壁塗装及び屋上防水について具体的に説明し、腐食に対する設計方針を補足説明する。 【補足重事07(添付7)腐食に対する設計について】	
			設計説明分類共通(屋外 機器・配管)	設計説明分類共通(屋外 機器・配管)	構造設計 (運用)	鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計(運用)にて説明する。 ・竜巻に対して、鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、資機材等が飛来物とならないように固縛又は固定する設計。 以上の設計は、設計基準の資機材等が飛来物とならない設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-29			-
(運用要求のため)									
93	凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求②	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72を受けた設計						
			建物・構築物	36条A⑤ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備(主排気筒)は、凍結に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・凍結に対しての耐性を確保するため、構成部材として金属を使用する設計。 以上の設計は、設計基準の主排気筒の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18			-
				36条A⑤ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備(主排気筒)は、高温に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・高温に対しての耐性を確保するため、構成部材として金属を使用する設計。 以上の設計は、設計基準の主排気筒の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-19			-
				追而	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備(主排気筒)は、降水に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・降水による短期での腐食が発生しないよう、塗装若しくは腐食し難い金属を使用する設計。 以上の設計は、設計基準の主排気筒の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20			追而

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下欄は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
93	凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求②	建物・構築物	追而	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備(主排気筒)は、降水に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・降水が侵入したとしても降水を排水できる構造とする設計。 以上の設計は、設計基準の主排気筒の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20	-	追而
			屋外 機器・配管	36条B⑨ 屋外の常設重大事故等対処設備(屋外ダクト)	構造設計	建屋内外に跨って接続するダクト等の屋外部は、凍結に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・凍結に対する耐久性を確保するため、構成部材として金属を使用する設計。 以上の設計は、設計基準の屋外ダクトの設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18	-	-
				36条B⑩ 屋外の常設重大事故等対処設備(屋外ダクト)	構造設計	建屋内外に跨って接続するダクト等の屋外部は、高温に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・高温に対する耐久性を確保するため、構成部材として金属を使用する設計。 以上の設計は、設計基準の屋外ダクトの設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20	-	-
				追而	構造設計	建屋内外に跨って接続するダクト等の屋外部は、降水に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・降水の浸水による影響を受けるおそれのある機器は、保護構造を有することにより、雨水が機器に侵入することを防止する設計。 以上の設計は、設計基準の屋外ダクトの設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20	-	追而
				追而	構造設計	建屋内外に跨って接続するダクト等の屋外部は、降水に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・降水による短期での腐食が発生しないよう、塗装若しくは腐食し難い金属を使用する設計。 以上の設計は、設計基準の屋外ダクトの設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20	-	追而
			屋内 機器・配管	36条C⑥ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ	構造設計	建屋内外に跨って接続する情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、凍結に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・凍結に対する耐久性を確保するため、構成部材として金属を使用する設計。 以上の設計は、設計基準の屋外の防護対象施設の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18	-	-
				36条C⑦ 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ	構造設計	建屋内外に跨って接続する情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、高温に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・高温に対する耐久性を確保するため、構成部材として金属を使用する設計。 以上の設計は、設計基準の屋外の防護対象施設の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-19	-	-
				追而	構造設計	建屋内外に跨って接続する情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、降水に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・降水の浸水による影響を受けるおそれのある部分は、保護構造を有することにより、雨水が機器に侵入することを防止する設計。 以上の設計は、設計基準の屋外の防護対象施設の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20	-	追而
				追而	構造設計	建屋内外に跨って接続する情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、降水に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・降水による短期での腐食が発生しないよう、塗装若しくは腐食し難い金属を使用する設計。 以上の設計は、設計基準の屋外の防護対象施設の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20	-	追而
			94-1	ただし、内の事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 冒頭宣言【36条174～178】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72, 73を受けた設計 冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72, 73を受けた冒頭宣言		
建物・構築物	追而	システム設計				内の事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4	-	追而
			追而	配置設計	内の事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4	-	追而	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下級は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
94-1	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求機能要求①冒頭宣言【36条174～178】	建物・構築物	追而	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4	-	追而
			屋外 機器・配管	追而	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に代替設備により必要な機能を確保する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4	-	追而
				追而	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4	-	追而
				追而	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を確保する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4	-	追而
				追而	配置設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4	-	追而
				追而	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に代替設備により必要な機能を確保する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4	-	追而
				追而	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4	-	追而
				追而	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に代替設備により必要な機能を確保する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4	-	追而
				追而	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4	-	追而

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
94-1	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 冒頭宣言【36 条174～178】	屋内 機器・配管	追而	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に関連する工程の停止により必要な機能を確保する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4	-	追而
				追而	配置設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4	-	追而
				追而	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に代替設備により必要な機能を確保する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4	-	追而
				追而	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・機能喪失した場合に修理により必要な機能を回復する設計 以上の設計は、外部衝撃に対する非安全設備が機能喪失した場合の安全機能確保の手段と同じであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-4	-	追而
(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.174～178に展開する。)								
94-2	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 - (運用要求のため)					
95	落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用内電源設備からの電源の喪失(以下「全交流動力電源喪失」という。)を要因とせず発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計とする。	冒頭宣言 【36 条 96,97,98】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた冒頭宣言 - (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.96,97,98に展開する。)					
			冒頭宣言に当たる基本設計方針No.95を受けた設計					
96	直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	建物・構築物	36条A⑥ 屋外の常設重大事故等対処設備, 重大事故等対処設備を収納する建屋等	システム設計	避雷設備は以下を考慮した設計。 ・避雷設備の接地極の接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-12	-	-
				36条A⑥ 屋外の常設重大事故等対処設備, 重大事故等対処設備を収納する建屋等	システム設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・主排気筒に、雷撃電流270kAの直撃雷の影響を考慮し、「原子力発電所の耐雷指針」(JEG4608), 建築基準法に基づき、日本産業規格 (JIS4201) に準拠した避雷設備を設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-10	-	-
				36条A⑥ 屋外の常設重大事故等対処設備, 重大事故等対処設備を収納する建屋等	システム設計	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等に、建屋等内の落雷防護対象施設への直撃雷の影響を考慮し、「原子力発電所の耐雷指針」(JEG4608), 建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格 (JIS4201) に準拠した避雷設備を設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-11	-	-
				36条B⑩ 屋外の常設重大事故等対処設備	配置設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備が直撃雷に対して主排気筒の保護範囲内に配置することで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-10	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
96	直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	建物・構築物	36条B⑩ 屋外の常設重大事故等対処設備	配置設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・再処理施設のうち外気にさらされているものは鉄筋コンクリート造の建屋や鋼構造物であり、直撃雷による損傷を受けて倒壊に至ることは考えられないため、周辺の重大事故等対処設備等に機械的な波及的影響を及ぼすことはなく、また、雷撃による避雷設備の温度上昇はわずかであり、避雷設備の損傷又は倒壊に至るおそれはないことから、周辺の重大事故等対処設備を収容する建屋等及び屋外の重大事故等対処設備に機械的な波及的影響を及ぼすことはないという設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-11		
				36条A⑥ 屋外の常設重大事故等対処設備, 重大事故等対処設備を収容する建屋等	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・再処理施設のうち外気にさらされているものは鉄筋コンクリート造の建屋や鋼構造物であり、直撃雷による損傷を受けて倒壊に至ることは考えられないため、周辺の重大事故等対処設備等に機械的な波及的影響を及ぼすことはなく、また、雷撃による避雷設備の温度上昇はわずかであり、避雷設備の損傷又は倒壊に至るおそれはないことから、周辺の重大事故等対処設備を収容する建屋等及び屋外の重大事故等対処設備に機械的な波及的影響を及ぼすことはないという設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-14	-	-
			屋外 機器・配管	36条B⑩ 屋外の常設重大事故等対処設備	配置設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備が直撃雷に対して主排気筒及び主排気筒を除く高い構築物の保護範囲内に配置することで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-10	-	-
				36条B⑩ 屋外の常設重大事故等対処設備	配置設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備が直撃雷に対して主排気筒及び主排気筒を除く高い構築物の保護範囲内に配置することで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-11		
				36条B⑩ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・再処理施設のうち外気にさらされているものは鉄筋コンクリート造の建屋や鋼構造物であり、直撃雷による損傷を受けて倒壊に至ることは考えられないため、周辺の重大事故等対処設備等に機械的な波及的影響を及ぼすことはなく、また、雷撃による避雷設備の温度上昇はわずかであり、避雷設備の損傷又は倒壊に至るおそれはないことから、周辺の重大事故等対処設備を収容する建屋等及び屋外の重大事故等対処設備に機械的な波及的影響を及ぼすことはないという設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-14	-	-
			屋内 機器・配管	36条C⑦ 屋内の常設重大事故等対処設備, 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備は直撃雷に対して主排気筒及び主排気筒を除く高い構築物の保護範囲内に配置されている建屋内に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-11	-	-
				36条C⑦ 屋内の常設重大事故等対処設備, 情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ	配置設計	屋内から屋外に設置される常設重大事故等対処設備のうち、屋外部分(情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ)は以下を考慮した設計。 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナを直撃雷に対して主排気筒及び主排気筒を除く高い構築物の保護範囲内に配置することで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-11	-	-
				竜巻防護対策設備	36条D④ 飛来物防護版	構造設計	竜巻防護対策設備は以下を考慮した設計。 ・再処理施設のうち外気にさらされているものは鉄筋コンクリート造の建屋や鋼構造物であり、直撃雷による損傷を受けて倒壊に至ることは考えられないため、周辺の重大事故等対処設備等に機械的な波及的影響を及ぼすことはなく、また、雷撃による避雷設備の温度上昇はわずかであり、避雷設備の損傷又は倒壊に至るおそれはないことから、周辺の重大事故等対処設備を収容する建屋等及び屋外の重大事故等対処設備に機械的な波及的影響を及ぼすことはないという設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-14	
97	間接雷に対して、雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 95を受けた設計					
			屋内 機器・配管	36条C⑧ 常設重大事故等対処設備	システム設計	避雷設備は以下を考慮した設計。 ・間接雷の影響を考慮する施設に対する防護設計を、「原子力発電所の耐雷指針」(JEA4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格 (JIS4201) に準拠した接地設計とし、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平準化を図られる設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-17	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請								
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
97	間接雷に対して、雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	屋内 機器・配管	36条C⑧ 常設重大事故等対処設備	システム設計	アナログ信号式の計測制御系統施設は以下を考慮した設計。 ・アナログ信号式の計測制御系統施設を、雷撃電流270kAの落雷によって想定される雷サージ電圧(3.0kV)に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう、建屋間で取り合うケーブルは、原則としてシールドケーブルを使用し、片端接地とする。また、信号の出力側の建屋と信号の入力側の建屋の両方に絶縁耐力5.0kV以上の保安器を設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-18	-	-			
				36条C⑧ 常設重大事故等対処設備	システム設計	アナログ信号式の計測制御系統施設は以下を考慮した設計。 ・アナログ信号式の計測制御系統施設に、万一の場合にも落雷の影響が安全上重要な警報及びインターロック機能に及ぶことのないよう、信号の出力側にアインレータを設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-19	-	-			
				36条C⑧ 常設重大事故等対処設備	システム設計	アナログ信号式の計測制御系統施設は以下を考慮した設計。 ・アナログ信号式の計測制御系統施設に、万一の場合にも落雷の影響が安全上重要な警報及びインターロック機能に及ぶことのないよう、信号の出力側にアインレータを設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-19	-	-			
				36条C⑧ 常設重大事故等対処設備	システム設計	電気設備は以下を考慮した設計。 ・電気設備を、電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)に準拠した雷インパルス絶縁耐力を有する設計とすることにより、雷撃電流270kAの雷位によって想定される雷サージ電圧(3.0kV)に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-21	-	-			
				36条C⑧ 常設重大事故等対処設備	システム設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備が、雷撃電流が避雷設備を通して分流、拡散していく過程において重大事故等対処設備以外の計測制御系統施設等が機能喪失し、重大事故等対処設備へ波及的影響を及ぼすことを考慮し、電気的な独立性を有する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-22	-	-			
				36条C⑧ 常設重大事故等対処設備	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備が、雷撃電流が避雷設備を通して分流、拡散していく過程において重大事故等対処設備以外の計測制御系統施設等が機能喪失し、重大事故等対処設備へ波及的影響を及ぼすことを考慮し、物理的な独立性を有する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-22	-	-			
98-1	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 冒頭宣言【36 条174～178】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.95を受けた設計 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.95を受けた冒頭宣言								
			建物・構築物	追而	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は関連する工程の停止又は代替設備により必要な機能を確保することをシステム設計にて説明する。	<36条-98 代表以外> ・共通方針であることから、Gr7再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-15を代表として説明する。	-	追而		
				追而	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保することを構造設計にて説明する。	<36条-98 代表以外>説明 Gr7 上記と同じ。	-	追而		
			屋外 機器・配管	追而	システム設計	上記と同じ。	<36条-98 代表以外> 上記と同じ。	-	追而		
				追而	構造設計		<36条-98 代表以外> 上記と同じ。	-	追而		
			屋内 機器・配管	追而	システム設計	上記と同じ。	<36条-98 代表以外> 上記と同じ。	-	追而		
				追而	構造設計		<36条-98 代表以外> 上記と同じ。	-	追而		
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.174～178に展開する。)								
			98-2	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.95を受けた設計					
						(運用要求のため)					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (正蔵は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
99	生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計					
			建物・構築物	36条A⑦ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は外気取入口、排気口、通気口にバードスクリーンを設置することにより、生物の侵入の防止又は抑制をする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-
				36条A⑦ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、建屋の貫通部の止水処理をすることにより、生物の建屋内への侵入を防止する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-
			屋外 機器・配管	36条B⑨ 屋外の常設重大事故等対処設備 (屋外ダクト)	配置設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外ダクトは、外気取入口、排気口、通気口にバードスクリーンが設置され、建屋の貫通部への止水処理のされた建屋内に収納する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-
				36条B⑩ 常設重大事故等対処設備	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の常設重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して密封構造、メッシュ構造又はシール処理により、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-
				36条B⑪ 常設重大事故等対処設備	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・二又川から給水処理設備に水を受け入れる取水口は、スクリーンを設置することにより、魚類及び底生生物の侵入並びに藻類の取込みを防止又は抑制する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-
			屋内 機器・配管	36条C⑨ 常設重大事故等対処設備	システム設計	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等の換気設備の給気系、重大事故等対処設備の給気系にフィルタ等を設置することにより、生物の侵入を防止すること重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-
				36条C⑩ 常設重大事故等対処設備	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋内の常設重大事故等対処設備は、バードスクリーンが設置され、建屋の貫通部への止水処理のされた建屋内に収納する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-
				36条C⑪ 常設重大事故等対処設備	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、生物学的事象に対して密封構造により、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-
			100	森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計		
建物・構築物	36条A⑧ 常設重大事故等対処設備	配置設計				常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備は森林火災に対して防火帯の内側に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-18	-	-
		配置設計				屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備を収納する建屋等は森林火災に対して防火帯の内側に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-16	-	-
				配置設計	常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災と森林火災に対して防火帯の内側に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-29	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (工種は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
100	森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	建物・構築物	36条A⑧ 常設重大事故等対処設備	配置設計	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備を収納する建屋等は石油備蓄基地火災と森林火災に対して防火帯の内側に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-28		
			屋外 機器・配管	36条B⑫ 常設重大事故等対処設備	配置設計	常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備は森林火災に対して防火帯の内側に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-18	-	-
					配置設計	常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災と森林火災に対して防火帯の内側に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-29		
			屋内 機器・配管	36条C⑩ 常設重大事故等対処設備	配置設計	常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備は森林火災に対して防火帯の内側に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-15	-	-
					配置設計	常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災と森林火災に対して防火帯の内側に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-15		
			設計説明分類共通 (建屋・構築物)	- (施設共通の基本設計方針のため)	構造設計	重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する防火帯は以下を考慮した設計とする。 防火帯は延焼しない設計とするため、防火帯内に可燃物を設置する場合は、可燃物が露出している箇所に対して、不燃シートでの養生、電線管については不燃性の電線管への交換、延焼防止塗料の塗布又は防火テープの巻付、地表面にある可燃性のトラフについてはコンクリート製の蓋で覆う設計 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-13	-	-
- (運用要求のため)								

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (主査は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
			冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72, 74を受けた設計					
101-1	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	建物・構築物	追而	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-5	-	追而
			36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 101-1)	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・ 重大事故等対処設備を収納する建屋等は森林火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計	-	-	
			36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 101-1)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-16	-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	
			36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 101-●)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 屋外に設置する常設重大事故等対処設備は森林火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-18	-	-	
			36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 101-●)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-24	-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	
			36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 101-●)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 屋外に設置する常設重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-26	-	-	
			36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 101-●)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-28	-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	
			36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 101-3)	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・ 重大事故等対処設備を収納する建屋等は石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-29	-	-	
			36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 101-3)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-32	-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	
			36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 101-●)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 屋外に設置する常設重大事故等対処設備は敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-33	-	-	
			36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 101-●)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-36	-	-	
			36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 101-5)	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・ 重大事故等対処設備を収納する建屋等は敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-36	-	-	
			36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 101-5)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-36	-	-	
			36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 101-●)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 屋外に設置する常設重大事故等対処設備は敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-36	-	-	
			36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 101-●)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-37	-	-	
			36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 101-7)	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち敷地内の危険物貯蔵施設等に隣接し、危険限界距離を上回る離隔距離を確保できない常設重大事故等対処設備を収納する建屋の爆風圧に対する設計として構造設計や評価で考慮する必要がある危険物貯蔵施設の情報を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-37	-	-	
			36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 101-7)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-37	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請									
			設計説明分類 (下盛は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料			
101-1	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	建物・構築物	36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 101-8)	屋内に設置することで健全性を確保するとした常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の航空機墜落による火災に対する設計として構造設計及び評価で考慮する必要がある航空機墜落地点の情報を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-39						
					評価 (No. 101-8)							
					配置設計 (No. 101-●)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備の航空機墜落による火災に対する設計として構造設計及び評価で考慮する必要がある航空機墜落地点の情報を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-40						
					評価 (No. 101-●)							
					36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	飛来物防護板等を設置する建屋内の重大事故等対処設備の航空機墜落火災からの輻射強度を受けた飛来物防護板等の温度上昇に対する設計として構造設計、配置設計及び評価で考慮する必要がある重大事故等対処設備を収納する建屋等の配置情報を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-42				＜航空機墜落火災全般＞ ⇒防護対策の考え方、評価対象の選定、評価対象の分類及び評価方針を示す。 【補足重事07(添付12)航空機墜落による火災の防護設計について】	
					36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 101-6)	屋内に設置することで健全性を確保するとした常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対して爆発源から危険距離を上回る隣隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-46					
					36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 101-6)						
					配置設計 (No. 101-●)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対して爆発源から危険距離を上回る隣隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-46						
					評価 (No. 101-●)							
					配置設計 (No. 101-9)	屋内に設置することで健全性を確保するとした常設重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち敷地内の危険物貯蔵施設等に隣接し、危険限界距離を上回る隣隔距離を確保できない常設重大事故等対処設備を収納する建屋の爆風圧に対する設計として構造設計や評価で考慮する必要がある危険物貯蔵施設の位置情報を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-47						
					評価 (No. 101-9)							
					追而	配置設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-5				追而	
					36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 101-1)	屋内に設置することで健全性を確保するとした常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は火災源(森林火災)から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-16					
					36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 101-1)					＜代表施設の設定＞ ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	
						構造設計 (No. 101-●)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外に設置する常設重大事故等対処設備は火災源(森林火災)から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-18					
						評価 (No. 101-●)						
					36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 101-2)	屋内に設置することで健全性を確保するとした常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は火災源(石油備蓄基地火災)から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-24					
					36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 101-2)					＜代表施設の設定＞ ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	
						構造設計 (No. 101-●)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外に設置する常設重大事故等対処設備は火災源(石油備蓄基地火災)から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-26					
						評価 (No. 101-●)						
		36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 101-3)	屋内に設置することで健全性を確保するとした常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は火災源(石油備蓄基地火災と森林火災の重畳)から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-28								
		36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 101-3)					＜代表施設の設定＞ ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請							
			設計説明分類 (下盛は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
101-1	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	建物・構築物	36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 101-●)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に設置する常設重大事故等対処設備は火災源(石油備蓄基地火災と森林火災の重畳)から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-29				
					評価 (No. 101-●)					
				36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 101-4)	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は火災源(敷地内の危険物貯蔵施設等)から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。		-		
				36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 101-4)	《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-32		-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および評価結果を示す。 【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	
					構造設計 (No. 101-●)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に設置する常設重大事故等対処設備は火災源(敷地内の危険物貯蔵施設等)から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-33				
					評価 (No. 101-●)					
					構造設計 (No. 101-5)	常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する設計として配置設計や評価で考慮する必要がある危険物貯蔵施設の種類の及び貯蔵容量を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-36				
					評価 (No. 101-5)					
					構造設計 (No. 101-●)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備の敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する設計として配置設計や評価で考慮する必要がある危険物貯蔵施設の種類の及び貯蔵容量を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-36				
					評価 (No. 101-●)					
					36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 101-7)	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち敷地内の危険物貯蔵施設等に隣接し、危険限界距離を上回る隣隔距離を確保できない常設重大事故等対処設備を収納する建屋は以下を考慮した設計。 ・危険物貯蔵施設等に隣接する重大事故等対処設備を収納する建屋等は危険物貯蔵施設等の爆発による爆風圧に対して、建屋外壁に発生する応力に耐えうるコンクリート構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-37		-	
					36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 101-7)			-	
					36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 101-8)	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、火災源(航空機墜落火災)から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-39		-	
					36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 101-8)			-	<航空機墜落火災全般> ⇒防護対策の考え方、評価対象の選定、評価対象の分類及び評価方針を示す。 【補足重事07(添付12)航空機墜落による火災の防護設計について】
						構造設計 (No. 101-●)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に設置する常設重大事故等対処設備は、火災源(航空機墜落火災)から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-40			
						評価 (No. 101-●)				
						構造設計 (No. 101-6)	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対する設計として配置設計や評価で考慮する必要がある危険物貯蔵施設の種類の及び貯蔵容量を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-46			
						評価 (No. 101-6)				
						構造設計 (No. 101-●)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備の航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対する設計として配置設計や評価で考慮する必要がある危険物貯蔵施設の種類の及び貯蔵容量を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-46			
						評価 (No. 101-●)				
		36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 101-9)	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち敷地内の危険物貯蔵施設等に隣接し、危険限界距離を上回る隣隔距離を確保できない常設重大事故等対処設備を収納する建屋は以下を考慮した設計。 ・危険物貯蔵施設等に隣接する重大事故等対処設備を収納する建屋等は危険物貯蔵施設等の爆発による爆風圧に対して、建屋外壁に発生する応力に耐えうるコンクリート構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-47		-				
		36条A⑨ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 101-9)			-				
		追而	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-5		-	追而			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方		
101-1	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	屋外 機器・配管	追而	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-5	-	追而	
			追而	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-5	-	追而		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	配置設計	屋内から屋外に設置される常設重大事故等対処設備のうち屋内部分(屋内ダクト)は以下を考慮した設計。 ・屋内ダクトは構造健全性を維持する建屋により防護できる配置とする設計 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-15	-	-		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	配置設計 (No. 101-10)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に設置する常設重大事故等対処設備は森林火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。	-	-		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 101-10)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-18	-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	配置設計 (No. 101-11)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に設置する常設重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。	-	-		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 101-11)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-26	-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	配置設計 (No. 101-12)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に設置する常設重大事故等対処設備は敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。	-	-		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 101-12)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-29	-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	配置設計 (No. 101-13)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に設置する常設重大事故等対処設備は敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。	-	-		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 101-13)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-33	-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	配置設計 (No. 101-14)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に設置する常設重大事故等対処設備は敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。	-	-		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 101-14)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-36	-	-		
				配置設計 (No. 101-16)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備の航空機墜落による火災に対する設計として構造設計及び評価で考慮する必要がある航空機墜落地点の情報を示す。	-	-		
				評価 (No. 101-16)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-40	-	-		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	配置設計 (No. 101-15)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に設置する常設重大事故等対処設備は航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。	-	-		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 101-15)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-46	-	-		
			追而	配置設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-5	-	-		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 101-10)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に設置する常設重大事故等対処設備は火災源(森林火災)から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。	-	-		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 101-10)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-18	-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 101-11)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に設置する常設重大事故等対処設備は火災源(石油備蓄基地火災)から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。	-	-		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 101-11)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-26	-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 101-12)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に設置する常設重大事故等対処設備は火災源(石油備蓄基地火災と森林火災の重畳)から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。	-	-		
			36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 101-12)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-29	-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】		
36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 101-13)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に設置する常設重大事故等対処設備は火災源(敷地内の危険物貯蔵施設等)から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。	-	-					
36条B13 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 101-13)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-33	-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請							
			設計説明分類 (上盤は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
101-1	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	屋外 機器・配管	36条B⑬ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 101-14)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備の敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する設計として配置設計や評価で考慮する必要がある危険物貯蔵施設の種類及び貯蔵容量を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-36				
					評価 (No. 101-14)					
				36条B⑭ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 101-16)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は、以下を考慮した設計。 ・屋外に設置する常設重大事故等対処設備は、火災源（航空機墜落火災）から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-40				
				36条B⑮ 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 101-16)					
					構造設計 (No. 101-15)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備の航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重なった場合の爆風圧に対する設計として配置設計や評価で考慮する必要がある危険物貯蔵施設の種類及び貯蔵容量を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-46				
					評価 (No. 101-15)					
				追而	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-5			追而	
			追而	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-5			追而		
			屋内 機器・配管	36条C⑩ 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	システム設計 (No. 101-19)	外気を取り込む重大事故等対処設備の石油備蓄基地の火災に対する設計として配置設計や評価で考慮する必要がある建屋の外気取入口から空気を取り込む設備構成を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-25				
				評価 (No. 101-19)						
			36条C⑪ 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	システム設計	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の換気設備の給気系の設計は以下を考慮した設計。 ・設備等対処設備を収納する建屋等の換気設備の給気系は、ばい煙による影響に対してフィルタを設置することで、建屋等内部にばい煙が侵入し難い系統とする設計 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-50			「ばい煙の影響について」 ⇒ばい煙が流路に溜まりにくい構造であることを示す。 【【補足重事07(添付15)】ばい煙の影響について】		
			36条C⑫ 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	システム設計	制御建屋中央制御室換気設備の設計は以下を考慮した設計。 ・制御建屋中央制御室換気設備は、ばい煙に対して居住性を確保するため、フィルタを設置することで、建屋内部にばい煙が侵入し難い系統とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-51			「ばい煙の影響について」 ⇒ばい煙が流路に溜まりにくい構造であることを示す。 【【補足重事07(添付15)】ばい煙の影響について】		
				システム設計	緊急時対策建屋換気設備の設計は以下を考慮した設計。 ・緊急時対策建屋換気設備は、ばい煙に対して居住性を確保するため、フィルタを設置することで、建屋内部にばい煙が侵入し難い系統とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-51					
			36条C⑬ 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	システム設計	制御建屋中央制御室換気設備の設計は以下を考慮した設計。 ・制御建屋中央制御室換気設備は、ばい煙に対してダンパにより外気との連絡口を遮断し、中央制御室内の空気を再循環できる設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-52			「ばい煙の影響について」 ⇒ばい煙が流路に溜まりにくい構造であることを示す。 【【補足重事07(添付15)】ばい煙の影響について】		
	システム設計	緊急時対策建屋換気設備の設計は以下を考慮した設計。 ・制御建屋中央制御室換気設備は、ばい煙に対してダンパにより外気との連絡口を遮断し、緊急時対策所内の空気を再循環できる設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-52								
	システム設計	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の設計は以下を考慮した設計。 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、ばい煙に対してダンパにより外気との連絡口を遮断し、制御室内の空気を再循環できる設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-54								
36条C⑭ 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	システム設計	緊急時対策建屋用発電機の設計は以下を考慮した設計。 ・緊急時対策建屋用発電機は、ばい煙に対してフィルタを設置することで、内部にばい煙が侵入し難い系統とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-56			「ばい煙の影響について」 ⇒ばい煙が流路に溜まりにくい構造であることを示す。 【【補足重事07(添付15)】ばい煙の影響について】					
	システム設計	安全圧縮空気系の安全空気圧縮装置の設計は以下を考慮した設計。 ・安全圧縮空気系の安全空気圧縮装置は、ばい煙に対してフィルタを設置することで、内部にばい煙が侵入し難い系統とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-57			「ばい煙の影響について」 ⇒ばい煙が流路に溜まりにくい構造であることを示す。 【【補足重事07(添付15)】ばい煙の影響について】					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
			設計説明分類 (王冠は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方				
101-1	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	屋内 機器・配管	36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	システム設計	中央制御室換気設備の設計は以下を考慮した設計。 ・制御室中央制御室換気設備は、有毒ガスに対してダンパにより外気との連絡口を遮断し、中央制御室内の空気を再循環できる設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-59		-	-		
					システム設計	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の設計は以下を考慮した設計。 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、有毒ガスに対してダンパにより外気との連絡口を遮断し、制御室内の空気を再循環できる設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-59					
					システム設計	緊急時対策建屋換気設備の設計は以下を考慮した設計。 ・緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスに対してダンパにより外気との連絡口を遮断し、制御室内の空気を再循環できる設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-59					
			追而		システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-5		-	追而		
			追而		システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-5		-	-		
			追而		システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は関連する工程の停止により、機能を必要としない状態にする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-5		-	追而		
					配置設計	36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備		屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋内に設置する常設重大事故等対処設備は構造健全性を維持する建屋により防護できる配置とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-15		-	-
					配置設計 (No. 101-17)	36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備		屋内から屋外に設置される常設重大事故等対処設備のうち、屋外部分(情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ)は以下を考慮した設計。 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは森林火災に対して火災源から危険距離を上回る隣隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-18		-	-
					評価 (No. 101-17)	36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備				-	《代表施設の設定》 ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】
					配置設計 (No. 101-18)	36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備		屋内から屋外に設置される常設重大事故等対処設備のうち、屋外部分(情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ)は以下を考慮した設計。 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは石油備蓄基地火災に対して火災源から危険距離を上回る隣隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-26		-	-
					評価 (No. 101-18)	36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備				-	《代表施設の設定》 ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】
					配置設計 (No. 101-19)	36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備		外気を取り込む重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・外気を取り込む重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災に対して火災源から危険距離を上回る隣隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-25		-	-
					評価 (No. 101-19)	36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備				-	《代表施設の設定》 ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】
					配置設計 (No. 101-20)	36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備		屋内から屋外に設置される常設重大事故等対処設備のうち、屋外部分(情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ)は以下を考慮した設計。 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは石油備蓄基地火災と森林火災の重量に対して火災源から危険距離を上回る隣隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-29		-	-
					評価 (No. 101-20)	36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備				-	《代表施設の設定》 ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】
					配置設計 (No. 101-●)			屋内から屋外に設置される常設重大事故等対処設備のうち、屋外部分(情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ)は以下を考慮した設計。 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対して火災源から危険距離を上回る隣隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-33		-	-
		評価 (No. 101-●)					-	-			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方				
101-1	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	屋内 機器・配管	36条C⑩ 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	配置設計 (No. 101-●)	屋内から屋外に設置される常設重大事故等対処設備のうち、屋外部分 (情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ) は以下を考慮した設計。 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対して爆発源から危険距離を上回る隣隔距離を確保する設計。	以上を考慮した設計。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-36				
					評価 (No. 101-●)						
				36条C⑩ 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	配置設計 (No. 101-21)	飛来物防護板等を設置する建屋内の重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・飛来物防護板等を設置する建屋内の重大事故等対処設備は、航空機墜落火災からの輻射強度を受けた飛来物防護板等の温度上昇を考慮し、この熱影響に基づき求めた施設の温度が、重大事故等対処設備の性能維持に必要な温度以下となるような配置とする設計。	以上を考慮した設計。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-42				
					評価 (No. 101-21)						
				36条C⑩ 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	配置設計 (No. 101-●)	屋内から屋外に設置される常設重大事故等対処設備のうち、屋外部分 (情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ) は以下を考慮した設計。 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重畳に対して爆発源から危険距離を上回る隣隔距離を確保する設計。	以上を考慮した設計。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-46				
					評価 (No. 101-●)						
				36条C⑩ 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	配置設計	制御建屋中央制御室換気設備の設計は以下を考慮した設計。 ・制御建屋中央制御室換気設備は、ばい煙に対して外気との連絡口を遮断できるよう、外気取入口及び大気出口近傍にダンパを設置する設計。	以上を考慮した設計。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-52				<ばい煙の影響について> ⇒ばい煙が流路に溜まりにくい構造であることを示す。 【[補足重事07(添付15)]ばい煙の影響について】
					配置設計	緊急時対策建屋換気設備の設計は以下を考慮した設計。 ・緊急時対策建屋換気設備は、ばい煙に対して外気との連絡口を遮断できるよう、外気取入口及び大気出口近傍にダンパを設置する設計。	以上を考慮した設計。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-52				<ばい煙の影響について> ⇒ばい煙が流路に溜まりにくい構造であることを示す。 【[補足重事07(添付15)]ばい煙の影響について】
					配置設計	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の設計は以下を考慮した設計。 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、ばい煙に対して外気との連絡口を遮断できるよう、外気取入口及び大気出口近傍にダンパを設置する設計。	以上を考慮した設計。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-54				
					配置設計	中央制御室換気設備の設計は以下を考慮した設計。 ・制御建屋中央制御室換気設備は、有毒ガスに対して外気との連絡口を遮断できるよう、外気取入口及び大気出口近傍にダンパを設置する設計。	以上を考慮した設計。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-59				
					配置設計	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の設計は以下を考慮した設計。 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、有毒ガスに対して外気との連絡口を遮断できるよう、外気取入口及び大気出口近傍にダンパを設置する設計。	以上を考慮した設計。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-59				
					配置設計	緊急時対策建屋換気設備の設計は以下を考慮した設計。 ・緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスに対して外気との連絡口を遮断できるよう、外気取入口及び大気出口近傍にダンパを設置する設計。	以上を考慮した設計。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-59				
					追前	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。	以上を考慮した設計。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-5				
					36条C⑩ 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	構造設計 (No. 101-17)	屋内から屋外に設置される常設重大事故等対処設備のうち、屋外部分 (情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ) は以下を考慮した設計。 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは火災源 (森林火災) から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。	以上を考慮した設計。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-18			
					36条C⑩ 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	評価 (No. 101-17)					<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および評価結果を示す。 【[補足重事07(添付14)]外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】
		36条C⑩ 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	構造設計 (No. 101-18)	屋内から屋外に設置される常設重大事故等対処設備のうち、屋外部分 (情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ) は以下を考慮した設計。 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは火災源 (石油備蓄基地火災) から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。	以上を考慮した設計。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-26						
		36条C⑩ 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	評価 (No. 101-18)					<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および評価結果を示す。 【[補足重事07(添付14)]外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下盛は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
101-1	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	屋内 機器・配管	36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	構造設計 (No. 101-19)	外気を取り込む重大事故等対処設備の石油備蓄基地の火災に対する設計として配置設計や評価で考慮する必要がある最高仕様温度の設計情報を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-25	-	-	
					評価(No. 101-19)				
				36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	構造設計 (No. 101-20)	屋内から屋外に設置される常設重大事故等対処設備のうち、屋外部分(情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ)は以下を考慮した設計。 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは火災源(石油備蓄基地火災と森林火災の重量)から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-29	-	-	
				36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	評価 (No. 101-20)				<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【[補足重事07(添付14)]外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】
				36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	構造設計	屋内から屋外に設置される常設重大事故等対処設備のうち、屋外部分(情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ)は以下を考慮した設計。 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは火災源(敷地内の危険物貯蔵施設等)から受ける輻射に耐える材料及び構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-33	-	-	
					評価				
				36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	構造設計	屋内から屋外に設置される常設重大事故等対処設備のうち、屋外部分(情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ)の敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する設計として配置設計や評価で考慮する必要がある危険物貯蔵施設の種類及び貯蔵容量を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-36	-	-	
				36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	構造設計	屋内から屋外に設置される常設重大事故等対処設備のうち、屋外部分(情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ)は以下を考慮した設計。 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは航空機落下による火災により機能喪失する場合、速やかに予備品等による復旧措置を行うことを構造設計にて説明する。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-36	-	-	
				36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	構造設計 (No. 101-21)	飛来物防護板等を設置する建屋内の重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・飛来物防護板等を設置する建屋内の重大事故等対処設備は、航空機墜落火災からの輻射強度を受けた飛来物防護板等の温度上昇を考慮しても、重大事故等への対処に必要な機能を維持するために必要な温度域以下となるような形状、材質とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-42	-	-	
				36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	評価 (No. 101-21)				<航空機墜落火災全般> ⇒防護対策の考え方、評価対象の選定、評価対象の分類及び評価方針を示す。 【[補足重事07(添付12)]航空機墜落による火災の防護設計について】
				36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	構造設計 (No. 101-●)	屋内から屋外に設置される常設重大事故等対処設備のうち、屋外部分(情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ)の航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発の重量に対する設計として配置設計や評価で考慮する必要がある危険物貯蔵施設の種類及び貯蔵容量を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-46	-	-	
				36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	評価 (No. 101-●)				
				36条C1① 屋内の常設重大事故等対処設備、情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、外気を取り込む重大事故等対処設備、外部火災から防護するために必要な設備	構造設計	緊急時対策建屋用発電機の設計は以下を考慮した設計。 ・緊急時対策建屋用発電機は、ばい煙が溜りにくい構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-56	-	<ばい煙の影響について> ⇒ばい煙が流路に溜りにくい構造であることを示す。 【[補足重事07(添付15)]ばい煙の影響について】	
				追而	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-5	-	-	
				追而	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-5	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方		
101-1	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、隣隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前放水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	電巻防護対策設備	36条D⑤ 飛来物防護版	配置設計	飛来物防護版等を設置する建屋内の重大事故等対処設備の航空機墜落火災からの輻射強度を受けた飛来物防護版等の温度上昇に対する設計として構造設計、配置設計及び評価で考慮する必要がある電巻防護対策設備の配置情報を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-42		「航空機墜落火災全般」 ⇒防護対策の考え方、評価対象の選定、評価対象の分類及び評価方針を示す。 【補足重事07(添付12)航空機墜落による火災の防護設計について】	
				36条D⑤ 飛来物防護版	配置設計 (No. 101-22)	重大事故等対処設備及びそれらを収納する建屋等に波及的影響を及ぼし得る施設(電巻防護対策設備)の航空機墜落による火災に対する設計として構造設計及び評価で考慮する必要がある航空機墜落地点の情報を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-41			
				36条D⑤ 飛来物防護版	構造設計 (No. 101-22)	重大事故等対処設備及びそれらを収納する建屋等に波及的影響を及ぼし得る施設(電巻防護対策設備)は以下を考慮した設計。 ・支持構造物である架構等の必要な部材に、耐火被覆又は遮熱板の防護対策を講じる設計。			
				36条D⑤ 飛来物防護版	評価 (No. 101-22)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-41			「航空機墜落火災全般」 ⇒防護対策の考え方、評価対象の選定、評価対象の分類及び評価方針を示す。 【補足重事07(添付12)航空機墜落による火災の防護設計について】
			設計説明分類共通 (屋外・機器・配管)	— (施設共通の基本設計方針のため)	配置設計	重大事故等対処設備及びそれらを収納する建屋等に対して火災源となり得る敷地内の危険物貯蔵施設等は以下を考慮した設計。 ・建屋等の直近における航空機墜落による火災を想定した場合の輻射強度よりも小さくなるよう、危険物貯蔵施設等を配置する設計。 ・硝酸ヒドラジン受入れ貯槽、TBP受入れ貯槽及びn-Dデカン受入れ貯槽は航空機墜落火災による火災の影響を受けないように、地下に配置(移設)する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-45			
				設計説明分類共通 (屋外・機器・配管)	— (施設共通の基本設計方針のため)	配置設計 (No. 101-23)	重大事故等対処設備及びそれらを収納する建屋等に対して火災源となり得る敷地内の危険物貯蔵施設等は以下を考慮した設計。 ・熱影響として、森林火災、石油備蓄基地火災及び敷地周辺を通行する危険物を搭載した車両による火災を考慮し、許容温度以下となるよう火災源から危険距離を上回る隣隔距離を確保する設計。 ・爆発影響として、敷地周辺を通行する危険物を搭載した車両による爆発を考慮し、危険限界距離を求め、危険限界距離を上回る隣隔距離を確保する設計 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-48		
	設計説明分類共通 (建屋・構築物)	— (施設共通の基本設計方針のため)	評価 (No. 101-23)						
	設計説明分類共通 (建屋・構築物)	— (施設共通の基本設計方針のため)	構造設計 (No. 101-23)	重大事故等対処設備及びそれらを収納する建屋等に対して火災源となり得る敷地内の危険物貯蔵施設等の設計として、配置設計や評価で考慮する必要がある危険物貯蔵施設の種別を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-48					
101-2	消防車による事前放水を含む火災防護計画を、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72, 74を受けた設計 — (運用要求のため)						
102	塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求①	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72を受けた設計						
			建物・構築物	36条A⑩ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、塩害による短期での腐食が発生しないよう、建屋の外壁塗装及び屋上防水を施工する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-24			
			屋外・機器・配管	36条C⑫ 屋内の常設重大事故等対処設備、塩害から防護するために必要な設備	配置設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の常設重大事故等対処設備は、塩害に対して外壁塗装及び屋上防水を施工された建屋等内に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-24			
			屋内・機器・配管	36条C⑫ 屋内の常設重大事故等対処設備、塩害から防護するために必要な設備	システム設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋内に設置する外部事象防護対象施設は、換気設備、制御建屋中央制御室換気設備、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の給気系にフィルタを設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-24			
			36条C⑫ 屋内の常設重大事故等対処設備、塩害から防護するために必要な設備	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋内の常設重大事故等対処設備は、塩害に対して外壁塗装及び屋上防水を施工された建屋等内に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-24				
			36条C⑨ 常設重大事故等対処設備	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、塩害による短期での腐食が発生しないよう、塗装又は腐食し難い金属を使用する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-24				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下位は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
103	また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は受電開閉設備の絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72を受けた設計						
			建物・構築物	36条A① 主排気筒	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・主排気筒は塩害による短期での腐食が発生しないよう、塗装又は腐食し難い金属を使用する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-24	-	-	
			屋外 機器・配管	36条B① 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の常設重大事故等対処設備は塩害による短期での腐食が発生しないよう、塗装又は腐食し難い金属を使用する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-24	-	-	
			屋内 機器・配管	36条C② 屋内の常設重大事故等対処設備、塩害から防護するために必要な設備	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の常設重大事故等対処設備は塩害による短期での腐食が発生しないよう、塗装又は腐食し難い金属を使用する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-24	-	-	
104	敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 74を受けた設計						
			建物・構築物	追而	配置設計 (No. 104-1)	常設重大事故等対処設備は被液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高い位置になるように設置することを配置設計にて説明する。	<36条-104 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の13条を代表として説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 104-1)	常設重大事故等対処設備は被液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	-	追而	
				追而	配置設計 (No. 104-2)	常設重大事故等対処設備は被液に対して影響を受けない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-104 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 104-2)	被液に対して影響を受ける範囲内にある常設重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	-	追而	
				追而	構造設計 (No. 104-1)	常設重大事故等対処設備は被液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高いことを構造設計にて説明する。	<36条-104 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 104-1)	常設重大事故等対処設備は被液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	-	追而	
			屋外 機器・配管	追而	配置設計 (No. 104-3)	常設重大事故等対処設備は被液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高い位置になるように設置することを配置設計にて説明する。	<36条-104 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 104-3)	常設重大事故等対処設備は被液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	-	追而	
				追而	配置設計 (No. 104-4)	常設重大事故等対処設備は被液に対して影響を受けない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-104 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 104-4)	被液に対して影響を受ける範囲内にある常設重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	-	追而	
				追而	構造設計 (No. 104-3)	常設重大事故等対処設備は被液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高いことを構造設計にて説明する。	<36条-104 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 104-3)	常設重大事故等対処設備は被液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	-	追而	
			屋内 機器・配管	追而	配置設計	屋内の常設重大事故等対処設備は敷地内における化学物質の漏えいに対して屋内に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-104 代表以外> 上記と同じ。	-	追而

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請								
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
105	電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 74-1を受けた設計								
			屋外 機器・配管	36条B15 常設重大事故等対処設備	システム設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備は、電磁的障害に対して絶縁増幅器、継電器、ラインフィルタにより電気的に分離する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-30	-	-			
				36条B15 常設重大事故等対処設備	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備は、電磁的障害に対して電子機器を筐体に格納するとともに筐体は接地する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-30	-	-			
				36条B15 常設重大事故等対処設備	構造設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備は、電磁的障害に対して伝送路を金属シールド付ケーブルで遮蔽するとともに金属シールドは接地する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-30	-	-			
			屋内 機器・配管	36条C14 常設重大事故等対処設備	システム設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備は、電磁的障害に対して絶縁増幅器、継電器、ラインフィルタにより電気的に分離する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-30	-	-			
				36条C14 常設重大事故等対処設備	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備は、ケーブル種別毎にケーブルルートを分離する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-30	-	-			
				36条C14 常設重大事故等対処設備	構造設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備は、電磁的障害に対して電子機器を筐体に格納するとともに筐体は接地する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-30	-	-			
				36条C14 常設重大事故等対処設備	構造設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備は、電磁的障害に対して伝送路を金属シールド付ケーブルで遮蔽するとともに金属シールドは接地する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-30	-	-			
			106	周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 77を受けた設計					
						建物・構築物	追而	配置設計	常設重大事故等対処設備は内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することを配置設計にて説明する。	<36条-106 代表以外> ・共通方針であることから、G7再処理施設の16条を代表として説明する。	-
屋外 機器・配管	追而	配置設計				常設重大事故等対処設備は内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することを配置設計にて説明する。	<36条-106 代表以外> 上記と同じ。	-	追而		
屋内 機器・配管	追而	配置設計				常設重大事故等対処設備は内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することを配置設計にて説明する。	<36条-106 代表以外> 上記と同じ。	-	追而		
107-1	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 冒頭宣言【36条174～178】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 77を受けた設計 冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 77を受けた冒頭宣言								
			建物・構築物	追而	システム設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は関連する工程の停止又は代替設備により必要な機能を確保することをシステム設計にて説明する。	<36条-107 代表以外> ・共通方針であることから、G7再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-15を代表として説明する。	-	追而		
			追而	構造設計	内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保することを構造設計にて説明する。	<36条-107 代表以外> 上記と同じ。	-	追而			

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
(第三十六条 重大事故等対処設備)

資料2 各条文の基本設計方針及び設計説明分類の紐付整理

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (上段は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
107-1	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 冒頭宣言【36 条174～178】	屋外 機器・配管	追而	システム設計	上記と同じ。	<36条-107 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	構造設計				
			屋内 機器・配管	追而	システム設計	上記と同じ。	<36条-107 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	構造設計				
(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 174～178に展開する。)									
107-2	代替設備により必要な機能確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 77を受けた設計						
(運用要求のため)									
108-1	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)及び積雪に対して常設重大事故等対処設備は、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰、積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。	機能要求① 運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 73, 75を受けた設計						
			建物・構築物	36条A⑫ 常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋外の常設重大事故等対処設備及び屋外の重大事故等対処設備を収納する建屋等は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響及び積雪に対して除灰及び除雪が可能な構造とすることを構造設計にて説明する。	<36条-108 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の36条-123を代表として説明する。	-	-
			屋外 機器・配管	36条B⑯ 常設重大事故等対処設備	構造設計	屋外の常設重大事故等対処設備及び屋外の重大事故等対処設備を収納する建屋等は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響及び積雪に対して除灰及び除雪が可能な構造とすることを構造設計にて説明する。	<36条-108 代表以外> 上記と同じ。	-	-
			屋内 機器・配管	36条C⑰ 常設重大事故等対処設備	構造設計	屋内の常設重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響に対して清掃が可能な構造とすることを構造設計にて説明する。	<36条-108 代表以外> 上記と同じ。	-	-
(運用要求のため)									
108-2	積雪に対する除雪、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換、清掃及び除灰については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 73, 75を受けた設計						
(運用要求のため)									
109	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 76を受けた設計						
			建物・構築物	追而	配置設計	常設重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断による被液に対して漏えいを想定するセル及びグローブボックス外に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-109 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の13条を代表として説明する。	-	追而
				追而	配置設計	常設重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断による被液に対して漏えいを想定するセル及びグローブボックス外に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-109 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	配置設計	常設重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断による腐食性ガスに対して漏えいを想定するセル及びグローブボックス外に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-109 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
			屋外 機器・配管	追而	配置設計	常設重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断による被液に対して漏えいを想定するセル及びグローブボックス外に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-109 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
	追而	配置設計	常設重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断による被液に対して漏えいを想定するセル及びグローブボックス外に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-109 代表以外> 上記と同じ。	-	追而			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
109	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	屋外 機器・配管	追而	配置設計	常設重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断による腐食性ガスに対して漏えいを想定するセル及びグローブボックス外に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-109 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	配置設計	常設重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断による液漏れに対して漏えいを想定するセル及びグローブボックス外に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-109 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	配置設計 (No. 109-1)	常設重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断に対して漏えい液位に対して高い位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-109 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 109-1)	常設重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断による液漏れに対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-109 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	配置設計	常設重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断による液漏れに対して漏えいを想定するセル及びグローブボックス外に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-109 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	配置設計	常設重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断による腐食性ガスに対して漏えいを想定するセル及びグローブボックス外に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-109 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	構造設計	常設重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断による液漏れに対して耐食性を有する材料を主材料として構成することを構造設計にて説明する。	<36条-109 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	構造設計 (No. 109-1)	常設重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高いことを構造設計にて説明する。	<36条-109 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 109-1)	常設重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断による液漏れに対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-109 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	構造設計	常設重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断による液漏れに対して耐食性を有する材料を主材料として構成することを構造設計にて説明する。	<36条-109 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
	追而	構造設計	常設重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断による腐食性ガスに対して耐食性を有する材料を主材料として構成することを構造設計にて説明する。	<36条-109 代表以外> 上記と同じ。	-	追而			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (正蔵は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 77を受けた設計						
110	常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	機能要求① 評価要求 設置要求	建物・構築物	追而	構造設計	常設重大事故等対処設備及び重大事故等対処設備を収納する建屋等は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	【36条-110】説明Gr3 ・常設重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而
			追而	構造設計	常設重大事故等対処設備及び重大事故等対処設備を収納する建屋等は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	【36条-110】説明Gr3 ・常設重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而	
			追而	構造設計	常設重大事故等対処設備及び重大事故等対処設備を収納する建屋等は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	【36条-110】説明Gr3 ・常設重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	屋内の常設重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置することを配置設計にて説明する。	【36条-110】説明Gr3 ・屋内の常設重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置することを配置設計にて説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	屋内の常設重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境湿度に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置することを配置設計にて説明する。	【36条-110】説明Gr3 ・屋内の常設重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境湿度に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置することを配置設計にて説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	屋内の常設重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の放射線に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置することを配置設計にて説明する。	【36条-110】説明Gr3 ・屋内の常設重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の放射線に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置することを配置設計にて説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	屋内の常設重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の放射線に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置することを配置設計にて説明する。	【36条-110】説明Gr3 ・屋内の常設重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の放射線に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置することを配置設計にて説明する。	-	追而	
		屋外 機器・配管	追而	構造設計	常設重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-110 代表以外> ・共通方針であることから、Gr3再処理施設の「建物・構築物」の36条-110を代表として説明する。	-	追而	
		追而	構造設計	常設重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-110 代表以外> 上記と同じ。	-	追而		
		追而	構造設計	常設重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-110 代表以外> 上記と同じ。	-	追而		
		屋内 機器・配管	追而	配置設計	屋内の常設重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-110 代表以外> 上記と同じ。	-	追而	
		追而	配置設計	屋内の常設重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境湿度に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-110 代表以外> 上記と同じ。	-	追而		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (主査は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
110	常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	機能要求① 評価要求 設置要求	屋内 機器・配管	追而	配置設計	屋内の常設重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の放射線に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-110 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
111	重大事故等対処設備において、主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。	機能要求① 機能要求②	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 71を受けた設計						
			屋外 機器・配管	追而	構造設計	常設重大事故等対処設備のうち主たる流路に影響を与える範囲は主たる流路と同一又は同等の規格とすることを構造設計にて説明する。	【36条-111】説明Gr3 ・常設重大事故等対処設備のうち主たる流路に影響を与える範囲は主たる流路と同一又は同等の規格とすることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	構造設計	常設重大事故等対処設備のうち主たる流路に影響を与える範囲は主たる流路と同一又は同等の規格とすることを構造設計にて説明する。	<36条-111 代表以外> ・共通方針であることから、Gr3再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-111を代表として説明する。	-	追而
112	b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求 設置要求	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 71を受けた設計						
			建物・構築物	追而	配置設計	対処を実施する建屋内の重大事故時環境を配置設計にて説明する。	<36条-112 代表以外> ・共通方針であることから、Gr3再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-78を代表として説明する。	-	追而
			屋外 機器・配管	追而	構造設計 (No. 112-1)	可搬型重大事故等対処設備は内部流体圧力及び内部流体温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない構造とすることを構造設計にて説明する。	<36条-112 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 112-1)	可搬型重大事故等対処設備は内部流体圧力及び内部流体温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう十分な強度を有することを評価にて説明する。	-	-	追而
				追而	構造設計 (No. 112-2)	可搬型重大事故等対処設備は環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-112 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 112-2)	可搬型重大事故等対処設備は環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。	-	-	追而
				追而	構造設計 (No. 112-3)	可搬型重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-112 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 112-3)	可搬型重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。	-	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	構造設計 (No. 112-4)	可搬型重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-112 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 112-4)	可搬型重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。	-	-	追而
				追而	構造設計 (No. 112-5)	可搬型重大事故等対処設備は内部流体圧力及び内部流体温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない構造とすることを構造設計にて説明する。	<36条-112 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 112-5)	可搬型重大事故等対処設備は内部流体圧力及び内部流体温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう十分な強度を有することを評価にて説明する。	-	-	追而
				追而	構造設計 (No. 112-6)	可搬型重大事故等対処設備は環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-112 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 112-6)	可搬型重大事故等対処設備は環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。	-	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	構造設計 (No. 112-7)	可搬型重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-112 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
追而	評価 (No. 112-7)	可搬型重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	-	追而			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
112	b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるように、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求 設置要求	屋内 機器・配管	追而	構造設計 (No. 112-8)	可搬型重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-112 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
					評価 (No. 112-8)	可搬型重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而
冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 71を受けた設計									
113	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	屋外 機器・配管	追而	構造設計 (No. 113-1)	可搬型重大事故等対処設備は環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-113 代表以外> ・共通方針であることから、G3再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-80を代表として説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 113-1)	可搬型重大事故等対処設備は環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而
				追而	構造設計 (No. 113-2)	可搬型重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-113 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 113-2)	可搬型重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而
				追而	構造設計 (No. 113-3)	可搬型重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-113 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 113-3)	可搬型重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而
			屋内 機器・配管	追而	構造設計 (No. 113-4)	可搬型重大事故等対処設備は環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-113 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 113-4)	可搬型重大事故等対処設備は環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而
				追而	構造設計 (No. 113-5)	可搬型重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-113 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 113-5)	可搬型重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而
				追而	構造設計 (No. 113-6)	可搬型重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-113 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 113-6)	可搬型重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請							
			設計説明分類 (王盛は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
114	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための可搬型重大事故等対処設備は、系統的影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 71を受けた設計							
			屋外 機器・配管	追而	構造設計 (No. 114-1)	可搬型重大事故等対処設備は内部流体圧力及び内部流体温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない構造とすることを構造設計にて説明する。	<36条-114 代表以外> ・共通方針であることから、Gr3再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-81を代表として説明する。	-	追而	
				追而	評価 (No. 114-1)	可搬型重大事故等対処設備は内部流体圧力及び内部流体温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう十分な強度を有することを評価にて説明する。		-	追而	
				追而	構造設計 (No. 114-2)	可搬型重大事故等対処設備は環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-114 代表以外> 上記と同じ。	-	追而	
				追而	評価 (No. 114-2)	可搬型重大事故等対処設備は環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而	
				追而	構造設計 (No. 114-3)	可搬型重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-114 代表以外> 上記と同じ。	-	追而	
				追而	評価 (No. 114-3)	可搬型重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而	
				追而	構造設計 (No. 114-4)	可搬型重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-114 代表以外> 上記と同じ。	-	追而	
				追而	評価 (No. 114-4)	可搬型重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而	
				屋内 機器・配管	追而	構造設計 (No. 114-5)	可搬型重大事故等対処設備は内部流体圧力及び内部流体温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない構造とすることを構造設計にて説明する。	<36条-114 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
					追而	評価 (No. 114-5)	可搬型重大事故等対処設備は内部流体圧力及び内部流体温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう十分な強度を有することを評価にて説明する。		-	追而
					追而	構造設計 (No. 114-6)	可搬型重大事故等対処設備は環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-114 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
					追而	評価 (No. 114-6)	可搬型重大事故等対処設備は環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而
					追而	構造設計 (No. 114-7)	可搬型重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-114 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
					追而	評価 (No. 114-7)	可搬型重大事故等対処設備は環境湿度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而
					追而	構造設計 (No. 114-8)	可搬型重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-114 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
		追而	評価 (No. 114-8)	可搬型重大事故等対処設備は放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而			
115	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	機能要求①	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 71を受けた設計							
			屋外 機器・配管	追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は汽水による腐食を考慮して耐食性材料で構成することを構造設計にて説明する。	【36条-115】説明Gr3 ・常設重大事故等対処設備は汽水による腐食を考慮して耐食性材料で構成することは重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而	
				追而		可搬型重大事故等対処設備は尾駁沼から直接取水する際は異物の流入防止を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。	【36条-115】説明Gr3 ・可搬型重大事故等対処設備は尾駁沼から直接取水する際は異物の流入防止を考慮した設計とすることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而	
	屋内 機器・配管	追而	構造設計	上記と同じ。	<36条-115 代表以外> ・共通方針であることから、Gr3再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-115を代表として説明する。	-	追而			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (正意は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
115	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾駁沼で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾駁沼から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	機能要求①	屋内 機器・配管	追而	構造設計	上記と同じ。	<36条-115 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
116	地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる設計とする。	機能要求①	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72, 73を受けた設計						
			屋外 機器・配管	36条B① 可搬型重大事故等対処設備	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は地震に対して当該設備又は当該設備を収納するものを固縛することを構造設計にて説明する。	<36条-116 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の36条-182を代表として説明する。	-	-
			屋内 機器・配管	追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は地震に対して当該設備又は当該設備を収納するものを固縛することを構造設計にて説明する。	<36条-116 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-182を代表として説明する。	-	追而
117	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条179, 183, 184～190, 191】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 75を受けた冒頭宣言						
			- (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No. 179, 183, 184～190, 191に展開する。)						
118	さらに、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う設計とする。	冒頭宣言【36条179, 183, 184～190, 191】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72, 73, 75, 77を受けた冒頭宣言						
			- (冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No. 179, 183, 184～190, 191に展開する。)						
119	溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護及び被液防護を行うことにより、火災に対しては「9.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求 冒頭宣言【36条196～211】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 77を受けた設計						
			屋外 機器・配管	追而	配置設計 (No. 119-1)	可搬型重大事故等対処設備は被水に対して機能喪失高さが溢水高さよりも高い位置になるように保管することを配置設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 119-1)	可搬型重大事故等対処設備は被水に対して機能喪失高さと溢水高さを比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。		-	追而
				追而	配置設計 (No. 119-2)	可搬型重大事故等対処設備は被水に対して影響を受けない位置に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 119-2)	被水に対して影響を受ける範囲内にある可搬型重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。		-	追而
				追而	配置設計 (No. 119-3)	可搬型重大事故等対処設備は蒸気に対して蒸気影響を受けない位置に保管することを評価にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 119-3)	可搬型重大事故等対処設備は蒸気に対して蒸気影響を受けない位置に保管することを評価にて説明する。		-	追而
				追而	配置設計 (No. 119-4)	可搬型重大事故等対処設備は被液に対して影響を受けない位置に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の13条を代表として説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 119-4)	被液に対して影響を受ける範囲内にある可搬型重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。		-	追而

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
119	119 溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護及び被液防護を行うことにより、火災に対しては「9.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求 冒頭宣言【36 条196～211】	屋外 機器・配管	追而	配置設計 (No. 119-5)	可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高い位置になるように保管することを配置設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
			追而	評価 (No. 119-5)	可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	-	追而		
			追而	配置設計 (No. 119-6)	可搬型重大事故等対処設備は腐食性ガスに対して腐食性ガスの影響を受けない位置に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-6)	可搬型重大事故等対処設備は腐食性ガスに対して腐食性ガスの影響を受けない位置に保管することを評価にて説明する。	-	追而		
			追而	構造設計 (No. 119-1)	可搬型重大事故等対処設備は設水に対して機能喪失高さが溢水高さよりも高いことを構造設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-1)	可搬型重大事故等対処設備は設水に対して機能喪失高さと溢水高さを比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	-	追而		
			追而	構造設計 (No. 119-3)	可搬型重大事故等対処設備は蒸気に対して溢水源から漏えいした蒸気の直接噴出及び拡散による影響を受け、蒸気曝露試験又は机上評価によって健全性が確認されている条件(温度及び湿度)を超えない耐蒸気性を有することを構造設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-3)	可搬型重大事故等対処設備は蒸気に対して溢水源から漏えいした蒸気の直接噴出及び拡散による影響を受け、蒸気曝露試験又は机上評価によって健全性が確認されている条件(温度及び湿度)を超えない耐蒸気性を有することを評価にて説明する。	-	追而		
			追而	構造設計 (No. 119-5)	可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高いことを構造設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の13条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-5)	可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	-	追而		
			追而	構造設計 (No. 119-7)	可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高い位置になるように収納コンテナ又はホースコンテナに保管することを構造設計にて説明する。	【36条-119】説明Gr2 ・可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高い位置になるように収納コンテナ又はホースコンテナに保管することは重大事故に係る設計であるため、説明Gr2にて説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-7)	可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	【36条-119】説明Gr2 ・可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことは重大事故に係る設計であるため、説明Gr2にて説明する。	-	追而	
			屋内 機器・配管	追而	配置設計 (No. 119-8)	可搬型重大事故等対処設備は設水に対して機能喪失高さが溢水高さよりも高い位置になるように保管することを配置設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而
			追而	評価 (No. 119-8)	可搬型重大事故等対処設備は設水に対して機能喪失高さと溢水高さを比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	-	追而		
			追而	配置設計 (No. 119-9)	可搬型重大事故等対処設備は被水に対して影響を受けない位置に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-9)	被水に対して影響を受ける範囲内にある可搬型重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	-	追而		
			追而	配置設計 (No. 119-10)	可搬型重大事故等対処設備は蒸気に対して蒸気影響を受けない位置に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-10)	可搬型重大事故等対処設備は蒸気に対して蒸気影響を受けない位置に保管することを評価にて説明する。	-	追而		
			追而	配置設計 (No. 119-11)	可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高い位置になるように保管することを配置設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の13条を代表として説明する。	-	追而	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
119	119 溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護及び被液防護を行うことにより、火災に対しては「9.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求 冒頭宣言【36 条196～211】	屋内 機器・配管	追而	評価 (No. 119-11)	可搬型重大事故等対処設備は設 液に対して機能喪失高さと漏え い液位を比較し、重大事故等へ の対処に必要な機能を損なわな いことを評価にて説明する。	<36条-119 代表以外> ・共通方針であることか ら、Gr2再処理施設の13条を 代表として説明する。	-	追而
			追而	配置設計 (No. 119-12)	可搬型重大事故等対処設備は被 液に対して影響を受けない位置 に保管することを配置設計にて 説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-12)	被液に対して影響を受ける範囲 内にある可搬型重大事故等対処 設備が重大事故等への対処に必 要な機能を損なわないことを評 価にて説明する。		-	追而	
			追而	配置設計 (No. 119-13)	可搬型重大事故等対処設備は腐 食性ガスに対して腐食性ガスの 影響を受けない位置に保管す ることを配置設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-13)	可搬型重大事故等対処設備は腐 食性ガスに対して腐食性ガスの 影響を受けない位置に保管す ることを評価にて説明する。		-	追而	
			追而	構造設計 (No. 119-8)	可搬型重大事故等対処設備は設 水に対して機能喪失高さが溢水 高さよりも高いことを構造設 計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-8)	可搬型重大事故等対処設備は設 水に対して機能喪失高さと溢水 高さを比較し、重大事故等への 対処に必要な機能を損なわな いことを評価にて説明する。		-	追而	
			追而	構造設計 (No. 119-14)	可搬型重大事故等対処設備は設 水に対して機能喪失高さが溢水 高さよりも高い位置になるよう に保管棚に保管することを構造 設計にて説明する。	【36条-119】説明Gr2 ・可搬型重大事故等対処設 備は設水に対して機能喪失 高さが溢水高さよりも高い 位置になるように保管棚に 保管することは重大事故に 係る設計であるため、説明 Gr2にて説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-14)	可搬型重大事故等対処設備は設 水に対して機能喪失高さと溢水 高さを比較し、重大事故等への 対処に必要な機能を損なわな いことを評価にて説明する。	【36条-119】説明Gr2 ・可搬型重大事故等対処設 備は設水に対して機能喪失 高さと溢水高さを比較し、 重大事故等への対処に必要な 機能を損なわないことは 重大事故に係る設計である ため、説明Gr2にて説明す る。	-	追而	
			追而	構造設計 (No. 119-15)	可搬型重大事故等対処設備は設 水に対して機能喪失高さが溢水 高さよりも高い位置になるよう に保管棚に保管することを構造 設計にて説明する。	【36条-119】説明Gr2 ・可搬型重大事故等対処設 備は設水に対して機能喪失 高さが溢水高さよりも高い 位置になるように保管棚に 保管することは重大事故に 係る設計であるため、説明 Gr2にて説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-15)	可搬型重大事故等対処設備は設 水に対して機能喪失高さと溢水 高さを比較し、重大事故等への 対処に必要な機能を損なわな いことを評価にて説明する。	【36条-119】説明Gr2 ・可搬型重大事故等対処設 備は設水に対して機能喪失 高さと溢水高さを比較し、 重大事故等への対処に必要な 機能を損なわないことは 重大事故に係る設計である ため、説明Gr2にて説明す る。	-	追而	
			追而	構造設計 (No. 119-16)	可搬型重大事故等対処設備は被 水に対して「JIS C 0920 電 気機械器具の外部による保護等 級 (IPコード)」における第二 特性数字4以上相当の防滴機能 を有する保管箱に保管するこ とを構造設計にて説明する。	【36条-119】説明Gr2 ・可搬型重大事故等対処設 備は被水に対して「JIS C 0920 電気機械器具の外部 による保護等級 (IPコー ド)」における第二特性数 字4以上相当の防滴機能を有 する保管箱に保管すること は重大事故に係る設計であ るため、説明Gr2にて説明 する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-16)	可搬型重大事故等対処設備は被 水に対して「JIS C 0920 電 気機械器具の外部による保護等 級 (IPコード)」における第二 特性数字4以上相当の防滴機能 を有する保管箱に保管するこ とを評価にて説明する。	【36条-119】説明Gr2 ・可搬型重大事故等対処設 備は被水に対して「JIS C 0920 電気機械器具の外部 による保護等級 (IPコー ド)」における第二特性数 字4以上相当の防滴機能を有 する保管箱に保管すること は重大事故に係る設計であ るため、説明Gr2にて説明 する。	-	追而	
			追而	構造設計 (No. 119-17)	可搬型重大事故等対処設備は被 水に対して被水試験により確認 をしたコーキングの水密処理に より被水防護措置を講ずる設 計又は「JIS C 0920 電気機 械器具の外部による保護等級 (IP コード)」における第二特性数 字4以上相当の防滴機能を有す ることを構造設計にて説明す る。	<36条-119 代表以外> ・共通方針であることか ら、Gr2再処理施設の12条を 代表として説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-17)	可搬型重大事故等対処設備は被 水に対して被水試験により確認 をしたコーキングの水密処理に より被水防護措置を講ずる設 計又は「JIS C 0920 電気機 械器具の外部による保護等級 (IP コード)」における第二特性数 字4以上相当の防滴機能を有す ることを評価にて説明する。		-	追而	
追而	構造設計 (No. 119-18)	可搬型重大事故等対処設備は被 水に対して「JIS C 0920 電 気機械器具の外部による保護等 級 (IPコード)」における第二 特性数字4以上相当の防滴機能 を有する保管棚に保管するこ とを構造設計にて説明する。	【36条-119】説明Gr2 ・可搬型重大事故等対処設 備は被水に対して「JIS C 0920 電気機械器具の外部 による保護等級 (IPコー ド)」における第二特性数 字4以上相当の防滴機能を有 する保管棚に保管すること は重大事故に係る設計であ るため、説明Gr2にて説明 する。	-	追而				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
119	溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護及び被液防護を行うことにより、火災に対しては「9.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求 冒頭宣言【36 条196～211】	屋内 機器・配管	追而	評価 (No. 119-18)	可搬型重大事故等対処設備は被水に対して「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防滴機能を有する保管棚に保管することを評価にて説明する。	【36条-119】説明Gr2 ・可搬型重大事故等対処設備は被水に対して「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防滴機能を有する保管棚に保管することは重大事故に係る設計であるため、説明Gr2にて説明する。	-	追而
			追而	構造設計 (No. 119-19)	可搬型重大事故等対処設備は被水に対して「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防滴機能を有する防水シートで防護し保管することを構造設計にて説明する。	【36条-119】説明Gr2 ・可搬型重大事故等対処設備は被水に対して「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防滴機能を有する防水シートで防護し保管することは重大事故に係る設計であるため、説明Gr2にて説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-19)	可搬型重大事故等対処設備は被水に対して「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防滴機能を有する防水シートで防護し保管することを評価にて説明する。	【36条-119】説明Gr2 ・可搬型重大事故等対処設備は被水に対して「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防滴機能を有する防水シートで防護し保管することは重大事故に係る設計であるため、説明Gr2にて説明する。	-	追而	
			追而	構造設計 (No. 119-10)	可搬型重大事故等対処設備は蒸気に対して溢水源から漏えいした蒸気の直接噴出及び拡散による影響を受け、蒸気曝露試験又は机上評価によって健全性が確認されている条件(温度及び湿度)を超えない耐蒸気性を有することを構造設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-10)	可搬型重大事故等対処設備は蒸気に対して溢水源から漏えいした蒸気の直接噴出及び拡散による影響を受け、蒸気曝露試験又は机上評価によって健全性が確認されている条件(温度及び湿度)を超えない耐蒸気性を有することを評価にて説明する。	-	-	追而	
			追而	構造設計 (No. 119-11)	可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高いことを構造設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の13条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-11)	可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	-	-	追而	
			追而	構造設計 (No. 119-20)	可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高い位置になるように保管棚に保管することを構造設計にて説明する。	【36条-119】説明Gr2 ・可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高い位置になるように保管棚に保管することは重大事故に係る設計であるため、説明Gr2にて説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-20)	可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	【36条-119】説明Gr2 ・可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことは重大事故に係る設計であるため、説明Gr2にて説明する。	-	追而	
			追而	構造設計 (No. 119-21)	可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高い位置になるように保管箱に保管することを構造設計にて説明する。	【36条-119】説明Gr2 ・可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高い位置になるように保管箱に保管することは重大事故に係る設計であるため、説明Gr2にて説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-21)	可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	【36条-119】説明Gr2 ・可搬型重大事故等対処設備は設液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことは重大事故に係る設計であるため、説明Gr2にて説明する。	-	追而	
			追而	システム設計 (No. 119-22)	・緊急遮断弁は、制御建屋に設置する地震計からの信号に対して、作動する機構又は弁の感震機構により系統を隔離することをシステム設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 119-22)	・地震計及び緊急遮断弁は、地震を検知し、緊急手段弁が流路を閉止する機能を有することを評価にて説明する。 ・地震計及び緊急遮断弁は基準地震動 S s による地震力に対して耐震性を有することを評価にて説明する。	-	-	追而	
追而	システム設計 (No. 119-23)	・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)は、蒸気の漏えいを検知し、自動で漏えい蒸気を隔離することをシステム設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。	-	追而				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (正意は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
119	溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護及び被液防護を行うことにより、火災に対しては「9.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求 冒頭宣言【36 条196～211】	溢水対策設備	追而	評価 (No. 119-23)	・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)の機能評価 ・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)及びターミナルエンド防護カバーは配置条件、耐震性、環境温度への耐性及び圧力に対する強度を有することを評価にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。		追而
			追而	システム設計 (No. 119-24)	・漏えい検知及び制御室からの手動遠隔隔離ができることをシステム設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。		追而	
			追而	評価 (No. 119-24)	・漏えい検知器及び液位計に対して、検知及び制御室からの手動遠隔操作により漏えい箇所を早期に隔離できることを評価にて説明する。			追而	
			追而	配置設計 (No. 119-25)	・壁、防水扉、水密扉、水密ハッチ、堰及び床ドレン逆止弁は溢水防護区域外の溢水に対して、溢水の流入防止又は重大事故等対処設備の設水を防止することを配置設計にて説明する。 ・溢水防護対象設備の周辺の堰は、重大事故等対処設備が浸水しないように設置することを配置設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。		追而	
			追而	評価 (No. 119-25)	・壁、防水扉、水密扉、水密ハッチ、堰及び床ドレン逆止弁は、基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性、溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対する強度を有することを評価にて説明する。			追而	
			追而	配置設計 (No. 119-22)	・緊急遮断弁は、溢水防護建屋内又は建屋間に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。		追而	
			追而	評価 (No. 119-22)	・地震計及び緊急遮断弁は、地震を検知し、緊急手段が流路を閉止する機能を有することを評価にて説明する。 ・地震計及び緊急遮断弁は基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を有することを評価にて説明する。			追而	
			追而	配置設計 (No. 119-23)	・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)は、蒸気の漏えいを検知し、自動で漏えい蒸気を隔離するための配置とすることを配置設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。		追而	
			追而	評価 (No. 119-23)	・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)の機能評価 ・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)及びターミナルエンド防護カバーは配置条件、耐震性、環境温度への耐性及び圧力に対する強度を有することを評価にて説明する。			追而	
			追而	配置設計 (No. 119-24)	・漏えい検知器及び液位計は、溢水の発生を検知することを配置設計にて説明する。 ・現場操作時にアクセスする通路部に対して、現場操作により漏えい箇所を早期に隔離できることを配置設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。		追而	
			追而	評価 (No. 119-24)	・漏えい検知器及び液位計に対して、検知及び制御室からの手動遠隔操作により漏えい箇所を早期に隔離できることを評価にて説明する。			追而	
			追而	配置設計 (No. 119-26)	・止水板及び蓋は、スロッシング量を低減することを配置設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。		追而	
			追而	評価 (No. 119-26)	・止水板及び蓋は、スロッシング水荷重に対する強度、耐震性及び火災荷重及び環境条件への耐性を有することを評価にて説明する。			追而	
			追而	構造設計 (No. 119-25)	・壁、防水扉、水密扉、水密ハッチ、堰及び床ドレン逆止弁は溢水防護区域外の溢水に対して、溢水の流入を防止することを構造設計にて説明する。 ・壁、防水扉、水密扉、水密ハッチ、堰及び床ドレン逆止弁は、水位・水圧及びSsの地震力に対する耐性を有することを構造設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。		追而	
			追而	評価 (No. 119-25)	・壁、防水扉、水密扉、水密ハッチ、堰及び床ドレン逆止弁は、基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性、溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対する強度を有することを評価にて説明する。			追而	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (正誤は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
119	溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護及び被液防護を行うことにより、火災に対しては「9.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求 冒頭宣言【36 条196～211】	溢水対策設備	追而	構造設計 (No. 119-22)	・地震計及び緊急遮断弁は、地震により溢水源を隔離して溢水量を低減することを構造設計にて説明する。 ・地震計及び緊急遮断弁は、基準地震動Ssによる地震力に対して、耐震性を有することを構造設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。		追而
			追而	評価 (No. 119-22)	・地震計及び緊急遮断弁は、地震を検出し、緊急手段弁が流路を閉止する機能を有することを評価にて説明する。 ・地震計及び緊急遮断弁は基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を有することを評価にて説明する。		追而		
			追而	構造設計 (No. 119-23)	・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)は、蒸気漏えいに対して自動で検知し、漏えい蒸気を隔離することを構造設計にて説明する。 ・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)及びターミナルエンド防護カバーは蒸気漏えいに対して、環境温度への耐性及び圧力に対する強度を有することを構造設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。		追而	
			追而	評価 (No. 119-23)	・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)の機能評価 ・自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁)及びターミナルエンド防護カバーは配置条件、耐震性、環境温度への耐性及び圧力に対する強度を有することを評価にて説明する。		追而		
			追而	構造設計 (No. 119-24)	・漏えい検知器及び液位計は、溢水の発生を検知することを構造設計にて説明する。 ・手動遠隔操作又は現場操作を行う設備は、漏えい箇所を早期に隔離することを構造設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。		追而	
			追而	評価 (No. 119-24)	・漏えい検知器及び液位計に対して、検知及び制御室からの手動遠隔操作により漏えい箇所を早期に隔離できることを評価にて説明する。		追而		
			追而	構造設計 (No. 119-26)	・止水板及び蓋は、スロッシングを低減することを構造設計にて説明する。 ・止水板及び蓋は、スロッシング水荷重に対する強度、耐震性及び火災荷重及び環境条件への耐性を有することを構造設計にて説明する。	<36条-119 代表以外> 上記と同じ。		追而	
			追而	評価 (No. 119-26)	・止水板及び蓋は、スロッシング水荷重に対する強度、耐震性及び火災荷重及び環境条件への耐性を有することを評価にて説明する。		追而		
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 196～211に展開する。)						
120	津波に対して可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、「3.2 津波による損傷の防止」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、津波による影響を受けるおそれのない場所を選定することとし、使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付ける場合は、津波に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言【第 34条】 設置要求 運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72を受けた設計 冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72を受けた冒頭宣言						
			屋外 機器・配管	36条D⑤ 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付ける可搬型重大事故等対処設備は津波の影響を受けない位置に予備を保管することを配置設計にて説明する。	<36条-120 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の36条-28を代表として説明する。	-	-
			屋外 機器・配管	36条D⑤ 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は津波に対して据付け後において津波の影響により退避が必須と判断された場合には、津波の影響を受けない位置に移動させることを配置設計にて説明する。	<36条-120 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の36条-28を代表として説明する。	-	-
(冒頭宣言であり、具体的設計は第34条に展開する。)									
(運用要求のため)									
121	風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 45, 72, 73を受けた設計						

項目番号	基本設計方針	要求種別	設計説明分類 (下巻は代表)	第2回申請				
				各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
121	風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	建物・構築物	追而	配置設計 (No. 121-1)	<p>屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水溝及び敷地内排水路によって敷地外へ排水することにより、雨水が可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等に侵入することを防止する <p>以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20</p>	-	追而
			36条A⑬ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	<p>屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する主排気筒管理建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風荷重に対して飛来物防護板を設置することで影響を受けない設計 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 <p>以上の設計は、設計基準の主排気筒管理建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-15</p>	-	-	
			36条A⑭ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	<p>屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する主排気筒管理建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計飛来物による衝撃荷重に対して飛来物防護板を設置することで影響を受けない設計 <p>以上の設計は、設計基準の主排気筒管理建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-16</p>	-	-	
			36条A⑮ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 121-2)	<p>屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風荷重に対して建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 <p>以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-15</p>	-	-	
			36条A⑯ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 121-2)		-	-	
			36条A⑰ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 121-3)	<p>屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計飛来物による衝撃荷重に対して建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び表面剥離が生じない厚さを有する設計 <p>以上の設計は、設計基準の建屋の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-16</p>	-	-	
			36条A⑱ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 121-3)		-	-	
			36条A⑲ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 121-4)	<p>屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合等には設計荷重(火山)に対して、建屋の構造部材が倒壊、破損が生じない設計とするため、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。 	-	-	
			36条A⑳ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 121-4)		-	-	
			36条A㉑ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	<p>屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、降下火砕物が外気取入口から建屋内へ侵入し難い構造となるよう外気取入口に外気を下方向から吸い込む構造の防雪フードを設ける設計。 <p>以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-47</p>	-	<建屋の外気取入口> ⇒建屋の外気取入口の構造について補足説明する。 【【補足重事07(添付7)】建屋の外気取入口の構造について】	
			36条A㉒ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	<p>屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、降下火砕物が外気取入口から建屋内へ侵入し難い構造となるよう外気取入口に外気を下方向から吸い込む構造の防雪フードを設ける設計。 <p>以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-52</p>	-		
			36条A㉓ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	<p>屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、外気取入口及び排気口を降下火砕物の層厚と積雪深の組合せを考慮しても、閉塞しない位置に設置する設計。 <p>以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-23</p>	-	<建屋の外気取入口> ⇒建屋の外気取入口の構造について補足説明する。 【【補足重事07(添付7)】建屋の外気取入口の構造について】	
36条A㉔ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	<p>屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備を収納する建屋等については、短期での腐食が発生しないよう、建屋の外表面に外壁塗装及び屋上防水を施工する設計。 <p>以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-41</p>	-	<建屋等の腐食> ⇒外壁塗装及び屋上防水について具体的に説明し、建屋の腐食に対する設計方針を補足説明する。 【【補足重事07(添付7)】腐食に対する設計について】				

項目番号	基本設計方針	要求種別	設計説明分類 (下巻は代表)	第2回申請				
				各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
121	風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	建物・構築物	36条A⑬ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に保管することで健全性を確保する可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等は、凍結に対する耐性を確保するため、鉄筋コンクリート造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18	-	-
			36条A⑬ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に保管することで健全性を確保する可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等は、高温に対する耐性を確保するため、鉄筋コンクリート造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-19	-	-	
			36条A⑬ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に保管することで健全性を確保する可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・屋内の可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等は、貫通部の止水処理をすること、開口部の高さを確保することにより、降水が当該建屋等に侵入することを防止することで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20	-	-	
			追而	構造設計	屋内に保管することで健全性を確保する可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・屋内の可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等は、降水による短期での腐食が発生しないよう、建屋の外壁塗装及び屋上防水を施工する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20	-	追而	
			36条A⑭ 屋外の常設重大事故等対処設備	配置設計	転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対し転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設の配置情報(設計情報) 以上の設計は、当該設備の環境条件に対する設計と同一であるとともに設計基準の波及的影響を及ぼし得る施設(機械的影響)の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21	-	-	
			36条A⑭ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 121-●)	波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設(北換気筒、建屋)は設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対して、倒壊又は転倒を防止できる設計。 以上の設計は、当該設備の環境条件に対する設計と同一であるとともに設計基準の波及的影響を及ぼし得る施設(機械的影響)の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21	-	-	
			36条A⑭ 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 121-●)	同上	-	-	
			36条B⑱ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	システム設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備において給気加熱を行うことにより、凍結に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18	-	-	
			36条B⑱ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備(建屋開口の影響を受ける設備)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して重大事故等対処設備の配置情報と建屋開口部及び内壁の配置情報の位置関係を踏まえ、設計飛来物の侵入経路を考慮し、設計飛来物が衝突しない位置に設置する設計 以上の設計は、設計飛来物による衝撃荷重に対して建屋開口等の配置を考慮し、影響を受けない位置に設置するにより防護する竜巻防護対象設備の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-18	-	-	
			36条B⑱ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は火山及び積雪に対して機械的強度を有する建屋等に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-11	-	-	
			36条B⑱ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は、鉄筋コンクリート造の建屋等に設置することにより、凍結に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18	-	-	
			36条B⑱ 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は、鉄筋コンクリート造の建屋等に設置することにより、高温に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-19	-	-	
追而	配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は外壁塗装及び屋上防水を施工された建屋等に設置することにより、降水に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計としていることを配置設計にて説明する。 <36条-121 代表以外> ・共通方針であることか、 ・G2再処理施設の8条(その他)を代表として説明する。	-	追而				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請							
			設計説明分類 (主査は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
121	風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	屋内 機器・配管	36条C0⑩ 屋内の可搬型重大事故等対処設備	システム設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備において給気加熱を行うことにより、凍結に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18	-	-		
					システム設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系、非管理区域換気空調設備の給気系、制御室中央制御室換気設備の給気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の給気系及び緊急時対策建屋換気設備の給気系は、降下火砕物に対してフィルタを設置することで、設備内部及び建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-48	-	-		
					システム設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の給気系、非管理区域換気空調設備の給気系、制御室中央制御室換気設備の給気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の給気系及び緊急時対策建屋換気設備の給気系は、降下火砕物に対してフィルタを設置することで、設備内部及び建屋内部に降下火砕物が侵入し難い設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-53	-	-		
					システム設計	屋内の可搬型重大事故等対処設備(中央制御室環境測定設備)は、降下火砕物による大気汚染に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・中央制御室環境測定設備は、中央制御室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲であることを把握できる設計。 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-55	-	-		
					システム設計	屋内の可搬型重大事故等対処設備(緊急時対策建屋環境測定設備)は、降下火砕物による大気汚染に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲であることを把握できる設計。 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-55	-	-		
					システム設計	屋内の可搬型重大事故等対処設備(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備)は、降下火砕物による大気汚染に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲であることを把握できる設計。 以上の設計は、設計基準の換気設備の給気系の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-57	-	-		
					配置設計	36条C0⑩ 屋内の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置する設計 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に含まれる。 以上の設計は、設計荷重(竜巻)に対して屋内設置により防護する竜巻防護対象設備の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-14	-	-
					配置設計	36条C0⑩ 屋内の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備(建屋開口の影響を受ける設備)は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して重大事故等対処設備の配置情報と建屋開口部及び内壁の配置情報の位置関係を踏まえ、設計飛来物の侵入経路を考慮し、設計飛来物が衝突しない位置に設置する設計 以上の設計は、設計飛来物による衝撃荷重に対して建屋開口等の配置を考慮し、影響を受けない位置に設置するにより防護する竜巻防護対象設備の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-18	-	-
					配置設計	36条C0⑩ 屋内の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋内の可搬型重大事故等対処設備は火山及び積雪に対して機械的強度を有する建屋等内に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-11	-	-
					配置設計	36条C0⑩ 屋内の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋内の可搬型重大事故等対処設備は、鉄筋コンクリート造の建屋等内に設置することにより、凍結に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下級は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
121	風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	屋内 機器・配管	36条C⑯ 屋内の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 屋内の可搬型重大事故等対処設備は、鉄筋コンクリート造の建屋等内に設置することにより、高温に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-19	-	-
			追而	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外壁塗装及び屋上防水を施工された建屋等内に設置することにより、降水に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20	-	追而	
			36条C⑰ 屋内の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・ 屋内の可搬型重大事故等対処設備は、給気加熱を行うための給気ユニットが設置される建屋内に収納する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20	-	-	
			竜巻防護対策設備	36条D② 飛来物防護板	構造設計	屋内の可搬型重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する竜巻防護対策設備の設計は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・ 防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。 ・ 防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する設計。 ・ 設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、竜巻防護対策設備内への侵入を防止する設計。 ・ 防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。 ・ 支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラーメン・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計。 ・ 防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 ・ 飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。 以上の設計は、設計基準の竜巻防護対策設備の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-31	-	-
			36条D⑥ 飛来物防護板	構造設計 (No. 121-5)	屋内の可搬型重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する竜巻防護対策設備の設計は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・ 防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。 ・ 防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する設計。 ・ 設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、竜巻防護対策設備内への侵入を防止する設計。 ・ 防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。 ・ 支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラーメン・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計。 ・ 防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 ・ 飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。 以上の設計は、設計基準の竜巻防護対策設備の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-34	-	-	
			36条D⑥ 飛来物防護板	評価 (No. 121-5)	-	-	-	
			36条D⑥ 飛来物防護板	構造設計 (No. 121-6)	屋内の可搬型重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する竜巻防護対策設備の設計は、以下を考慮した設計。 ・ 重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設である竜巻防護対策設備(飛来物防護板)については、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合等には設計荷重(火山)に対して、倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、構造部材が十分な厚みを有する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-14	-	-	
			36条D⑥ 飛来物防護板	評価 (No. 121-6)	-	-	-	
			36条D⑥ 飛来物防護板	構造設計	重大事故等対処設備を収納する建屋等の外気取入口に設置する竜巻防護対策設備の設計は、以下を考慮した設計。 ・ 重大事故等対処設備を収納する建屋等の外気取入口に設置する竜巻防護対策設備は、降下火砕物が外気取入口から建屋内へ侵入し難い構造となるよう外気を下方向から吸い込む構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-47	-	<建屋の外気取入口> ⇒建屋の外気取入口の構造について補足説明する。 【【補足重事07(添付9)】建屋の外気取入口の構造について】	
			36条D⑥ 飛来物防護板	構造設計	重大事故等対処設備を収納する建屋等の外気取入口及び排気口に設置する竜巻防護対策設備の設計は、以下を考慮した設計。 ・ 重大事故等対処設備を収納する建屋等の外気取入口及び排気口に設置する竜巻防護対策設備は、外気取入口及び排気口を降下火砕物の腐厚と積雪深の組合せを考慮しても、閉塞しない位置に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-23	-	<建屋の外気取入口> ⇒建屋の外気取入口の構造について補足説明する。 【【補足重事07(添付9)】建屋の外気取入口の構造について】	
			竜巻防護対策設備	構造設計	竜巻防護対策設備の設計は、以下を考慮した設計。 ・ 竜巻防護対策設備は、短期での腐食が発生しないよう、降下火砕物が接触する可能性のある部材に塗装若しくは腐食し難い金属を使用する設計とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-43	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下段は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
121	風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	設計説明分類共通 (屋外 機器・配管)	— (施設共通の基本設計方針のため)	構造設計 (運用)	鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計(運用)にて説明する。 ・竜巻に対して、鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、資機材等が飛来物とならないように固縛又は固定する設計。 以上の設計は、設計基準の資機材等が飛来物とならない設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-29		—	—
122	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。ただし、固縛する屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して、地震後の機能を維持する設備は、余長を有する固縛で拘束することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 45, 72, 73を受けた設計						
			建物・構築物	追而	配置設計	転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対し転倒又は倒壊により波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設の配置情報(設計情報) 以上の設計は、当該設備の環境条件に対する設計と同一であるとともに設計基準の波及的影響を及ぼし得る施設(機械的影響)の設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21	—	—	
				追而	構造設計 (No. 122-●)	波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設(北換気筒、建屋)は設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計荷重(竜巻)に対して、倒壊又は転倒を防止できる設計。 以上の設計は、当該設備の環境条件に対する設計と同一であるとともに設計基準の波及的影響を及ぼし得る施設(機械的影響)の設計と同一であるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21	—	—	
				追而	評価 (No. 122-●)			—	—
			屋外 機器・配管	36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・飛来物による衝撃荷重に対して竜巻が重大事故等の発生の要因とならないことを踏まえ、固縛等の措置を講じた上で互いに100m以上の離隔を確保して保管する予備を期待し必要な機能を維持する設 以上の設計は、外部衝撃に対する屋外設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19	—	—	
				36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 122-1)	屋外の可搬型重大事故等対処設備(車両)及び可搬型ホースを収納するコンテナは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して固縛装置により固縛することで転倒、飛散を防止する構造 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 以上の設計は、外部衝撃に対する屋外設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19	—	—	
				36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 122-1)			—	<固縛装置の評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明 【【補足重事07添付2】固縛装置の評価対象部位について】
				36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 122-2)	屋外の可搬型重大事故等対処設備(可搬型発電機等)及び可搬型ダクト等を収納するコンテナは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して設備自体を固定することで転倒、飛散を防止する構造 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 以上の設計は、外部衝撃に対する屋外設備の機能確保の手段の一つであるため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-19	—	—	
				36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 122-2)			—	<固縛装置の評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明 【【補足重事07添付3】固縛装置の評価対象部位について】
						設計説明分類共通 (屋外 機器・配管)	— (施設共通の基本設計方針のため)	構造設計 (運用)	鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計(運用)にて説明する。 ・竜巻に対して、鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、資機材等が飛来物とならないように固縛又は固定する設計。 以上の設計は、設計基準の資機材等が飛来物とならない設計と類似するため、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-29
123-1	積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪荷重、降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等を考慮し、損傷防止措置として除雪、フィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備を実施することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう維持する設計とする。	機能要求① 設置要求 運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72, 73を受けた設計						
			屋外 機器・配管	36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は火山の影響に対して屋内へ配備することを配置設計にて説明する。 【36条-123】説明Gr1 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は火山の影響に対して屋内へ配備することは重大事故に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。 <36条-129代表以外> ・屋外 機器・配管 <36条-134代表以外> ・屋外 機器・配管	—	—	
			36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備を収納するものは積雪及び火山の影響に対して除雪及び除灰が可能な構造とすることを構造設計にて説明する。 【36条-123】説明Gr1 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は積雪及び火山の影響に対して除雪及び除灰が可能な構造とすることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。 <36条-108代表以外> ・建物・構築物 ・屋外 機器・配管 <36条-134代表以外> ・屋外 機器・配管	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請							
			設計説明分類 (上段は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
123-1	積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪荷重、降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等を考慮し、損傷防止措置として除雪、フィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備を実施することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう維持する設計とする。	機能要求① 設置要求 運用要求	屋外 機器・配管	36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計			【36条-123】説明Gr1 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は火山の影響に対して清掃が可能な構造とすることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。 <36条-108代表以外> ・屋内 機器・配管 <36条-134代表以外> ・屋外 機器・配管 ・屋内 機器・配管	-	-
			(運用要求のため)							
123-2	除雪、フィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備を実施することについては、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72, 73を受けた設計							
			(運用要求のため)							
124	凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求② 運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72を受けた設計							
			屋外 機器・配管	36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は凍結に対する耐久性を確保するため、構成部材として金属を使用する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18		-	-	
				36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は高温に対する耐久性を確保するため、構成部材として金属を使用する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-19		-	-	
						屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、降水の浸水による影響を受けるおそれのある機器は、保護構造を有することにより、降水が機器に侵入することを防止する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20				
				追而	構造設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、降水による短期での腐食が発生しないよう、塗装若しくは腐食し難い金属を使用する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20		-	追而	
			屋内 機器・配管	36条C③ 屋内の可搬型重大事故等対処設備	構造設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、凍結に対する耐久性を確保するため、構成部材として金属を使用する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18				
				36条C③ 屋内の可搬型重大事故等対処設備	構造設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、高温に対する耐久性を確保するため、構成部材として金属を使用する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-19				
(運用要求のため)										
125	落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計とする。	冒頭宣言 【36条126】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72を受けた冒頭宣言							
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 126に展開する。)							
126	直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 125を受けた設計							
			建物・構築物	36条A④ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	システム設計	屋内に保管することで健全性を確保とした可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等が、建屋等内の落雷防護対象施設への直撃雷の影響を考慮し、「原子力発電所の耐雷指針」(JEA4608)、建築基準法及び消防法に基づき、日本産業規格(JIS4201)に準拠した避雷設備を設置することにより重大事故等への対処に必要な機能をそこなわない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-11		-	-	
						避雷設備は以下を考慮した設計。 ・避雷設備の接地極は、接地抵抗の低減及び雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図る構造としている設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-12				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下載は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
126	直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	建物・構築物	36条A16 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・再処理施設のうち外気にさらされているものは鉄筋コンクリート造の建屋や鋼構造物であり、直撃雷による損傷を受けて倒壊に至ることは考えられないため、周辺の重大事故等対処設備等に機械的な波及的影響を及ぼすことはなく、また、雷撃による避雷設備の温度上昇はわずかであり、避雷設備の損傷又は倒壊に至るおそれはないことから、周辺の重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の重大事故等対処設備に機械的な波及的影響を及ぼすことはないという設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-14	-	-
			屋外 機器・配管	36条B20 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備を直撃雷に対して主排気筒を除く高い構築物の保護範囲内に配置することで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-11	-	-
				36条B20 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備を直撃雷に対して主排気筒の保護範囲内に配置することで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-10	-	-
				36条B20 可搬型重大事故等対処設備	構造設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・再処理施設のうち外気にさらされているものは鉄筋コンクリート造の建屋や鋼構造物であり、直撃雷による損傷を受けて倒壊に至ることは考えられないため、周辺の重大事故等対処設備等に機械的な波及的影響を及ぼすことはなく、また、雷撃による避雷設備の温度上昇はわずかであり、避雷設備の損傷又は倒壊に至るおそれはないことから、周辺の重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の重大事故等対処設備に機械的な波及的影響を及ぼすことはないという設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-14	-	-
			屋内 機器・配管	36条C17 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象、塩害から防護するために必要な設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備は、主排気筒及び主排気筒を除く高い構築物の保護範囲内に設置されている建屋内に配置する。又は、建屋内の落雷防護対象施設は、避雷設備を設けた建屋内に配置することで直撃雷の影響を受けない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-11	-	-
			竜巻防護対策設備	36条D7 飛来物防護板	構造設計	竜巻防護対策設備は以下を考慮した設計。 ・再処理施設のうち外気にさらされているものは鉄筋コンクリート造の建屋や鋼構造物であり、直撃雷による損傷を受けて倒壊に至ることは考えられないため、周辺の重大事故等対処設備等に機械的な波及的影響を及ぼすことはなく、また、雷撃による避雷設備の温度上昇はわずかであり、避雷設備の損傷又は倒壊に至るおそれはないことから、周辺の重大事故等対処設備を収納する建屋等及び屋外の重大事故等対処設備に機械的な波及的影響を及ぼすことはないという設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-14	-	-
127	生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計					
			建物・構築物	36条A16 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等は、外気取入口、排気口、通気口にバードスクリーンを設置することにより、生物の侵入の防止又は抑制をする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-
				36条A16 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の貫通部の止水処理をすることにより、生物の建屋等内への侵入を防止する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-
			屋外 機器・配管	36条C17 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象、塩害から防護するために必要な設備	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は、バードスクリーンが設置され、建屋の貫通部への止水処理のされた建屋内に収納する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-
				36条B20 可搬型重大事故等対処設備	構造設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して密封構造、メッシュ構造又はシール処理により、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請							
			設計説明分類 (下段は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
127	生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 運用要求	屋外 機器・配管	36条B②③ 可搬型重大事故等対処設備	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は生物学的事象に対して運転開始前に開口部の目視確認を行う等の設備点検が可能なることを構造設計にて説明する。	【36条-127】説明Gr1・可搬型重大事故等対処設備は生物学的事象に対して運転開始前に開口部の目視確認を行う等の設備点検が可能なることは外部衝撃に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。	-	-	
			屋内 機器・配管	36条C①② 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象、塩害から防護するために必要な設備	システム設計	屋内に保管することで健全性を確保するとした可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の換気設備の給気系、重大事故等対処設備の給気系にフィルタ等を設置することにより、生物の侵入を防止すること重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-		
				36条C①② 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象、塩害から防護するために必要な設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋内の可搬型重大事故等対処設備は、バードスクリーンが設置され、建屋の貫通部への止水処理のされた建屋内に収納する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-		
				36条B②③ 可搬型重大事故等対処設備	構造設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は、生物学的事象に対して密閉構造、メッシュ構造又はシールド処理により、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-		
128	森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計							
			建物・構築物	36条B②③ 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に設置することで健全性を確保するとした可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等は森林火災に対して防火帯の内側に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-16	-	-		
					配置設計	屋内に設置することで健全性を確保するとした可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等は石油備蓄基地火災と森林火災に対して防火帯の内側に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-28	-	-		
			屋外 機器・配管	36条B②③ 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備は森林火災に対して防火帯の内側に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-18	-	-		
					配置設計	可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災と森林火災に対して防火帯の内側に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-29	-	-		
			屋内 機器・配管	36条C①② 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象、塩害から防護するために必要な設備	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備は森林火災に対して防火帯の内側に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-15	-	-		
				36条C①② 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象、塩害から防護するために必要な設備	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災と森林火災に対して防火帯の内側に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-15	-	-		
			設計説明分類共通 (建屋・構築物)	- (施設共通の基本設計方針のため)	構造設計	重大事故等対処設備の健全性を確保する観点で設置する防火帯は以下を考慮した設計とする。 防火帯は延焼しない設計とするため、防火帯内に可燃物を設置する場合は、可燃物が露出している箇所に対して、不燃シートでの養生、電線管については不燃性の電線管への交換、延焼防止塗料の塗布又は防火テープの巻付、地上面にある可燃性のトラフについてはコンクリート製の蓋で覆う設計 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-13	-	-		
-										
(運用要求のため)										

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下蔵は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
			冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72, 74を受けた設計					
129	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求 運用要求	建物・構築物	36条A10 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 129-1)	屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等は森林火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計	-	-
			36条A10 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 129-1)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-16	-	〈代表施設の設定〉 ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	
			36条A10 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 129-2)	屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等は石油備蓄基地火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。	-	-	
			36条A10 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 129-2)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-24	-	〈代表施設の設定〉 ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	
			36条A10 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 129-3)	屋内に設置することで健全性を確保するとして常設重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。	-	-	
			36条A10 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 129-3)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-28	-	〈代表施設の設定〉 ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	
			36条A10 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 129-4)	屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。	-	-	
			36条A10 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 129-4)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-32	-	〈代表施設の設定〉 ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	
			36条A10 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 129-5)	屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。	-	-	
			36条A10 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 129-5)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-36	-	-	
				配置設計 (No. 129-●)	屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち敷地内の危険物貯蔵施設等に隣接し、危険限界距離を上回る離隔距離を確保できない可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋の爆風圧に対する設計として構造設計や評価で考慮する必要がある危険物貯蔵施設の位置情報を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-37			
				評価 (No. 129-●)				
				配置設計 (No. 129-●)	屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の航空機墜落による火災に対する設計として構造設計及び評価で考慮する必要がある航空機墜落地点の情報を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-39			
				評価 (No. 129-●)				
			36条A10 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 129-7)	屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。	-	-	
			36条A10 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 129-7)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-46	-	-	
				配置設計 (No. 129-●)	屋内に保管することで健全性を確保するとして可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち敷地内の危険物貯蔵施設等に隣接し、危険限界距離を上回る離隔距離を確保できない可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋の爆風圧に対する設計として構造設計や評価で考慮する必要がある危険物貯蔵施設の位置情報を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-47			
	評価 (No. 129-●)							

項目番号	基本設計方針	要求種別	設計説明分類 (下線は代表)	第2回申請				既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
				各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方		
129	また、森林火災からの放射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求 運用要求	建物・構築物	36条A10 重大事故等対処設備 を収納する建屋等	構造設計 (No. 129-1)	屋内に保管することで健全性を確保とした可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は火災源 (森林火災) から受ける放射に耐える材料及び構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-16		-	-
				36条A10 重大事故等対処設備 を収納する建屋等	評価 (No. 129-1)			-	〈代表施設の設定〉 ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)】外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】
				36条A10 重大事故等対処設備 を収納する建屋等	構造設計 (No. 129-2)	屋内に保管することで健全性を確保とした可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は火災源 (石油備蓄基地火災) から受ける放射に耐える材料及び構造とする設計。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 8条(外部火災)-24		-	-
				36条A10 重大事故等対処設備 を収納する建屋等	評価 (No. 129-2)			-	〈代表施設の設定〉 ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)】外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】
				36条A10 重大事故等対処設備 を収納する建屋等	構造設計 (No. 129-3)	屋内に保管することで健全性を確保とした可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は火災源 (石油備蓄基地火災と森林火災の重畳) から受ける放射に耐える材料及び構造とする設計。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-28		-	-
				36条A10 重大事故等対処設備 を収納する建屋等	評価 (No. 129-3)			-	〈代表施設の設定〉 ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)】外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】
				36条A10 重大事故等対処設備 を収納する建屋等	構造設計 (No. 129-4)	屋内に保管することで健全性を確保とした可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は火災源 (敷地内の危険物貯蔵施設等) から受ける放射に耐える材料及び構造とする設計。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-32		-	-
				36条A10 重大事故等対処設備 を収納する建屋等	評価 (No. 129-4)			-	〈代表施設の設定〉 ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)】外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】
					構造設計 (No. 129-●)	可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対する設計として配置設計や評価で考慮する必要がある危険物貯蔵施設の種類及び貯蔵容量を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-36		-	-
					評価 (No. 129-●)			-	-
			36条A10 重大事故等対処設備 を収納する建屋等	構造設計 (No. 129-8)	屋内に保管することで健全性を確保とした可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち敷地内の危険物貯蔵施設等に隣接し、危険限界距離を上回る離隔距離を確保できない可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋は以下を考慮した設計。 ・危険物貯蔵施設等に隣接する重大事故等対処設備を収納する建屋等は危険物貯蔵施設等の爆発による爆風圧に対して、建屋外壁に発生する応力に耐えうるコンクリート構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-37		-	-	
			36条A10 重大事故等対処設備 を収納する建屋等	評価 (No. 129-8)			-	-	
			36条A10 重大事故等対処設備 を収納する建屋等	構造設計 (No. 129-6)	屋内に保管することで健全性を確保とした可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、火災源 (航空機墜落火災) から受ける放射に耐える材料及び構造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-39		-	-	
			36条A10 重大事故等対処設備 を収納する建屋等	評価 (No. 129-6)			-	〈航空機墜落火災全般〉 ⇒防護対策の考え方、評価対象の選定、評価対象の分類及び評価方針を示す。 【【補足重事07(添付12)】航空機墜落による火災の防護設計について】	
			36条B20 可搬型重大事故等 対処設備	配置設計 (No. 129-9)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は森林火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-18		-	-	
			36条B20 可搬型重大事故等 対処設備	評価 (No. 129-9)			-	〈代表施設の設定〉 ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)】外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	
			36条B20 可搬型重大事故等 対処設備	配置設計 (No. 129-10)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-26		-	-	
			36条B20 可搬型重大事故等 対処設備	評価 (No. 129-10)			-	〈代表施設の設定〉 ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)】外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請							
			設計説明分類 (下蔵は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
129	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求 運用要求	屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	配置設計 (No. 129-11)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-29				
			36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	評価 (No. 129-11)						＜代表施設の設定＞ ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【[補足事項07(添付14)]外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】
			36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	配置設計 (No. 129-12)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-33					
			36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	評価 (No. 129-12)					＜代表施設の設定＞ ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【[補足事項07(添付14)]外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	
			36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	配置設計 (No. 129-13)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-36					
			36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	評価 (No. 129-13)						
			36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	配置設計 (No. 129-14)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆発圧に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-46					
			36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	評価 (No. 129-14)						
			36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計 ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は航空機落下による火災に対して100m以上の離隔距離を確保した複数の場所に保管する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-40					
			36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は森林火災による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することを配置設計にて説明する。	＜36条-129 代表以外＞ ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は森林火災による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-123を代表として説明する。				
			36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することを配置設計にて説明する。	＜36条-129 代表以外＞ ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-123を代表として説明する。				
			36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備はばい煙に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することを配置設計にて説明する。	＜36条-129 代表以外＞ ・屋外の可搬型重大事故等対処設備はばい煙に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-123を代表として説明する。				
36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	構造設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は森林火災による輻射熱の影響に対して散水する場合においても、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう、収納コンテナに収納することを構造設計にて説明する。	【36条-129 代表】説明Gr1屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は森林火災による輻射熱の影響に対して散水する場合においても、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう、収納コンテナに収納することは外部衝撃に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。 ＜36条-129 代表以外＞ ・屋外機器配管 ＜36条-182 代表以外＞ ・屋外機器配管							

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (主語は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
129	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求 運用要求	屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	構造設計	屋外に保管する可搬型重大事故等 対処設備は森林火災及び石油備蓄 基地火災の重畳による輻射熱の影響 に対して散水する場合においても、 重大事故等への対処に必要な機能 を損なわないよう、収納コンテナに 収納することを構造設計にて説明す る。	<36条-129 代表以外> 屋外に保管する可搬型重大事故等 対処設備は森林火災及び石油備蓄基 地火災の重畳による輻射熱の影響に 対して散水する場合においても、重 大事故等への対処に必要な機能を損 なわないよう、収納コンテナに収納 することについては共通方針である ことから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-129を代表と して説明する。	-	-
			36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	構造設計 (No. 129-13)	屋外に保管する可搬型重大事故等 対処設備の敷地内の危険物貯蔵施設 等の爆発に対する設計として配置設 計や評価で考慮する必要がある危険 物貯蔵施設の種類の及び貯蔵容量を 示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計 方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-36	-	-		
			36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	評価 (No. 129-13)	-	-	-		
			36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	構造設計 (No. 129-14)	屋外に保管する可搬型重大事故等 対処設備の航空機墜落による火災 と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆 発が重畳した場合の爆風圧に対する 設計として配置設計や評価で考慮 する必要がある危険物貯蔵施設の 種類の及び貯蔵容量を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計 方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-46	-	-		
			36条B② 可搬型重大事故等 対処設備	評価 (No. 129-14)	-	-	-		
			屋内 機器・配管	36条C① 可搬型重大事故等 対処設備、生物学的事象、塩害から 防護するために必要な設備	システム設計	屋内に設置することで健全性を確保 するとした可搬型重大事故等対処設 備を収納する建屋等の換気設備の給 気系の設計は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する 建屋等の換気設備の給気系は、ばい 煙による影響に対してフィルタを設 置することで、建屋等内部にばい煙 が侵入し難い系統とする設計 以上の設計は、以下のDB基本設計 方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-50	-	<ばい煙の影響について> ⇒ばい煙が流路に溜まりにくい構 造であることを示す。 【補足重事07(添付15)】ばい煙の 影響について】	
					システム設計	中央制御室環境測定設備の設計は 以下を考慮した設計。 ・中央制御室環境測定設備は、ばい 煙に対して中央制御室内の酸素濃 度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化 物濃度が活動に支障がない範囲で あることを把握できる設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計 方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-53	-	-	
					システム設計	緊急時対策建屋環境測定設備の設 計は以下を考慮した設計。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は、 ばい煙に対して緊急時対策室内の 酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒 素酸化物濃度が活動に支障がない 範囲であることを把握できる設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計 方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-53	-	-	
					システム設計	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵 施設の制御室環境測定設備の設計 は以下を考慮した設計。 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯 蔵施設の制御室環境測定設備は、 ばい煙に対して使用済燃料の受入 れ施設及び貯蔵施設の制御室内の 酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒 素酸化物濃度が活動に支障がない 範囲であることを把握できる設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計 方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-55	-	-	
					36条C① 可搬型重大事故等 対処設備、生物学的事象、塩害から 防護するために必要な設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等 対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋内に保管する可搬型重大事故 等対処設備は構造健全性を維持す る建屋により防護できる配置とし る設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計 方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-15	-	-
			配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等 対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋内に保管する可搬型重大事故 等対処設備は航空機墜落による火 災に対して100m以上の離隔距離 を確保した複数の場所に保管する 設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計 方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-40	-	-			
			設計説明分類共通 (屋外 機器・配管)	- (施設共通の基本設計方針の ため)	配置設計	重大事故等対処設備及びそれら を収納する建屋等に対して火災源 となり得る敷地内の危険物貯蔵設 備等は以下を考慮した設計。 ・建屋等の直近における航空機墜 落による火災を想定した場合の輻 射強度よりも小さくなるよう、危 険物貯蔵施設等を配置する設計。 ・硝酸ヒドレンジン受入れ貯槽、 TBP受入れ貯槽及びn-ドデカ ン受入れ貯槽は航空機墜落火災に よる火災の影響を受けないよう に、地下に配置(移設)する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設 計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針 No.》 8条(外部火災)-45	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下級は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
129	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求 運用要求	設計説明分類共通 (屋外・機器・配管)	— (施設共通の基本設計方針のため)	配置設計 (No. 101-23)	重大事故等対処設備及びそれらを収納する建屋等に対して火災源となり得る敷地内の危険物貯蔵施設等は以下を考慮した設計。 ・熱影響として、森林火災、石油備蓄基地火災及び敷地周辺を通行する危険物を搭載した車両による火災を考慮し、許容温度以下となるよう火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計 ・爆発影響として、敷地周辺を通行する危険物を搭載した車両による爆発を考慮し、危険限界距離を求め、危険限界距離を上回る離隔距離を確保する設計			
			設計説明分類共通 (建屋・構築物)	— (施設共通の基本設計方針のため)	評価 (No. 101-23)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-48			
			設計説明分類共通 (建屋・構築物)	— (施設共通の基本設計方針のため)	構造設計 (No. 101-23)	重大事故等対処設備及びそれらを収納する建屋等に対して火災源となり得る敷地内の危険物貯蔵施設等の設計として、配置設計や評価で考慮する必要がある危険物貯蔵施設の種類を示す。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-48			
			— (運用要求のため)						
130	塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求①	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72を受けた設計						
			建物・構築物	36条A⑩ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に保管することで健全性を確保するとした可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備を収納する建屋等は、塩害による短期での腐食が発生しないよう、建屋の外壁塗装及び屋上防水を施工する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-24	—	—	
			屋外・機器・配管	36条C⑩ 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象、塩害から防護するために必要な設備	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は、塩害に対して外壁塗装及び屋上防水を施工された建屋等内に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-24	—	—	
				36条B⑫ 可搬型重大事故等対処設備	構造設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備は、塩害による短期での腐食が発生しないよう、塗装又は腐食し難い金属を使用する設計 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-24	—	—	
			屋内・機器・配管	36条C⑩ 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象、塩害から防護するために必要な設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋内の可搬型重大事故等対処設備は、塩害に対して外壁塗装及び屋上防水を施工された建屋等内に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-24	—	—	
131	敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 74を受けた設計						
			屋外・機器・配管	追而	配置設計 (No. 131-1)	可搬型重大事故等対処設備は被液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高い位置になるように設置することを配置設計にて説明する。	<36条-131 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の13条を代表として説明する。	—	追而
				追而	評価 (No. 131-1)	可搬型重大事故等対処設備は被液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。		—	追而
				追而	配置設計 (No. 131-2)	可搬型重大事故等対処設備は被液に対して影響を受けない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-131 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の13条を代表として説明する。	—	追而
				追而	評価 (No. 131-2)	被液に対して影響を受ける範囲内にある常設重大事故等対処設備が重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。		—	追而
				追而	構造設計 (No. 131-1)	可搬型重大事故等対処設備は被液に対して機能喪失高さが漏えい液位よりも高いことを構造設計にて説明する。	<36条-131 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の13条を代表として説明する。	—	追而
				追而	評価 (No. 131-1)	可搬型重大事故等対処設備は被液に対して機能喪失高さと漏えい液位を比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。		—	追而
			屋内・機器・配管	追而	配置設計	屋内の可搬型重大事故等対処設備は敷地内における化学物質の漏えいに対して建屋内に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-131 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の13条を代表として説明する。	—	追而

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
132	電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 74を受けた設計					
			屋外 機器・配管	36条D② 可搬型重大事故等対処設備	構造設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・可搬型重大事故等対処設備は、電磁的障害に対して電子機器を筐体に格納するとともに筐体は接地する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-30	-	-
133	周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 77を受けた設計					
			屋外 機器・配管	追而	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することを配置設計にて説明する。	<36条-133 代表以外> ・共通方針であることから、Gr7再処理施設の16条を代表として説明する。	-
134	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)及び積雪に対して可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対してはフィルタ交換、清掃、除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備、積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。	機能要求① 設置要求 運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 73, 75を受けた設計					
			屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響に対して屋内へ配備することを配置設計にて説明する。	<36条-134 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の36条-123を代表として説明する。	-
135	積雪に対する除雪、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 73, 75を受けた設計					
			屋内 機器・配管	36条C③ 可搬型重大事故等対処設備	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響に対して清掃が可能な構造とすることを構造設計にて説明する。	<36条-134 代表以外> 上記と同じ。	-
			(運用要求のため)					
			冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 73, 75を受けた設計					
			(運用要求のため)					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
136	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない場所に保管する設計とする。	設置要求 評価要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 76を受けた設計						
			屋内 機器・配管	追而	配置設計 (No. 136-1)	可搬型重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断による被液に対して漏えいを想定するセル及びグローブボックス外に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-136 代表以外> ・共通方針であることから、G2再処理施設の13条を代表として説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 136-1)	可搬型重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断による被液に対して漏えいを想定するセル及びグローブボックス外に保管することを評価にて説明する。		-	追而
				追而	配置設計 (No. 136-2)	可搬型重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断による被液に対して漏えいを想定するセル及びグローブボックス外に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-136 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
			追而	評価 (No. 136-2)	可搬型重大事故等対処設備は事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内の事象のうち配管の全周破断による被液に対して漏えいを想定するセル及びグローブボックス外に保管することを評価にて説明する。		-	追而	
137	可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 77を受けた設計						
			建物・構築物	追而	構造設計 (No. 137-1)	重大事故等対処設備を取納する建屋等は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-137 代表以外> ・共通方針であることから、G3再処理施設の「建物・構築物」の36条-110を代表として説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 137-1)	重大事故等対処設備を取納する建屋等は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而
				追而	構造設計 (No. 137-2)	重大事故等対処設備を取納する建屋等は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-137 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 137-2)	重大事故等対処設備を取納する建屋等は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而
				追而	構造設計 (No. 137-3)	重大事故等対処設備を取納する建屋等は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-137 代表以外> 上記と同じ。	-	追而
				追而	評価 (No. 137-3)	重大事故等対処設備を取納する建屋等は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。		-	追而
			屋外 機器・配管	追而	構造設計 (No. 137-4)	可搬型重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-137 代表以外> 上記と同じ。	-	追而

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請								
			設計説明分類 (下級は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
137	可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	屋外 機器・配管	追而	評価 (No. 137-4)	可搬型重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。	<36条-137 代表以外> 上記と同じ。	-	追而		
			追而	構造設計 (No. 137-5)	可搬型重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-137 代表以外> 上記と同じ。	-	追而			
			追而	評価 (No. 137-5)	可搬型重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。	<36条-137 代表以外> 上記と同じ。	-	追而			
			追而	構造設計 (No. 137-6)	可搬型重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを構造設計にて説明する。	<36条-137 代表以外> 上記と同じ。	-	追而			
			追而	評価 (No. 137-6)	可搬型重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の放射線に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない材料を主要材料とすることを評価にて説明する。	<36条-137 代表以外> 上記と同じ。	-	追而			
			屋内 機器・配管	追而	配置設計	屋内の可搬型重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-137 代表以外> 上記と同じ。	-	追而		
			追而			屋内の可搬型重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境温度に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-137 代表以外> 上記と同じ。	-	追而		
			追而			屋内の可搬型重大事故等対処設備は同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の放射線に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-137 代表以外> 上記と同じ。	-	追而		
			冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 69を受けた設計 冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 69を受けた冒頭宣言								
			138	(2) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所から遠隔で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求 運用要求 冒頭宣言【36 条140】	建物・構築物	追而	配置設計	対処を実施する建屋内の重大事故時環境を配置設計にて説明する。	【36条-138】説明Gr3 ・対処を実施する建屋内の重大事故時環境は重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-
屋外 機器・配管	追而	システム設計				重大事故等対処設備は想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策所で操作可能な設計とすることをシステム設計にて説明する。	【36条-138】説明Gr3 ・重大事故等対処設備は想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定すること、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することは重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而		
追而	配置設計 (No. 138-1)	重大事故等対処設備は想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することを配置設計にて説明する。				【36条-138】説明Gr3 ・重大事故等対処設備は想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することは重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而			
追而	評価 (No. 138-1)	重大事故等対処設備は想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することを評価にて説明する。				【36条-138】説明Gr3 ・重大事故等対処設備は想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することは重大事故に係る設計であるため、説明Gr3にて説明する。	-	追而			
屋内 機器・配管	追而	システム設計				重大事故等対処設備は想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策所で操作可能な設計とすることをシステム設計にて説明する。	<36条-138 代表以外> ・共通方針であることか、Gr3再処理施設の「屋外機器・配管」の36条-138を代表として説明する。	-	追而		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請								
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
138	(2) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所が操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求 運用要求 冒頭宣言【36 条140】	屋内 機器・配管	追而	配置設計 (No. 138-2)	重大事故等対処設備は想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することを配置設計にて説明する。	<36条-138 代表以外> ・共通方針であることか ら、Gr3再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-138を 代表として説明する。	-	追而		
			追而	評価 (No. 138-2)	重大事故等対処設備は想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することを評価にて説明する。	-	追而				
			(運用要求のため)								
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 140に展開する。)								
139	(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所が操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求 運用要求 冒頭宣言【36 条140】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 69を受けた設計 冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 69を受けた冒頭宣言								
			建物・構築物	追而	配置設計	対処を実施する建屋内の重大事故時環境を配置設計にて説明する。	<36条-139 代表以外> ・共通方針であることか ら、Gr3再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-138を 代表として説明する。	-	追而		
			屋外 機器・配管	追而	システム設計	可搬型重大事故等対処設備は想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策所で操作可能な設計とすることをシステム設計にて説明する。	<36条-139 代表以外> 上記と同じ。	-	追而		
			追而	配置設計 (No. 139-1)	可搬型重大事故等対処設備は想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することを配置設計にて説明する。	<36条-139 代表以外> 上記と同じ。	-	追而			
			追而	評価 (No. 139-1)	可搬型重大事故等対処設備は想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することを評価にて説明する。	-	追而				
			屋内 機器・配管	追而	システム設計	可搬型重大事故等対処設備は想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策所で操作可能な設計とすることをシステム設計にて説明する。	<36条-139 代表以外> 上記と同じ。	-	追而		
			追而	配置設計 (No. 139-2)	可搬型重大事故等対処設備は想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することを配置設計にて説明する。	<36条-139 代表以外> 上記と同じ。	-	追而			
			追而	評価 (No. 139-2)	可搬型重大事故等対処設備は想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することを評価にて説明する。	-	追而				
						(運用要求のため)					
						(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 140に展開する。)					
140-1	9.2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業指定(変更許可)申請書「八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」へで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。	冒頭宣言【36 条141～ 152,174～ 178】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 2, 138, 139を受けた設計								
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 141～152, 174～178に展開する。)								
140-2	これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 2, 138, 139を受けた設計								
			(運用要求のため)								

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (王冠は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
			冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 140を受けた設計					
141	a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作可能な設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	屋外 機器・配管	追而	配置設計	重大事故等対処設備は火山が発生した場合においても操作を確実なものとするため、火山発生時における条件を考慮し、操作可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-11, (12), 13, 14, 52~57, 61	-	追而
				追而	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備は、風(台風)が発生した場合においても操作を確実なものとするため、風(台風)発生時における条件を考慮し、操作可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-17	-	追而
				追而	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備は、凍結が発生した場合においても操作を確実なものとするため、凍結発生時における条件を考慮し、操作可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18	-	追而
				追而	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備は、高温が発生した場合においても操作を確実なものとするため、高温発生時における条件を考慮し、操作可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-19	-	追而
				追而	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備は、降水が発生した場合においても操作を確実なものとするため、降水発生時における条件を考慮し、操作可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20	-	追而
				追而	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備は、積雪が発生した場合においても操作を確実なものとするため、積雪発生時における条件を考慮し、操作可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-21, 22	-	追而
				追而	配置設計	重大事故等対処設備は落雷が発生した場合においても操作を確実なものとするため、落雷発生時における条件を考慮し、操作可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-10~12, 14, 16~22	-	追而
				追而	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備は、生物学的事象が発生した場合においても操作を確実なものとするため、生物学的事象発生時における条件を考慮し、操作可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	追而
				追而	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備は、塩害が発生した場合においても操作を確実なものとするため、塩害発生時における条件を考慮し、操作可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-24	-	追而
				追而	配置設計	重大事故等対処設備は森林火災が発生した場合においても操作を確実なものとするため、森林火災発生時における条件を考慮し、操作可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-15, (16, 28), 18, 29	-	追而
				追而	配置設計	重大事故等対処設備は外部火災の二次影響(ばい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)が発生した場合においても操作を確実なものとするため、外部火災の二次影響(ばい煙)(森林火災、近隣工場等の火災)発生時における条件を考慮し、操作可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-50~55	-	追而
				追而	配置設計	重大事故等対処設備は外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)が発生した場合においても操作を確実なものとするため、外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)発生時における条件を考慮し、操作可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-59~62	-	追而

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (正蔵は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
141	a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	屋外 機器・配管	追而	配置設計	重大事故等対処設備は近隣工場等の火災（石油備蓄基地）が発生した場合においても操作を確実なものとするため、近隣工場等の火災（石油備蓄基地）発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-15, (24, 28), 26, 29	-	追而
			追而	配置設計	重大事故等対処設備は近隣工場等の火災（敷地内の危険物貯蔵施設等）が発生した場合においても操作を確実なものとするため、近隣工場等の火災（敷地内の危険物貯蔵施設等）発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-15, (32), 33	-	追而	
			追而	配置設計	重大事故等対処設備は爆発が発生した場合においても操作を確実なものとするため、爆発発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-15, (37, 47), 36, 46	-	追而	
			追而	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備は電磁的障害が発生した場合においても操作を確実なものとするため、電磁的障害発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-30	-	追而	
			屋内 機器・配管	追而	配置設計 (No. 141-1)	重大事故等対処設備は火山が発生した場合においても操作を確実なものとするため、火山発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-11, (12), 13, 14, 52~57, 61	-	追而
			追而	配置設計 (No. 141-1)	重大事故等対処設備は風（台風）が発生した場合においても操作を確実なものとするため、風（台風）発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-17	-	追而	
			追而	配置設計 (No. 141-1)	重大事故等対処設備は凍結が発生した場合においても操作を確実なものとするため、凍結発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18	-	追而	
			追而	配置設計 (No. 141-1)	重大事故等対処設備は高温が発生した場合においても操作を確実なものとするため、高温発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-19	-	追而	
			追而	配置設計 (No. 141-1)	重大事故等対処設備は降水が発生した場合においても操作を確実なものとするため、降水発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20	-	追而	
			追而	配置設計 (No. 141-1)	重大事故等対処設備は積雪が発生した場合においても操作を確実なものとするため、積雪発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-21, 22	-	追而	
			追而	配置設計 (No. 141-1)	重大事故等対処設備は落雷が発生した場合においても操作を確実なものとするため、落雷発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(落雷)-10~12, 14, 16~22	-	追而	
			追而	配置設計 (No. 141-1)	重大事故等対処設備は生物学的事象が発生した場合においても操作を確実なものとするため、生物学的事象発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	追而	
			追而	配置設計 (No. 141-1)	重大事故等対処設備は塩害が発生した場合においても操作を確実なものとするため、塩害発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-24	-	追而	
			追而	配置設計 (No. 141-1)	重大事故等対処設備は森林火災が発生した場合においても操作を確実なものとするため、森林火災発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-15, (16, 28), 18, 29	-	追而	
追而	配置設計 (No. 141-1)	重大事故等対処設備は外部火災の二次影響（ばい煙）（森林火災、近隣工場等の火災）が発生した場合においても操作を確実なものとするため、外部火災の二次影響（ばい煙）（森林火災、近隣工場等の火災）発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-50~55	-	追而				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (正意は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
141	a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	屋内 機器・配管	追而	配置設計 (No. 141-1)	重大事故等対処設備は外部火災の二次影響（有毒ガス）（森林火災、近隣工場等の火災）が発生した場合においても操作を確実なものとするため、外部火災の二次影響（有毒ガス）（森林火災、近隣工場等の火災）発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-59～62	-	追而
				追而	配置設計 (No. 141-1)	重大事故等対処設備は近隣工場等の火災（石油備蓄基地）が発生した場合においても操作を確実なものとするため、近隣工場等の火災（石油備蓄基地）発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-15, (24, 28), 26, 29	-	追而
				追而	配置設計 (No. 141-1)	重大事故等対処設備は近隣工場等の火災（敷地内の危険物貯蔵施設等）が発生した場合においても操作を確実なものとするため、近隣工場等の火災（敷地内の危険物貯蔵施設等）発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-15, (32), 33	-	追而
				追而	配置設計 (No. 141-1)	重大事故等対処設備は爆発が発生した場合においても操作を確実なものとするため、爆発発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外部火災)-15, (37, 47), 36, 46	-	追而
				追而	配置設計 (No. 141-1)	重大事故等対処設備は電磁的障害が発生した場合においても操作を確実なものとするため、電磁的障害発生時における条件を考慮し、操作が可能な場所を選定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-30	-	追而
				追而	構造設計	想定破損による溢水に対して機能喪失する接続口は水が接続口内に侵入しない構造とすることを構造設計にて説明する。	【36条-141】説明Gr3 ・想定破損による溢水に対して機能喪失する接続口は水が接続口内に侵入しない構造とすることは溢水に係る設計であるため、説明Gr2にて説明する。	-
(運用要求のため)								
142-1	操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。	設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 140を受けた設計					
			屋外 機器・配管	追而	配置設計	重大事故等対処設備は操作に必要な空間を確保し、確実に操作が可能な設計。	-	追而
				追而	配置設計	重大事故等対処設備の操作は必要に応じて操作足場を設置し、必要な空間を確保することで、確実に操作が可能な設計	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	配置設計	重大事故等対処設備は操作に必要な空間を確保し、確実に操作が可能な設計	-	追而
			追而	配置設計	重大事故等対処設備の操作は必要に応じて操作足場を設置し、必要な空間を確保することで、確実に操作が可能な設計	-	追而	
142-2	また、防護具、可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。また、防護具、可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 140を受けた設計					
			(運用要求のため)					
143	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 140を受けた設計					
			屋外 機器・配管	追而	配置設計	現場操作において工具を必要とする場合は、火山が発生した場合においても操作を確実なものとするため、一般産業で使用される汎用工具をアクセスルート近傍に保管する設計。	-	追而
				追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は人力により運搬可能な設計	-	追而
				追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は車両等により運搬可能な設計	-	追而
			追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備はアウトリガを使用することで設置場所での固定が可能な設計	-	追而	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下級は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
143	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルート付近に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	屋外 機器・配管	追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は輪留めを使用することで設置場所での固定が可能な設計	-	追而
			追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備はボルト等により設置場所での固定が可能な設計	-	追而	
			屋内 機器・配管	追而	配置設計	現場操作において工具を必要とする場合は、一般産業で使用される汎用工具をアクセスルート付近に保管する設計	-	追而
			追而	構造設計	現場操作において工具を必要とする場合は、一般産業で使用される汎用工具にて作業が可能な設計	-	追而	
			追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は人力により運搬可能な設計	-	追而	
			追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は車両等により運搬可能な設計	-	追而	
			追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備はアウトリガを使用することで設置場所での固定が可能な設計	-	追而	
			追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は輪留めを使用することで設置場所での固定が可能な設計	-	追而	
			追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備ボルト等により設置場所での固定が可能な設計	-	追而	
			(運用要求のため)					
144	現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	機能要求①	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 140を受けた設計					
			屋外 機器・配管	追而	システム設計	現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮し、汎用的なスイッチとする設計	-	追而
			追而	構造設計	感電防止のため露出した充電部への近接を防止するようカバーで覆う構造とする設計	-	追而	
			追而	構造設計	感電防止のため露出した充電部への近接を防止するよう筐体により覆う構造とする設計	-	追而	
			追而	構造設計	感電防止のため露出した充電部への近接を防止するよう電気絶縁性材料で被覆する構造とする設計	-	追而	
			屋内 機器・配管	追而	システム設計	現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮し、汎用的なスイッチとする設計	-	追而
			追而	構造設計	感電防止のため露出した充電部への近接を防止するようカバーで覆う構造とする設計	-	追而	
			追而	構造設計	感電防止のため露出した充電部への近接を防止するよう筐体により覆う構造とする設計	-	追而	
			追而	構造設計	感電防止のため露出した充電部への近接を防止するよう電気絶縁性材料で被覆する構造とする設計	-	追而	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下盤は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
145	現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。	機能要求①	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 140を受けた設計					
			屋外 機器・配管	追而	構造設計	現場において人力で操作を行う弁等は、作業員の手動操作におけるアクセス性及び操作性を考慮し、手動での操作が可能な位置に設置する設計	-	追而
				追而	構造設計	現場において人力で操作を行う弁等は、作業員の工具を用いた操作におけるアクセス性及び操作性を考慮し、工具での操作が可能な位置に設置する設計	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	構造設計	現場において人力で操作を行う弁等は、作業員の手動操作におけるアクセス性及び操作性を考慮し、手動での操作が可能な位置に設置する設計	-	追而
			冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 140を受けた設計					
			屋外 機器・配管	追而	構造設計	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計	-	追而
				追而	構造設計	現場での接続操作は、フランジ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計	-	追而
				追而	構造設計	現場での接続操作は、コネクタ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計	-	追而
146	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	機能要求①		追而	構造設計	現場での接続操作は、バックランプ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	構造設計	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計	-	追而
				追而	構造設計	現場での接続操作は、フランジ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計	-	追而
				追而	構造設計	現場での接続操作は、コネクタ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計	-	追而
			冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 140を受けた設計					
				追而	構造設計	現場での接続操作は、バックランプ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計	-	追而
				追而	構造設計	現場での接続操作は、フランジ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計	-	追而
				追而	構造設計	現場での接続操作は、コネクタ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計	-	追而
147	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 140を受けた設計 - (運用要求のため)					
148	また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。	機能要求① 設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 140を受けた設計					
			屋外 機器・配管	追而	システム設計	迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	システム設計	迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計	-	追而
			追而	配置設計	迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室内の運転員で操作が可能な設計	-	追而	
149	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 140を受けた設計					
			屋外 機器・配管	追而	システム設計	重大事故等対処設備のうち動的機器は、計器によりその作動状態の確認が可能な系統とする設計	-	追而
				追而	構造設計	重大事故等対処設備のうち動的機器は、目視によりその作動状態の確認が可能な構造とする設計	-	追而

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
149	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	屋内 機器・配管	追而	システム設計	重大事故等対処設備のうち動的機器は、計器によりその作動状態の確認が可能な系統とする設計	—	追而
			追而	構造設計	重大事故等対処設備のうち動的機器は、目視によりその作動状態の確認が可能な構造とする設計	—	追而	
— (運用要求のため)								
150	b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能となるように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	機能要求①	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 140を受けた設計					
			屋外 機器・配管	追而	システム設計	重大事故等対処設備は通常時に使用する系統から対処するための系統へ速やかに切り替えられるよう系統に弁等を設置する設計	—	追而
			屋内 機器・配管	追而	システム設計	重大事故等対処設備は通常時に使用する系統から対処するための系統へ速やかに切り替えられるよう系統に弁等を設置する設計	—	追而
151	c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。	機能要求①	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 140を受けた設計					
			屋外 機器・配管	追而	システム設計	同一ポンプを接続するホースは複数系統での接続方式を考慮し、流量に応じて口径を統一する設計	—	追而
				追而	構造設計	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計	—	追而
				追而	構造設計	現場での接続操作は、フランジ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計	—	追而
				追而	構造設計	現場での接続操作は、コネクタ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計	—	追而
				追而	構造設計	現場での接続操作は、バックランプ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計	—	追而
			屋内 機器・配管	追而	システム設計	同一ポンプを接続するホースは複数系統での接続方式を考慮し、流量に応じて口径を統一する設計	—	追而
				追而	構造設計	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計	—	追而
				追而	構造設計	現場での接続操作は、フランジ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計	—	追而
				追而	構造設計	現場での接続操作は、コネクタ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計	—	追而
追而	構造設計	現場での接続操作は、バックランプ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計		—	追而			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (工種は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
151	c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。	機能要求①	屋内 機器・配管	追而	構造設計	現場での接続操作は、バックランプ接続で統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続可能な設計	-	追而
152	d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセラートとして確保できるよう、以下の設計とする。	冒頭宣言【36条153】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 - (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.153に展開する。)					
153	アクセラートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセラートを確保する設計とする。	冒頭宣言【36条154～173】 設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 建物・構築物 (アクセラート) 36条A15 屋外アクセラート 配置設計 屋内のアクセラートは溢水に対して迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 14条 - (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.154～173に展開する。)					
154	アクセラートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセラートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセラートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。	設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.153を受けた設計 建物・構築物 (アクセラート) 36条A15 屋外アクセラート 配置設計 屋外のアクセラートは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・屋外のアクセラートは竜巻に対して迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 以上の設計は、外部衝撃等による影響によってアクセラート(空間)に対する波及的影響を防止する観点と整理し、波及的影響に対する設計方針を展開している以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21 配置設計 屋内のアクセラートは以下を考慮した設計。 ・屋内のアクセラートは火山に対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 ・積雪に対する設計は、積雪単独の堆積荷重は5,700N/m ² (積雪量:190cm)であり、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重の7,150N/m ² を大きく下回るため、積雪荷重は火山の設計に包絡される。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-12 配置設計 屋外のアクセラートは以下を考慮した設計。 ・屋外のアクセラートは火山に対して迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 ・積雪に対する設計は、積雪単独の堆積荷重は5,700N/m ² (積雪量:190cm)であり、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重の7,150N/m ² を大きく下回るため、積雪荷重は火山の設計に包絡される。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-13 配置設計 屋内のアクセラートは凍結に対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18 配置設計 屋外のアクセラートは凍結に対して迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18 配置設計 屋内のアクセラートは降水に対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20 配置設計 屋外のアクセラートは降水に対して迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
154	アクセサルトに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセサルトへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセサルトに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。	設置要求	建物・構築物(アクセサルト)		配置設計	屋内のアクセサルトは森林火災に対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセサルトを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-16			
					配置設計	屋外のアクセサルトは森林火災に対して迂回路も考慮した複数のアクセサルトを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-18			
					配置設計	屋内のアクセサルトはばい煙に対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセサルトを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-50			
					配置設計	屋外のアクセサルトはばい煙に対して迂回路も考慮した複数のアクセサルトを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-50			
					配置設計	屋内のアクセサルトは有毒ガスに対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセサルトを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-59			
					配置設計	屋外のアクセサルトは有毒ガスに対して迂回路も考慮した複数のアクセサルトを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-59			
					システム設計	アクセサルトを確保する建屋等はばい煙に対してフィルタを設置することで、建屋内部にばい煙が侵入し難い設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-50			
					配置設計 (No. 154-●)	屋内に設置することでアクセサルトを確保する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・アクセサルトを確保する建屋等は森林火災に対して、火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-16			
					評価 (No. 154-●)				
					構造設計 (No. 154-●)	屋内に設置することでアクセサルトを確保する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・アクセサルトを確保する建屋等は設計荷重(火山)に対して、建屋の構造部材が倒壊、破損が生じない設計とするため、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。 ・積雪に対する設計は、積雪単独の堆積荷重は5,700N/m ² (積雪量:190cm)であり、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重の7,150N/m ² を大きく下回るため、積雪荷重は火山の設計に包絡される。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-12			
					評価 (No. 154-●)				
					構造設計	屋内に設置することでアクセサルトを確保する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・アクセサルトを確保する建屋等は設計荷重(火山)に対して、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、短期での腐食が発生しない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-42			
					構造設計	屋内に設置することでアクセサルトを確保する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・アクセサルトを確保する建屋等は凍結に対して、鉄筋コンクリート造とする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-18			
					構造設計	屋内に設置することでアクセサルトを確保する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・アクセサルトを確保する建屋等は降水に対して、貫通部の止水処理をすること、開口部の高さを確保することにより、雨水が当該建屋等に侵入することを防止する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-20			
		構造設計 (No. 154-●)	屋内に設置することでアクセサルトを確保する建屋等の設計は、以下を考慮した設計。 ・アクセサルトを確保する建屋等は森林火災に対して、外壁はコンクリートとする設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-16						
		評価 (No. 154-●)							

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (正論は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
155	アクセラートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセラートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセラートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダム崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 153を受けた設計					
			建物・構築物 (アクセラート)	36条A⑨ 屋外アクセラート	配置設計	屋外のアクセラートはばい煙に対して迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-50		
					配置設計	屋外のアクセラートは有毒ガスに対して迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-59		
						屋外のアクセラートは石油備蓄基地の火災に対して迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-26		
						屋外のアクセラートは敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対して迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-33		
					配置設計	屋外のアクセラートは航空機墜落による火災に対して迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-40		
					配置設計	屋外のアクセラートは敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対して迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-36		
				配置設計	屋外のアクセラートは航空機による衝撃荷重に対して迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(航空機)-4			
156	なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセラートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセラートへの影響はない。	定義【設計条件】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 153を受けた定義					
			— (定義のため)					
157	屋外のアクセラートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構築物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセラートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセラートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 153を受けた設計					
			屋外機器・配管	追而	システム設計	屋外のアクセラートを確保するためのホイールローダは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・障害物を除去するためのホイールローダを予備を含めて配備する設計。 以上の設計は、外部衝撃等による影響によってアクセラート(空間)に対する波及的影響を防止する観点と整理し、波及的影響に対する設計方針を展開している以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21	—	追而
					システム設計	屋外のアクセラートを確保するためのホイールローダの設計は、以下を考慮した設計。 ・ホイールローダは火山に対して、予備を含めた保有数を配備する設計。 ・積雪に対しての設計は、積雪単独の堆積荷重は5,700N/m ² (積雪量:190cm)であり、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重の7,150N/m ² を大きく下回るため、積雪荷重は火山の設計に包絡される。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-13		
				システム設計	屋外のアクセラートを確保するためのホイールローダの設計は、以下を考慮した設計。 ホイールローダは危険物貯蔵施設等の爆発による爆風圧に対して、予備を含めた保有数を配備する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-36			
157	屋外のアクセラートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構築物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセラートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセラートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	屋外機器・配管		システム設計	屋外のアクセラートを確保するためのホイールローダの設計は、以下を考慮した設計。 ・ホイールローダは航空機による衝撃荷重に対して、予備を含めた保有数を配備する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(航空機)-4		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (工種は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
157	屋外のアクセサルトは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセサルトの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセサルトを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	屋外機器・配管	36条B② ホイールローダ	構造設計	屋外のアクセサルト性を確保するためのホイールローダは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることをシステム設計にて説明する。 ・障害物を除去するためのホイールローダは十分な容量を有する設計 以上の設計は、外部衝撃等による影響によってアクセサルト(空間)に対する波及的影響を防止する観点と整理し、波及的影響に対する設計方針を展開している以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21		
					構造設計	屋外のアクセサルト性を確保するためのホイールローダの設計は、以下を考慮した設計。 ・火山に対して、屋外アクセサルトを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを配備する設計。 ・積雪に対しての設計は、積雪単独の堆積荷重は5,700N/m ² (積雪量:190cm)であり、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重の7,150N/m ² を大きく下回るため、積雪荷重は火山の設計に包絡される。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(火山)-13		
					システム設計	屋外のアクセサルト性を確保するためのホイールローダの設計は、以下を考慮した設計。 ・危険物貯蔵施設等の爆発による爆風圧に対して、屋外アクセサルトを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを配備する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(外火)-36		
					システム設計	屋外のアクセサルト性を確保するためのホイールローダの設計は、以下を考慮した設計。 ・航空機による衝撃荷重に対して、屋外アクセサルトを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを配備する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(航空機)-4		
(運用要求のため)								
158	屋外のアクセサルトは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。	設置要求 機能要求①	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.153を受けた設計					
			建物・構築物(屋外アクセサルト)		配置設計	屋外のアクセサルトは降水に対して迂回路も考慮した複数のアクセサルトを確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセサルト)		
			追而		システム設計	屋外のアクセサルトは地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、排水できることをシステム設計にて説明する。 【36条-158】説明Gr2 ・屋外のアクセサルトは地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、排水できることは溢水、化学薬品漏えいに係る設計であるため、説明Gr2にて説明する。	-	追而
		追而		配置設計	屋外のアクセサルトは地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けないことを配置設計にて説明する。 【36条-158】説明Gr2 ・屋外のアクセサルトは地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けないことは溢水、化学薬品漏えいに係る設計であるため、説明Gr2にて説明する。	-	追而	
159	欠番	-	-					
160	屋外のアクセサルトは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する設計とする。不平等下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求 運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.153を受けた設計					
			建物・構築物(屋外アクセサルト)	36条A⑥ 屋外アクセサルト	配置設計	屋外のアクセサルトは地震により発生する側方流動の影響を考慮したルートとすることを配置設計にて説明する。 【36条-160】説明Gr1 ・屋外のアクセサルトは地震により発生する側方流動の影響を考慮したルートとすることは外部衝撃に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。	-	<屋外アクセサルトの環境条件> ⇒屋外アクセサルトの環境条件を説明 【補足重事07添付16】屋外アクセサルトの環境条件について】
				36条A⑥ 屋外アクセサルト	構造設計 (No.160-1)	屋外のアクセサルトは地震により周辺斜面の崩壊又は道路面のすべりが発生しうる場所に対し、斜面崩壊及びすべりが発生しないことを構造設計にて説明する。 【36条-160】説明Gr1 ・屋外のアクセサルトは地震により周辺斜面の崩壊又は道路面のすべりが発生しうる場所に対し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とすること外部衝撃に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。	-	-
		36条A⑥ 屋外アクセサルト	評価 (No.160-1)	屋外のアクセサルトは地震により周辺斜面の崩壊又は道路面のすべりが発生しうる場所に対し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とすることを評価にて説明する。	-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下段は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
160	屋外のアクセラートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロードにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する設計とする。不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、政差緩和対策を行う設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求 運用要求	建物・構築物(屋外アクセラート)	36条A⑩ 屋外アクセラート	構造設計 (No. 160-2)	屋外のアクセラートは地震により液状化等に伴う地中埋設構造物周辺の不等沈下及び浮き上がり並びに損壊による段差等が発生しうる場所に対し、地盤を改良すること。路盤補強材を敷設することを構造設計にて説明する。	【36条-160】説明Gr1 ・屋外のアクセラートは地震により液状化等に伴う地中埋設構造物周辺の不等沈下及び浮き上がり並びに損壊による段差等が発生しうる場所に対し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とすることは外部衝撃に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。	-	-
			36条A⑩ 屋外アクセラート	評価 (No. 160-2)	屋外のアクセラートは地震により液状化等に伴う地中埋設構造物周辺の不等沈下及び浮き上がり並びに損壊による段差等が発生しうる場所に対し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とすることを評価にて説明する。	-	-		
(運用要求のため)									
161	屋外のアクセラートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、車両はタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 153を受けた設計						
			(運用要求のため)						
162	欠番	-	-						
163	欠番	-	-						
164	屋内のアクセラートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 153を受けた設計						
			建物・構築物(屋内アクセラート)	追而	配置設計	屋内アクセラートは迂回路も考慮して複数のアクセラートを確保することを配置設計にて説明する。	<36条-164 代表以外> ・共通方針であることから、Gr3再処理施設の「建物・構築物」の36条-153を代表として説明する。	-	追而
			36条A⑩ 屋内アクセラート	構造設計 (No. 164-1)	屋内アクセラートは地震に対して床の崩落、壁の倒壊又はコンクリートの剥離に至らないよう鉄筋コンクリート造剛性の高い構造とすることを構造設計にて説明する。	【36条-164】説明Gr1 ・屋内アクセラートは地震に対して床の崩落、壁の倒壊又はコンクリートの剥離に至らない設計とすることは外部衝撃に係る設計であるため、説明Gr1にて説明する。	-	-	
			36条A⑩ 屋内アクセラート	評価 (No. 164-1)	屋内アクセラートは地震に対して床の崩落、壁の倒壊又はコンクリートの剥離に至らないことを評価にて説明する。	-	-		
165	屋内のアクセラートは、津波に対して立地的要因によりアクセラートへの影響はない。	設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 153を受けた設計						
			建物・構築物(屋内アクセラート)	36条A⑩ 屋内アクセラート	配置設計	屋内アクセラートは津波の影響がないことを配置設計にて説明する。	<36条-165 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の7条・34条-2を代表として説明する。	-	-
166	屋内のアクセラートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。	設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 153を受けた設計						
			建物・構築物(屋内アクセラート)	36条A⑩ 屋内アクセラート	配置設計	屋内のアクセラートは、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを配置設計にて説明する。 ・外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。 以上の設計は、外部衝撃等による影響によってアクセラート(空間)に対する波及的影響を防止する観点と整理し、波及的影響に対する設計方針を展開している以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21	-	-	
					配置設計	屋内のアクセラートは以下を考慮した設計。 屋内のアクセラートは火山に対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 ・積雪に対する設計は、積雪単独の堆積荷重は5,700N/m ² (積雪量:190cm)であり、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重の7,150N/m ² を大きく下回るため、積雪荷重は火山の設計に包絡される。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセラート)	-	-	
					配置設計	屋内のアクセラートは凍結に対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセラート)	-	-	
				配置設計	屋内のアクセラートは降水に対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセラート)	-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (正意は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
166	屋内のアクセラートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。	設置要求	建物・構築物(屋内アクセラート)		配置設計	屋内のアクセラートは森林火災に対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセラート)			
					配置設計	屋内のアクセラートはばい煙に対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154, 155 建物・構築物(アクセラート)			
					配置設計	屋内のアクセラートは有毒ガスに対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154, 155 建物・構築物(アクセラート)			
					配置設計	屋内のアクセラートは石油備蓄基地の火災に対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-155 建物・構築物(アクセラート)			
					配置設計	屋内のアクセラートは敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-155 建物・構築物(アクセラート)			
					配置設計	屋内のアクセラートは航空機墜落による火災に対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-155 建物・構築物(アクセラート)			
					配置設計	屋内のアクセラートは危険物貯蔵施設等の爆発による爆風圧に対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-155 建物・構築物(アクセラート)			
					配置設計	屋内のアクセラートは航空機による衝撃荷重に対して外部からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-155 建物・構築物(アクセラート)			
					システム設計	アクセラートを確保する建屋等はばい煙に対してフィルタを設置することで、建屋内部にばい煙が侵入し難い設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセラート)			
					配置設計 (No. 166-3)	アクセラートを確保する建屋等は森林火災に対して、火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセラート)			
					評価 (No. 166-3)				
					配置設計 (No. 166-3)	アクセラートを確保する建屋等は石油備蓄基地火災に対して、火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセラート)			
					評価 (No. 166-3)				
					配置設計 (No. 166-3)	アクセラートを確保する建屋等は敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対して、火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセラート)			
					評価 (No. 166-3)				
					配置設計 (No. 166-1)	アクセラートを確保する建屋等は航空機墜落による火災に対して構造設計及び評価で考慮する必要がある航空機墜落地点の情報を示す。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-155 建物・構築物(アクセラート)			
					評価 (No. 166-1)				
		配置設計 (No. 166-1)	アクセラートを確保する建屋等は危険物貯蔵施設等の爆発による爆風圧に対して構造設計及び評価で考慮する必要がある危険物貯蔵施設の位置情報を示す。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-155 建物・構築物(アクセラート)						
		評価 (No. 166-1)							
		配置設計 (No. 166-1)	アクセラートを確保する建屋等は危険物貯蔵施設等の爆発による爆風圧に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-155 建物・構築物(アクセラート)						
		評価 (No. 166-1)							

項目番号	基本設計方針	要求種別	設計説明分類 (上級は代表)	第2回申請				既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
				各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方		
166	屋内のアクセラートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、嵐害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。	設置要求	建物・構築物(屋内アクセラート)	構造設計 (No. 166-2)	屋内に設置することでアクセラートを確保する建屋等は、設計荷重(竜巻)に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・風荷重に対して建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。	以上の設計は、外部衝撃等による影響によってアクセラート(空間)に対する波及的影響を防止する観点と整理し、波及的影響に対する設計方針を展開している以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21			
			評価 (No. 166-2)						
			構造設計 (No. 166-3)	屋内に設置することでアクセラートを確保する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して以下を考慮した設計とすることを構造設計にて説明する。 ・設計飛来物による衝撃荷重に対して建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有する設計 以上の設計は、外部衝撃等による影響によってアクセラート(空間)に対する波及的影響を防止する観点と整理し、波及的影響に対する設計方針を展開している以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(竜巻)-21					
			評価 (No. 166-3)						
			構造設計 (No. 166-5)	屋内のアクセラートを確保する建屋等は以下を考慮した設計。 ・アクセラートを確保する建屋等は設計荷重(火山)に対して、建屋の構造部材が倒壊、破損が生じない設計とするため、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有する設計。 ・積雪に対する設計は、積雪単独の堆積荷重は5.700N/m ² (積雪量:190cm)であり、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重の7,150N/m ² を大きく下回るため、積雪荷重は火山の設計に包含される。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。					
			評価 (No. 166-5)	《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセラート)					
			構造設計	アクセラートを確保する建屋等は設計荷重(火山)に対して、外壁塗装及び屋上防水を実施することにより、短期での腐食が発生しない設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセラート)					
			構造設計	アクセラートを確保する建屋等は凍結に対して、鉄筋コンクリート造とする設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセラート)					
			構造設計	アクセラートを確保する建屋等は降水に対して、貫通部の止水処理をすること、開口部の高さを確保することにより、雨水が当該建屋等に侵入することを防止する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセラート)					
			構造設計 (No. 166-3)	アクセラートを確保する建屋等は森林火災に対して、外壁はコンクリートとする設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-154 建物・構築物(アクセラート)					
			評価 (No. 166-3)						
			構造設計 (No. 166-3)	アクセラートを確保する建屋等は石油備蓄基地火災に対して外壁はコンクリートとする設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-155 建物・構築物(アクセラート)					
			評価 (No. 166-3)						
			構造設計 (No. 166-3)	アクセラートを確保する建屋等は敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対して外壁はコンクリートとする設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-155 建物・構築物(アクセラート)					
			評価 (No. 166-3)						
			構造設計 (No. 166-4)	アクセラートを確保する建屋等は航空機落下による火災に対して外壁温度上昇及び温度上昇に伴う表面部分のコンクリートひび割れ、強度低下を考慮しても、建屋外壁の機能を維持するよう十分な外壁厚を確保する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-155 建物・構築物(アクセラート)					
評価 (No. 166-4)									
構造設計 (No. 166-4)	アクセラートを確保する建屋等は危険物貯蔵施設等の爆発による爆風圧に対して建屋外壁の発生応力を短期許容応力度以下とする鉄筋量、梁幅等とする設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 《関連する36条基本設計方針No.》 36条-155 建物・構築物(アクセラート)								
評価 (No. 166-4)									
167	再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路を確保するために、上記の設計に加え、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・尾駈沼取水場所A、尾駈沼取水場所B又は二又川取水場所A(以下「敷地外水源」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセラートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始すること。 また、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避すること。	運用要求		冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 153を受けた設計					
				-					
				(運用要求のため)					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下歳は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
168	・屋外のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊、道路面のすべりによる崩壊土砂及び不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、ホイールロードにより復旧すること。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 153を受けた設計					
			— (運用要求のため)					
169	・屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については、融雪剤を配備すること。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 153を受けた設計					
			— (運用要求のため)					
170	・敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用すること。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 153を受けた設計					
			— (運用要求のため)					
171	・屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うこと。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 153を受けた設計					
			— (運用要求のため)					
172	・屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいを考慮し、防護具を配備し、必要に応じて着用すること。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施すること。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 153を受けた設計					
			— (運用要求のため)					
173	・屋外及び屋内のアクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用すること。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備すること。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 153を受けた設計					
			— (運用要求のため)					
174	(2) 試験・検査性 重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。	運用要求 機能要求①	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 7, 15, 86, 89, 94, 98, 103, 107, 127, 130, 140を受けた設計					
			屋外 機器・配管	追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること。また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能であることをシステム設計にて説明する。	【36条-174】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること。また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能であることを重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (工費は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
174	(2) 試験・検査性 重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確保するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。	運用要求 機能要求①	屋外 機器・配管	追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-174】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できること、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而
			追而	構造設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できること、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることを構造設計にて説明する。	【36条-174】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できること、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而	
			屋内 機器・配管	追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できること、試験用のシステムを構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-174】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できること、試験用のシステムを構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而
			追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できること、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-174】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できること、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而	
			追而	構造設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できること、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることを構造設計にて説明する。	【36条-174】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できること、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而	
(運用要求のため)									
175	試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。	運用要求 機能要求①	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 7, 15, 86, 89, 94, 98, 107, 140を受けた設計						
			屋外 機器・配管	追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できること、試験用のシステムを構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-175】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できること、試験用のシステムを構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而
			追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できること、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-175】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できること、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而	
			追而	構造設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できること、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることを構造設計にて説明する。	【36条-175】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できること、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請									
			設計説明分類 (主語は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料			
175	試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。	運用要求 機能要求①	屋内 機器・配管	追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-175】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	-	追而			
				追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-175】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	-	追而			
				追而	構造設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることを構造設計にて説明する。	【36条-175】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而			
- (運用要求のため)												
冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 7, 15, 86, 89, 94, 98, 107, 140を受けた設計												
176	また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)、取替え、保修等が実施可能な設計とする。	運用要求 機能要求①	屋外 機器・配管	追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-176】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而			
				追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-176】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而			
				追而	構造設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることを構造設計にて説明する。	【36条-176】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而			
			屋内 機器・配管	追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-176】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而			
				追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-176】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而			
				追而	構造設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることを構造設計にて説明する。	【36条-176】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而			
			- (運用要求のため)									

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請							
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
177	再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。	運用要求 機能要求①	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 7, 15, 86, 89, 94, 98, 107, 140を受けた設計							
			屋外 機器・配管	追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-177】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而	
				追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-177】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而	
				追而	構造設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることを構造設計にて説明する。	【36条-177】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而	
			屋内 機器・配管	追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-177】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而	
				追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-177】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而	
				追而	構造設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることを構造設計にて説明する。	【36条-177】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而	
			- (運用要求のため)							
			(運用要求のため)							
			178	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	運用要求 機能要求①	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 7, 15, 86, 89, 94, 98, 107, 140を受けた設計				
屋外 機器・配管	追而	システム設計				重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-178】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることは重大事故に係る設計であるため、説明Gr7にて説明する。	-	追而	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請								
			設計説明分類 (正誤は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
178	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	運用要求 機能要求①	屋外 機器・配管	追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-178】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	-	追而		
			追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-178】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	-	追而			
			追而	構造設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることを構造設計にて説明する。	【36条-178】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	-	追而			
			屋内 機器・配管	追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-178】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、試験用の系統を構成したうえで、要求される機能に応じた試験が実施できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	-	追而		
			追而	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	【36条-178】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、計器等により構造の健全性が確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	-	追而			
			追而	構造設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることを構造設計にて説明する。	【36条-178】説明Gr7 ・重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備としての能力を確認できるよう、目視等により構造の健全性を確認できること、また必要に応じて機能を維持できるよう分解または取替が可能なることをシステム設計にて説明する。	-	追而			
			- (運用要求のため)								
			冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 18, 28, 42, 84, 85, 117, 118を受けた設計								
			- (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 180~182に展開する。)								
			179	9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計 (1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針 基準地震動 Ss を超える地震動に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動 Ss の1.2倍の地震力に対して、必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。	冒頭宣言【36条180~182】						
			180	a. 事業指定(変更許可)における重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定において、基準地震動 Ss の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした設備(以下「起因に対し発生防止を期待する設備」という。)は、基準地震動 Ss を1.2倍した地震力に対して、静的な閉じ込め機能、崩壊熱等の除去機能、核的制限値の維持機能及び転倒・落下防止機能を損なわない設計とする。 起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物は、基準地震動 Ss を1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、起因に対し発生防止を期待する設備を支持できる設計とする。	機能要求① 評価要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 179を受けた設計					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請							
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
180	a. 事業指定(変更許可)における重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定において、基準地震動Ssの1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした設備(以下「起因に対し発生防止を期待する設備」という。)は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、静的な閉じ込め機能、崩壊熱等の除去機能、核的制限値の維持機能及び転倒・落下防止機能を損なわない設計とする。 起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、起因に対し発生防止を期待する設備を支持できる設計とする。	機能要求① 評価要求	建物・構築物	36条A⑯ 起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物	構造設計 (No. 180-1)	起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、起因に対し発生防止を期待する設備を支持できることを構造設計にて説明する。	<36条-180 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の6条33条-97を代表として説明する。	-	-	
					評価 (No. 180-1)	起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、起因に対し発生防止を期待する設備を支持できることを評価にて説明する。		-	-	
			屋内 機器・配管	追而	構造設計 (No. 180-2)	起因に対し発生防止を期待する設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、静的な閉じ込め機能、崩壊熱等の除去機能、核的制限値の維持機能及び転倒・落下防止機能を損なわないことを構造設計にて説明する。	<36条-180 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の6条33条を代表として説明する。	-	追而	
					評価 (No. 180-2)	起因に対し発生防止を期待する設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、静的な閉じ込め機能、崩壊熱等の除去機能、核的制限値の維持機能及び転倒・落下防止機能を損なわないことを評価にて説明する。		-	追而	
181	b. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備(以下「対処する常設重大事故等対処設備」という。)は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、崩壊熱除去、水素捕気、放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 対処する常設重大事故等対処設備は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響を考慮し、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が維持できる設計とする。 対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、対処する常設重大事故等対処設備を支持できる設計並びに重大事故等の対処に係る操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。	機能要求① 評価要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 179を受けた設計							
			建物・構築物	36条A⑱ 対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物、屋内アクセスルート	構造設計 (No. 181-1)	対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、対処する常設重大事故等対処設備を支持できること及び重大事故等の対処に係る操作場所及びアクセスルートが保持できることを構造設計にて説明する。	<36条-181 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の6条33条-97を代表として説明する。	-	-	
					評価 (No. 181-1)	対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、対処する常設重大事故等対処設備を支持できること及び重大事故等の対処に係る操作場所及びアクセスルートが保持できることを評価にて説明する。		-	-	
					構造設計 (No. 181-2)	屋内アクセスルートは地震に対して床の崩落、壁の倒壊又はコンクリートの剥離に至らないよう鉄筋コンクリート造剛性の高い構造とすることを構造設計にて説明する。	<36条-181 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物(屋内アクセスルート)」の36条-164を代表として説明する。	-	-	
					評価 (No. 181-2)	屋内アクセスルートは地震に対して床の崩落、壁の倒壊又はコンクリートの剥離に至らないことを評価にて説明する。		-	-	
			屋外 機器・配管	36条B② 対処する常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 181-3)	対処する常設重大事故等対処設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないことを構造設計にて説明する。	<36条-181 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の6条33条-14, 17, 26を代表として説明する。	-	-	
					評価 (No. 181-3)	対処する常設重大事故等対処設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。		-	-	
			屋内 機器・配管	追而	構造設計 (No. 181-4)	対処する常設重大事故等対処設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないことを構造設計にて説明する。	<36条-181 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の6条33条を代表として説明する。	-	追而	
					評価 (No. 181-4)	対処する常設重大事故等対処設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。		-	追而	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
182	<p>c. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備(以下「対処する可搬型重大事故等対処設備」という。)は、各保管場所における基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等時において、基準地震動Ssを1.2倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。</p>	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 179を受けた設計						
			建物・構築物	追而	配置設計 (No. 182-1)	起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備並びに保管場所、操作場所及びアクセスルートは被水に対して影響を受けない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 182-1)	被水に対して影響を受ける範囲内にある起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備が必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而
				追而	配置設計 (No. 182-2)	常設重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備を収納する建屋等は浸水に対して機能喪失高さと溢水高さを比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而
				追而	評価 (No. 182-2)	常設重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備を収納する建屋等は浸水に対して機能喪失高さと溢水高さを比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而
					配置設計 (No. 182-4)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は森林火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-16,18を代表として説明する。	-	-
					評価 (No. 182-4)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は森林火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで外壁表面温度がコンクリートの許容温度以下となることを評価にて説明する。		-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【[補足重事07(添付14)]外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】
					配置設計 (No. 182-5)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は石油備蓄基地火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-24,26を代表として説明する。	-	-
					評価 (No. 182-5)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は石油備蓄基地火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで外壁表面温度がコンクリートの許容温度以下となることを評価にて説明する。		-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【[補足重事07(添付14)]外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】
					配置設計 (No. 182-6)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は石油備蓄基地火災と森林火災の重量に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-28,29を代表として説明する。	-	-
					評価 (No. 182-6)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は石油備蓄基地火災と森林火災の重量に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで外壁表面温度がコンクリートの許容温度以下となることを評価にて説明する。		-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【[補足重事07(添付14)]外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】
					配置設計	アクセスルートは迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr3再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-153を代表として説明する。	-	追而
					構造設計 (No. 182-7)	対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できることを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の6条33条-97を代表として説明する。	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下置は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
182	<p>c. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備(以下「対処する可搬型重大事故等対処設備」という。)は、各保管場所における基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等において、基準地震動Ssを1.2倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。</p>	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	建物・構築物	36条A② 起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物、対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物	評価 (No. 182-7)	対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できることを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「建物・構築物」の6条33条-97を代表として説明する。	-	-
			36条A② 起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物、対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物	構造設計 (No. 182-8)	屋内アクセスルートは地震に対して床の崩落、壁の倒壊又はコンクリートの剥離に至らないよう鉄筋コンクリート造剛性の高い構造とすることを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「建物・構築物(屋内アクセスルート)」の36条-164を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物、対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物	評価 (No. 182-8)	屋内アクセスルートは地震に対して床の崩落、壁の倒壊又はコンクリートの剥離に至らないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「建物・構築物(屋内アクセスルート)」の36条-164を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物、対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物	構造設計 (No. 182-9)	重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設は重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼさないよう距離を考慮した構造としていることを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「竜巻防護対策設備」の6条33条-31を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物、対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物	評価 (No. 182-9)	重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設は、重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼさないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「竜巻防護対策設備」の6条33条-31を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物、対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物	構造設計 (No. 182-10)	重大事故等対処設備を取納する建屋等の外壁はコンクリートとすることを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-16, 18を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物、対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物	評価 (No. 182-10)	重大事故等対処設備を取納する建屋等は森林火災に対して火災源から危険距離を上回る距離を確保できていることを評価にて説明する。	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)】外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	-	-	
			36条A② 起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物、対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物	構造設計 (No. 182-11)	重大事故等対処設備を取納する建屋等の外壁はコンクリートとすることを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-24, 26を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物、対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物	評価 (No. 182-11)	重大事故等対処設備を取納する建屋等は石油備蓄基地火災に対して火災源から危険距離を上回る距離を確保できていることを評価にて説明する。	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)】外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	-	-	
			36条A② 起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物、対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物	構造設計 (No. 182-12)	重大事故等対処設備を取納する建屋等の外壁はコンクリートとすることを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-28, 29を代表として説明する。	-	-	
36条A② 起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物、対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物	評価 (No. 182-12)	重大事故等対処設備を取納する建屋等は石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対して火災源から危険距離を上回る距離を確保できていることを評価にて説明する。	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)】外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	-	-				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下載は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
182	<p>c. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備(以下「対処する可搬型重大事故等対処設備」という。)は、各保管場所における基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、崩壊熱除去、水素捕気、放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等において、基準地震動Ssを1.2倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。</p>	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	屋外 機器・配管	追而	配置設計	対処する可搬型重大事故等対処設備のうち静的機器は複数の保管場所に分散して保管することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること から、Gr2再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-29を代表として説明する。	-	追而
			追而	配置設計 (No. 182-13)	起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備並びに保管場所、操作場所及びアクセスルートは浸水に対して機能喪失高さが溢水高さよりも高い位置になるように設置することを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること から、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 182-13)	起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備並びに保管場所、操作場所及びアクセスルートは浸水に対して機能喪失高さと溢水高さを比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること から、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計 (No. 182-14)	起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備並びに保管場所、操作場所及びアクセスルートは浸水に対して影響を受けない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること から、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 182-14)	被水に対して影響を受ける範囲内にある起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備が必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること から、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	起因に対し発生防止を期待する設備及び対処する常設重大事故等対処設備は火災により機能を損なわない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること から、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として発火性物質又は引火性物質が漏えいした際に拡大しないように漏えい液受皿、堰又はオイルパンを設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること から、Gr4再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-197を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は当該設備を起因として火災になった際に他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するため、車両を保管するエリアから5m以上の空地を確保することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること から、Gr4再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-198を代表として説明する。	-	追而	
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備、対処する可搬型重大事故等対処設備	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は森林火災に対して防火帯の内側に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること から、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の8条(外部火災)-18を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備、対処する可搬型重大事故等対処設備	配置設計 (No. 182-17)	屋外の重大事故等対処設備は森林火災による放射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に設置又は保管することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること から、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の8条(外部火災)-18を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備、対処する可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 182-17)	屋外の重大事故等対処設備は森林火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで重大事故等対処設備の許容温度以下となることを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であること から、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の8条(外部火災)-18を代表として説明する。	-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足事項07(添付14)】外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備、対処する可搬型重大事故等対処設備	配置設計 (No. 182-18)	屋外の重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災による放射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に設置又は保管することを配置設計にて説明する。	<36条-129 代表以外> ・共通方針であること から、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の8条(外部火災)-26を代表として説明する。	-	-	
36条B② 対処する常設重大事故等対処設備、対処する可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 182-18)	屋外の重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災による放射強度に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで重大事故等対処設備の許容温度以下となることを評価にて説明する。	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足事項07(添付14)】外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	-	-				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方		
182	<p>c. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備(以下「対処する可搬型重大事故等対処設備」という。)は、各保管場所における基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等時において、基準地震動Ssを1.2倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。</p>	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	屋外 機器・配管	36条B② 対処する常設重大事故等対処設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	配置設計 (No. 182-19)	屋外の重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災と森林火災の重畳による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に設置又は保管することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の8条(外部火災)-29を代表として説明する。	-	-
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 182-19)	屋外の重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで重大事故等対処設備の許容温度以下となることを評価にて説明する。	-	-		
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は森林火災による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は森林火災による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-123を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-123を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備はばい煙に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・屋外の可搬型重大事故等対処設備はばい煙に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-123を代表として説明する。	-	-	
			追而	配置設計	早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える消火設備を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所には、固定式消火設備を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而	
追而	配置設計	凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した火災感知設備及び消火設備を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			設計説明分類 (正意は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方		
182	<p>c. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備(以下「対処する可搬型重大事故等対処設備」という。)は、各保管場所における基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等において、基準地震動Ssを1.2倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。</p>	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	屋外・機器・配管	36条B② 対処する常設重大事故等対処設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 182-20)	対処する可搬型重大事故等対処設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない転倒しないよう当該設備又は当該設備を収納するものを固縛することを構造設計にて説明する。	【36条-182】説明Gr1 ・対処する可搬型重大事故等対処設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう当該設備又は当該設備を収納するものを固縛することは外部衝撃に係る「屋外・機器・配管」の構造に関する耐震設計であるため、説明Gr1にて説明する。	-	-
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 182-20)	対処する可搬型重大事故等対処設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない転倒しないよう当該設備又は当該設備を収納するものを固縛し、固縛装置が固縛できる構造強度を有することを評価にて説明する。	【36条-182】説明Gr1 ・対処する可搬型重大事故等対処設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう当該設備又は当該設備を収納するものを固縛し、固縛装置が固縛できる構造強度を有することを外部衝撃に係る「屋外・機器・配管」の構造に関する耐震設計であるため、説明Gr1にて説明する。	-	-	
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 182-21)	対処する可搬型重大事故等対処設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない転倒しないよう当該設備又は当該設備を収納するものを固縛することを構造設計にて説明する。	【36条-182】説明Gr1 ・対処する可搬型重大事故等対処設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう当該設備又は当該設備を収納するものを固縛し、固縛装置が固縛できる構造強度を有することを外部衝撃に係る「屋外・機器・配管」の構造に関する耐震設計であるため、説明Gr1にて説明する。	-	-	
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 182-21)	対処する可搬型重大事故等対処設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない転倒しないよう当該設備又は当該設備を収納するものを固縛し、固縛装置が固縛できる構造強度を有することを評価にて説明する。	【36条-182】説明Gr1 ・対処する可搬型重大事故等対処設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう当該設備又は当該設備を収納するものを固縛し、固縛装置が固縛できる構造強度を有することを外部衝撃に係る「屋外・機器・配管」の構造に関する耐震設計であるため、説明Gr1にて説明する。	-	-	
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 182-●●)	対処する可搬型重大事故等対処設備のうち動的機器は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを構造設計にて説明する。	<36条-181 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外・機器・配管」の6条33条-14, 17, 26を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 182-●●)	対処する可搬型重大事故等対処設備のうち動的機器は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを評価にて説明する。	-	-	-	
			追而	構造設計 (No. 182-13)	起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備並びに保管場所、操作場所及びアクセスルートは浸水に対して機能喪失高さが溢水高さよりも高いことを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 182-13)	起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備並びに保管場所、操作場所及びアクセスルートは浸水に対して機能喪失高さと溢水高さを比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	構造設計 (No. 182-22)	可搬型重大事故等対処設備は浸水に対して機能喪失高さが溢水高さよりも高い位置になるように収納コンテナ又はホースコンテナに保管することを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋外・機器・配管」の36条-119を代表として説明する。	-	追而	
追而	評価 (No. 182-22)	可搬型重大事故等対処設備は浸水に対して機能喪失高さと溢水高さを比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋外・機器・配管」の36条-119を代表として説明する。	-	追而				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下載は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
182	<p>c. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備(以下「対処する可搬型重大事故等対処設備」という。)は、各保管場所における基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等において、基準地震動Ssを1.2倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。</p>	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	屋外 機器・配管	追而	構造設計 (No. 182-23)	対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は被水に対して被水試験により確認をしたコーキングの水密処理により被水防護措置を講ずる設計又は「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防滴機能を有することを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而
			追而	評価 (No. 182-23)	対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は被水に対して被水試験により確認をしたコーキングの水密処理により被水防護措置を講ずる設計又は「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防滴機能を有することを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として燃料タンクを溶接構造又はシール構造にすることを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-197を代表として説明する。	-	追而	
			追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として金属製の密封容器に保管することを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-197を代表として説明する。	-	追而	
			追而	構造設計	保管時に蓄電池を使用し、水素の発生可能性がある可搬型重大事故等対処設備は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とすることを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-197を代表として説明する。	-	追而	
			追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は不燃性又は難燃性材料を使用するか、金属製容器に保管又は不燃シートを被せることで火災の発生を防止することを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-198を代表として説明する。	-	追而	
			追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は収納コンテナ又はホースコンテナに保管することで火災の発生を防止することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-198を代表として説明する。	-	追而	
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 182-27)	重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設は重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼさないよう距離を考慮した構造としていることを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「竜巻防護対策設備」の6条33条-31を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備	評価 (No. 182-27)	重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設は、重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼさないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「竜巻防護対策設備」の6条33条-31を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 182-28)	屋外の常設重大事故等対処設備は森林火災による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう鋼材とすることを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の8条(外部火災)-18を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備	評価 (No. 182-28)	屋外の常設重大事故等対処設備は森林火災による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】	-	-	
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 182-29)	屋外の常設重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない鋼材とすることを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の8条(外部火災)-26を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 対処する常設重大事故等対処設備	評価 (No. 182-29)	屋外の常設重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】	-	-	
36条B② 対処する常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 182-30)	屋外の常設重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災と森林火災の輻射による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない鋼材とすることを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の8条(外部火災)-29を代表として説明する。	-	-				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (主眼は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
182	<p>c. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備(以下「対処する可搬型重大事故等対処設備」という。)は、各保管場所における基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備、対処する可搬型重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等時において、基準地震動Ssを1.2倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。</p>	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	屋外 機器・配管	36条B⑯ 対処する可搬型重大事故等対処設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 182-30)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災と森林火災の重畳による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の8条(外部火災)-29を代表として説明する。	-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】
			36条B⑯ 対処する可搬型重大事故等対処設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	構造設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は森林火災による輻射熱の影響に対して散水する場合においても、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう、収納コンテナに収納することを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は森林火災による輻射熱の影響に対して散水する場合においても、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう、収納コンテナに収納することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-129を代表として説明する。	-	-	
			36条B⑯ 対処する可搬型重大事故等対処設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	構造設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は森林火災及び石油備蓄基地火災の重畳による輻射熱の影響に対して散水する場合においても、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう、収納コンテナに収納することを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は森林火災及び石油備蓄基地火災の重畳による輻射熱の影響に対して散水する場合においても、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう、収納コンテナに収納することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-129を代表として説明する。	-	-	
			36条C⑰ 起因に対し発生防止を期待する設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	システム設計 (No. 182-49)	建屋の外気取入口から空気を取り込む設備構成であることを説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(外部火災)-25を代表として説明する。	-	-	
			36条C⑰ 起因に対し発生防止を期待する設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 182-49)	外気を取り込む重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで重大事故等対処設備の許容温度以下となることを評価にて説明する。	-	-	-	
			36条C⑰ 起因に対し発生防止を期待する設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	システム設計	重大事故等対処設備を取納する建屋等の換気設備の給気系は、ばい煙による影響に対してフィルタを設置することで、建屋等内部にばい煙が侵入し難い系統であることをシステム設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(外部火災)-50を代表として説明する。	-	<ばい煙の影響について> ⇒ばい煙が流路に溜まりにくい構造であることを示す。 【【補足重事07(添付15)ばい煙の影響について】	
			36条C⑰ 起因に対し発生防止を期待する設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	システム設計	ばい煙に対して居住性を確保するため、フィルタを設置することで、建屋内部にばい煙が侵入し難い系統であることをシステム設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(外部火災)-51を代表として説明する。	-	<ばい煙の影響について> ⇒ばい煙が流路に溜まりにくい構造であることを示す。 【【補足重事07(添付15)ばい煙の影響について】	
			36条C⑰ 起因に対し発生防止を期待する設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	システム設計	ばい煙に対して空気を再循環できるようフィルタユニット、送風機及びダンパを設置する系統構成とすることをシステム設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr5再処理施設の23条を代表として説明する。	-	<ばい煙の影響について> ⇒ばい煙が流路に溜まりにくい構造であることを示す。 【【補足重事07(添付15)ばい煙の影響について】	
			36条C⑰ 起因に対し発生防止を期待する設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	システム設計	緊急時対策建屋用発電機については、フィルタを設置することで、内部にばい煙が侵入し難い系統であることをシステム設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(外部火災)-56を代表として説明する。	-	<ばい煙の影響について> ⇒ばい煙が流路に溜まりにくい構造であることを示す。 【【補足重事07(添付15)ばい煙の影響について】	
			36条C⑰ 起因に対し発生防止を期待する設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	システム設計	有毒ガスに対して空気を再循環できるようにフィルタユニット、送風機及びダンパを設置する系統構成とすることをシステム設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr5再処理施設の23条を代表として説明する。	-	-	
		追而	配置設計	対処する可搬型重大事故等対処設備のうち静的機器は複数の保管場所に分散して保管することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-26を代表として説明する。	-	追而		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
182	<p>c. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備(以下「対処する可搬型重大事故等対処設備」という。)は、各保管場所における基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、蒸気熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等時において、基準地震動Ssを1.2倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。</p>	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	屋内 機器・配管	追而	配置設計 (No. 182-31)	起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備並びに保管場所、操作場所及びアクセスルートは浸水に対して機能喪失高さが溢水高さよりも高い位置になるように設置することを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而
			追而	評価 (No. 182-31)	起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備並びに保管場所、操作場所及びアクセスルートは浸水に対して機能喪失高さと溢水高さを比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計 (No. 182-32)	起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備並びに保管場所、操作場所及びアクセスルートは被水に対して影響を受けない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 182-32)	被水に対して影響を受ける範囲内にある起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備が必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	起因に対し発生防止を期待する設備及び対処する常設重大事故等対処設備は火災により機能を損なわない位置に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として発火性物質又は引火性物質が漏えいした際に拡散しないよう漏えい液受皿、堰又はオイルパンを設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-197を代表として説明する。	-	追而	
			36条C19 起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備、対処する可搬型重大事故等対処設備	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は森林火災に対して防火帯の内側に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(外部火災)-15を代表として説明する。	-	-	
			36条C19 起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備	配置設計	屋内の可搬型重大事故等対処設備は森林火災に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置又は保管することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(外部火災)-15を代表として説明する。	-	-	
			36条C19 起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備、対処する可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内の可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置又は保管することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(外部火災)-15を代表として説明する。	-	-	
			36条C19 起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備、対処する可搬型重大事故等対処設備	配置設計 (No. 182-49)	外気を取り込む重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(外部火災)-25を代表として説明する。	-	-	
			36条C19 起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備、対処する可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 182-49)	外気を取り込む重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで重大事故等対処設備の許容温度以下となることを評価にて説明する。	-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【補足事項07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	-	
			36条C19 起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備、対処する可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内の可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災と森林火災の衝撃に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置又は保管することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(外部火災)-15を代表として説明する。	-	-	
			追而	配置設計	早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の「屋内機器・配管」の35条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
182	<p>c. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備(以下「対処する可搬型重大事故等対処設備」という。)は、各保管場所における基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等時において、基準地震動Ssを1.2倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。</p>	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	屋内 機器・配管	追而	配置設計	消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而
			追而	配置設計	可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える消火設備を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学物末消防車を配備することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所には、固定式消火設備を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	消火設備の現場整備等に必要照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	配置設計	凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した火災感知設備及び消火設備を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	構造設計 (No. 182-35)	対処する可搬型重大事故等対処設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう当該設備又は当該設備を収納するものを固縛することを構造設計にて説明する。	【36条-182】説明Gr2 ・対処する可搬型重大事故等対処設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう当該設備又は当該設備を収納するものを固縛することは溢水に係る「屋内 機器・配管」の構造に関する耐震設計であるため、説明Gr2にて説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 182-35)	対処する可搬型重大事故等対処設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう当該設備又は当該設備を収納するものを固縛することを評価にて説明する。	【36条-182】説明Gr2 ・対処する可搬型重大事故等対処設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう当該設備又は当該設備を収納するものを固縛することは溢水に係る「屋内 機器・配管」の構造に関する耐震設計であるため、説明Gr2にて説明する。	-	追而	
			追而	構造設計 (No. 182-31)	起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備並びに保管場所、操作場所及びアクセスルートは浸水に対して機能喪失高さが溢水高さよりも高いことを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 182-31)	起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備並びに保管場所、操作場所及びアクセスルートは浸水に対して機能喪失高さと溢水高さと比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
追而	構造設計 (No. 182-36)	対処する可搬型重大事故等対処設備は浸水に対して機能喪失高さが溢水高さよりも高い位置になるように保管欄に保管することを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内 機器・配管」の36条-119を代表として説明する。	-	追而				
追而	評価 (No. 182-36)	対処する可搬型重大事故等対処設備は浸水に対して機能喪失高さと溢水高さと比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内 機器・配管」の36条-119を代表として説明する。	-	追而				
追而	構造設計 (No. 182-37)	対処する可搬型重大事故等対処設備は浸水に対して機能喪失高さが溢水高さよりも高い位置になるように保管欄に保管することを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内 機器・配管」の36条-119を代表として説明する。	-	追而				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
182	<p>c. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備(以下「対処する可搬型重大事故等対処設備」という。)は、各保管場所における基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等時において、基準地震動Ssを1.2倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。</p>	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	屋内 機器・配管	追而	評価 (No. 182-37)	対処する可搬型重大事故等対処設備は浸水に対して機能喪失高さと溢水高さを比較し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-119を代表として説明する。	-	追而
			追而	構造設計 (No. 182-38)	対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は浸水に対して被水試験により確認をしたコーキングの水密処理により被水防護措置を講ずる設計又は「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防護機能を有することを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 182-38)	対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は浸水に対して被水試験により確認をしたコーキングの水密処理により被水防護措置を講ずる設計又は「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防護機能を有することを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の12条を代表として説明する。	-	追而	
			追而	構造設計 (No. 182-39)	対処する可搬型重大事故等対処設備は被水に対して「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防護機能を有する保管箱に保管することを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-119を代表として説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 182-39)	対処する可搬型重大事故等対処設備は被水に対して「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防護機能を有する保管箱に保管することを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-119を代表として説明する。	-	追而	
			追而	構造設計 (No. 182-40)	対処する可搬型重大事故等対処設備は被水に対して「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防護機能を有する保管箱に保管することを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-119を代表として説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 182-40)	対処する可搬型重大事故等対処設備は被水に対して「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防護機能を有する保管箱に保管することを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-119を代表として説明する。	-	追而	
			追而	構造設計 (No. 182-41)	対処する可搬型重大事故等対処設備は被水に対して「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防護機能を有する防水シートで防護し保管することを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-119を代表として説明する。	-	追而	
			追而	評価 (No. 182-41)	対処する可搬型重大事故等対処設備は被水に対して「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」における第二特性数字4以上相当の防護機能を有する防水シートで防護し保管することを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr2再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-119を代表として説明する。	-	追而	
			追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として燃料タンクを溶接構造又はシール構造にすることを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-197を代表として説明する。	-	追而	
			追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として金属製の密封容器に保管することを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-197を代表として説明する。	-	追而	
			追而	構造設計	保管時に蓄電池を使用し、水素の発生可能性がある可搬型重大事故等対処設備は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とすることを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-197を代表として説明する。	-	追而	
追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は不燃性又は難燃性材料を使用するか、金属製容器に保管又は不燃シートを被せることで火災の発生を防止することを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の「屋内機器・配管」の36条-198を代表として説明する。	-	追而				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請								
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
182	<p>c. 地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備(以下「対処する可搬型重大事故等対処設備」という。)は、各保管場所における基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、崩壊熱除去、水素捕集、放出経路の維持及び放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験等により地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。また、ホース等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。</p> <p>起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等時において、基準地震動Ssを1.2倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。</p>	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求	屋内 機器・配管	36条C① 起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備、対処する可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 182-45)	重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設は重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼさないよう離隔を考慮した構造としていることを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「竜巻防護対策設備」の6条33条-31を代表として説明する。	-	-		
			36条C① 起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備、対処する可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 182-45)	重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設は、重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼさないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「竜巻防護対策設備」の6条33条-31を代表として説明する。	-	-			
			36条C① 起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備、対処する可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 182-49)	構造設計上で考慮している最高仕様温度の設計情報を説明する。	<36条-101 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(外部火災)-25を代表として説明する。	-	-			
				評価 (No. 182-49)	外気を取り込む重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで重大事故等対処設備の評価温度以下となることを評価にて説明する。	-	-				
			竜巻防護対策設備	36条D⑧ 飛来物防護板	構造設計 (No. 182-46)	竜巻防護対策設備は地震に対して起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備並びに保管場所、操作場所及びアクセスルートに波及的影響を及ぼさないよう離隔を考慮した構造としていることを構造設計にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「竜巻防護対策設備」の6条33条-31を代表として説明する。	/	-		
			36条D⑧ 飛来物防護板	評価 (No. 182-46)	竜巻防護対策設備は地震に対して起因に対し発生防止を期待する設備、対処する常設重大事故等対処設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備並びに保管場所、操作場所及びアクセスルートに波及的影響を及ぼさないことを評価にて説明する。	<36条-182 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「竜巻防護対策設備」の6条33条-31を代表として説明する。	/	-			
			火災防護設備	追而	構造設計 (No. 182-47)	火災防護設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、必要な機能を維持できることを構造設計にて説明する。	【36条-182】説明Gr4 ・火災防護設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、必要な機能を維持できることは火災に係る「火災防護設備」の構造に関する耐震設計であるため、説明Gr4にて説明する。	-	追而		
				追而	評価 (No. 182-47)	火災防護設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、必要な機能を維持できることを評価にて説明する。	【36条-182】説明Gr4 ・火災防護設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、必要な機能を維持できることは火災に係る「火災防護設備」の構造に関する耐震設計であるため、説明Gr4にて説明する。	-	追而		
			溢水対策設備	追而	構造設計 (No. 180-48)	溢水対策設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、必要な機能を維持できることを構造設計にて説明する。	【36条-182】説明Gr2 ・溢水対策設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、必要な機能を維持できることは溢水に係る「溢水対策設備」の構造に関する耐震設計であるため、説明Gr2にて説明する。	/	追而		
				追而	評価 (No. 180-48)	溢水対策設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、必要な機能を維持できることを評価にて説明する。	【36条-182】説明Gr2 ・溢水対策設備は基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して、必要な機能を維持できることは溢水に係る「溢水対策設備」の構造に関する耐震設計であるため、説明Gr2にて説明する。	/	追而		
			(運用要求のため)								
			183	(2)地震力の算定方法 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計に用いる動的地震力は、第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(3) 地震力の算定方法」の「b. 動的地震力」の「(a) 入力地震動」の解放基盤表面で定義する基準地震動Ssの加速度を1.2倍した地震動により算定した地震力を適用する。	定義【設計条件】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 18, 28, 42, 84, 85, 117, 118を受けた定義					
(定義のため)											

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
184-1	<p>(3) 荷重の組合せと許容限界 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計においては、必要な機能である崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持、放出抑制、操作場所及びアクセスルートの保持機能、保管場所の保持機能、支持機能等を維持する設計とする。</p> <p>建物・構築物に要求される操作場所及びアクセスルートの保持機能、保管場所の保持機能並びに支持機能については、基準地震動 Ss を1.2倍した地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで機能を維持できる設計とする。</p> <p>機器・配管系に要求される崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制等については、基準地震動 Ss を1.2倍した地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで機能を維持できる設計とする。</p> <p>また、機器・配管系に要求される崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定することで機能を維持できる設計とする。</p> <p>可搬型設備に要求される崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制、支援機能等については、可搬型設備の特性に応じて、構造強度を確保する又は当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定することで機能が維持できる設計とする。</p>	機能要求① 評価要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.18, 28, 42, 84, 85, 117, 118を受けた設計						
			建物・構築物	36条A② 対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物, 対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物	構造設計 (No. 184-1)	重大事故等対処設備は基準地震動 Ss を1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないことを構造設計にて説明する。	<36条-184 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の6条33条-97を代表として説明する。	-	-
				36条A② 対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物, 対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物	評価 (No. 184-1)	重大事故等対処設備は基準地震動 Ss を1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。		-	-
			屋外 機器・配管	36条B② 対処する常設重大事故等対処設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 184-2)	重大事故等対処設備は基準地震動 Ss を1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないことを構造設計にて説明する。	<36条-184 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の6条33条-14, 17, 26を代表として説明する。	-	-
				36条B② 対処する常設重大事故等対処設備, 対処する可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 184-2)	重大事故等対処設備は基準地震動 Ss を1.2倍した地震力に対して、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないことを評価にて説明する。		-	-
184-2	<p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に読み替えて適用する。なお、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する重大事故等対処施設の建物・構築物も同様に適用する。</p>	定義【設計条件】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.18, 28, 42, 84, 85, 117, 118を受けた定義						
			-						
185-1	<p>(b) 機器・配管系 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に読み替えて適用する。</p>	定義【設計条件】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.18, 28, 42, 84, 85, 117, 118を受けた定義						
			-						
185-2	<p>(c) 可搬型設備 イ. 通常時の状態 当該設備を保管している状態。 ロ. 地震を要因とする重大事故等時の状態 再処理施設が、地震を要因とする重大事故等に至るおそれがある事故又は地震を要因とする重大事故等の状態で、対処する可搬型重大事故等対処設備の機能を必要とする状態。 ハ. 設計用自然条件 屋外に保管している場合に設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p>	定義【設計条件】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.18, 28, 42, 84, 85, 117, 118を受けた定義						
			-						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (正誤は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
186	b. 荷重の種類 (a) 建物・構築物 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「b. 荷重の種類」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に、「地震力」を「基準地震動Ssを1.2倍した地震力」と読み替えて適用する。なお、対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する重大事故等対処施設の建物・構築物も同様に適用する。	定義【設計条件】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 18, 28, 42, 84, 85, 117, 118を受けた定義					
			— (定義のため)					
187-1	(b) 機器・配管系 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「b. 荷重の種類」の「(b) 重大事故等対処施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に、「地震力」を「基準地震動Ssを1.2倍した地震力」と読み替えて適用する。	定義【設計条件】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 18, 28, 42, 84, 85, 117, 118を受けた定義					
			— (定義のため)					
187-2	(c) 可搬型設備 イ. 通常時に作用している荷重 通常時に作用している荷重は持続的に生じる荷重であり、自重及び積載荷重とする。 ロ. 地震を要因とする重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 対処する可搬型重大事故等対処設備は、保管状態であることから重大事故等起因の荷重は考慮しない。 ハ. 対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力、積雪荷重及び風荷重 対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力を考慮する。 屋外に保管する設備については、積雪荷重及び風荷重も考慮する。	定義【設計条件】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 18, 28, 42, 84, 85, 117, 118を受けた定義					
			— (定義のため)					
188	c. 荷重の組合せ 基準地震動Ssを1.2倍した地震力と他の荷重との組合せは以下によるものとする。 (a) 建物・構築物 イ. 起因に対し発生防止を期待する設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ssを1.2倍した地震力とを組み合わせる。 ロ. 対処する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設又は対処する可搬型重大事故等対処設備が保管される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動Ssを1.2倍した地震力とを組み合わせる。 ハ. 対処する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設又は対処する可搬型重大事故等対処設備が保管される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧については、基準地震動Ssを1.2倍した地震力、弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。	定義【設計条件】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 18, 28, 42, 84, 85, 117, 118を受けた定義					
			— (定義のため)					

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (正蔵は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
189-1	(b) 機器・配管系 イ. 起因に対し発生防止を期待する設備に係る機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動Ssを1.2倍した地震力とを組み合わせる。 ロ. 対処する常設重大事故等対処設備に係る機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動Ssを1.2倍した地震力とを組み合わせる。 ハ. 対処する常設重大事故等対処設備に係る機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定し、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	定義【設計条件】						冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 18, 28, 42, 84, 85, 117, 118を受けた定義	
									— (定義のため)
189-2	(c) 可搬型設備 イ. 対処する可搬型重大事故等対処設備は、通常時に作用している荷重と対処する可搬型重大事故等対処設備の保管場所における地震力とを組み合わせる。 ロ. 対処する可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の荷重の組合せの考え方については、保管状態であることから重大事故等起因の荷重は考慮しない。ただし、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	定義【設計条件】						'冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 18, 28, 42, 84, 85, 117, 118を受けた定義	
									— (定義のため)
190	d. 荷重の組合せ上の留意事項 イ. ある荷重の組合せ状態での評価が、その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。 ロ. 対処する常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確保する場合においては、基準地震動Ssを1.2倍した地震力と常時作用している荷重及びその他の必要荷重とを組み合わせる。 ハ. 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、基準地震動Ssを1.2倍した地震力との組み合わせを考慮する。 ニ. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様のある施設においては、基準地震動Ssを1.2倍した地震力との組み合わせを考慮する。	定義【設計条件】						'冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 18, 28, 42, 84, 85, 117, 118を受けた定義	
									— (定義のため)
191	e. 許容限界 基準地震動Ssを1.2倍した地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとする。	冒頭宣言【36条192～195】						冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 18, 28, 42, 84, 85, 117, 118を受けた冒頭宣言	
									— (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 192～195に展開する。)
192	(a) 起因に対し発生防止を期待する設備 放射性物質の保持機能を維持する設備の機能の確保に対しては、内包する放射性物質(液体、気体、固体)の閉じ込めバウンダリを構成する部材のき裂や破損により漏えいしない設計とする。核的制限値(寸法)を維持する設備の機能の確保に対しては、地震による変形等により臨界に至らない設計とする。落下・転倒防止機能を維持する設備の機能の確保に対しては、放射性物質(固体)を内包する容器等を搬送する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しない設計とする。ガラス固体の崩壊熱除去機能の確保に対しては、収納管及び通風管の破損により冷却空気流路が閉塞しない設計とする。 上記の各機能を維持するために確保する構造強度の許容限界は、基準地震動Ssの1.2倍の地震力に対して、塑性域に達するひずみが生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応じ、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許容限界とする。	定義【設計条件】						冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 191を受けた定義	
									— (定義のため)
193	上記構造強度の許容限界のほか、閉じ込め機能が維持できる許容限界を適切に設定する。	定義【設計条件】						冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 191を受けた定義	
									— (定義のため)

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					
			設計説明分類 (下巻は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
194	(b) 対処する常設重大事故等対処設備 対処する常設重大事故等対処設備の崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持、放出抑制等の地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために確保する構造強度の許容限界は、基準地震動Ssの1.2倍の地震力に対して、塑性域に達するひずみが生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は、各機能が維持できる許容限界とする。上記構造強度の許容限界のほか、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持、放出抑制等の維持が必要な設備については、その機能が維持できる許容限界を適切に設定する。	定義【設計条件】					冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 191を受けた定義	
							— (定義のため)	
195-1	(c) 対処する可搬型重大事故等対処設備 対処する可搬型重大事故等対処設備の許容限界は、保管する対処する可搬型重大事故等対処設備の構造を踏まえて設定する。取付ボルト等の構造強度は、基準地震動Ssの1.2倍の地震力に対し、塑性域に達するひずみが生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限界に応力、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許容限界とする。上記構造強度の許容限界のほか、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持、放出抑制等の維持が必要な設備については、その機能が維持できる許容限界を適切に設定する。	定義【設計条件】					冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 191を受けた定義	
							— (定義のため)	
195-2	(d) 起因に対し発生防止を期待する設備及び対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物並びに対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物 起因に対し発生防止を期待する設備及び対処する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物並びに対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対し、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形等の地震影響を考慮しても、地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の機能が維持できる設計とする。その上で、耐震評価においては、地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の必要な機能が発揮できることを確認するため、機能維持に必要な施設の部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等に対して、適切な安全余裕を有することを確認する。なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。	定義【設計条件】					冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 191を受けた定義	
							— (定義のため)	
196	9.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることがないことを求められている。 再処理施設の重大事故等対処設備の内部火災に対する設計方針については、「5.火災等による損傷の防止」に示すとおりであり、これを踏まえた、上記の可搬型重大事故等対処設備に求められる設計方針を達成するための内部火災に対する防護方針を以下に示す。	冒頭宣言【35条】					冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 28, 191を受けた冒頭宣言	
							— (関連する共通項目の基本設計方針を示す冒頭宣言であるため) (36条No. 197～211に示す内容を火災防護計画に定めて対応)	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
			設計説明分類 (工機は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方				
197	(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリア は、発火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ず るとともに、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策及 び接地対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策を講ず る設計とする。	冒頭宣言【35 条】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 28, 119を受けた設計								
			屋外 機器・配管	追而	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として発火性物質又は引火性物質が漏えいした際に拡大しないように漏えい液受皿、堰又はオイルパンを設置することを配置設計にて説明する。	【36条-197】説明Gr4 ・可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として発火性物質又は引火性物質が漏えいした際に拡大しないように漏えい液受皿、堰又はオイルパンを設置することは内部火災に係る設計であるため、説明Gr4にて説明する。	-	追而		
				追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として燃料タンクを溶接構造又はシール構造にすることを構造設計にて説明する。	【36条-197】説明Gr4 ・可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として燃料タンクを溶接構造又はシール構造にすることは内部火災に係る設計であるため、説明Gr4にて説明する。	-	追而		
				追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として金属製の密封容器に保管することを構造設計にて説明する。	【36条-197】説明Gr4 ・可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として金属製の密封容器に保管することは内部火災に係る設計であるため、説明Gr4にて説明する。	-	追而		
				追而	構造設計	保管時に蓄電池を使用し、水素の発生の可能性がある可搬型重大事故等対処設備は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とすることを構造設計にて説明する。	【36条-197】説明Gr4 ・保管時に蓄電池を使用し、水素の発生の可能性がある可搬型重大事故等対処設備は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とすることは内部火災に係る設計であるため、説明Gr4にて説明する。	-	追而		
			屋内 機器・配管	追而	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として発火性物質又は引火性物質が漏えいした際に拡大しないように漏えい液受皿、堰又はオイルパンを設置することを配置設計にて説明する。	【36条-197】説明Gr4 ・可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として発火性物質又は引火性物質が漏えいした際に拡大しないように漏えい液受皿、堰又はオイルパンを設置することは内部火災に係る設計であるため、説明Gr4にて説明する。	-	追而		
				追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として燃料タンクを溶接構造又はシール構造にすることを構造設計にて説明する。	【36条-197】説明Gr4 ・可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として燃料タンクを溶接構造又はシール構造にすることは内部火災に係る設計であるため、説明Gr4にて説明する。	-	追而		
				追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として金属製の密封容器に保管することを構造設計にて説明する。	【36条-197】説明Gr4 ・可搬型重大事故等対処設備は火災発生防止として金属製の密封容器に保管することは内部火災に係る設計であるため、説明Gr4にて説明する。	-	追而		
				追而	構造設計	保管時に蓄電池を使用し、水素の発生の可能性がある可搬型重大事故等対処設備は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とすることを構造設計にて説明する。	【36条-197】説明Gr4 ・保管時に蓄電池を使用し、水素の発生の可能性がある可搬型重大事故等対処設備は、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とすることは内部火災に係る設計であるため、説明Gr4にて説明する。	-	追而		
			- (運用要求のため)								

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (主査は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
198	(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言【35条】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 28, 119を受けた設計						
			屋外 機器・配管	追而	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は当該設備を起因として火災になった際に他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するため、車両を保管するエリアから5m以上の空地を確保することを配置設計にて説明する。	【36条-198】説明Gr4 ・可搬型重大事故等対処設備は当該設備を起因として火災になった際に他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するため、車両を保管するエリアから5m以上の空地を確保することは内部火災に係る設計であるため、説明Gr4にて説明する。	-	追而
				追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は不燃性又は難燃性材料を使用するか、金属製容器に保管又は不燃シートを被せることで火災の発生を防止することを構造設計にて説明する。	【36条-198】説明Gr4 ・可搬型重大事故等対処設備は不燃性又は難燃性材料を使用するか、金属製容器に保管又は不燃シートを被せることで火災の発生を防止することは内部火災に係る設計であるため、説明Gr4にて説明する。	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は不燃性又は難燃性材料を使用するか、金属製容器に保管又は不燃シートを被せることで火災の発生を防止することを構造設計にて説明する。	【36条-198】説明Gr4 ・可搬型重大事故等対処設備は不燃性又は難燃性材料を使用するか、金属製容器に保管又は不燃シートを被せることで火災の発生を防止することは内部火災に係る設計であるため、説明Gr4にて説明する。	-	追而
199	(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び崖害を選定する。	冒頭宣言【35条】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 28, 119を受けた設計						
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 200~203に展開する。)						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 28, 119, 199を受けた設計						
200	風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	冒頭宣言【35条】	建物・構築物	36条A22 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	常設重大事故等対処設備は森林火災に対して防火帯の内側に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-16を代表として説明する。	-	-
			36条A22 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排気筒管理建屋は周辺に竜巻防護対策設備が設置されており設計荷重(竜巻)の影響を受けないことを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(竜巻)-15を代表として説明する。	-	-	
			36条A22 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 200-1)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は森林火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-16, 18を代表として説明する。	-	-	
			36条A22 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 200-1)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は森林火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで許容温度以下となることを評価にて説明する。		-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】	
			36条A22 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 200-2)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は石油備蓄基地火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-24, 26を代表として説明する。	-	-	
			36条A22 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 200-2)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は石油備蓄基地火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで許容温度以下となることを評価にて説明する。		-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】	
			36条A22 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 200-3)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は石油備蓄基地火災と森林火災の重疊に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-28, 29を代表として説明する。	-	-	
			36条A22 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 200-3)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は石油備蓄基地火災と森林火災の重疊に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで許容温度以下となることを評価にて説明する。		-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】	
			36条A22 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 200-4)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-32, 33を代表として説明する。	-	-	
			36条A22 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 200-4)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで許容温度以下となることを評価にて説明する。		-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】】	
			36条A22 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 200-5)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-36を代表として説明する。	-	-	
			36条A22 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 200-5)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保できていることを評価にて説明する。		-	-	
			36条A22 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 200-●)	構造設計や評価で考慮する必要のある、危険物貯蔵施設の位置情報(配置設計)を説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-37を代表として説明する。	-	-	
			36条A22 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 200-●)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発によって発生する爆風圧に対して、建屋外壁の発生応力を短期許容応力度以下となることを評価にて説明する。		-	-	
36条A22 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 200-6)	構造設計及び評価で考慮する必要のある、航空機墜落地点の情報(配置設計)を説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-39, 40を代表として説明する。	-	-				

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下級は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
200	風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	冒頭宣言【35条】	建物・構築物	36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 200-6)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は航空機墜落による火災に対して外壁及び建屋内の温度上昇を考慮した場合においても、建屋内の重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計であることを評価にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-39,40を代表として説明する。	-	-
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計 (No. 200-7)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保できていることを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-46を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 200-7)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保できていることを評価にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-46を代表として説明する。	-	-	
				配置設計 (No. 200-●)	構造設計や評価で考慮する必要がある、危険物貯蔵施設の位置情報(配置設計)を説明する。	<36条-129 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-47を代表として説明する。	-	-	
				評価 (No. 200-●)	航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対して危険距離を上回る離隔距離を確保できない重大事故等対処設備を収納する建屋は爆発によって発生する爆風圧に対して、建屋外壁の発生応力を短期許容応力度以下とし、コンクリートの構造強度を確保できることを評価にて説明する。	<36条-129 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-47を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 200-8)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計荷重(竜巻)に対して、建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚みを有することを、構造設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(竜巻)-15を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 200-8)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計荷重(竜巻)に対して建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない構造を確保できていることを評価にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(竜巻)-15を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 200-9)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保することを、構造設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(竜巻)-16を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 200-9)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、建屋の構造部材が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保することを評価にて確認する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-16,18を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 200-10)	重大事故等対処設備を収納する建屋等の外壁はコンクリートとすることを構造設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-16,18を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 200-10)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は森林火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保できていることを評価にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-24,26を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 200-11)	重大事故等対処設備を収納する建屋等の外壁はコンクリートとすることを構造設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-24,26を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 200-11)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は石油備蓄基地火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保できていることを評価にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-28,29を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 200-12)	重大事故等対処設備を収納する建屋等の外壁はコンクリートとすることを構造設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-28,29を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 200-12)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保できていることを評価にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-28,29を代表として説明する。	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請					既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
			設計説明分類 (正蔵は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方		
200	風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	冒頭宣言【35条】	建物・構築物	36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 200-13)	重大事故等対処設備を収納する建屋等の外壁はコンクリートとすることを構造設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-32, 33を代表として説明する。	-	-
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 200-13)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は敷地内の危険物貯蔵施設等の火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保できていることを評価にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-36を代表として説明する。	-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 200-●)	配置設計や評価で考慮する必要のある、危険物貯蔵施設の種類及び貯蔵容量を説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-36を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 200-●)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保できていることを評価にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-37を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 200-14)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発によって発生する爆風圧に対して、建屋外壁の発生応力を短期許容応力度以下とする鉄筋量、梁幅等とすることを構造設計として説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-39, 40を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 200-14)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発によって発生する爆風圧に対して、建屋外壁の発生応力を短期許容応力度以下となることを評価にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-39, 40を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 200-●)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は航空機落下による火災に対して外壁温度上昇及び温度上昇に伴う表面部分のコンクリートひび割れ、強度低下を考慮しても、建屋外壁の機能を維持するよう十分な外壁厚を確保することを構造設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-13を代表として説明する。	-	-	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 200-●)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は航空機落下による火災に対して外壁及び建屋内の温度上昇を考慮した場合においても、建屋内の重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計であることを評価にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-13を代表として説明する。	-	<航空機墜落火災全般> ⇒防護対策の考え方、評価対象の選定、評価対象の分類及び評価方針を示す。 【補足重事07(添付12)航空機墜落による火災の防護設計について】	
			36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	防火帯は延焼しない設計とするため、防火帯内に可燃物を設置する場合は、可燃物が露出している箇所に対して、不燃シートでの養生、電線管については不燃性の電線管への交換、延焼防止塗料の塗布又は防火テープの巻付、地上面にある可燃性のトラフについてはコンクリート製の蓋で覆うことを構造設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-14を代表として説明する。	-	-	
			屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は竜巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(竜巻)-14を代表として説明する。	-	-
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は竜巻に対して100m以上の離隔距離を確保した異なる場所にも保管することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の36条-31を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は森林火災に対して防火帯の内側に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の8条(外部火災)-18を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計 (No. 200-15)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は森林火災による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に設置又は保管することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の8条(外部火災)-18を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 200-15)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は森林火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで重大事故等対処設備の許容温度以下となることを評価にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の8条(外部火災)-18を代表として説明する。	-	<代表施設の設定> ⇒火災源に最も近い設備を代表として評価した根拠および選定結果を示す。 【補足重事07(添付14)外部火災への配慮が必要な施設のうち評価を行う代表施設について】	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
200	風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	冒頭宣言【35条】	屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計 (No. 200-16)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に設置又は保管することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の8条(外部火災)-26を代表として説明する。	-	-
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 200-16)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災による輻射強度に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで重大事故等対処設備の許容温度以下となることを評価にて説明する。	-	-		
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計 (No. 200-17)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災と森林火災の重畳による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に設置又は保管することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の8条(外部火災)-29を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 200-17)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで重大事故等対処設備の許容温度以下となることを評価にて説明する。	-	-		
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計 (No. 200-18)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は危険物貯蔵施設等の火災による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に設置又は保管することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の8条(外部火災)-33を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 200-18)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は危険物貯蔵施設等の火災に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで重大事故等対処設備の許容温度以下となることを評価にて説明する。	-	-		
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計 (No. 200-19)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は危険物貯蔵施設等の爆発に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の8条(外部火災)-36を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 200-19)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は危険物貯蔵施設等の爆発に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保できていることを評価にて説明する。	-	-		
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計 (No. 200-●)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の8条(外部火災)-46を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 200-●)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保できていることを評価にて説明する。	-	-		
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は航空機落下によって発生する火災に対して100m以上の離隔距離を確保した複数の場所に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の36条-122を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は森林火災による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は森林火災による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の36条-123を代表として説明する。	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下級は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
200	風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	冒頭宣言【35条】	屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳による輻射強度に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-123を代表として説明する。	-	-
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外の可搬型重大事故等対処設備はばい煙に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・屋外の可搬型重大事故等対処設備はばい煙に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない離隔距離を確保した位置に移動することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-123を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 200-20)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は風荷重に対して固縛装置により固縛又は固縛装置により固縛されたコンテナ等に収納することを構造設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-122を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 200-20)	屋外の可搬型重大事故等対処設備又は可搬型重大事故等対処設備を収納するコンテナ等は風荷重に対して固縛状態を維持できることを評価にて説明する。	-	-		
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 200-21)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は風荷重に対して固定又は固定されたコンテナ等に収納することを構造設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-122を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 200-21)	屋外の可搬型重大事故等対処設備又は可搬型重大事故等対処設備を収納するコンテナ等は風荷重に対して固定状態を維持できることを評価にて説明する。	-	-		
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	構造設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は森林火災による輻射熱の影響に対して散水する場合においても、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう、収納コンテナに収納することを構造設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は森林火災及び石油備蓄基地火災の重畳による輻射熱の影響に対して散水する場合においても、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう、収納コンテナに収納することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-129を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	構造設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は森林火災及び石油備蓄基地火災の重畳による輻射熱の影響に対して散水する場合においても、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう、収納コンテナに収納することを構造設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は森林火災及び石油備蓄基地火災の重畳による輻射熱の影響に対して散水する場合においても、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう、収納コンテナに収納することについては共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の36条-129を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 200-●)	配置設計や評価で考慮する必要がある、危険物貯蔵施設の種類及び貯蔵容量を説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-36を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 200-●)	屋外の常設重大事故等対処設備は危険物貯蔵施設等の爆発に対して火災源から危険距離を上回る離隔距離を確保することで重大事故等対処設備の許容温度以下となることを評価にて説明する。	-	-		
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 200-●)	配置設計や評価で考慮する必要がある、危険物貯蔵施設の種類及び貯蔵容量を説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「屋外 機器・配管」の8条(外部火災)-46を代表として説明する。	-	-	
			36条B② 可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 200-●)	屋外の常設重大事故等対処設備は航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対して爆発源から危険距離を上回る離隔距離を確保できていることを評価にて説明する。	-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
200	風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	冒頭宣言【35条】	屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	構造設計	防火帯は延焼しない設計とするため、防火帯内に可燃物を設置する場合は、可燃物が露出している箇所に対して、不燃シートでの養生、電線管については不燃性の電線管への交換、延焼防止塗料の塗布又は防火テープの巻付、地上面にある可燃性のトラフについてはコンクリート製の蓋で覆うことを構造設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-13を代表として説明する。	-	-
			屋内 機器・配管	36条C② 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象から防護するために必要な設備	配置設計	屋内の可搬型重大事故等対処設備は竜巻に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(竜巻)-14を代表として説明する。	-	-
				36条C② 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象から防護するために必要な設備	配置設計	屋内の可搬型重大事故等対処設備は竜巻に対して100m以上の離隔距離を確保した異なる場所にも保管することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「屋外機器・配管」の36条-31を代表として説明する。	-	-
				36条C② 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象から防護するために必要な設備	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は森林火災に対して防火帯の内側に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(外部火災)-15を代表として説明する。	-	-
				36条C② 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象から防護するために必要な設備	配置設計	屋内の可搬型重大事故等対処設備は森林火災に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置又は保管することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(外部火災)-15を代表として説明する。	-	-
				36条C② 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象から防護するために必要な設備	配置設計	屋内の可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置又は保管することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(外部火災)-15を代表として説明する。	-	-
				36条C② 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象から防護するために必要な設備	配置設計	屋内の可搬型重大事故等対処設備は石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置又は保管することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(外部火災)-15を代表として説明する。	-	-
				36条C② 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象から防護するために必要な設備	配置設計	屋内の可搬型重大事故等対処設備は危険物貯蔵施設等の火災に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置又は保管することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(外部火災)-15を代表として説明する。	-	-
				36条C② 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象から防護するために必要な設備	配置設計	屋内の可搬型重大事故等対処設備は危険物貯蔵施設等の爆発に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(外部火災)-15を代表として説明する。	-	-
				36条C② 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象から防護するために必要な設備	配置設計	屋内の可搬型重大事故等対処設備は航空機落下による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の爆発が重畳した場合の爆風圧に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管することを配置設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「屋内機器・配管」の8条(外部火災)-15を代表として説明する。	-	-
				36条C② 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象から防護するために必要な設備	構造設計	防火帯は延焼しない設計とするため、防火帯内に可燃物を設置する場合は、可燃物が露出している箇所に対して、不燃シートでの養生、電線管については不燃性の電線管への交換、延焼防止塗料の塗布又は防火テープの巻付、地上面にある可燃性のトラフについてはコンクリート製の蓋で覆うことを構造設計にて説明する。	<36条-200 代表以外> ・共通方針であること ・Gr1再処理施設の「建物・構築物」の8条(外部火災)-13を代表として説明する。	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (正意は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲(対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
200	風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災の発生を防止する。	冒頭宣言【35条】	竜巻防護対策設備	36条D⑨ 飛来物防護板	構造設計 (No. 200-22)	<ul style="list-style-type: none"> ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置することを構造設計にて説明する。 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、竜巻防護対策設備内への侵入を防止することを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(竜巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えないことを構造設計にて説明する。 ・支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(フレーム・トラス等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有することを構造設計にて説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> <36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「竜巻防護対策設備」の8条(竜巻)-34を代表として説明する。 	/	-
			36条D⑨ 飛来物防護板	36条D⑨ 飛来物防護板	<ul style="list-style-type: none"> <36条-200 代表以外> ・共通方針であることから、Gr1再処理施設の「竜巻防護対策設備」の8条(竜巻)-34を代表として説明する。 				
			36条D⑨ 飛来物防護板	36条D⑨ 飛来物防護板	<ul style="list-style-type: none"> ・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設けることを構造設計にて説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じていることを評価にて説明する。 ・防護板(鋼材)の取付ボルトは、設計荷重(竜巻)に対して、防護板(鋼材)が脱落しない強度を有していることを評価にて説明する。 ・支持架構は、設計荷重(竜巻)に対して防護板(鋼材)を支持できるよう、支持架構を構成する部材の倒壊、転倒及び脱落が生じない強度を確保できていることを評価にて説明する。 ・防護板(鉄筋コンクリート)は、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。 	/	-	
			36条D⑨ 飛来物防護板	評価 (No. 200-22)	<ul style="list-style-type: none"> ・防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。 				
(運用要求のため)									

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下蔵は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
201	生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対しては、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	冒頭宣言【第35条】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 28, 119, 199を受けた設計						
			建物・構築物	36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備を収納する建屋等の外気取入口にバードスクリーンを設置することにより、生物の侵入の防止又は抑制をすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計は、外部事象防護対象施設が鳥類、昆虫類及び小動物の侵入に対してバードスクリーン、フィルタの設置又は保護構造を有する設計等により安全機能を損なわない設計に該当することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-	
				36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備を収納する建屋等の貫通部の止水処理をすることにより、生物の建屋等内への侵入を防止することで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計は、外部事象防護対象施設が鳥類、昆虫類及び小動物の侵入に対してバードスクリーン、フィルタの設置又は保護構造を有する設計等により安全機能を損なわない設計に該当することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-	
			屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は生物学的事象に対して密封構造により、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計は、外部事象防護対象施設が鳥類、昆虫類及び小動物の侵入に対してバードスクリーン、フィルタの設置又は保護構造を有する設計等により安全機能を損なわない設計に該当することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-	
				36条B② 可搬型重大事故等対処設備	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は生物学的事象に対してメッシュ構造により、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計は、外部事象防護対象施設が鳥類、昆虫類及び小動物の侵入に対してバードスクリーン、フィルタの設置又は保護構造を有する設計等により安全機能を損なわない設計に該当することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-	
			屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は生物学的事象に対してシール処理により、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する設計は、外部事象防護対象施設が鳥類、昆虫類及び小動物の侵入に対してバードスクリーン、フィルタの設置又は保護構造を有する設計等により安全機能を損なわない設計に該当することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-	
			36条C② 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象から防護するために必要な設備	システム設計	重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備を収納する建屋等の換気設備の給気系、重大事故等対処設備の給気系にフィルタ等を設置することにより、生物の侵入を防止することで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計は、外部事象防護対象施設が鳥類、昆虫類及び小動物の侵入に対してバードスクリーン、フィルタの設置又は保護構造を有する設計等により安全機能を損なわない設計に該当することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-		
			36条C② 可搬型重大事故等対処設備、生物学的事象から防護するために必要な設備	配置設計	可搬型重大事故等対処設備は生物学的事象に対して侵入防止措置をしている建屋に設置する設計は、外部事象防護対象施設が鳥類、昆虫類及び小動物の侵入に対してバードスクリーン、フィルタの設置又は保護構造を有する設計等により安全機能を損なわない設計に該当することから、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(その他)-23	-	-		
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 176に展開する。)						
202	津波、凍結、高風、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。	冒頭宣言【35条】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 28, 119, 199, 202を受けた設計						
			(冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No. 203に展開する。)						
203	したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言【35条】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 28, 119, 199, 202を受けた設計						
			屋外 機器・配管	追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずることを構造設計にて説明する。	【36条-203】説明Gr4・可搬型重大事故等対処設備は落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずることは内部火災に係る設計であるため、説明Gr4にて説明する。	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	構造設計	可搬型重大事故等対処設備は落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずることを構造設計にて説明する。	<36条-203 代表以外>・共通方針であることから、Gr4再処理施設の「屋外機器・配管」の36条-203を代表として説明する。	-	追而

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下級は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
204	(4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設ける設計とする。 可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	冒頭宣言【35条】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 28, 119を受けた設計						
			屋外 機器・配管	追而	配置設計	早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-204 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而
				追而	配置設計	火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置することを配置設計にて説明する。	<36条-204 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	配置設計	早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-204 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而
			追而	配置設計	火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発生する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置することを配置設計にて説明する。	<36条-204 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而	
205	消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	冒頭宣言【35条】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 28, 119を受けた設計						
			屋外 機器・配管	追而	配置設計	消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置することを配置設計にて説明する。	<36条-205 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	配置設計	消火設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置することを配置設計にて説明する。	<36条-205 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而
206	消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。	冒頭宣言【35条】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 28, 119を受けた設計						
			屋外 機器・配管	追而	配置設計	可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える消火設備を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-206 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	配置設計	可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消火剤を備える消火設備を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-206 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而
207	火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備する設計とする。	冒頭宣言【35条】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 28, 119を受けた設計						
			屋外 機器・配管	追而	配置設計	火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備することを配置設計にて説明する。	<36条-207 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	配置設計	火災時の消火活動のため、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を配備することを配置設計にて説明する。	<36条-207 代表以外> ・共通方針であることから、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而
208	重大事故等への対処を行う屋内のアクセスルートには、重大事故等が発生した場合のアクセスルート上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動については保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言【35条】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 28, 119を受けた設計						
			- (運用要求のため)						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2回申請						
			設計説明分類 (下盤は代表)	各基本設計方針の対象となる 範囲 (対象範囲は資料1別添 参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
209	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所には、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。	冒頭宣言【35条】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 28, 119を受けた設計						
			屋外 機器・配管	追而	配置設計	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所には、固定式消火設備を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-209 代表以外> ・共通方針であること から、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	配置設計	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となる箇所には、固定式消火設備を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-209 代表以外> ・共通方針であること から、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而
210	消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。	冒頭宣言【35条】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 28, 119を受けた設計						
			屋外 機器・配管	追而	配置設計	消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-210 代表以外> ・共通方針であること から、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	配置設計	消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-210 代表以外> ・共通方針であること から、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而
211	(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。	冒頭宣言【35条】	冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No. 28, 119を受けた設計						
			屋外 機器・配管	追而	配置設計	凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した火災感知設備及び消火設備を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-211 代表以外> ・共通方針であること から、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而
			屋内 機器・配管	追而	配置設計	凍結、風水害、地震時の地盤変位を考慮した火災感知設備及び消火設備を設置することを配置設計にて説明する。	<36条-211 代表以外> ・共通方針であること から、Gr4再処理施設の35条を代表として説明する。	-	追而

凡例
 ・「説明対象」について
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回次で記載しない項目
 -：当該申請回次で記載しない項目